



筑後黒木

'05-'06

黒木町黒木伝統的建造物群保存対策調査報告
一町並み資料集成Ⅰ〔建築土木遺産・構想篇〕一

福岡県 | 黒木町教育委員会
2008 | 3





'05-'06

筑後黒木

黒木町黒木伝統的建造物群保存対策調査報告
一町並み資料集成Ⅰ〔建築土木遺産・構想篇〕一

福岡県 | 黒木町教育委員会

2008 | 3

- 〔福岡県〕
 ①朝倉市秋月〔城下町〕
 ②うきは市筑後吉井〔在郷町〕
 ③八女市八女福岡〔商家町〕
 ④黒木町黒木〔在方町〕
- 〔大分県〕
 ⑤日田市豆田町〔商家町〕
- 〔佐賀県〕
 ⑥有田町有田内山〔製磁町〕
 ⑦嬉野市塩田津〔商家町〕
 ⑧鹿島市浜庄津町浜金屋町〔港町・在郷町〕
 鹿島市浜中町八本木宿〔醸造町〕
- 〔長崎県〕
 ⑨長崎市東山手・南山手〔港町〕
 ⑩雲仙市神代小路〔武家町〕
 ⑪平戸市大島村神浦〔港町〕

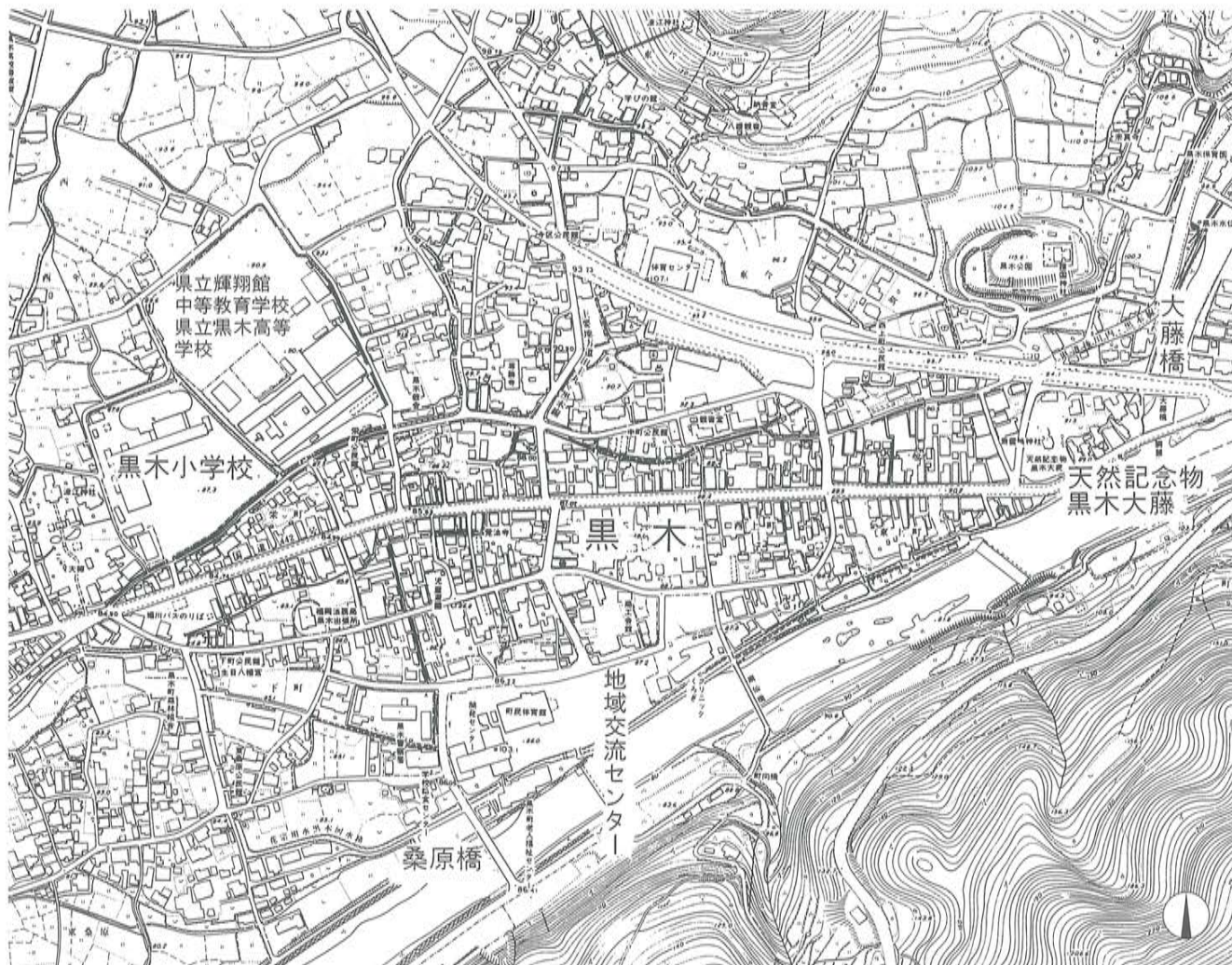


九州北部伝建地区所在位置図

黒木町位置図 (S=1/125,000)



この地図は、測量法第29条に基づく複製承認を得て、国土地理院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平8九複、第31号)の一部を転載・加筆したものです。
 測点:「まちなみ交流館 田松木家住宅」前(引照点No20(世界測地系))

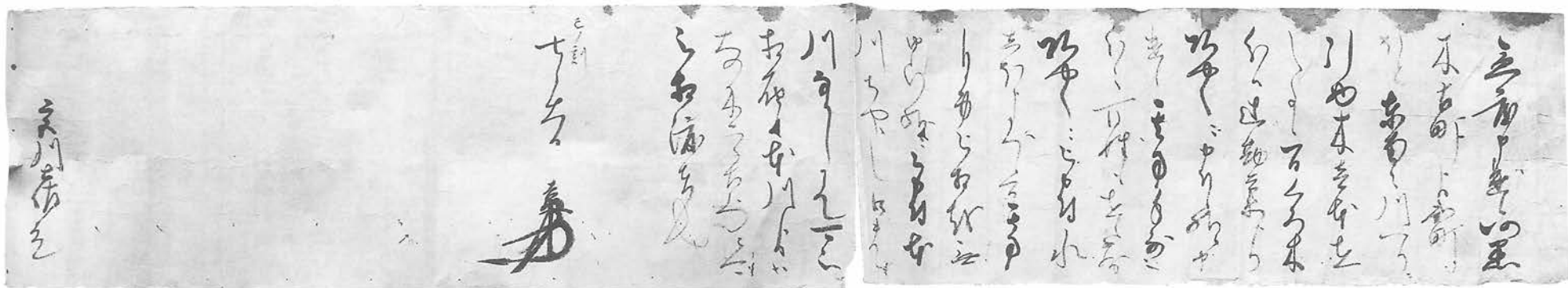


黒木町黒木地区位置図〔部分〕(S=1/6,500)

この地図は、測量法第29条に基づく複製承認を得て、国土地理院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平12、九公第291号)の一部を転載・加筆したものです。



黒木地区航空写真 (S ≒ 1/6,500) [平成13年撮影：福岡県土木部砂防課提供]



「田中吉政触書」慶長13年(1608)7月 宮川土佐宛 [稲員家文書]
福岡県指定有形文化財【書跡】

△読下文▽

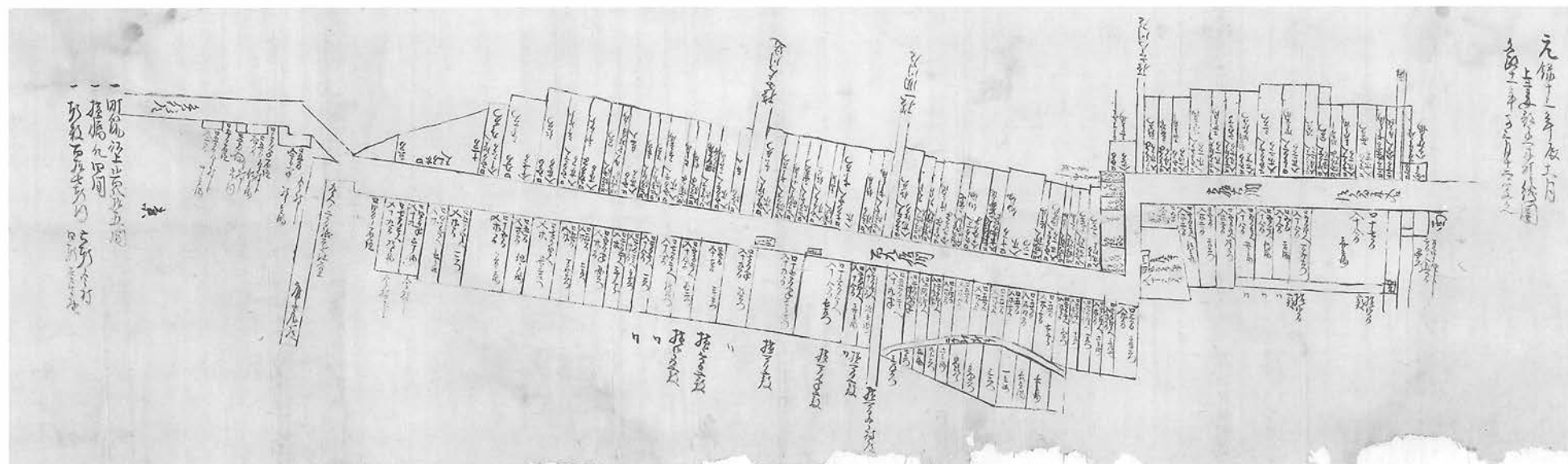
急度申遣候、仍黒
木古町より貳町
ほど東南之川へりニ
引物木壱本在
之事候間、くろ木
分ハ辻勘兵衛より
頭やくニ申付候様ニ申
遣候、其方手前之
分之百姓も在之、不残
頭やくニ被申付、水
しほよく候間、其方
自身被相越、無
油断様ニ被申付、本
川ちやうし口まで
川なかし候て、可被
相届候、本川よりハ
大の木二郎左衛門ニ、可
被相渡者也

巳ノ刻

七月十一日

吉政(花押)

宮川土佐 殿



元禄13年「上妻郡黒木町絵図」[文政11年写]（浦部 守 氏蔵）



下町の町並み〔南側〕 横溝千恵子家住宅（手前）、大淵小枝子家住宅（奥）



中町の町並み〔南側〕 柴尾友昭家住宅（手前）、富田利満家住宅（奥）



東上町の町並み〔南側〕 三谷忠雄家住宅（手前）、中山岩男家住宅（中）、野崎弘家主屋（奥）



東上町の屋敷尻〔北側・中井手用水〕 旭松酒造(株)土蔵・倉庫（手前）、柴尾重幸家倉庫（奥）



東上町の屋敷尻〔南側・黒木廻水路〕（手前）、中山岩男家倉庫（奥）



下町の屋敷尻〔南側〕 横溝千恵子家土蔵・納屋（左）、下町観音堂・弘法堂（右）



黒木町指定有形文化財 南仙橋 | 昭和29年3月架橋
一級河川・矢部川 木製橋梁、橋長63.0m、橋幅3.568m、橋脚7基（連続桁橋）



南仙橋旧状 | 昭和初期
昭和28年6月26日の大水害流出前の仮橋から猫尾城跡を望む



福岡県指定天然記念物 津江神社のクス | 平安時代
伝・嘉応元年(1169)、初代猫尾城主 源 助能植栽、幹周り約15m、樹高約40m



国指定天然記念物 黒木のフジ | 南北朝時代
伝・応永2年(1395)、後征西将軍 良成親王植栽、樹環約32.5m (4月中旬開花)

[松尾隆志氏撮影]

↓ 下町連続現況屋根伏図（S = 1/1,000）



↑ 東上町連続現況屋根伏図（S = 1/1,000）

序

九州・福岡県の東南部、筑肥山地の裾野に位置する黒木町は、平安末期の仁安2年(1167)、大蔵大輔 源 助能^{すけよし}が拠った猫尾城を中心として、以後400年余りにわたり近郷21ヶ村を治める城下都市として長らく統治されてきました。

落城後は、天正期の福島城主・筑紫広門により下町が町建てされ、さらに、慶長期の筑後国主・田中吉政により中町・上町が町立てされ、元和6年(1620)に初代久留米藩主・有馬豊氏が入国し、豊後別路の往還道整備を受けました。

黒木地区は交通の要衝として、江戸時代を通じ豊富な林産物の取引を背景に久留米藩領の「在方町^{ざいかたまち}」として同藩五ヶ町の1つに数えられ、明治から大正時代頃まで人馬の往来が繁く町並みは全盛期を迎え、八女福島につぐ、八女郡第二の商都^{うた}と謳われました。

町並みは、明治13年(1880)の大火前後に建築された「居蔵^{いぐら}」と呼ばれる町家が建ち並び、明治41年(1908)、民俗学者・柳田國男は当地を訪れ、路傍の清流や並木、石張りの塗り家を見聞して全国にも類稀^{たぐいまれ}な“古く黒みたる市街”と評し、奇談として紹介しています。

近年、我が国における少子・高齢と国際化の進展は著しく、農林業を主体とする本町の経済状況は縮小の過渡期にあります。町並みとして育まれた歴史的風致を再評価するため、平成16・17年度、伝統的建造物群保存対策調査を実施したところ、町並みは、矢部川水系を介した農山村集落の共同体から芽生え、周辺景観と一体となった伝統的な空間が形成され、文化財としての価値が極めて高いことが明らかになりました。

また、住民アンケート調査から、伝統家屋に愛着を感じ今後も住み続けていきたいとする意思表示が83%を占め、先人の建築遺産を子孫に伝えていくことが課題となっています。

なお、当地区は、町並みと深い関係にある矢部川の水に感謝する「川祭^{かわまつり}」が江戸時代から継承されており、「組」と呼ばれるコミュニティーも生き続け、相隣の密接なネットワークを活用した取組みこそが、災害に備え安心・安全に住み継ぐ前提になるものと確信します。

本書は、先に刊行した報告書の建築土木遺産・構想篇で、「まちづくり」のテキストとして編んだもので、文化財に対する理解の一助として活用いただき、保存同意の意思表示を通じ「重要伝統的建造物群保存地区」の国選定を果たしたいと願っております。

最後に、適切な指導・助言を賜りました文化庁文化財部参事官(建造物担当)並びに福岡県教育庁総務部文化財保護課、現地調査を担当いただきました九州大学大学院芸術工学研究院宮本雅明教授、同院 加藤仁美 元教授、久留米工業大学建築・設備工学科 大森洋子教授、(株)都市環境研究所九州事務所 赤松 悟 主任研究員をはじめ、各研究室の大学院生・学部学生のみなさん、調査委員会委員の皆様衷心よりお礼申し上げますとともに、調査に全面協力いただきました住民各位のご厚意に対し、本書の上梓をもって報告といたします。

平成20年(2008)3月

黒木町長 小川 光 吉

例 言

1. 本書は、平成 17 年度に黒木町教育委員会が刊行した『筑後黒木 黒木町黒木伝統的建造物群保存対策調査報告』の建築土木遺産・構想篇です。
2. 調査地区は、大字黒木全域と、桑原、今、本分の一部の地区です。
3. 本調査の調査員及び調査補助員は下記の通りです。
 なお、本書に記載する所属・職名は当時のものです。
 調査員は九州大学大学院芸術工学研究院教授：宮本雅明、同元教授：加藤仁美、久留米工業大学建築・設備工学科教授：大森洋子、(株)都市環境研究所九州事務所主任研究員：赤松 悟、調査補助員は九州大学大学院芸術工学府博士後期課程学生：麻生由季、九州芸術工科大学大学院博士前期課程学生：紫尾陽子、土岐明子、九州大学大学院芸術工学府修士課程学生：成田 聖、谷口 顕、奈良文子、原口純平、深田和裕、九州大学大学院芸術工学府研究生：日隈康喜、赤松有希、橋口創史、九州芸術工科大学芸術工学部学生：皿井妙奈、成松晋吾、植生香織、久留米工業大学建築・設備工学科大学院生：白瀬亮、久留米工業大学建築・設備工学科学生：佐藤和志、永瀧義紀、山崎翔平、沢津橋太一、西村浩樹、藤田晃一郎、近藤隆之で、九州大学理学部元助手：浜本礼子、九州大学図書館元司書：深見康子、中島孝行、アトリエ：中島孝行、花宗用水組合事務局長：下川富士夫、黒木町用水管理委員会委員長：原 一郎、同委員：樋口光義、黒木町商工会事務局長：馬渡淳二、福岡県文化財保護指導委員：佐々木四十臣、八女市文化財専門委員：馬場紘一が調査協力し、福岡法務局八女支局、福岡県土木部砂防課、稲員保則、浦部 守、松尾隆志、(株)瓦宇工業所：小林章男より資料提供を受けました。
4. 本書の監修、執筆分担及び図版作成は次の通りです。
 監修は九州大学大学院芸術工学研究院歴史環境研究室、執筆は序章：宮本雅明、第 1 章：宮本雅明（協力：谷口顕）、第 2 章：宮本雅明（協力：谷口顕）、第 3 章：加藤仁美（協力：紫尾陽子）、第 4 章：大森洋子、第 5 章：宮本雅明、第 6 章：大森洋子、第 7 章：赤松 悟、付録（I）用語解説：大島真一郎が担当し、図版作成は 3 に掲げた調査補助員及び九州大学大学院芸術工学府修士課程学生：江副高章が分担、加藤仁美、大森洋子、谷口顕が調製しました。
5. 本書の事務分掌は、黒木町教育長：松尾建太郎が総括、教育委員会次長：森田和喜が経費執行、同参事兼社会教育係長：井上龍児が調整事務、同係：大島真一郎が企画・編集及び用語解説執筆を担当しました。
6. 本書では、本報告書 2-2 に収載した民家調査の成果による建築履歴の取扱いについて、個人情報保護の観点から割愛しました。
7. 本書の図版は、特記のない限り、上を北として配置し、縮尺は復原平面図が 400 分の 1、断面図が 200 分の 1 です。上記と縮尺が異なる場合は、図版に縮尺を（ ）内に示しました。



目 次

<前付>

巻頭資料

黒木町黒木地区位置図	ii
黒木地区航空写真	iii
「田中吉政触書」	iv
「上妻郡黒木町絵図」(写)	v
口絵	vi~xi
連続現況屋根伏図	xii
序	xiii
例言	xiv
目次	xv
「重要伝統的建造物群保存地区」選定によるまちづくり	xvi

<本文>

序 章	調査の概要	1
第1章	町並みの形成史	
1-1	町並みの成立基盤	2
1-2	町並み空間の形成	6
1-3	町並み景観の形成	12
第2章	町並みの建築史	
2-1	総論	20
2-2	寺社建築各論	28
第3章	町並みの水環境	
3-1	総論	34
3-2	井堰と水路の形成	34
3-3	水路網の構造と水秩序	37
3-4	町並みの水環境	43
3-5	水環境保全の課題と方向	53
第4章	町並みの景観構成	
4-1	歴史的景観資源の分布	54
第5章	町並みの諸特質	
5-1	総論	64
5-2	上町	66
5-3	中町	70
5-4	下町	72
5-5	本分	75
5-6	今	76
5-7	桑原	77
第6章	町並みと地域社会	
6-1	地域の建物ストックの現状	78
6-2	町並み保存とまちづくりの経緯	82
6-3	町並みを支える居住者	84
第7章	町並みの保存構想	
7-1	町並み保存の考え方	95
7-2	町並み保存の方針	96
7-3	町並みとまちづくりの将来	100

<後付>

付録(Ⅰ) 用語解説	I・II
付録(Ⅱ) 文献・史資料	III
個人情報保護方針等	IV



「重要伝統的建造物群保存地区」選定によるまちづくり

◆日本社会の成熟と黒木町の現状

わたしたち先人らの営みにより、黒木町には物資の集散に伴う繁栄の歴史として、商家の町並みが受け継がれています。

黒木の重厚な伝統的町並みは、永い年月をかけて形づくられた日本の重要な歴史的遺産のひとつです。これらは、我が国の歴史や文化を理解するために欠くことのできないものであり、後世に伝えていく責務を負っています。町並み景観は、少子・高齢の進展による著しい過疎化に伴い、昭和40年代後半より変容の兆しを見せ、八女郡第二の商都と謳われた繁栄は、もはや過去の記憶となり、求心力の低下とともに住み続けていく誇りや自信が失われかけています。町ではこれらの現状を打開するため、地域特性に根ざした新たなまちづくりを構想しています。

◆「伝建制度」を活用した新たなまちづくりに向けて

日本の町並みは、昭和50年の文化財保護法の改正により、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成する伝統的建造物群を新たな文化財とし、周囲の歴史的環境を含めて保存する「伝統的建造物群保存地区」制度が創設されました。

保存地区は、そこに暮らす住民の生活とともにあり、行政と協力して主体的に取り組む制度となっており、さらに国は、特に価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区（略称：重伝建地区）として選定し、半永久的にまちづくりを支援します。

このように、国の選定を受けて取り組む持続可能なまちづくりが国内外から注目を集め、その重要性が一段と高まっています。

「重伝建地区」は、全国に80地区、うち、九州北部に11地区が所在し、県内は筑後吉井、朝倉市秋月・八女福島の3地区が選定され、その先駆的な取組みが注目を集めています。

黒木町では平成16・17年度、黒木地区の都市史・建築史学などの学術的評価を得るため、伝統的建造物群保存対策調査（文化庁）を実施し、地元協力を得て家屋調査や環境資源及び住民アンケート調査を行いました。そのなかで、伝統家屋に愛着をもち住み続けていきたいとする意思表示が83%に達し、地域の伝統的町並みをこれからのまちづくりに反映させていくことが重要な政策課題となっています。

この結果を背景に、規範となるルールづくりと町並みとともに守り育てていく取組みが不可欠で、地区住民の合意形成により、町では、伝統的建造物を含む歴史的風致を一体的に保存していく「伝統的建造物群保存地区」制度を導入します。

◆住民と行政の協働による安心・安全な「防災まちづくり」へ

黒木地区は、矢部川の水の恵みに感謝する「川祭」の名残があり、町内会を単位とする34組がコミュニティを守り続けています。木造建築が密集し、明治13年の大火を経験した町方ゆえに結束も固く、「観音講」などの社交場も息づいています。

将来にわたり、この地で安心・安全に住み継いでいくためには、大規模地震や火災等を想定した「防災計画」の策定が前提となり、川祭の「組」の継承基盤を活用した自主防災組織の役割を担い、住民と行政の協働による「防災まちづくり」が求められています。

本年度、「保存計画」並びに「防災計画」の基本的枠組を策定し、平成20年度、国へ「重要伝統的建造物群保存地区」の申し出を行い、選定後の平成22年度から修理・修景事業に着手予定です。

ふゆやま
冬山にさへぎられたる朝日かげ
あさひ
いま街並の一角に射す
まちなみ
いっかく

序章 調査の概要

■調査の目的

矢部川と笠原川が合流する地点の西側に広がる黒木町黒木の町並みは久留米藩領の在方町として発展を遂げた。矢部川や笠原川から引かれた水路が町中を貫流し、明治期以降建設された重厚な居蔵造の町家が建ち並ぶ町並みを今日に伝えている。この先人が残した歴史の町並みを将来世代に伝えるため、文化庁と福岡県の補助を得て伝統的建造物群保存対策調査を実施することとなった。

以上の経緯を踏まえ、調査は町と町並みの歴史、町の建築物の歴史、町並みを貫流する水路の歴史と現況、町並み景観と地域社会の現況について学術調査を行い、将来に伝えるべき黒木の町並みの歴史的・空間的・景観的特質を把握するとともに、学術的見地から町並みの保存構想を検討することによって、都市計画法及び文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区の設定と保存計画の策定に資する基礎資料を得ることを目的として実施した。

■調査の方法

以上の目的に照らし、調査項目として都市史調査、建築史調査、水環境調査、景観調査、地域社会調査、保存構想策定の6点を掲げ、以下の内容の調査を実施した。都市史調査では、既往文献、文献史料、絵図史料、地籍資料、写真資料に基づいて、町並みを構成する都市空間や都市景観の成立と変遷について検討を加え、建築史調査では、町並みを構成する伝統的な建築物の悉皆調査に基づいて、個々の建築物の履歴と実態を把握し、水環境調査では、既往文献、文献史料、絵図史料、地籍資料、現地踏査、ヒアリング調査に基づいて、水系を軸として形成された町並みの水環境や水秩序の実態を把握し、景観調査では、町並みを構成する伝統的景観構成要素の分布調査と町並みの連続立面図の作成を通して町並み景観の現況を把握し、地域社会調査では、住民に対するアンケート調査やヒアリング調査を通して町並みを支える地域社会の実態を把握する。

以上の調査を通して保存すべき町並みの歴史的・空間的特性・景観的特性を明らかにするとともに、保存すべき伝統的な建築物と工作物、これらと一体をなす環境要素、町並み空間と町並み景観、水環境を形成する秩序を抽出し、最後にこれらを保存し活用するための保存構想の枠組みを提示する。

■調査の体制

以上の調査は、次の調査委員会を組織し、関係機関の指導及び助言を得て実施した。

黒木町伝統的建造物群保存対策調査委員会

- 吉村 誠（委員長：黒木町文化財専門委員会会長）
 宮本雅明（副委員長：九州大学大学院芸術工学研究院教授・工博）
 【都市史・建築史調査担当】
 加藤仁美（委員：九州大学大学院芸術工学研究院元教授・工博）
 【水環境調査担当】
 大森洋子（委員：久留米工業大学建築・設備工学科教授・工博）
 【環境・地域社会調査担当】
 赤松 悟（（株）都市環境研究所九州事務所主任研究員）
 【保存構想策定担当】
 三池正幸（委員：黒木地区区長会長〔16年度〕）
 後藤和幸（委員：東上町区長・黒木地区区長会長〔17年度〕）
 椿原礼二郎（委員：西上町区長〔16年度〕）、龍 壽一（同：〔17年度〕）
 秀徳龍彦（委員：中町区長〔17年度前職兼任〕）
 田中義明（委員：下町区長）
 柴尾清成（委員：栄町区長）
 松家幸八（委員：馬場区長）
 原 澄宏（委員：（社）福岡県建築士会八女支部黒木地区代表）
 田北一人（委員：黒木町企画振興課長）
 梅野春行（委員：黒木町土木課長）
 川原初男（委員：黒木町経済課長）
 梅津章子（調査指導：文化庁文化財部建造物課
 伝統的建造物群部門文部科学技官・工博〔16年度〕）
 熊本達哉（調査指導：文化庁文化財部参事官（建造物担当）付
 伝統的建造物群部門主任文化財調査官〔17年度〕）
 田上 稔（調査指導：福岡県教育庁総務部文化財保護課技術主査）
 大島真一郎（事務局：黒木町教育委員会生涯学習課主査）

なお、建築史調査と都市史調査は九州大学大学院芸術工学府学生及び九州芸術工科大学学部学生、景観調査と地域社会調査には久留米工業大学の大学院学生と学部学生が調査補助員として協力した。調査補助員氏名は巻頭の例言に示した通りである。

■調査の経過

調査は平成16年9月に周辺集落の建築史調査と景観調査を予備的に開始し、平成17年1月開催の第一回調査委員会では、全体の調査目的、建築史調査、景観調査、水環境調査の方法と対象について審議し、同年3月から本調査を実施した。同年3月開催の第二回調査委員会では、建築史調査、景観調査、水環境調査の中間報告を行うとともに、地域社会調査の方法を審議し、同年7月から平成18年1月にかけて本調査を実施した。平成17年12月開催の第三回委員会では、都市史調査、水環境調査、景観調査、地域社会調査の中間報告を行うとともに、保存構想の枠組と報告書の構成について審議し、報告書のとりまとめに着手した。平成18年3月開催の第四回委員会では、報告書と保存構想の内容について審議し、本報告書を最終的にとりまとめた。

第1章 町並みの形成史

1-1 町並みの成立基盤

■黒木氏と猫尾城

黒木の地は古代より上妻郡に属し、町並みは矢部川と笠原川が合流する地点の西側に形成された。この合流点を見下ろす東側の山上に築かれたのが猫尾＝黒木城で、この地一帯を支配した黒木氏が築城し、本拠としたことが知られている。

黒木氏の支配は、仁安元年(1166)頃、黒木助能が大隅国根占の地から黒木郷へ居を移したことに由来し、猫尾＝黒木城を築いたのは文治2年(1186)と伝えられる(『黒木町年表』)。当初黒木氏は根占氏を名乗ったが、地名を名字として黒木姓に改めたとされる(『黒木町史』)。

黒木の地名の史料上の初見は文保元年(1317)9月10日の「鎮西御教書」(五条家文書)で、「黒木」菖蒲田などを巡る相論の中に登場し、黒木城の名は足利尊氏による建武3年(1336)3月8日の黒木城攻撃(「北肥戦誌」など)に登場する(『福岡県の地名』)。黒木氏が支配する黒木の地と黒木城は平安末期から鎌倉期にかけて成立したことが知られよう。

南北朝期には菊池氏の影響下にあったため、南朝方の拠点の一つとなり、後征西將軍良成親王の行在所が置かれたが、たびたび北朝方の攻撃を受けている。

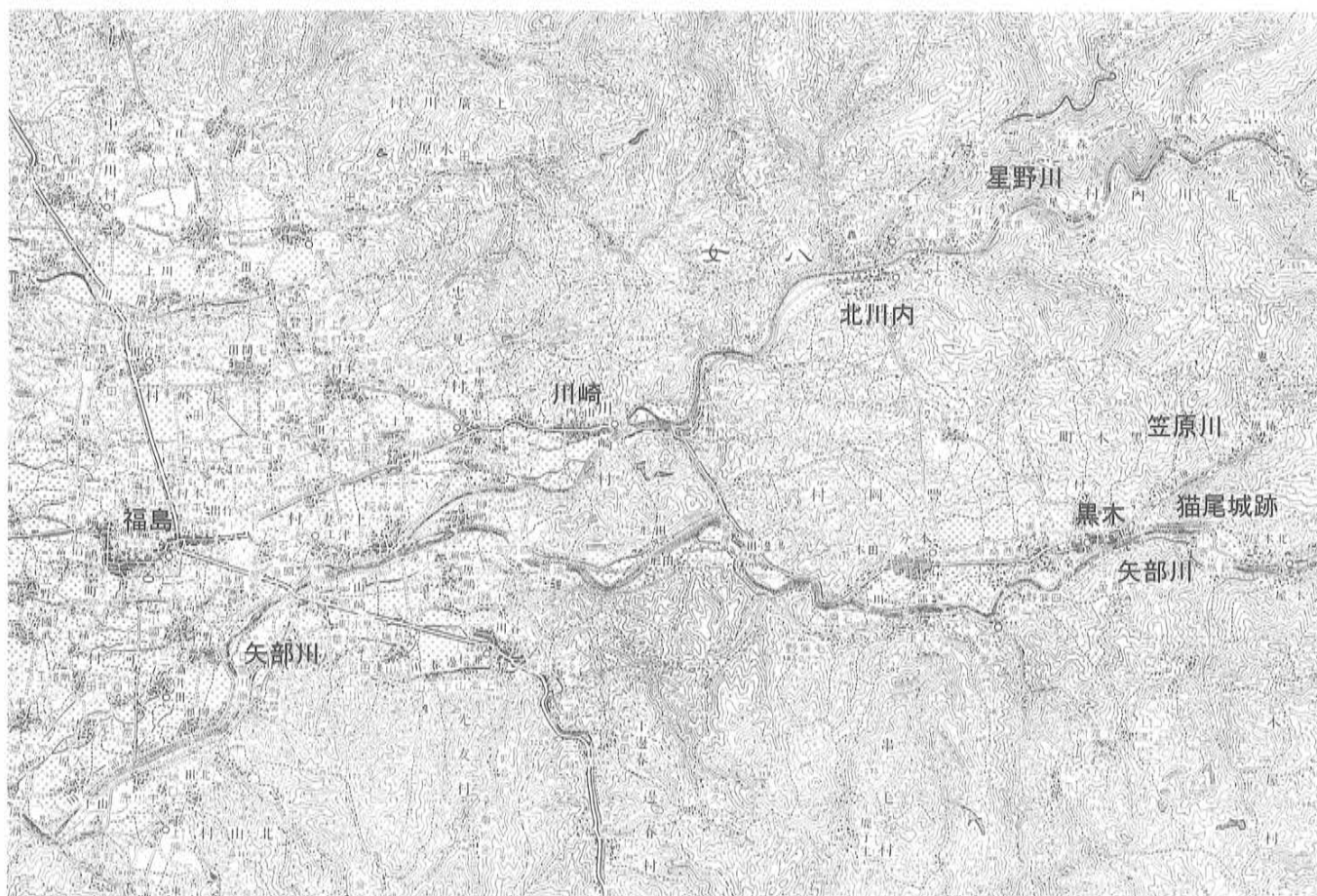
先の合流点近くには、後征西將軍良成親王が応永2年(1395)に植えたと伝えられる大藤が残され、国の天然記念物に指定されている(『黒木町史』)。

黒木氏は在地領主として室町期・戦国期を通して黒木の支配を続けた。本拠とした猫尾城は標高240メートル、比高150メートルを測る城山の先端部に築かれた。山頂に主郭を配し、その足下に帯曲輪、さらに外側に曲輪を配する構成は、黒木氏時代の縄張り伝えと考えられている(木島孝之『城郭の縄張り構造と大名権力』)。

この猫尾城は天正12年(1584)8月大友氏の攻撃を受けて落城し、天正15年に秀吉による九州仕置によって所領は筑紫広門に与えられ、鎌倉期より続いた黒木氏の支配は終焉を迎えた。なお、猫尾城は関ヶ原戦後、筑後の領主となった田中吉政が支城とし、辻勘兵衛を城主として配置したが、元和元年の一国一城令に伴って破却されたと考えられている(木島孝之『城郭の縄張り構造と大名権力』)。

■黒木氏と寺社

黒木の町並みの東西を限る地には黒木氏と関わり深い寺社も残されている。町並みの西端を限る津江神社は、根占から移った黒木助能が嘉応元年(1169)に



↑大正15年黒木周辺地形図(S=1/100,000)(国土地理院旧版五万分一地形図「久留米」に加筆)

豊後国津江郷の鎮守津江大権現の分霊を勧請し、黒木村の産土神としたことに始まると伝わる（『寛延記』）。境内には神社創建時に助能が植えたと言われる大樟が残され、樹齢800年以上と推定され、福岡県の天然記念物に指定されている。

町並みの東端を限る地に残される宗真寺は、黒木氏の菩提寺として建立された善能禅寺が前身で、黒木氏の墓所があったとされる（『寛延記』）。黒木氏没落後、辻勘兵衛が取り立て、慶長10年（1605）浄土宗善応寺として再興し、後に宗真寺と名を改めたとされる。

大藤が境内に残される素盞鳴神社も、社記には元応元年（1319）黒木氏の創建になると伝えられるが（『素盞鳴神社事蹟誌』）、天正15年（1587）筑紫氏の創建になり、後に移転されたとの説も伝えられる（『寛延記』）。

以上、黒木氏が依拠した城館、黒木氏が崇敬した寺社の存在を述べた。中世社会においては、これら城館や寺社が市町や町場の形成に深く関わっていることが、近年明らかにされつつある。黒木氏と関わり深いこれら城館と寺社が、黒木の町並みの成立にも深く関与している可能性は高い。とくに、庶民の信

仰を集めた祇園社＝素盞鳴神社の成立起源を、町並みの成立と重ね合わせつつ検討する必要がある。

■集落の形成

黒木では町並みを取り巻く農村集落が近くに点在する点も大きな特徴である。黒木の町並みの成立起源を探る前に、これら集落の成立経緯を検討しておきたい。町並みの北側に接するのが今村、西側に接するのが豆生野村、その西側に広がるのが中籠村で、後二者は明治9年（1876）に合併して桑原村となっている。

3村ともに元禄国絵図に見え、今村は元弘3年（1333）11月4日の「日念謨状」（市来政香蔵文書）に、「くろきのうち、いまむら」として見え（『福岡県の地名』）、鎌倉期に遡って成立していた可能性がある。豆生野村は正保4年（1647）の「大小道之帳」に名が見え（『福岡県の地名』）、江戸前期には成立している。後述するように、黒木の町並みは今村と豆生野村に囲まれており、あたかも両村から析出されるように形成されたとみられる。

一方、これらの村々を貫流する用水路と集落との関係を見ると、今村集落は上井手用水とは関係なく、これと交わる谷川水系に依拠しつつ成立したとみら



↑ 猫尾城跡遠景



↑ 黒木大藤



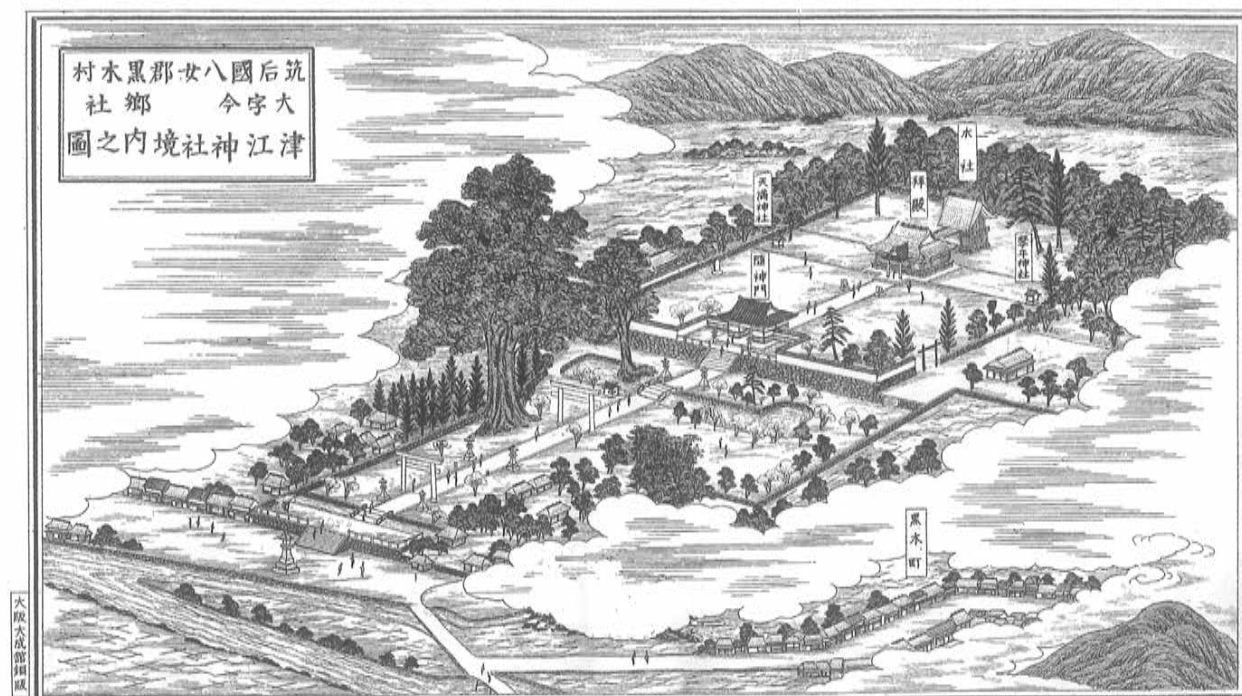
↑ 津江神社境内と大樟



↑ 宗真寺境内

[illegible]

祇園宮（中略）右祇園宮黒木落城の後黒木町立



↑ 明治 31 年の銅版画「津江神社境内之図」に見る津江神社境内（『福岡県名所図録図絵』より）

候処、一ヶ年に兩三度ゾ、出火御座候而町中殊外難儀仕候付、黒木町より拾町程下中籠村ニ天正十四戌年建立御座候祇園宮黒木町上ニ直シ（中略）書記等無御座候へハ直シ候年号等相知不申候（後略）

と記されるのが唯一である。後代の編纂史料のため検討を要するが、黒木城落城後、黒木が町立てされたこと、火災が頻発したこと、天正 14 年建立の祇園社を黒木上町へ移転したことが記されている。

この祇園社については『寛延記』『津江神社』の項に、
祇園社 開基初は人皇七代正親町院ノ御宇天正十四丙戌年、筑紫上野助殿家老八山隼人介依願望建立（後略）

ともあり、創建年代は同年ながら、筑紫広門の奉行屋山隼人によって建立されたことが記され、中籠村から移転されたことは記していない。ただし、筑紫氏の黒木支配は天正 15 年に始まるので、天正 14 年の創建は天正 15 年の誤りであろう。一方、祇園社には先述のように元応元年（1319）黒木氏によって創建されたとの説も伝わり（『素盞鳴神社事蹟誌』）、祇園社の成立については疑問が多い。

これに対し、黒木町の成立を検討する上で重要な文言が、近年発見された慶長 13 年（1608）7 月と見られる「田中吉政触書」（稲員家文書）に見い出せる。

（前略）仍黒木古町より貳町ほと東南之川へリニ引物木宅本在之事候間（後略）

とあり、矢部川から西北へ 2 町ほど隔たった地に「黒木古町」が存在したこと、「古町」と記されることから「黒木新町」が慶長 13 年に存在していることが読

み取れる。矢部川との関係から黒木下町が古町、新町が中町と上町に該当する蓋然性が極めて高い。

これらの史料を踏まえ、先述の筑後の町立ての経緯に鑑みるなら、黒木城落城後、筑紫氏によって下町が天正期に町立てされ、田中吉政によって慶長期に中町と下町が町立てされた可能性が浮上しよう。この時期、吉政は柳川を久留米を結ぶ「新道」の建設を進めたことが知られ（『柳川明証図会』）、支城福島城の城下町として福島町を建設したことも知られ（『八女市史上巻』）、辻勘兵衛を配置した猫尾城の城下町として、黒木から柳川へ至る道路整備とともに黒木新町を建設した蓋然性が高いと言えよう。

ただし、町立てには市神となる神社が必要で、田中氏が町立てした河崎町では祇園社が町中に鎮座すること、疫病その他から都市を守る鎮守神を祀る祇園社が、純然たる農村である中籠村に鎮座したことは考え難いことを勘案するなら、天正 14 年建立の祇園社は黒木古町＝下町に鎮座した蓋然性も否定できない。因みに『寛延記』『津江神社』の項には、

往古当社神幸之砌、仮屋を掛候御旅所ハ只今黒木町祇園社の異地ニ罷成居候

とあり、津江神社の御旅所が祇園社の「異地」となっていることを伝え、祇園社の移転説を裏付けている。

なお、貞享 5 年（1692）「黒木物語」は猫尾城下町について、「両川の落合の間に黒木殿屋敷あり、侍小路あり、今は陣の内というなり、川より外に黒木町あり」と記し、城下武家屋敷が笠原川を挟んだ陣の内であったことを伝え、字「陣ノ内」も残されている。

1-2 町並み空間の形成

■絵図に見る町並み空間

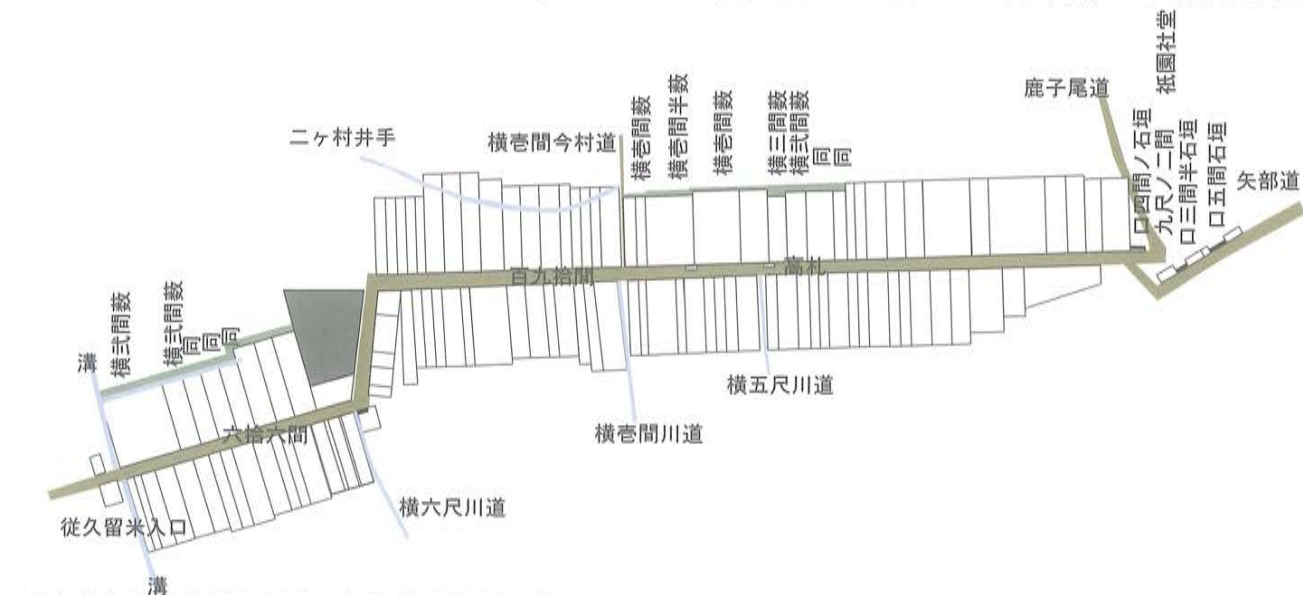
江戸期における黒木の町並みを描く絵図が2葉残されている。元禄13年(1700)の年紀がある「上妻郡黒木町絵図」で、文政11年(1828)写との添書がある。もう1葉は元文5年(1740)の年紀がある「上妻郡黒木町絵図」である。いずれも街路網と水路網、宅地割と居住者名、宅地の間口と奥行、町長さと町幅を記し、町並み空間の構成を知ることができる。

元禄絵図では町の全長285間、道幅4間、軒数170軒、この内6軒が今村、4軒が豆生野村に属すること、元文絵図では町の全長288間、道幅4間、軒数115軒、この内6軒が今村、2軒が豆生野村に属することを記す。町通りに交わって南に向かう幅1間の川道が3本、北へ向かう今村道が1本描かれる。最も東側に通された川道が上町に交わるところに高札場が描かれ、ここが町並みの中心であったことも知られる。

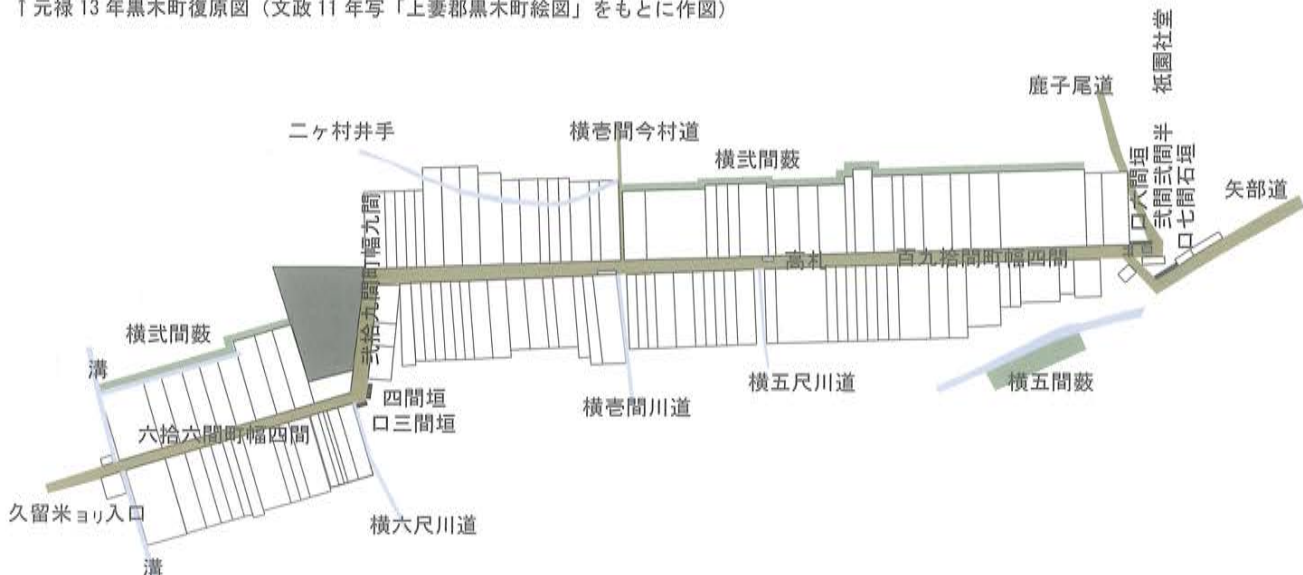
宅地奥行は下町北側が18間、一部に22間、南側が20～21間、中町北側が19～20間、一部に22～25間、南側が19～22間、一部に24間、上町北側が18～20間、一部に22間で、南側が20間、一部に10～17間で、中町と下町の境をなす矩折れに面した宅地奥行は6間である。間口は最小2間半から最大23間まで広狭様々である。

両図ともに中町北側に「二ヶ村井手」が貫流し、上町北側背面、下町北側背面から西側へ水路が流れる様子を描き、中町北側に「横壺間藪」から「横三間藪」の存在を記し、元文絵図には南側に「横五間藪」を記し、藪で囲繞された町並みの様子も窺える。

元文絵図には正徳4年(1714)の開削になる「三ヶ村井手口」と記された黒木堰と黒木廻水路が描かれ、元禄絵図には描かれないなど、この間の空間変遷が反映されている。ただし、両者の宅地割と居住者名



↑ 元禄13年黒木町復原図(文政11年写「上妻郡黒木町絵図」をもとに作図)



↑ 元文5年黒木町復原図(元文5年「上妻郡黒木町絵図」をもとに作図)

を比べると、元禄 13 年絵図には後の改訂が加えられており、元文 5 年絵図に描かれた内容がより古いと考えられる。この元文絵図に前節での考察を重ね合わせることによって、町並み空間の形成過程を読み取ることができる。

■町並み空間形成の過程

この元文絵図を子細に眺めて注目されるのは、下町と中町を画する矩折れ部分で、道幅が「町幅九間」と記される点で、誤記とも考えられるが、道幅 3 間と宅地奥行 6 間を合わせた 9 間と考えると、町割当初は幅 9 間を測る広場が存在し、これを東側に建ち並ぶ町家が侵蝕した可能性が高い。

さらに注目されるのは上町の町通り東端の道路上に、2 間と 2 間半の祇園社が鎮座する点で、『素盞鳴神社事蹟誌』も路上に鎮座した事実を伝えている。北側に玉垣と見られる「口六間垣」が記されるものの、いかにも仮住まいの社殿と捉えることができ、前節で述べた祇園社移転説が裏書きされよう。

同様に注目されるのは、矩折れの東南隅に豆生野村分として「口三間垣」、入り込んだ奥にも「四間垣」と記される点で、上町と同様の玉垣の存在を窺わせよう。さらに後述の明治 20 年 (1887) 作成の地籍図を見ると、ここから東へ参道らしき小道が延び、その正面に神社境内らしき地割が見られる点も注目される。さらに付言するなら、下町を経て久留米へ向かう道を挟んで津江神社と相対する点は、『寛延記』が伝える祇園社の異地となった津江神社御旅所の旧地に相応しいと考えられる。

先述の天正 15 年 (1587) に創建された都市の鎮守神としての祇園社は、『寛延記』が記す中籠村でなく、この町並みの東端に創建された蓋然性が浮上しよう。この祇園社の門前に天正期に町立てされた古町 = 下町が広がり、慶長期に町立てされた新町 = 中町・上町は、幅 9 間を測る門前広場を隔ててこの境内地を

避けるように東へ延ばされ、後に祇園社は新町の町並みの東端を限る位置に境内を移したという空間変遷の過程を可能性として指摘しておきたい。

■廻水路形成の過程

先の元文絵図によって廻水路形成の過程も読み取ることができる。廻水路の開削年代については、黒木堰と黒木廻水路、椿原堰と上井手用水が知られるのみで、中井手用水の開削年代は不詳である。

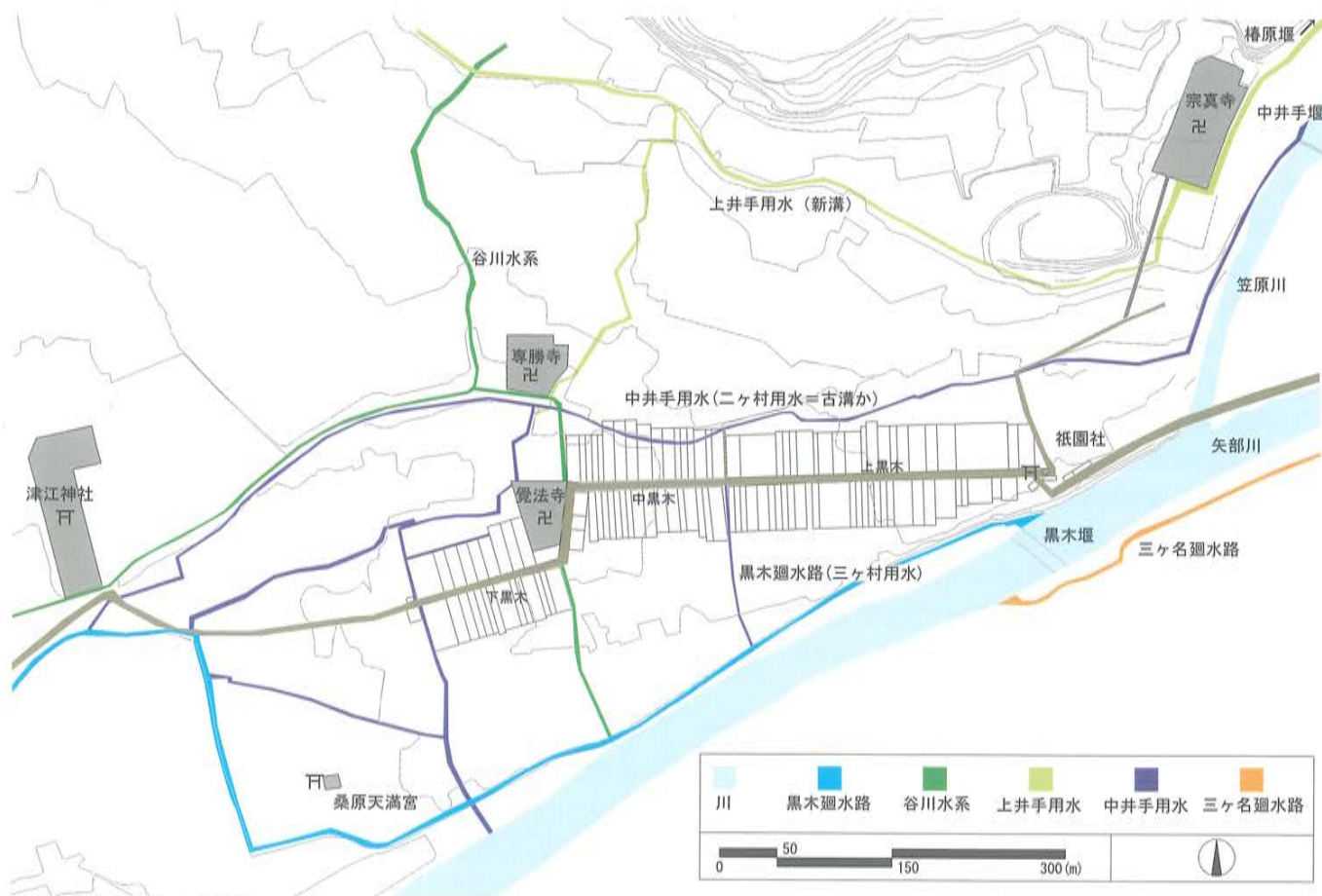
黒木堰は「筑後封植録」寛文 4 年 (1664) 条に「上妻郡黒木堰成ル」とあり、『稿本八女郡史』は『久留米小史』を典拠として「黒木堰は正徳四年に新設」と記し、開設年代が異なって伝えられる。『久留米小史』に記述は見い出せないものの、黒木廻水路が元禄絵図に描かれないことから、廻水路は正徳 4 年の開削と考えられよう。矢部川の水利を研究した近本喜続も、矢部川本流と笠原川の合流点より少し下に黒木堰を改修し、黒木廻水路を本流の右側に沿って流したのは正徳 4 年と解している (近本喜続『矢部川の歴史：水利編』)。

椿原堰と上井手用水は『黒木町年表』に「寛文 5 年 (1665) 椿原堰から本分へ至る新溝開削」と記されるが、これも典拠は不明である。だが、他に史料が見いだせないことから、現段階では寛文 5 年の開削と考えざるを得ない。また「新溝」と呼ばれることから、「古溝」がすでに開削されていたことを示唆し、黒木廻水路を正徳 4 年開削と考えるなら、この「古溝」が中井手用水に当たる可能性も導くことができる。

元文絵図を眺めると、この中井手用水が貫流する中町北側の宅地は奥行 19 間から 25 間を測るが、これを現状の地形図上に復原すると、水路幅を除いて奥行が割り出されたと考えられ、中井手用水と町割が一体的に施工された可能性が導かれる。よって、中井手用水の開削年代は新町 = 中町・上町が町立てされたと考えられる慶長期まで遡ることになる。



↑ 明治 20 年作成地籍図【部分】(黒木町教育委員会蔵)



↑ 中井手堰（築造年不明）



↑ 黒木堰（正徳4年築造）

中井手用水開削と同時に、谷川水系の流路を中井手用水と並行に流れるよう、西へ鍵型に変更することによって下町周辺の治水も達成したと推定される。

■町並み空間の展開

こうして慶長期に形成された町並み空間には、元文絵図に至る間に寺社の移転などいくつかの変化がもたらされた。下町と中町を画する矩折れに面して寛法寺が移転したのは寛永元年（1624）のことで（『寛

文十年久留米藩寺院開基』）、幅9間を測った広場に東面して境内を構えた。町並みの北側には専勝寺が寛永14年に移転を果たした（『寛文十年久留米藩寺院開基』）。上町東端の道路上に社殿を構えた祇園社は、明和期に境内を東側へ拡張移転したとされ、さらに文政4年（1821）の大火後、さらに東側へ境内を拡張移転し、南を正面として社殿を新築したとされる（『素盞鳴神社事蹟誌』）。



↑ 下町観音堂境内



↑ 覺法寺境内

町並み空間の変遷は文献史料にも窺うことができる。町の全長と軒数については、先の元禄絵図に全長 285 間、道幅 4 間、軒数 170 軒、元文絵図に全長 288 間、道幅 4 間、軒数 115 軒と記される他、元禄 8 年「久留米藩領郡中品々寄」には「長四町拾五間 (=255 間)」、同年「啓忘録拔萃」には「七拾軒、但丁数四丁五拾間 (=255 間)」とある。「啓忘録拔萃」が伝える 70 軒には疑問が残るが、今村分と豆生野村分を除く町長さに異なるところなく、安定した空間が持続したことが知られる。

この安定した町並み空間に展開した町並みの様子が窺える史料は少ないが、安永 2 年 (1773) 「新撰黒木夜話」が「黒木町有テ家軒ヲ並ヘ酒肆交易最賑シ」と記して江戸中期における黒木町の繁栄ぶりを伝えている。「諸用日記帳」(松浦家文書)からは、米屋・油屋・代物屋・漆屋・紺屋・酢屋・晒屋・質屋・酒屋・提灯屋・唐箕屋・豆腐屋などの多様な職種の存在が知られ(『黒木町史』)、多様な職種が展開した高度な分業化を達成した町の様子が窺える。「酒造人并石高調帳」(久留米藩史料)によると、天明 8 年 (1788) の酒の生産高は 322 石余、文化 2 年 (1805) には 840 石余へ増加したが、天保 14 年 (1843) には 412 石余へ減じたことが知られ(『黒木町史』)、町を支えた経済の盛衰も窺える。

■地籍図に見る町並み空間

近代を迎えた町並み空間の姿は、明治 20 年 (1897)



↑ 素盞鳴神社境内



↑ 専勝寺境内

作成の地籍図と大正 3 年 (1914) 作成の地籍図に窺うことができる。上町から中町、矩折れを経て下町へ至る町通りを軸とした町並み空間の基本構成は江戸期と異なることはないが、元文絵図には描かれない水路が町並みを貫流する様子が知られ、さらに町並み周縁への宅地の広がる様子、町並み縁辺部における道路貫通の様子も知ることができる。

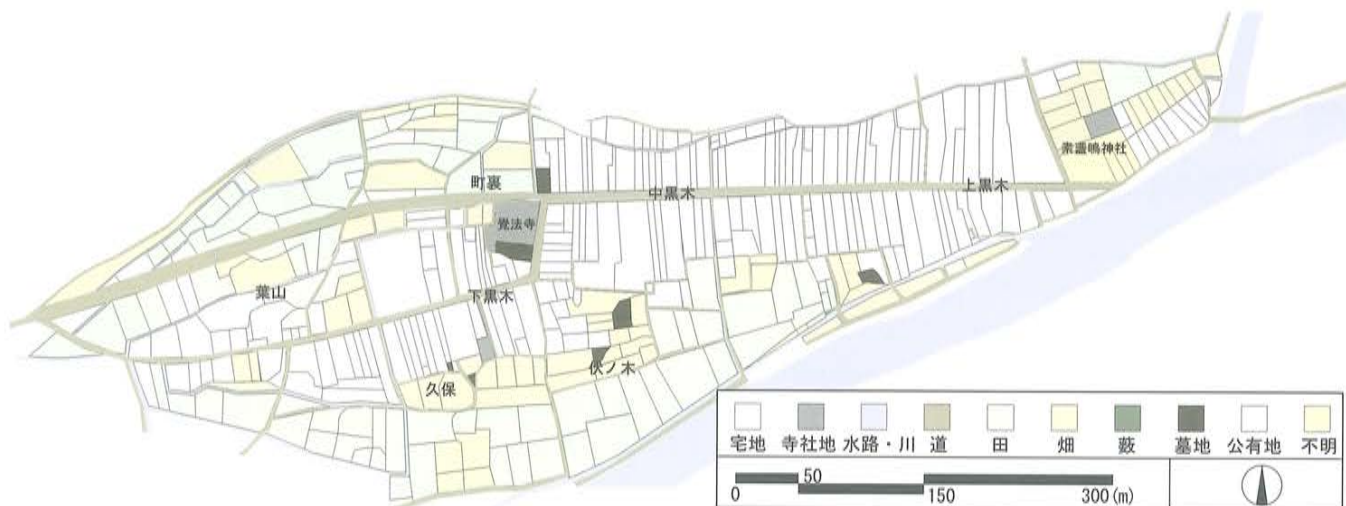
町並みを貫流する水路は上町北側の屋敷尻、中町北側の屋敷地内を貫流する中井手用水、上町北側で中井手用水から分流し、上町と中町を画する脇道沿い西側を流れる水路、さらに中町の町通り両側に流れる水路の存在が読み取れ、下町北側屋敷尻から下町西側を流れる水路の存在も読み取れる。

宅地は下町・中町・上町その他、下町から津江神社へ向かう道路沿いに広がりを見せ、上町北側屋敷尻を流れる中井手用水北側、元文絵図では藪であった地にも宅地が広がるが、町並みの南側には田地の広がりがみられる。

明治期における道路貫通は東上町東側において集中して実施され、北へ向かう鹿子尾道が明治 20 年、東へ向かう矢部道が明治 22 年に直線化された(『素盞鳴神社事蹟誌』)。地籍図からは鹿子尾道は祇園社門前から東北方へ祇園社境内を貫通し、祇園社門前で南へ折れ、川沿いを東へ向かっていった矢部道も祇園社境内を貫通したことが読み取れる。この祇園社境内の道路貫通に伴い、祇園社境内は東方へさらに拡



↑ 明治20年地籍復原図



↑ 大正3年地籍復原図

張され、社殿も明治38年に改築され(『素盞鳴神社事蹟誌』)、今日に伝えられる景観を形成することとなった。

この道路貫通は黒木の町並みの経済振興に直接結び付くことはなかった。明治32年編纂になる『黒木町是』には、

従来人肩馬背ニ依テ山ヲ越ヘ谷ヲ渉リ僅ニ出入セシ貨物モ明治廿六年矢部道路開鑿ニ依リ容易ニ車両ニ依リテ運送セラルル

と記し、明治26年の矢部道路開通に伴う利便性の向上を述べた後、

従来本町ヨリ二日程ノ矢部村モ福島町ヨリ一日程ニテ容易ニ往来シ得ルニ至レルヲ以テ山部商権ノ大部ハ之ヲ福島町ニ吸収セラレ或ハ他町村商業者ノ手ニ依テ集散セラレ

とも記し、山間部における物資の集散地から福島などへの通過地になったことを述べている。

大正3年の地籍図から上町・中町・下町の変化は読み取れないが、町並み周縁に大きな変化が生じたこ

とが知られる。町並みの東方では、矢部村へ向かう道路の両側、祇園社から調麓橋までの間に宅地の広がりが見られる。町並みの西方では、大正元年に中町から津江神社前へ向かう新道＝大正町が貫通し、両側に宅地が開発され、大正13年には栄町と称されることとなった。

この新道貫通は先の『黒木町是』に、

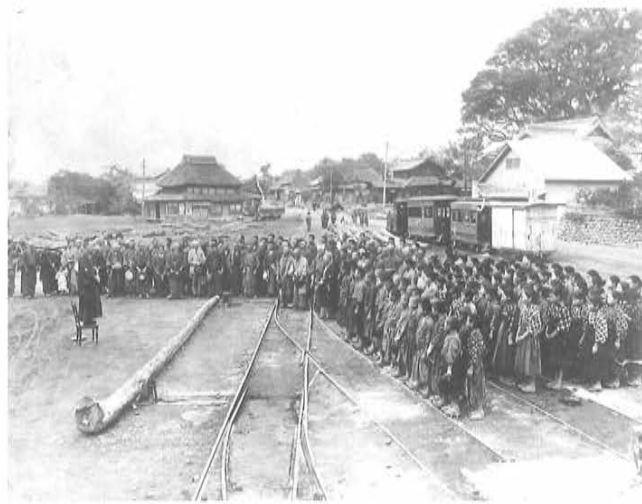
町内宇中黒木角ヨリ黒木下町ノ北裏ヲ通シテ豊岡村字馬場ニ達スル道路ノ開通是ナリ

と記され、町の将来を左右する重要課題として取り上げられ、さらに、

本町ハ元来単ニ東西ニ通セル一線ノ市街ニシテ僅ニ一ノ屈折セナルト雖町ノ南側ヲ通セル矢部川ノ水勢常ニ乏シク舟筏ヲ通スル事能ハサルヲ以テ山部数ヶ村ノ木材ハ悉ク車両馬背ニ依テ本町内ヲ通過セサル可ラス然ルニ前段屈折ノ個所ハ長大ナル材木ヲ通スル事能ハスシテ常ニ不便ヲ感セリ故ニ此約式丁ノ線路ヲ新設シ以テ一般運輸ノ便ヲ開クニアリ



↑ 上町の素盞鳴神社鳥居（黒木町教育委員会蔵）



↑ 栄町の南筑鉄道黒木駅（木下通氏蔵）



↑ 古写真に見る調籠橋（木下通氏蔵）



↑ 栄町から中町を望む（秀徳幸一氏蔵）

と記され、中町と下町を画する矩折が、山から切り出した長い材木の運搬に障害となっているため、下町北側に道路を新設すべきことを述べている。かつて町の出入口を限っていた道路の屈曲が取り除かれた背景が窺われる。

この栄町から山内へ向かう黒木軌道が開通したのは大正5年5月で、大正12年には南筑軌道と合併して羽犬塚まで軌道が通じたが、国鉄矢部線が建設着手された直後の昭和15年6月に廃止された（『黒木町年表』）。

■町並み空間の変容

昭和期に入って町並み空間はさらに大きく変容を迫られることになる。国鉄矢部線の建設は昭和20年の終戦直後から再開され、同年12月に羽犬塚から黒木まで開通をみた。黒木駅は上町北側に設置され、駅から上町を貫通し、上町と中町の南側を通って下町へ至る道路、駅から中町の北側を西へ向かう道路が新設され、町並みを環状に巡る道路が完成した。この環状道路沿いに宅地が広がりを見せ、新たな市街

地が形成された。

昭和期における最も大きい町並み空間の変化は、昭和47年から同50年にかけて実施された栄町から中町を経て上町へ至る道路の拡幅である。栄町では南側に1間ほど、中町と上町では北側へ2間半ほど大きく拡幅され、これまで雁行していた道路が直線化された。これに伴い、中町と上町の北側の町家は取り壊すか、一部を取り壊すかの対応を迫られ、栄町南側の町家も表側を切り取るか、曳屋するかの対応を迫られ、町並み景観は一変することとなった。

昭和60年には国鉄矢部線が廃止され、線路敷と駅舎跡が道路として整備され、町並み周縁の空間に大きな変化をもたらした。駅前通も上町の町通りまで拡幅され、伝統的町並み空間が大きく分断されたが、町通りから南側は拡幅されなかったため、町並み空間の連続性は町並み南側において確保されている。なお、中町と栄町を画する道路も、町役場の移転に伴って拡幅される予定で、伝統的町並み空間の分断が懸念されるところである。

1-3 町並み景観の形成

■黒木町の大火と居蔵造の普及

江戸期の町並み景観の様子を窺わせる史料は存在しない。福島を始めとする近在の町並みの例から推し測るなら、茅葺町家が建ち並ぶ景観を想定できよう。だが、文政4年(1821)に上町で発生した大火、明治13年(1880)に発生した黒木町大火という二度の大火が、茅葺町家の建ち並ぶ景観から瓦葺町家が建ち並ぶ景観へ、大きく変化を促したようだ。

文政4年の東上町大火は『素盞鳴神社事蹟誌』に記され、祇園社の社殿が焼失したことが知られるが、火災の範囲は不明である。東上町の後藤家にはこの火災後に再建された町家が残されるので、東上町東半から祇園社にかけて焼失したとみられる。

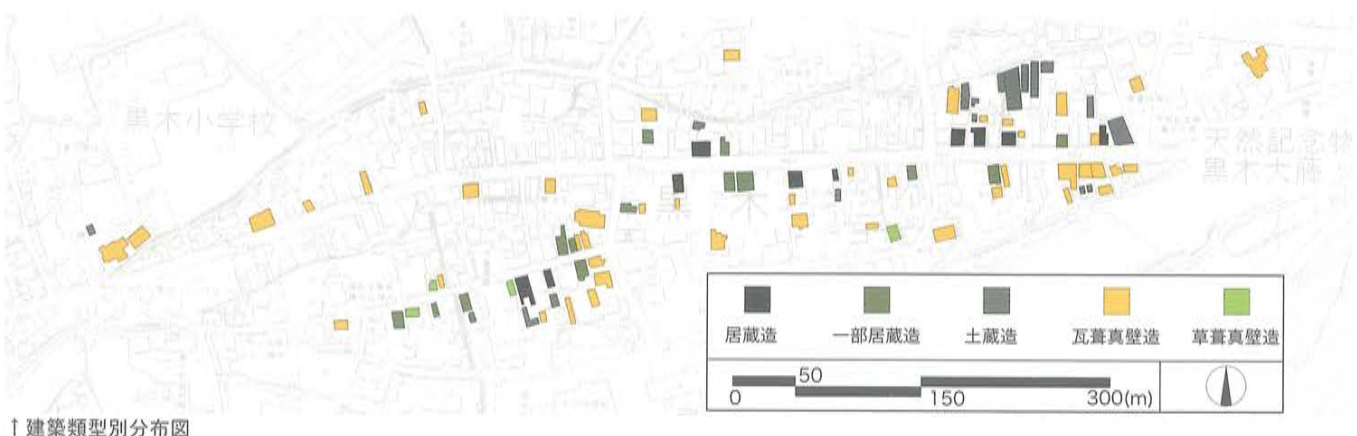
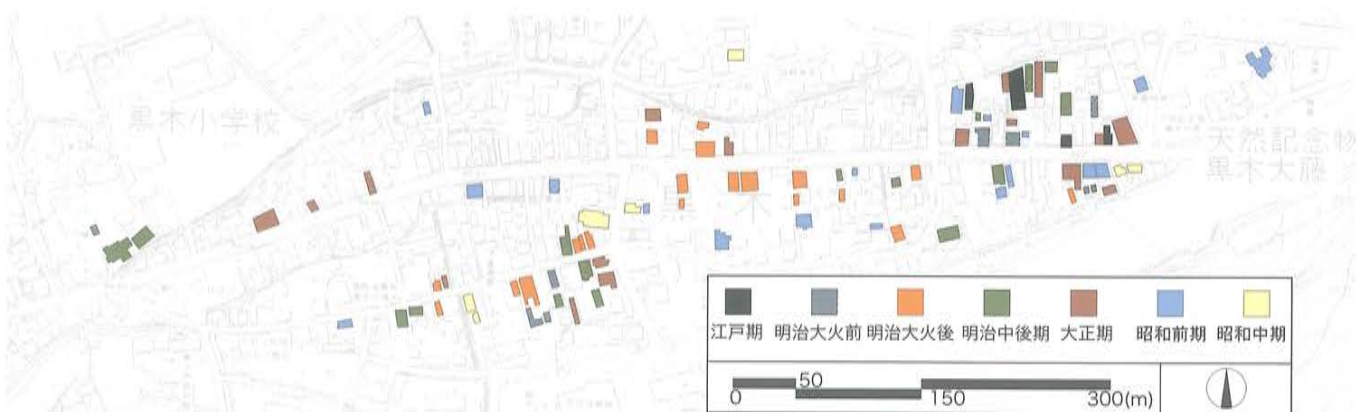
この大火を契機として祇園社境内は拡張された。祇園社と向かい合う東上町北側の後藤家も居蔵造にて町家を再建し、続いて明治5年に建設された酒蔵も敷地内に残されている。東上町北側の穴見家でも、明治6年に居蔵造町家を建設しており、この大火を契機として居蔵造町家の建設が一部で進展したことが窺える。下町南側の大淵家も明治5年に居蔵造町家を建設しているが、いずれの居蔵造町家も側壁軒裏まで塗り込め、中塗仕上げながら腰を青石張りとした本格的な居蔵造町家であったことが、建築史調

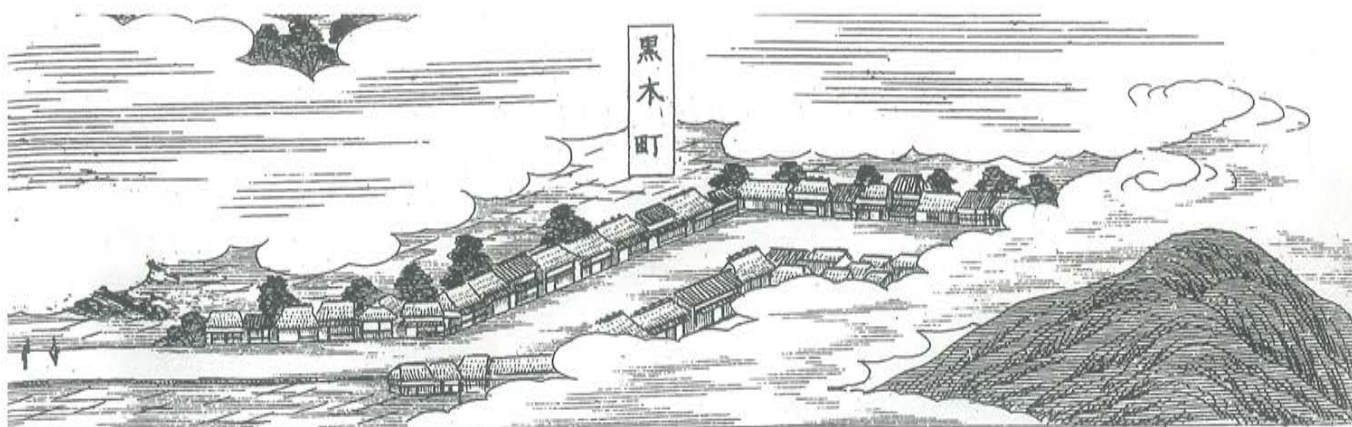
査によって明らかとなっている(第2章)。

この居蔵造町家の普及を一気に加速させたのが明治13年の大火で、4月11日に西上町付近から出火し、町並みの大半120戸が焼失したとされる(『黒木町史』)。茅葺町家が主体であった町並みが灰燼に帰し、中町の覺法寺も焼失した。この大火後、多くの町家が居蔵造にて再建された。明治13年には中町南側の柴尾家、西上町南側に旧市花家、同14年には西上町南側の旧穴見家、下町に現吉村家、同15年には下町南側の横溝千恵子家、同16年には下町南側の旧松木家が建設され、中町北側の川島家、南側の富田家も同時期に建設され、覺法寺も本堂は明治14年に再建され、今日に伝えられる町並み景観が形成されることとなった。

ただし、建築史調査の結果によると、側面軒裏まで塗り込めた本格的居蔵造を採用した町家の他、正面のみ居蔵造とし、側面は防火性に劣る真壁造とした町家が少なからず見い出せ、居蔵造が防火対策としてではなく、流行の様式として採用されたことも窺えるが、町並み景観として居蔵造が建ち並ぶ景観が形成されたことは疑いない。

この時期、明治31年頃の町並み景観は津江神社の境内を描いた銅版画「津江神社境内之図」に窺える。





↑銅版画「津江神社境内之図」に見る明治期の黒木の町並み（『福岡県名所図録図絵』より）

境内を描いた図の右下に「黒木町」の下町から中町に至る茅葺と瓦葺が混在する町並みの様子が描かれるが、いずれも平入りである点には大きな疑問が残る。

居蔵造町家はその後も建設され、明治21年には西上町南側の旧得山家、明治32年には下町南側に横溝家、同33年には東上町南側の現松延家、同40年には下町北側の宗家、明治末期には下町南側の樋口家、大正15年には中町北側の旧川島家、大正末期には西上町北側の柴尾家が建設された。

だが昭和期に入ると、防火性能に劣る真壁造町家が流行の先端を示した。この時期に町家の建設が進んだ栄町や東上町南側では、いずれも真壁造町家が建設され、居蔵造町家の建設は大正末期をもって終焉を迎えたようだ。

■並木と水路の町並み

こうして形成された黒木の町並みを明治41年（1908）に訪れた柳田國男は、町並みの印象を次のように述べている。

町の家々の建築には特色多し。自分は諸国の屋根



↑大火以前の居蔵造町家：上町松木家（松木和郎氏蔵）



↑大火以前の寺社建築：下町観音堂



↑大火以前の酒蔵：上町後藤家



↑大火以降の居蔵造町家：上町松木家



↑大火以前の居蔵造町家：下町大淵家

の形状の比較をして楽しみとする者なれば、殊に此町の事を忘れず。過る六月上旬の晴たる日の夕方なりき。町に入りて先ず快く感じたは、路傍の小溝の水が、土地に傾斜ある為に早く流れ且つ清かりしことなり。此町の並木は亦他所にて見られざるもの也。中央部の最も町らしく賑はしき処二三町の間、両側には梅の木と柘榴の木とを一本おきに栽ゑたり。其時柘榴は赤く花咲き梅は満枝の実を著けてありき（柳田國男「並木の話」『豆の葉と太陽』）。

黒木といふ所はずつと山に入つて行く途にあたり、町の両側がザクロの並木になってゐる、極めて古風な町であった（柳田國男「茶の話」『故郷七十年』）。

ここに特筆されているのは、町通りの両側に梅と柘榴の木の並木が植えられていること、路傍の水路に清流が流れていることである。

ここに記された並木は、明治23年（1900）に上町から下町までの町通りの両側に植樹されたもので、残された多くの古写真にも写し撮られている。伝統的

町並みに並木が植えられた例は極めて少ないが、大正13年（1924）には伐採されており、並木で彩られた町並み景観が存続したのは24年間であった。

路傍の水路は先の地籍図に見える中町の通り両側に流れる水路を指すと考えられる。現在は暗渠と化しているが、当時は清流が勢いよく流れていた様子が知られる。並木と清流という今では失われた景観要素の存在が注目される。

柳田は屋根の形状にも注目を払っている。居蔵造と真壁造の如何に拘わらず、黒木の町家が妻入りの入母屋造の屋根の両袖に下屋を降ろしている点に着目したのであろう。明治期の町並み景観はこれらの特徴的な屋根を戴く町家が建ち並んでいたが、大正期に入ると、平入りの町家が建ち始め、昭和前期には多様な屋根形式の混在した町並み景観を呈するようになる。

町並みには町役場や学校、郵便局や警察署、銀行や医院など洋館も登場した。黒木郵便局が東上町に新築された他、黒木警察署は明治前期に黒木分署として西上町南側に建てられたが、昭和4年に栄町に新



↑古写真に見る並木と町並み（横溝繁樹氏蔵）



↑古写真に見る旧野田銀行（吉村誠氏蔵）



↑古写真に見る祇園社御神幸の賑わい（川島和生氏蔵）



↑古写真に見る矢野川岸（木下通氏蔵）

築された。下町東方南側には西面して黒木町役場が明治33年に新築され、その向かいには横溝医院が大正3年に新築開業し、下町西方北側には八女区裁判所黒木出張所が昭和4年に新築移転した。いずれも木造の洋風建築として建てられたが、公民館、警察分署と旧横溝医院を除いて現存しない。

■町並みを支えた産業

居蔵造町家が建ち並んだ町並みを支えた商業の実態は、明治32年(1899)編纂になる『八女郡是』に簡潔にまとめられている。

(前略) 大字黒木ハ矢部道路狭シテ市街ヲナシ西ノ方福島町ニ通シ東ノ方矢部村ニ達シ北ノ方北川内ニ通シ南ノ方串毛村ヲ貫キ其ノ道路ニ至リテハ交通ノ便已ニ備ハルヲ見ル運輸ノ利ニ至リテハ未タ之ヲ全フスル能ハス然リト雖トモ此ヨリ以東木屋、大淵、矢部、笠原ノ各村輸出入ノ木材其ノ他農工ノ主副産物及需要品ハ皆関門ヲ経過シ山間部ノ商権自ラ此ノ地ニ帰シ本郡中第二位ヲ占ム

交通の便は必ずしも良くないものの、木屋、大淵、

矢部、笠原各村の生産物と需要品の全てを取り扱い、八女郡では福島に次ぐ商業都市であることが記されている。

柳田も明治末期における町の経済状況について述べている。

夫より更に川上に黒木と云ふ町あり。一路遙に豊後の津江郷に通ず。国境一帯の産地に野生する所謂山茶の製品は此町を以て地方の中心とす。又唐箕等の農具を製作して之を近国に供給するが故に名を知らる。黒木は其名の如く古く黒みたる市街なり、山間にして風少なく水多く、久しく大火の災に遭はざりしが故に、此の如く旧態を保存するなるべし(柳田國男「並木の話」『故郷七十年』)。

やや遡って明治24年に上妻郡役所が実施した移入品目の調査は、町を支えた山産物や需要品の内容を克明に伝える。上妻郡山中各村から黒木町への移入品目として、製茶・蒟蒻・樺実・堅炭・楮皮・竹などを挙げ、福島町から黒木町への移入品目として、米・塩・塩魚・生魚・干魚・綿などを挙げ、山を越えて



↑ 古写真に見る下町高橋家南正面 (高橋龍起氏蔵)



↑ 古写真に見る下町高橋家全景 (高橋龍起氏蔵)



↑ 古写真に見る下町高橋家北背面 (高橋龍起氏蔵)



↑ 古写真に見る下町高橋家西側面 (高橋龍起氏蔵)



↑古写真に見る黒木の町並み：南方から望む 明治後期（黒木町教育委員会蔵）

豊後や肥後から黒木町への移入品目として、蒟蒻・楮皮・製茶・堅炭を挙げている（『福岡県史民俗資料編：ムラの生活（下）』）。

明治31年の編纂になる『黒木町是』にも、

本町ノ商業ハ本郡山部ノ特有物産タル茶、楮皮、蒟蒻玉、堅炭、串柿、竹皮、荒麻、柑類、材木、下足台等ヲ主トシ又酒、塩、石油、呉服、砂糖、魚類等ノ輸入品ニシテ二三種ヲ除クノ外ハ概ネ近村部落ニシテ生産消費セラルル種類タリ

と記され、同様の移出入の傾向が窺える。

『黒木町是』には黒木町の営業種目も記され、これを多い順に挙げると、諸品買出仲買商・楮皮商・茶商・蒟蒻玉商・菓子卸売商・煙草商・諸品触売商・糸商・堅炭商・穀物商・豆腐商・旅人宿などとなっている。

西南学院大学民俗学研究会が実施した調査によると、これら山村からの移入品を扱う仲買と山村からの需要品を商う店売りが多く、行商人が少ない点が黒木の商業を特徴付けており、酒屋・油屋・秤屋・呉服屋・下駄屋・青物屋・魚屋・菓子屋・饅頭屋・薬屋・醤油屋・畳屋・紺屋など店舗の種類も多種多

様であったことが報告されている（『福岡県史民俗資料編：ムラの生活（下）』）。

ただしこの時期、前節で述べたように、明治22年に福島から黒木を通して矢部まで直線化した道路が開通し、福島の商圈がこれら山間部へ拡大したため、『黒木町是』は、

是迄本町商家ノ掌握セシ商権モ殆ド其六分ヲ奪却セラレ僅ニ四分ノ貨物ニ依テ此有望ナル商業地ノ経済ヲ維持スルノ止ヲ得サルニ至レリハ本町ノ為メ実ニ遺憾トスル所ニシテ

と記し、黒木の商業は一時期衰退したことを述べるとともに、

畢竟スルニ本町商家只天然ノ地理ヲ頼ミ物資集散ノ要衝タルニ安シテ商業ノ変動ニ応シ機先ヲ制シテ商業発達ノ機算ヲ準備セサリシ結果タルニ外ナラズ豈ニ猛省セサル可ケシヤ

とも記し、黒木商人の猛省を促している。



↑古写真に見る黒木の町並み：東北方から望む 昭和前期（和田重雄氏蔵）



↑ 古写真に見る黒木の町並み：南方から望む 大正期（黒木町教育委員会蔵）

だが、明治後期から大正期にかけて町並みが活気を取り戻したことは間違いない。建築史調査の結果によると、この時期を画期として居蔵造町家の建築形式が大きく変容したことが知られる。商家の表構えは腰壁に青石を用い、摺上戸を多用した重厚かつ閉鎖的な構えから、引き通しの雨戸を用い、腰壁をモルタル仕上げとした軽快かつ開放的な構えへ転じた。こうした企業努力が実を結んだのであろう。

こうして取り戻された町の活気を示すのが、毎年12月27日に開催された黒木大市である。八女郡内の北川内・黒木・羽犬塚・福島が年末に日替わりで立てた市で、山間部から訪れた買い物客で町並みは溢れかえった様子が古写真にも窺える。

町並みには周辺農村地域を支えた産業に関連する各種施設も立地した。製茶を支援するため、明治40年に西上町南側に紅茶試験場を開設したが、大正2年(1913)に廃止され、かわって大正3年下町北側に緑

茶伝習所が設置されたが、3年後に廃止され、下町北側には乾繭所が設置されたが、昭和4年に本分へ移転した(『黒木町史』)。

■古写真に見る町並みの広がり

黒木町には町並みを撮影した古写真が数多く残されるが、とりわけ周囲の高台から撮影された数葉の俯瞰写真は町並み景観の全容が把握できるため重要である。俯瞰写真は南方女郎岳から撮影したもの3葉、北東方から撮影したもの2葉が残される。南方から撮影された3葉には、居蔵造町家が建ち並ぶ町並みが、田圃と集落に囲まれた中に浮かび上がる姿が窺える。

最も古いのは上町から中町まで町並みの東半を南方から俯瞰した写真で、上町と中町の南側に建ち並ぶ居蔵造町家の背面と屋敷尻に建つ土蔵や付属屋が撮され、その背面には田畑が広がる景観が撮されている。明治40年(1907)開設の紅茶試験場が見えないので、明治末期の撮影とみられる。次いで古いのは





↑ 昭和 33 年の黒木の町並み（黒木町教育委員会蔵）



↑ 古写真に見る中町（秀徳龍彦氏蔵）



↑ 古写真に見る上町（松木道氏蔵）

南方から津江神社から城山まで町並みの全容を撮した俯瞰写真で、下町の屋敷尻に同様の景観が広がっている。紅茶試験場が見えることから、大正期の撮影とみられる。

これらの写真で目を惹くのは、下町北側に建つ高橋家と松木家、上町北側に建つ穴見家など、今日では失われた棟高の高い居蔵造町家であるが、屋敷尻に建つ付属屋が田園景観と溶け合う景観も目を惹く。

昭和 10 年（1935）に北東方の招魂堂から撮影された写真には、上町北側に広がる酒蔵と醤油蔵が建ち並ぶ景観を見ることができる。これらの酒蔵や醤油蔵は明治期から大正期にかけて建設された。これらの写真で注目すべきは、町並みのほとんどが瓦葺の建物で埋め尽くされていることである。

昭和 33 年 6 月撮影の写真はより高い位置から町並みを俯瞰したもので、黒木の町並みのみならず今村や桑原村まで広がる伝統的景観の全容を見ることができ、屋根材の別も判断できる。今村や桑原村に茅葺屋根が分布するものの、黒木町には瓦葺屋根が卓越すること、屋敷尻に建つ付属屋も瓦葺であることが知られる。

黒木の町並みが大正期から昭和期にかけて、居蔵造町家を始めた瓦葺屋根の建物が建ち並んだ町並みのクライマックスに達したこと、屋敷尻にも田園景観と溶け合った特徴的な景観が形成されたことを、

これらの写真が如実に示している。

他の古写真で目を惹くのは、町並みの中に埋め込まれた洋風建築で、昭和期には斬新な意匠を備えた建築が登場した。中でも注目を集めたのは、中町南側西端の角地に昭和 5 年（1930）建築になった野田銀行黒木支店と上町北側に同年建築になった郵便局で、前者はセセッション様式、後者はモダニズム様式を呈していたが、いずれも現存しない。

■町並み周縁の景観形成

古写真には矢部川沿いや廻水路沿いの水辺景観を撮影したものも含まれる。矢部村へ向かう道路は調麓橋を渡って川縁を進むが、祇園社門前から東上町南側には、矢部川や廻水路に面して座敷や土蔵が建ち並び、西上町南側には廻水路に臨む料亭も建設され、独特の水辺景観が形成された。多くは一階を物置、二階を座敷に充てたが、土蔵を建てた場合もあった。前者の例として大正 11 年（1922）の建築になる原田家離屋、後者の例として明治期の建築になる中山家や三谷家の土蔵と倉庫が残され、料亭として龍家座敷が残されている。

東上町北側背面を流れる中井手用水沿いには酒蔵や醤油蔵が建ち並び、独特の景観が形成された。中町北側を貫流する中井手用水沿いにも、二階に連窓を設けた川島家土蔵や旅館の二階建座敷が建ち並び、



↑ 古写真に見る上町後藤家（後藤和幸氏蔵）

独特の水辺景観が形成された。

今村を貫流する上井手用水沿いにも、明治期には隈本家を始め、堤家、東家、和田家など、玉石積の石垣上に生垣を巡らし、中に居蔵造や真壁造の屋敷建築が建ち並び、独特の水辺景観が形成された。

大正元年（1912）開通の新道沿いに成立した栄町には、真壁造や平入りの町家が建ち並び、居蔵造町家が建ち並ぶ下町・中町・上町とは異なる町並み景観が形成された。下町北側とは水路で画されたが、下町の町家が出店を設けた例もあった。

西端の津江神社近くには黒木軌道、後には南筑軌道の停車場が設置され、黒木町の表玄関としての役割を果たした。栄町北側には医院も開業し、黒木小学校、黒木女学校の校舎も建てられ、黒木町の近代を彩る景観が形成された。

■道路拡幅と景観変容

戦後、昭和中期に開通した中町と西上町を巡る裏通り沿いには、近代和風住宅の屋敷建築が建ち始め、中町覺法寺南側には昭和25年に公民館が建設され、町並みの周縁と中心部に新たな景観が形成された。町並みの南側の田地には新たな町役場が昭和33年7月に新築移転したが、鉄筋コンクリート造のモダニズム建築であった。

昭和後期の町並みの中心部では伝統的景観の破壊が

進行した。下町の高橋家と松木家、西上町の穴見家など、大型の居蔵造町家が相次いで取り壊された。いずれも付属屋を含めて残されるものはないが、幸いにも高橋家は写真が残されている。

昭和47年（1972）から同50年にかけて実施された上町・中町・栄町の道路拡幅によって、居蔵造町家の多くが表構えが失われ、さらに大規模な伝統的景観の破壊が進行した。同時に祇園社の鳥居も移転され、町並みのアイストップをなしていた景観も失われたが、幸いにも北側のみの拡幅であったため、上町・中町南側の伝統的景観は残され、拡幅されなかった下町の伝統的景観も残された。

田園景観と溶け合った西上町から中町にかけて展開した町並み南側背面の景観も、国鉄矢部線開通に伴う環状道路の整備によって宅地化が進行したため失われた。だが、東上町北側背面から中町北側背面を流れる中井手用水沿いの景観や東上町南側背面の黒木廻水路沿いの景観は残され、下町南側背面には畑地と溶け合った屋敷尻の景観が残される。

伝統的景観の破壊は進行したが、これらの伝統的景観を残しつつ、失われた伝統景観を回復することによって、今一度、町並み景観のクライマックスを迎える可能性を黒木の町並みは備えている。

第2章 町並みの建築史

2-1 総論

■調査の目的と方法

黒木の町並みを構成する伝統的建築物のうち民家建築については、昭和48年に京都大学工学部建築学科上田研究室が実施した町家共同研究の一環として、横溝千恵子家が現況平面図、断面図、立面図とともに紹介されているのみで（上田篤・土屋敦夫編『町家：共同研究』）、これまで体系立てた調査は実施されていない。近年では平成15年度に黒木町教育委員会が九州芸術工科大学との共同研究によって実施した旧松木家の調査がある。寺社建築の既往調査は文化財指定に伴ってなされた専勝寺山門のみであった。

今回の調査では、黒木の町並みを構成する町家建築と寺社建築を中心として、周辺に展開する屋敷型建築も含め、黒木町における町並みの建築史的展開を把握し、町並みの特性を把握するため総合的建築史調査を実施した。既調査の建築物についても、近年の調査になる旧松木家を除いて再調査を実施した。また、伝統的建造物群保存地区設定に向けて保存すべき価値を備えた建築物の特定に向けた基礎資料を得ることも併せて目的とした。

調査は黒木町及び周辺地域に所在する上記建築物の中から、建築後約50年を経過したものを伝統的建築物と捉えて調査を依頼し、調査許可の得られた建築物について、現況配置の採取、現況平面の実測、現況断面の実測、痕跡の採取、平面の復原、外観・内部の写真撮影、来歴の聴聞、構造形式の採取からなる建築史調査を実施した。

■調査の経過と結果

調査は調査委員会委員宮本雅明の他、九州大学大学院芸術工学府学生、九州芸術工科大学芸術工学部学生が参加して実施した。町並みを取り巻く今と桑原の村方については、2004年9月9日～11日、15日の2次、町並みを構成する東上町・西上町・中町・下町・栄町の町方については、2005年3月1日～3日、9日～11日、15日～17日、7月15日～16日、21日～23日、29日～30日、8月4日～5日、20日～21日、10月22日～23日、2006年1月18日～19日の10次に及ぶ調査を実施した。

以上の12次、延べ27日にわたる調査において、調査を実施した件数は75軒113棟にのぼり、先行して調査を実施した旧松木家を加えると、件数は76軒114棟に及んだ。調査対象は民家建築と寺社建築に分けられ、このうち民家建築は町家型の配置を採る町家建築と屋敷型の配置を採る屋敷建築に分けられ、民家建築のそれぞれを構成する建築物は、主屋と離屋・土蔵・倉庫などの付属屋に分けられる。

町方で調査を実施したのは55軒91棟で、内訳は町

家建築の主屋45棟、屋敷型建築の主屋6棟、離屋12棟、倉・土蔵26棟、洋館3棟であった。村方で調査を実施したのは21軒23棟で、内訳は屋敷型建築の主屋21棟、土蔵2棟、庫裏1棟であった。寺院は5件で、内訳は本堂2棟、山門3棟、鐘楼2棟、観音堂1棟、弘法堂1棟であった。神社は3件で、内訳は神殿3棟、拝殿3棟、楼門1棟であった。

町方で調査を実施した民家建築を立地別にみると、東上町が14軒、西上町が11軒、中町が9軒、下町が14軒、中町と下町の両町にまたがるものが1軒、栄町が6軒であった。村方で調査を実施した民家建築は、本分が3軒、今が11軒、桑原が8軒であった。寺社建築は町方の東上町が1件2棟、下町が1件2棟、中町が2件4棟、村方の今が1件3棟、桑原が1件2棟、本分が1件3棟であった。町家建築は東上町・西上町・中町・下町・栄町の町通り沿いに立地する。屋敷建築は村方の集落と町方の縁辺部に立地し、村方では農家、町方では社家屋敷、料亭や医院、借家として建設された例が多い。

これら民家建築の調査結果を寺社建築と併せて調査建築物位置図に示した。

以下、分析項目ごとに民家建築の特徴を概観したい。

■民家建築の年代

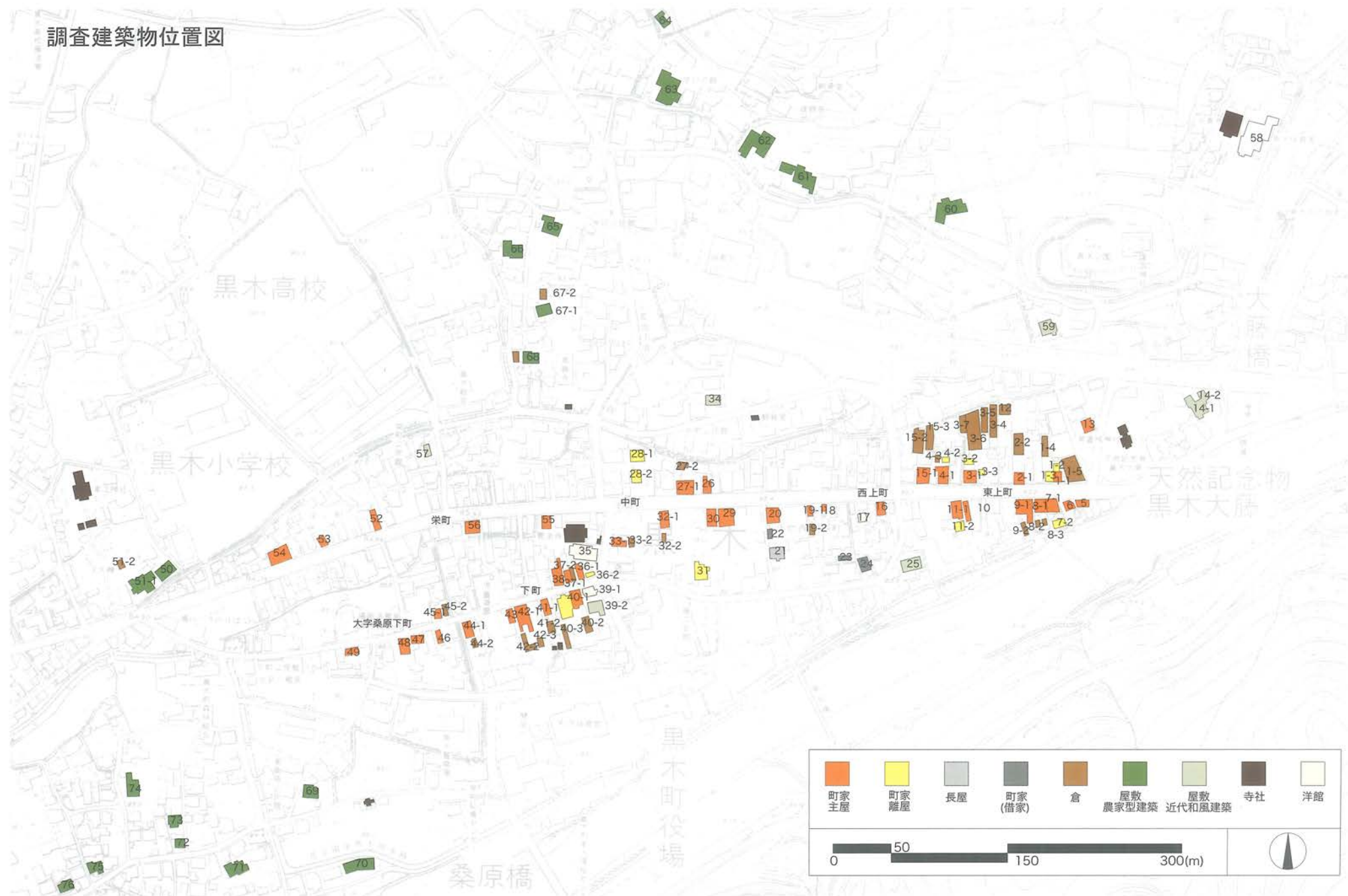
黒木の民家は墨書を残す建物が多く、建築年代の把握は比較的容易であった。町方建築は82棟、村方建築は6棟が判明した。判明できなかった建築については後述の編年指標を用いて編年を行い、建築年代の推定を行った。

調査によって建築年代が判明した町家建築は82棟あった。その内訳は墨書によるもの52軒、家屋台帳によるもの4軒、家相図によるもの1軒、鬼瓦銘によるもの1軒、家伝によるもの16軒、文献によるもの1軒である。これらの建築に見い出される建築年代を推定するための指標として以下の9点を挙げることができる。

一般的に用いられる指標として、①内法高が低いものから高いものへ移行する点、②明治中期を境として和釘から洋釘へ移行する点、③床奥行の浅いものから深いものへ移行する点、④軸組が折置組のものから京呂組のものへ移行する点、⑤小屋組が東立て貫固めから天秤梁へと移行する点が挙げられる。

一方、黒木町家固有の指標として、①明治後期を境に一階表構の戸口部が大戸から雨戸引通しへと移行する点、②大正期を境に一階表構の床部が蓐戸吊上から雨戸引通しに移行する点、③大正期を境に二階表構が単独小型窓から連続窓へと移行する点、④大

調査建築物位置図



正期を境に主座敷が一階から二階へと移行する点が挙げられる。以上のような編年指標と経年感を基に建築年代の総合的な判定を行った。

民家の建築年代を類型別に示すと、町方では江戸後期に遡るものが、町家主屋2棟、離屋1棟、倉・土蔵2棟、明治13年大火前、明治前期の建築になるものが、町家主屋2棟、土蔵1棟、明治13年大火後、明治中後期の建築になるものが、町家主屋21棟、屋敷主屋1棟、離屋1棟、倉・土蔵15棟、洋館1棟、大正期の建築になるものが、町家主屋7棟、屋敷主屋1棟、離屋3棟、倉・土蔵5棟、洋館1棟、昭和前期の建築になるものが町家主屋9棟、屋敷主屋3棟、離屋6棟、倉2棟、昭和戦後の建築になるものが、町家主屋4棟、屋敷主屋1棟、土蔵1棟、洋館1棟であった。とりわけ、明治13年の大火直後、明治10年代の建築になる町家主屋が14棟見出された点が注目される。

村方では江戸後期に遡るものが屋敷主屋3棟、明治大火後の建築になるものが屋敷主屋8棟、土蔵2棟、庫裏1棟、大正期の建築になるものが屋敷主屋4棟、昭和初期の建築になるものが屋敷主屋5棟を数えたが、明治期から大正期にかけて建設された上質の屋敷建築主屋が、今と本分に連続して見い出された点が注目される。

■町家建築の配置形式

黒木の町家は、下町では上手を東側、下手を西側とするが、上町・中町では西側を上手、東側を下手とする例も少なからず見られる。前面の町通りに面して主屋を敷地間口一杯に建てるが、川島和生家、松木道家など、敷地間口が大きい町家では、上手または下手に余地を取り、通路を設けたり、角屋を設ける例も見られる。

主屋背面下手に突き出した角屋に炊事場を収め、背面上手には庭園を配し、庭園を介して便所・風呂を設け、主屋とは上手に設けた渡り廊下で結び、屋敷尻には蔵や納屋を配する。東上町や西上町の北側、松木道家、後藤和幸家、柴尾重幸家には醸造に供される巨大な土蔵が建ち並び、後藤和幸家のように主屋の下手に建つ場合もある。

主屋背面上手に庭園を介して離座敷を配したり、主屋上手に別棟座敷を増築する場合も、後藤和幸家、松木道家、川島光治家、横溝繁樹家に見られるが、例数は少なく、いずれも大正期以降の建築になる。後述するように別棟に座敷を設けるよりも、周囲を取り巻く山並みの景観を取り入れた座敷を主屋の二階に設けたためであろう。

屋敷尻の利用形態は町ごとに異なり、中町南側・下町南側では畑が配され、東上町北側、西上町北側、中町北側、下町北側では中井手用水が通され、用水を介して畑地が配される。東上町南側では矢部川や黒木廻水路が流れ、西上町南側では畑地の他に借家や屋敷型建築が配される。

これら町ごとに異なる様相を見せる屋敷尻の景観が、それを構成する庭園、畑地、蔵、納屋、離屋、水路とともに残されている点に、黒木の町並みの特徴が見い出せる。

■町家建築の屋根形式

建物の屋根の向きから、民家建築は妻側を正面出入口とした妻入りと、平側を正面出入口とした平入りに分けることができる。黒木の町家建築は妻入りを基本とするが、東上町南側や下町南側には平入りも見られる。東上町は敷地の奥行が浅く、間口が広いいため、町家主屋にも平入りが採用されたのであろう。下町の平入り町家は、茅葺町家に起源すると考えられる。

屋根形状は屋根葺材と相関が見られ、入母屋造棧瓦葺、寄棟造茅葺、切妻造棧瓦葺、寄棟造棧瓦葺に分けられる。主屋の屋根形状は妻入り、平入りの如何に拘らず、入母屋造棧瓦葺が基本であるが、寄棟造棧瓦葺も1棟見られた。茅葺の場合は寄棟造となるが、確認できた4棟すべてが入母屋造瓦葺に架け替えられていた。土蔵は切妻造棧瓦葺が基本で、離屋は入母屋造棧瓦葺が基本となる。

主屋の間口規模が大きくなると、両袖に間口一杯まで下屋を降ろして対応するが、片袖のみとする例も3例見られる。上屋梁間は大きく、三間から五間半を基本とし、間口規模が小さい場合は、袖下屋を前面だけに降ろし、背面は上屋を架け降ろすか、片袖のみ下屋を降ろす形式が用いられる。二階下屋下の空間を倉庫として有効に活用するためであろう。袖下屋の長さは半間を基本とするが、間口が大きい場合は、柴尾友昭家のように土間側を一間から一間半延ばす例も見られる。

主屋の両袖に下屋を降ろす屋根形式は八女福島にも見られるが、福島の場合は上屋梁間が三間以下と狭い。黒木の場合も上屋梁間三間が基本であるが、松木尚家、川島和生家など、上屋梁間が五間を越える大規模な主屋でも、両袖に下屋を降ろす点が大きな特徴となっている。

■町家建築の構造形式

構造形式は外壁と屋根材をセットで捉えると、防火性能とも相関を示し、明快な類型区分が可能となり、

防火性能に優れた瓦葺居蔵造、防火性能が劣る瓦葺真壁造、防火性能が著しく劣る茅葺真壁造の三種に分けることができる。

瓦葺居蔵造は22棟を数えるが、正面から側面の軒裏まで漆喰で塗り込める本格的な居蔵造は9棟のみで、他は正面のみ漆喰塗り込めとし、側面は真壁造もしくは軒裏を塗り込めず、防火性能に劣る擬似居蔵造が13棟を数える。

明治13年大火以前の町家建築はいずれも本格的居蔵造であるが、大火後に建築されたものの多くは擬似居蔵造であることになる。戦後に建てられた町家建築では、モルタルで塗り込めた居蔵造としたものも2例を数える。

瓦葺真壁造は17棟を数える。大正期以降の建築になる町家建築に卓越するが、明治13年大火後に再建された借家などに供された町家建築にも見られる。大正期に道路が開通した栄町に多く分布する。

茅葺真壁造は4棟あり、明治13年大火後に再建された間口規模の小さな町家で、いずれも瓦葺屋根に架け替えられている。

小屋組は天秤梁を使用した形式が主流であるが、登梁を使用する形式や洋小屋で組む形式も見られる。洋小屋は明治40年建築の町家、宗キヨカ家主屋から登場する。

■町家建築の立面形式

二階開口部は居蔵造の場合、縦型の小型窓に片開きまたは片引きの防火戸を建てるのが基本とみられるが、古写真には片開板戸が撮されている。真壁造の場合、連窓として引き通しの雨戸を建て、戸袋に収めるのが基本であるが、大正期以降、引き違いの硝子戸を建てる形式が普及する。

一階開口部は土間部が主屋柱筋に吊上大戸、ミセ部に吊上蔀戸、奥のナンド部は壁面主体の閉鎖的構成とし、下屋庇筋に鉄格子窓を設けるのが基本である。この立面形式は明治13年大火以前に成立をみており、大火後の明治中期に再建された主屋にも踏襲された。

明治30年頃から横溝繁樹家、宗キヨカ家、樋口光義家など、出入口に大門を用いず、下屋庇筋に雨戸を引き通して戸締まりをする形式が登場し、大正期には三谷忠雄家など、ミセ部にまで雨戸を引き通す例が登場し、昭和期には野崎弘家など、全面雨戸を引き通し、さらに引き違いの硝子戸を建てる例が登場する。

居蔵造の町家の一階ナンド部下屋柱筋の腰壁に青石を張った例が、横溝千恵子家、松木尚家、大淵小枝子家の3件に確認できる。壁側面に青石を張った例も、大淵小枝子家、松木道家、川島和生家など5件確認できた。いずれも明治大火前後の建物であるが、



↑ 開放的な町家主屋背面



↑ 町家建築の庭園



↑ 閉鎖的な町家主屋背面



↑ 一階座敷に臨む庭園



↑ 屋敷型建築の庭園に面した座敷



↑ 町家建築の庭園を囲む付属屋

昭和前期には青石を撤去し、海鼠壁や洗出しに改めた例が多い。他の町並みの流行意匠を取り入れたのであろう。なお、明治期建築当初の居蔵造の外観は、中塗仕上げであったことが判明している。昭和30年代以降、ラスモルタル下地白漆喰仕上げに改めたと伝えられる。

■町家建築の平面形式

町家建築の主屋は東側を下手、西側を上手を基本としているが、明治大火前の建築である大淵小枝子家、松木道家は西側を下手、東側を上手としている。

部屋の配列は間口規模と建築年代に対応して定められる。一階は2列4室を基本として、下手を通り土間として、上手の表の間にミセとナンドを設ける。上手中の間にゴゼンまたはブツマを2室設け、上手

奥の間の土間側にダイドコロを設ける。ダイドコロと壁を隔ててザンキを設ける。

これを基本とするが、間口規模が小さい町家の場合、単列型となり、表の間のナンド、中の間のゴゼンまたはブツマ、奥の間のダイドコロを省略するが、真壁造の町家では間口規模に拘らず、ナンドを省略する。

建築年代が昭和初期以降になると、表の間の室をなくし、前土間の形式を採るようになる。間口が広い場合は通り土間を中央に配し、下手に広い板敷きのミセを設ける。

二階は下手と前面に広い板敷きの物置を設け、上手に畳敷きの続き間座敷を設ける。このように一階にも二階にも座敷を設けること、かつ二階に広い倉庫



↑ 明治大火前の居蔵造町家



↑ 明治大火直後の居蔵造町家



↑ 明治大火直後の居蔵造町家



↑ 明治後期の居蔵造町家



↑ 明治後期の居蔵造町家



↑ 明治後期の居蔵造町家



↑ 昭和前期の真壁造町家



↑ 昭和前期の真壁造町家



↑ 大正期の真壁造町家



↑ 和小屋



↑ 洋小屋



↑ 棟木墨書



↑ 真壁と大壁の使い分け



↑ 底下の絵様付持送り



↑ 吊上板戸



↑ 青石張りの腰壁

を設けること、すなわち、土蔵や離屋に収めるべき空間を主屋に収める点が黒木の大きな特徴といえる。

前章で述べたように、黒木は仲介を業務とした商人の町で、買出仲買商、荒物商、茶商、材木商、穀物商、呉服商、蒲鉾商、仕立物商などが多い町であった。そのため大規模の倉庫が必要だったと考えられる。

また、二階座敷はいずれも周囲の山並み景観の眺望を取り入れることが可能で、中庭に臨む離座敷を設けた八女福島と異なり、周囲の山並み景観に恵まれた黒木ならではの特徴といえよう。

二階へ至る階段は、座敷と物置へ別に設ける例が多く、ミセ上手から物置へ昇り、ゴゼン上手から座敷へ昇るが、単列型の小規模町家では、土間の板間から物置へ昇り、ザンキ縁側上手に設けた半間四方の廻り階段から座敷へ昇る。

なお、主屋一階の竿縁天井を張った主座敷上部に、二階にも竿縁天井を張った座敷を重ねる例が多く見られるが、明治13年大火以前の建築になる町家建築2棟にも見い出すことができ、すでに江戸末期から成立をみていた平面形式といえよう。

さらに居蔵造の場合、表間上手に小窓を穿った閉鎖性の高いナンドを設ける点も大きな特徴で、村方の民家に見られる空間構成を継承し、農家的色彩を留めた町家建築と言えよう。

■町家建築の内部意匠

民家建築には二種の内部意匠を呈した空間から構成される。一つは建築を構成する軸組に化粧を施してそのまま意匠とした質実な印象を与える空間で、店の間から通り土間を介して台所廻りへ展開する。大黒柱を始め、太めの柱を建て、胴差しを通して垂直線を強調し、床梁を渡して根太をそのまま見せた天井とする。

もう一つは軸組を化粧材で隠して各種の意匠を施した端正な印象を与える空間で、座敷から次の間や仏間まで展開する。細めの柱を建て、長押を巡らして水平線を強調し、胴差しや小屋組を隠して竿縁天井を張り、床の間を設け、違い棚、天袋、地袋、書院、狛潜りなどの座敷飾りを施す。

黒木の町家建築にもこの二種の空間が見られるが、二階にも二種の空間を形成する点が大きな特色となっている。上手から奥の間に後者の空間を設けて座敷として利用し、表の間から下手に前者の空間を設けて物置として利用する。

前者の座敷飾りは床脇に畳を敷き込み、床の間脇に狛潜りを設けた筑後地域に共通した意匠を呈する。床脇に長押を巡らして竿縁天井を張り、天袋や違い棚、付書院を設けないものの、極めて華やかな意匠を呈する点に特色が見られるが、明治後期から大正



期には、床脇に框を設けて板を張り、鴨居を渡して天袋や違棚、付書院を設け、定型化した意匠を呈するようになる。

前述のように座敷飾りを備えた座敷は、一階と二階の両者に設ける例が多いが、明治中期までは一階を主座敷とし、明治後期以降は二階を主座敷とする例が現れ、大正期以降は二階に主座敷を設ける例が一般的となる。

■町家建築の画期

黒木の町家建築は明治13年の大火を契機として、防火性能に優れた居蔵造町家が建ち並び、町家建築の構造形式や空間意匠はこの大火を画期として飛躍的な発展を遂げたと考えられてきた。

だが、前述のように建築史調査の結果に従うと、明治13年大火後に普及したのは防火性能に優れた居蔵造よりも、表構えのみ居蔵造とした擬似居蔵造の町家であった。大火以前の構造形式を表構えのみ踏襲したことが知られる。

むしろ立面形式が大きく変化を遂げるのは、明治30年代に入ってからである。大戸と吊上板戸に代って、土間側に引通雨戸が普及した。前土間形式が普及する大正期には、全面に引き通しの雨戸が普及する。

内部も明治大火以前に成立した一階座敷と二階座敷を上下に重ねる形式は、明治中期まで継承され、そ

の後、一階を主座敷とする平面形式から、二階に主座敷を設ける平面形式への転換が見られる。

青石張りの腰壁を備えた閉鎖的かつ重厚な表構えから、モルタル仕上の腰壁を備えた開放的かつ軽快な表構えへ、居蔵造町家の改造も行われたようだ。町家建築の画期は、このような変化が町家建築の内外で生じた明治後期にあると考えられる。この時期、町並みの出入口にあった柵形が直線化され、矢部村から福島へ至る道路改良が完成し、道路の両側には並木が植えられ、町並みの近代化が図られている。

■離屋・蔵・洋館

前述のように、黒木は大規模な主屋の二階に座敷を設け、広い倉庫を設けたため、離屋や収納蔵を屋敷地内に配する例は少ない。

だが、大正期以降に建設された上質の近代和風建築の屋敷型建築が6棟あり、いずれも町並みの周縁に立地している。明治期の土蔵に大規模な改造を大正期に加え、長屋とした例も見られる。

離屋は12棟あり、後藤和幸家、秀徳龍彦家を除き大正期以降の建築が多い。別棟の離座敷を設ける伝統を持たなかったのであろう。

蔵は醸造蔵と収納蔵に分けられる。収納蔵は東上町南側と、中町北側、下町南側に点在するのみで、商業機能に重点を置いた在方町としては少ない。町家

S=1/500



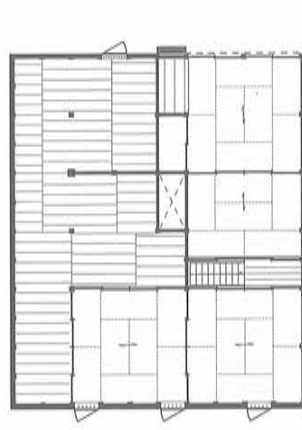
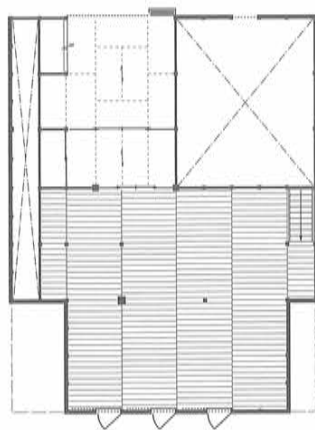
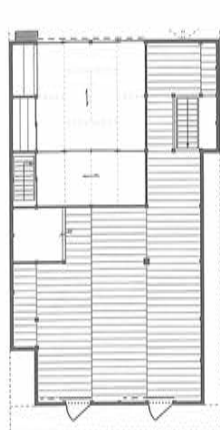
↑ 明治大火前の町家現状断面図

↑ 明治大火後の町家現状断面図

↑ 明治大火後の町家現状断面図

↑ 明治後期の町家現状断面図

S=1/250



↑ 明治大火前の町家復原二階平面図

↑ 明治 13 年大火後の町家復原二階平面図

↑ 明治 13 年大火後の町家復原二階平面図

↑ 明治後期の町家復原二階平面図

主屋二階に広大な収納を設けたためであろう。

収納蔵には土蔵造と真壁造があり、敷地外側に面した側を土蔵造とし、敷地内に面した側を真壁造とする例も見受けられる。防火上必要とされる部分のみ土蔵造としたのか、人目に触れる部分のみ土蔵造としたのか判然としないが、町家主屋の表側正面のみ居蔵造とした例に鑑みると、後者の可能性が高い。

醸造蔵は酒造蔵が9棟、醤油蔵が2棟で、東上町北側に集中立地する他、中町南側にも1棟残される。いずれも奥行が深い大規模敷地に建設された。梁間3間程度を測り、片側に下屋を降ろす場合もある。建築年代が古いものは外壁を土蔵造、新しいものは真壁造とし、小屋を洋小屋とする例が多い。

洋館は残される例が少ないが、町通りに面して医院の診察室として建設されたもの1棟、警察分署として建設されたもの1棟、公民館として建設されたもの1棟が残され、それぞれ別の用途に転用され、町並みを構成する重要な要素となっている。

■村方の民家建築

村方の屋敷型建築は19件21棟について調査を行った。内訳は今が9件10棟、桑原が8件8棟、本分が2件3棟であった。今は大型の瓦葺民家が見られ、桑原には小型の瓦葺民家が見られるが、多くは茅葺屋根を架け替えたという。

主屋の建築年代は江戸期に遡るものが3棟、明治前期が3棟、明治後期が5棟、大正期が3棟、昭和前期が5棟であった。

平面形式は西側を下手、東側を上手とし、西側にニワと呼ばれる土間を設け、東側表側にゴゼン、ザシキ、裏側にイマ、ヘヤを設けた四間取りの床上部を設けるのが基本で、今と本分に建つ明治期の建築になる大型民家では、続き間座敷を角屋に収め、式台玄関を付す場合もある。

構造形式は平入りの直屋、屋根は入母屋造棧瓦葺を基本とし、桑原には鍵屋の寄棟造茅葺の小型民家、今には鍵屋の入母屋造棧瓦葺の大型民家が分布する。

■町並みを造った人々

黒木の民家建築の棟木墨書には上棟年代と建築主とともに、大工棟梁、左官棟梁、石工棟梁の名が記されている。これによって町並みを造り上げてきた職人の名を知ることができる。

大工棟梁の名では、熊本藤平、近藤時造、近藤文作、原三郎、原要三郎、秀徳又市、吉村秀次、木挽では井上甚平、井上清市、山口森蔵、左官では井星松蔵、檜室卯市、梅野兵蔵の名が数多く登場する。同姓の者が多く見られるので、親子で活躍した職人も多いとみられ、後裔が現在も建築業を営んでいる場合もある。

2-2 寺社建築各論

■津江神社

字馬場に属し、下町から福島へ向かう通りが大正元年に貫通した栄町の通りと交わる地点に、南面して境内を構え、樹齢800年以上とされる大樟の下、参道を北へ向かうと、両側に回廊を伴った楼門、拝殿、神殿が一直線に並ぶ。嘉応元年(1169)に豊後国津江郷の鎮守津江大権現の分霊を勧請し、黒木村の産土神としたことに始まるという。その後、嘉暦2年、天文15年に改築され、黒木氏の没落とともに衰退したが、江戸期には元禄7年に改築され、安永3年には拝殿のみ改築された。昭和9年から改築に着手し、日田大原八幡神社の社殿を模倣して設計され、同11年に竣工したのが現存する神殿と拝殿である。

○神殿 正面三間、側面三間、向拝三間を付した三間社流造、屋根は切妻造銅板葺。壇上積基壇上に建ち、切石礎石を据え、土台を巡らし、亀腹を付す。円柱を建て、切目長押・内法長押で固め、頭貫を通して繰形木鼻を付す。組物は平三斗、中備は置かない。軒は二軒、繁角垂木を配り、妻飾りは豕叉首、猪目懸魚を吊る。四方に切目縁を巡らし、正面に木階五級、跳高欄を設ける。柱間は正面中央間に両開板唐戸、脇間に蔀戸を建て、他は横板壁とする。床は拭板敷、竿縁天井を吊る。向拝は切石礎石上に切面取方柱を建て、組物は出三斗、中備は本蓼股、軒は二軒、繁角垂木を配り、海老虹梁で身舎と繋ぎ、繰形木鼻を付す。軸部は素木の檜材を用い、昭和11年の新築である。

○拝殿 正面七間、側面三間の大型拝殿で、向拝一間を付す。屋根は入母屋造銅板葺。正面に石階三級を据え、布石礎石上に切面取方柱を建て、地長押・切目長押・内法長押で固め、頭貫を通して繰形木鼻を付す。組物は舟肘木、中備は置かず、軒は一軒、半繁角垂木を配り、妻飾りは豕叉首、猪目懸魚を吊る。三方に切目縁を巡らし、跳高欄を設け、正面に木階四級、登高欄を設ける。正面中央間に引違板唐戸、脇間に蔀戸を建てる。床は拭板敷、格天井を吊る。向拝は切石礎石上に切面取方柱を建て、組物は出三斗、中備は本蓼股、軒は二軒、半繁角垂木を配る。軸部は素木の檜材を用い、昭和11年の新築である。

○楼門 三間一戸の楼門で、屋根は入母屋造棧瓦葺。雨葛に布石一段を巡らし、石敷壇上に布石礎石と土台を巡らす。中央棟通りに円柱を建て、頂部を冠木で繋ぎ、側廻りは切面取の方柱を建て、腰長押と上長押で固め、頭貫を通し、棟筋に腰長押と内法長押で固め、組物は出三斗を載せ、中備は側柱筋に本蓼股、棟柱筋に間斗束を載せる。軒は一軒で、半繁角垂木

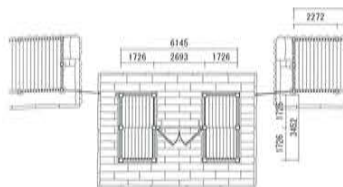
を配り、妻飾りは虹梁上に蓼股を置き、鰭付蕪懸魚を吊る。中央間に唐居敷を据え、両開板唐戸を建て、両脇間は連子窓を設け、他は横板壁とする。中央間の床は石敷とし、鏡天井を張り、両脇間は板敷床とし、竿縁天井を張る。軸部に素木の松材、一部は樺材を用い、虹梁と組物は樟材を用いる。蓼股は立ちが高く、虹梁絵様は簡素で彫りが浅く、いずれも古式を伝える。楼門の建立年代を『黒木町年表』は万治年間の建立と記しているが、建築的特徴とも符合をみるので、17世紀後期まで遡る可能性がある。保存状態も良好で、江戸前期に遡る楼門として重要である。

■素盞鳴神社

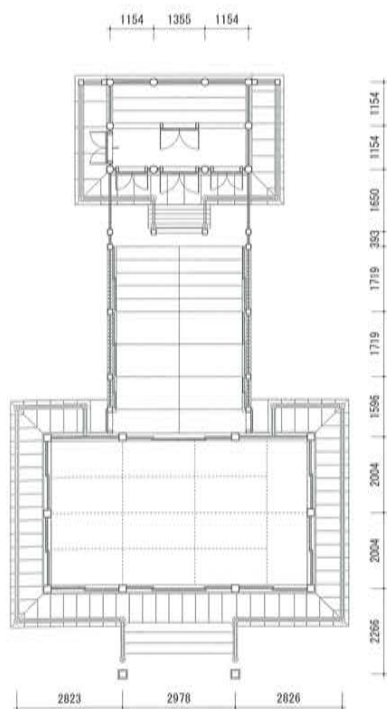
上町の町通りの正面に鳥居を建て、国指定天然記念物「黒木のフジ」が覆う中、曲折した参道を設けるが、境内南正面にも鳥居を建て、参道を延ばした正面に社殿が南面して建つ。元応元年(1319)黒木氏の創建になると伝えられるが、『寛延記』には天正15年(1587)筑紫氏が創立、後に境内を移転したと記される。文政4年(1821)2月の上町大火で焼失、同6年に神殿が再建され、南側を正面に改めた。明治20年に境内を道路が貫通したため、明治38年に社殿を東方へ移転し、新築になったのが現社殿である。棟札が2枚残され、1枚は文政7年拝殿再建時のもの、もう1枚は明治38年神殿・拝殿改築時のもので、「奉追建築後國八女郡黒木町鎮座素盞鳴神社神殿拝殿二字」「干時明治三十八年四月二十一日」とあり、現存する神殿・拝殿が明治38年の建築であることが明確となる。

○神殿 正面三間、側面二間、向拝一間を付す。屋根は入母屋造棧瓦葺。石垣三段積基壇上に石製亀腹を据え、土台を巡らし、円柱を建て、地長押・切目長押・内法長押で固め、頭貫を通し、木鼻は未完成である。組物は出組、蛇腹支輪を付し、中備は設けない。軒は二軒、角繁垂木を配り、妻飾りは木連格子、鰭付の三花懸魚を吊る。三方に挿肘木で支えた切目縁を巡らし、脇障子を建て、擬宝珠高欄を設け、正面に登高欄付木階五級を設ける。正面柱間は両開板唐戸、床は拭板敷、天井は竿縁天井とする。向拝は几帳面取の方柱を建て、組物は出三斗を載せるが、水引虹梁は幣殿屋根上にあり、木鼻も角材のままで、未完成の感がある。軸部には素木の樺材を用いる。

○拝殿 正面三間、側面二間、向拝一面を付し、屋根は入母屋造棧瓦葺。雨葛に布石二段を巡らし、切面取方柱を建て、切目長押・内法長押で固め、頭貫を通して繰形木鼻を付す。組物は平三斗拳鼻付、軒は二軒、繁角垂木を配り、妻飾りは木連格子、蕪懸

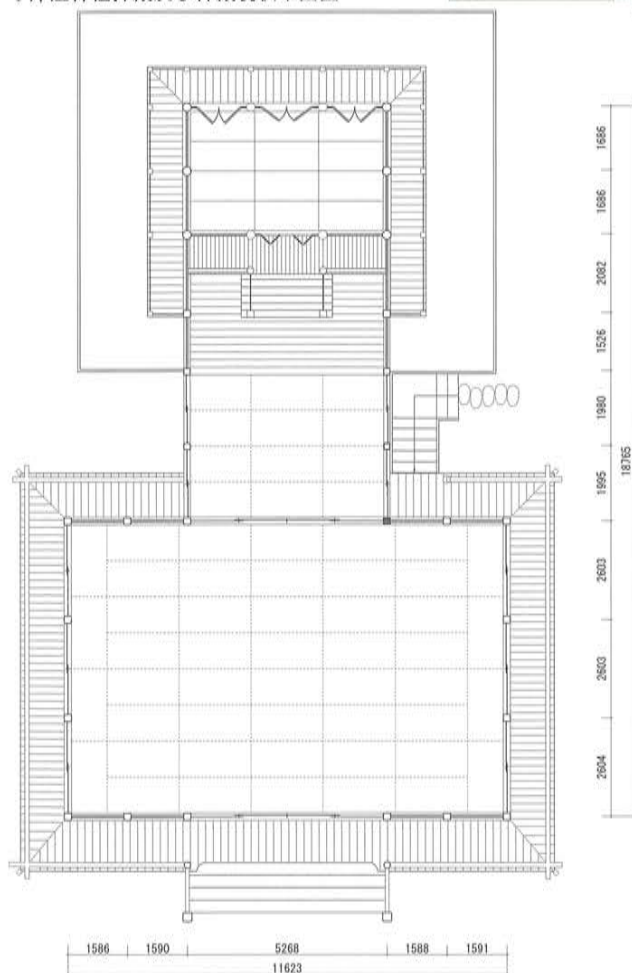


↑ 津江神社楼門現状平面図



↑ 素盞鳴神社拝殿及び神殿現状平面図

↓ 津江神社拝殿及び神殿現状平面図



↑ 津江神社楼門外観



↑ 津江神社神殿側面



↑ 津江神社拝殿外観



↑ 津江神社楼門内部



↑ 素盞鳴神社拝殿全景



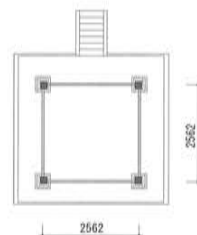
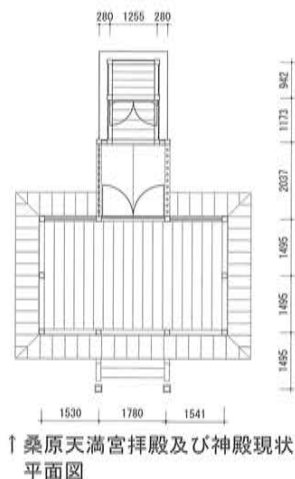
↑ 素盞鳴神社拝殿向拝



↑ 素盞鳴神社神殿側面



↑ 素盞鳴神社神殿向拝



魚を吊る。四方に擬宝珠高欄付切目縁を巡らし、正面に登高欄付木階三級を設ける。柱間に引違舞良戸を建て、床は畳敷、格天井を張る。向拝は切石礎石上に石製礎盤を据え、几帳面取方柱を建て、組物は連三斗出三斗、中備に龍と雲の彫刻を飾り、木鼻に獅子の彫刻を付す。軒は二軒、角繁垂木を配り、軒裏に菊の手挟を付す。軸部は素木樑材を用い、彫刻には玉眼を嵌め、明治38年の建築として妥当である。

■東桑原天満宮

黒木から桑原へ向かう道路沿いに西面して境内を構え、玉石積の石垣で囲われ、田甫の中に拝殿と神殿を建て、桑原の景観を形成する重要な要素である。

○拝殿 正面三間側面三間、入母屋造棧瓦葺、向拝一間を付す。玉石礎石上に杉材の方柱を建て、切目長押、内法長押で固め、頭貫に繰形木鼻を付す。組物は大斗絵様肘木、軒は一軒、半繁角垂木を配り、四方に切目縁を巡らす。向拝は水引虹梁に獅子の彫刻木鼻を付し、組物は連三斗とする。棟札に「天保四歳／奉造立□神天満宮拝殿／癸巳五月吉日」とあり、様式上の特徴とも一致をみる。

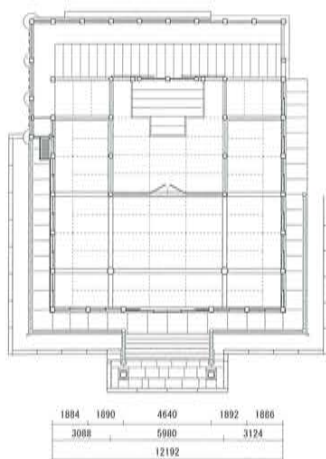
り、様式上の特徴とも一致をみる。

○神殿 一間社流造棧瓦葺、樟材の切面取方柱を建て、切目長押、内法長押で固め、頭貫に繰形木鼻を付す。組物は大斗絵様肘木拳鼻付、軒は二軒、繁角垂木を配り、妻飾りは一重虹梁大瓶束笈形付、向拝は組物が出三斗、水引虹梁に繰形木鼻を付す。由緒来歴は不詳であるが、形式手法から十八世紀後期の建築とみられる。

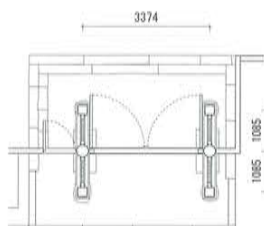
■宗真寺

上町から笠原方面へ向かう道路に開かれた参道の正面、高台上に南面して境内を構え、東側から南側を上井手用水が流れ、東方に城山を望む。参道正面に山門、その奥に本堂、山門東側に鐘楼、本堂東側に庫裏を建てる。大雲山と号し、黒木氏の菩提寺として建立された善能禅寺が前身で、黒木氏没落後、辻勘兵衛が取り立て、慶長10年(1605)浄土宗善応寺として再興し、後に宗真寺と名を改めたとされる。

○本堂 桁行七間、梁間七間半、向拝一間を付し、屋根は一重の宝形造棧瓦葺。雨葛布石一段を巡らせ、

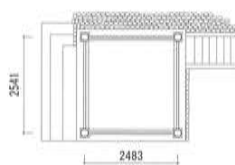


←宗真寺本堂現狀平面図

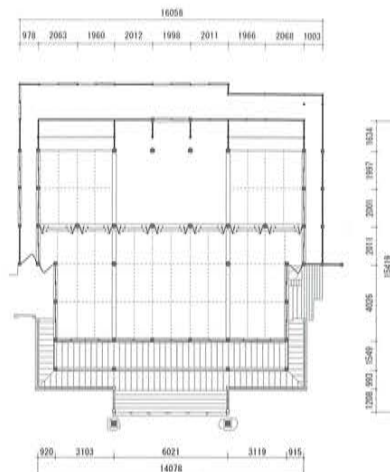


↑覺法寺山門現狀平面図

→覺法寺本堂現狀平面図



↑覺法寺鐘樓現狀平面図



↑覺法寺山門及び鐘樓全景



↑覺法寺山門外観



↑覺法寺本堂外観



↑覺法寺山門妻飾り



↑覺法寺鐘樓見上げ



↑覺法寺本堂内部

自然石礎石上側廻りに切面取粽付方柱を建て、切目長押、内法長押で固め、地貫、飛貫、頭貫を通し、台輪を載せる。組物は太斗絵様肘木拳鼻付、入側廻りに円柱を建て、虹梁を通して組物は出三斗拳鼻付、中備は平三斗の詰組とする。軒は二軒、角繁垂木を配り、三方に擬宝珠高欄付切目縁を巡らし、正面に登高欄付木階五級を付す。柱間は正面に両引の棧唐戸と障子戸、他は片引きの板唐戸と障子戸を建て、古風な形式を呈する。内陣のみ床を高めた浄土宗の平面形式を採用し、床は畳敷、格天井を吊るが、側廻りは竿縁天井、床は拭板敷であったという。向拝は切石礎石上に石製礎盤を据え、几帳面取方柱を建て、組物は出三斗、連三斗として中備は出三斗の詰組と菊の彫刻を載せる。木鼻は獅子の彫刻、軒は二軒、角繁垂木を配り、海老虹梁で身舎と繋ぎ、波の籠彫手挟を付す。向拝と入側廻りは檜材、側廻りは杉材を軸部に用いる。内陣格天井に「明治十四年八月上浣」の墨書があり、欄間裏面には「明治三十年酉十月吉日」の刻銘があり、明治14年(1881)の建築と判断され、

荘厳は明治30年頃までかったようだ。虹梁絵様や柱間建具に古式を残し、宝形屋根を頂く良質の本堂で、内外ともに創建時の姿をよく留めている。

○山門 一間一戸の四脚門、屋根は切妻造棧瓦葺。雨葛に布石一段を巡らせ、切石礎石上に石製礎盤を据え、側廻りに切面取の粽付方柱を建て、腰長押で固め、腰貫、内法貫を通し、繰形木鼻を付す。組物は連三斗の出三斗、中備に本蓼股、棟通りに円柱を建て、冠木を載せ、組物は出三斗拳鼻付、中備に大瓶束形付を載せる。軒は二軒、角繁垂木を配り、妻飾りは一重の虹梁大瓶束笈形付。柱間に両開板唐戸を吊り、床は石敷、天井は化粧屋根裏天井とする。軸組は素木の檜材を用いる。棟木に棟札が残されるが、風蝕著しく読めない。虹梁と木鼻の絵様は彫幅小さいものの蓼股の脚も発達しているので、19世紀前期の建築とみられる。建築年代が江戸期に遡る山門として貴重である。

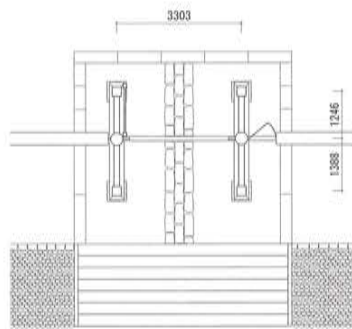
○鐘楼 方一間、屋根は切妻造棧瓦葺。石垣積基壇上に切石礎石、石製礎盤を据え、切面取方柱を建て、



↑ 専勝寺山門全景



↑ 専勝寺山門妻飾り



↑ 専勝寺山門現状平面図

腰貫、飛貫、頭貫を通し、繰形木鼻を付し、台輪で繋ぐ。組物は出三斗、中備は正面が本臺股、側面が平三斗の詰組を置き、軒は一軒、角半繁垂木を配る。妻飾りは一重の虹梁大瓶束笏形付、天井は化粧屋根裏天井とする。素木の樫材を用い、木鼻絵様は山門と共通する。棟木に残された棟札に「十五代」「五月十五日上棟」の文言が読み取れ、享和3年(1803)から天保14年(1843)まで在職した十五代念誓上人の代に建築されたことが知られ、19世紀前期とみられる様式上の特色とも一致をみる。江戸期に建築年代が遡る鐘楼として貴重である。

■ 覺法寺

中町と下町を画する矩折れに東面して境内を構え、本堂は中町、庫裏は下町に属する。中谷山と号し、浄土真宗大谷派に属する。創立は南木屋村で、享禄4年(1531)もしくは慶長12年(1607)と伝えられ、寛永元年(1624)現在地に移転したという。明治13年(1880)の大火で伽藍を焼失、その後、本堂、庫裏、山門を順次再建したが、昭和34年に栄町の道路拡幅に伴い、本堂北側に建っていた庫裏を取り壊して借家4軒を新築し、南側に建っていた黒木町公民館を転用して庫裏に充てている。

○本堂 桁行七間、梁間六間、向拝一間を付し、屋根は入母屋造棧瓦葺。雨葛に布石一段を巡らし、玉石礎石上に上部に粽を付した切面取方柱を建て、切目長押・内法長押で固め、台輪で繋ぎ、地貫・内法貫・飛貫・頭貫を通して繰形木鼻を付す。内部は上部に粽を付した円柱を建て、台輪で繋いで頭貫を通す。組物は平三斗拳鼻付、中備は詰組を置き、軒は二軒、角繁垂木を配り、妻飾りはモルタルで塗り込める。三方に切目縁を巡らし、擬宝珠高欄を設け、正面に木階四級、登高欄を付す。正面半間を吹き放ちの板敷広縁とし、入側柱間は硝子戸引違い、側面には雨戸を引き通す。外陣と余間は床を畳敷、外陣は格天井、余間は竿縁天井を張り、内陣は床を拭板敷、格天井を張り、禅宗様須弥壇を据える。向拝は柱間が広く、自然石礎石上に石製礎盤を据え、几帳面取方柱を建て、組物は出三斗、連三斗とし、中備は詰組、軒は一軒、角繁垂木を配り、水引虹梁に繰形木鼻を付し、軒裏に手挟を付す。軸部は素木の杉材、向拝は樟材

を用いる。寺記の明治13年5月作成『過去仮簿』に「明治十四年十月本堂落慶」とあり、建築年代が明治14年であることが明確となる。向拝柱間を広げ、正面に板敷広縁を設け、狭い境内地に開放的な空間を形成した良質の本堂である。

○山門 一間一戸の四脚門、屋根は切妻造棧瓦葺、雨葛に布石一段を巡らし、切石礎石、石製礎盤を据え、中央棟通りに円柱を建て、側廻りに上下に粽を付した切面取方柱を建て、棟筋には円柱を建て、腰長押で固め、腰貫と頭貫を通して繰形木鼻を付す。組物は平三斗、側柱上は連三斗とし、中備に本臺股を置く。軒は二軒、繁角垂木を配り、妻飾りは虹梁大瓶束笏形付、柱間に唐居敷を据え、両開板唐戸を建てる。天井は化粧屋根裏天井、素木の樫材を軸部に用いる。『姓氏家系大辞典』第二巻「覺法寺」の項に「山門は明治二十七年第十五代実恵師の代建立」とあり、明治27年の建立と伝えられる。木鼻繰形絵様は明治中期の特色を示し、明治27年建立とみて大過ない。唐居敷や扉も残され、上質の山門として貴重である。

○鐘楼 方一間の鐘楼で、屋根は入母屋造棧瓦葺、北面に石階七級、玉石乱積基壇上に布石礎石と石製礎盤を据え、切面取方柱を建て、腰貫、頭貫を通し、繰形木鼻を付す。組物は出三斗、中備に寄進者である川島家の紋を置く。軒は二軒、扇角垂木を配り、妻飾りは木連格子とする。天井は竿縁天井、素木の樫材を軸部に用いる。本堂に掲げられた寄進札に「鐘堂建物中町川島忠三郎為川島直吉供養」とあり、川島家の寄進になることが知られる。川島直吉は明治41年没、鐘楼の建築年代は大正後期と考えられる。

■ 専勝寺

栄町の北側、中井手用水沿いに南面した高台に境内を構え、正面に山門を建てる。浄土真宗大谷派に属し、荒谷山と号する。天文12年(1543)北木屋村上荒谷に創立、寛永15年(1638)今村の現在地に境内を移転したこと、元文2年(1737)山門建立、昭和11年庫裏を改築したことが寺記に記され、鐘楼も同時期の改築という。

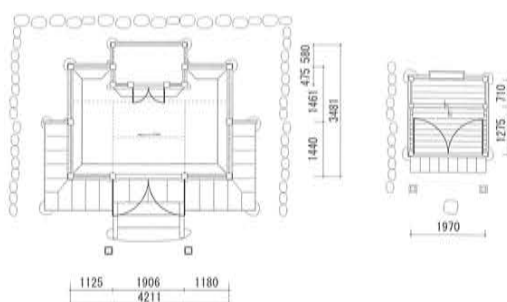
○山門 一間一戸の四脚門で、屋根は切妻造本瓦葺。正面に石階七級を設け、雨葛に布石一段を巡らし、切石礎石上に石製礎盤を据え、側廻りに上部に粽付



↑ 中町弘法堂全景



↑ 中町弘法堂現状平面図



↑ 下町観音堂及び弘法堂現状平面図



↑ 下町観音堂全景



↑ 下町観音堂向拝見上げ



↑ 下町弘法堂

切面取の方柱を建て、中央に冠木で繋ぎ、円柱を建て、腰長押で固め、腰貫・頭貫を通して繰形木鼻を付す。組物は側廻りに連三斗の出三斗、中央に平三斗拳鼻付、中備は側廻りが本墓股、中央に八角断面の大瓶束笈形付、天井は化粧屋根裏天井とし、妻飾りは虹梁大瓶束笈形付、柱間は唐居敷上に両開板唐戸を建てる。軸部は素木の樟材を用いる。柱の経年感は十分で、虹梁絵様は18世紀前期の特色を示す。寺記に記される元文2年の建築とみて間違いない。黒木町指定有形文化財である。

■中町弘法堂

中町北側の東西道路に西面して境内を構え、コンクリートブロック塀に囲まれた中に妻入りの本堂を建てる。武藤精宏により昭和初期に建立された。

○本堂 梁間三間、桁行三間、向拝一間を付し、屋根は妻入りの入母屋造棧瓦葺。正面に石階二級を設け、雨葛に布石二段積、布石礎石上に土台を巡らし、上部に粽を付した切面取方柱を建て、切目長押・内法長押で固め、頭貫を通して繰形木鼻を付す。組物は舟肘木、軒は二軒、角繁垂木を配り、妻飾りは鉄板で覆われる。正面柱間は引違棧唐戸、側面は連子窓とし、背面は横板壁とする。床は拭板敷、天井は格天井とし、和様須弥壇を設ける。向拝は切石礎石上に石製礎盤を据え、切面取方柱を建て、組物は出三斗、中備は本墓股、軒は一軒、半繁角垂木を配り、虹梁に繰形木鼻を付す。軸部に素木の杉材を用い、向拝は檜材を用いる。切目長押と隅木の端部を銅板で覆い、向拝と長押に檜材を用い、丸釘を用いることから昭和前期の建築とみられる。

■下町観音堂

下町の南側、狭い参道を進んだ先に境内を構え、

隣家の土蔵と生垣で囲まれた中に本堂と弘法堂が北面して建つ。由緒来歴は不詳であるが、『寛延記』に「千手観音 黒木町並より拾間程引込建立御座候、開基年代相知不申候、年数は凡五十程ニ相成申候由 午二月 黒木町別当三郎兵衛」とあり、17世紀後期の成立と伝えている。

○本堂 桁行三間、梁間二間、向拝一間を付し、屋根は入母屋造棧瓦葺。雨葛に玉石を巡らし、切石礎石上に切面取方柱を建て、切目長押・内法長押で固め、飛貫を通す。組物・中備はなく、軒は一軒、半繁角垂木を配り、妻飾りは鉄板で覆う。三方に切目縁を巡らし、脇障子を建て、正面柱間は両開棧唐戸、脇間と側面は蒔戸を建て、他は横板壁とする。床は畳敷、竿縁天井を張る。向拝は切石礎石上に黄檗様の石製礎盤を据え、切面取方柱を建て、組物は連三斗の出三斗、中備は本墓股、軒は一軒、半繁角垂木を配り、虹梁に獅子の彫刻木鼻を付す。軒裏に菊と波の彫刻手挟を付す。内部に「明治六歳癸酉」の年紀がある寄進物が飾られ、墓股と虹梁絵様の形式手法から、建築年代は明治13年大火以前に遡り、18世紀後期の建築とみられる。

○弘法堂 妻入りの桁行一間半、梁間一間、向拝一間を付し、屋根は片入母屋造棧瓦葺、雨葛は玉石を並べ、自然石礎石上に方柱を建て、内法長押で固め、軒は一軒、半繁角垂木を配り、正面に切目縁を設ける。正面に両開棧唐戸、側面に連子窓を開け、内部は拭板敷、竿縁天井を張り、黒漆塗の妻入り厨子を安置する。向拝は自然石礎石上に切面取方柱を建てる。年代判定の資料に欠けるが、経年感から昭和前期に遡ることは間違いなく、明治後期まで遡らせることも可能であろう。

第3章 町並みの水環境

3-1 総論

矢部川河畔に立地する黒木町は水が豊かな町である。

町並みの南端に寄り添って流れる矢部川の清流は、その背後に迫る山並みの雄大な姿とともに、黒木町の卓越した大景観を形造っている。矢部川は今日まで自然景観を豊かに保存してきた類まれな河川であるとともに、下流域に広大なクリーク地域や干拓地域を擁しているために、歴史的に高度な水利用がなされてきた点にも特徴がある。黒木町の水環境は母なる矢部川の賜物である。

北部丘陵から自然流下する溪流と、それらを横に連携しあるいは交差して掘削された幾筋もの人工の用水路が、縦横の水路網となって町や田園を潤している。調査対象地域の黒木地区には、北から南へ順次、①上井手、②中井手、③黒木廻水路及び助水路の4本の水路が通っており、下流域の灌漑用水を担うとともに、それぞれ、①は今集落、②は黒木町市街地、③は桑原集落の空間構成の主要な要素ともなっている。これらの用水路は概ね藩政期前半までに人工的に建造されたもので、これら自体もまたいわば“伝統的建造物群”の一種と位置づけることができる。景観的な観点からは、これらの水路が個々の住居や点在する要素を連携し、グルーピングして、連続する町並みを形成する重要な構造物とみなされる。

水利用の観点からは、これらの水路は主要な目的が農業用水であったとはいえ、生活用水や醸造業など他の産業にも多様な利用がなされたことは、水路に点在する多数の水汲み場の存在から読み取れる。川に対する信仰も厚く、今日も町内の殆どどの組で川祭が継承されており、川と共生してきた人々の暮らしのありようとコミュニティの紐帯の緊密さを物語っている。

そこで本章では、これらの水のネットワークの構造的把握を基礎として、町並み及び集落と一体となっている水環境の歴史的かつ今日的役割を明らかにして、水環境の保全対策の基礎資料とすることを目的とする。調査事項は下記の4項目である。

1. 井堰と水路の形成
2. 水路網の構造と水秩序
3. 町並みの水環境
4. 水環境保全の課題と方向

3-2 井堰と水路の形成

黒木町史、近世絵図、明治・大正期地籍図、水利組合の資料、その他の歴史資料によって考察した。

■矢部川と笠原川（写真3-1、3-2）

矢部川は矢部村の三国山、御前岳を水源として、黒木町で笠原川、八女市で星野川、立花町で辺春川などを合流して西に下り、八女市で花宗川、柳川市で沖の端川などを分流して南に下り、有明海に注ぐ。全長61kmの一級河川であり、灌漑面積は12,000haに及ぶ。矢部川の特徴は、下流域に広大なクリーク地域と干拓地域を擁しているために、藩政期以来、高度な水利用がなされ、厳格な水利慣行が継承されてきたことである。その一つの表れが後述する矢部川の井堰と廻水路のシステムである。また、景観的な観点では、人工護岸が比較的少なく、自然のまま残された類まれな河川でもある。支流・笠原川は黒木堰の直上左岸で矢部川本流と合流している。黒木町の歴史的な水路の水源となっている貴重な河川である。

■谷川

町内を縦方向に貫通する自然溪流であり、用水路が出来るまでは今村、豆生野村の主要な水源となっていた。中井手の開削に合わせて河道の変更が行われたものと推測される。

■上井手（写真3-3）

上井手堰（南原堰塘、椿原堰）と上井手用水路は、町史によると、寛文5年（1665）に築造・開削されたとされている。笠原川を水源として、堰は笠原地区椿原集落の笠原川にあり、本分・豊岡グラウンド脇で黒木廻水路に合流する。それゆえ、黒木廻水路とほぼ同時期に開削されたと解釈される。上流域では用水路は山麓に沿って掘削され、全長約4.5kmの大規模な用水路であり、今日では広範な灌漑地を擁する主要な農業用水路として機能している。

■中井手（写真3-4）

中井手堰は笠原川にあり、矢部川との合流点から約300m上流に位置する。築造年は井堰及び用水路いずれも詳らかでないが、黒木町の井手の中では最も古いのではないかと推測される。元禄13年（1700）と元文5年（1740）の「上妻郡黒木町絵図」に一部「ニヶ村井手」の名称で描画されており、この時期に中井手は今村と豆生野村の灌漑用水として存在していたことが確認される（図3-1 元文5年「上妻郡黒木町絵図」（写）：黒木町教育委員会蔵）。絵図では水路が中町北側と下町の当時の西端にごく一部しか描画されていないために、全体の形状は判明しないが、描画された水路部分は今日開渠のまま現存しており、少なくともこの部分は当時と変わっていない。用水は町を通過して南西方向の今村分、

西方向の豆生野村分の灌漑に充てられており、上井手や廻水路に比してローカルで規模が小さい。この点においても、中井手は近世初頭の黒木町の形成時期に生活用水と併せて開削されたものか、或いはそれ以前に存在していたと推測される所以である。

■黒木廻水路と助水路（写真3-5、3-6）

関ヶ原の戦い後に筑後一円の領主として柳川に城を構えた田中吉政は、有明海沿岸の低平地の開発と、併せて水利事業にも力を注いだ。筑後川の派流で感潮河川であった山の井川及び花宗川を各々星野川及び矢部川に連結して、安定した用水路にしたといわれている。田中氏が二代で廃絶した後、筑後領は久留米、柳河、三池の三藩に分割され、この時以来、矢部川が、下流では沖の端川が久留米藩と柳河藩との境界となり、御境川と呼ばれた矢部川をめぐって両藩の水の収奪戦が両岸から繰り広げられ、井堰と廻水路の建造が上流域へと遡行することになったのである。まず、左岸の唐ノ瀬堰が宝暦8年(1680)に強化され、従来の用水路に廻水路の機能を持たせて唐ノ瀬廻水路が築造されたことを端緒に、弘化元年(1844)の花巡廻水路の開削に至るまで、165年にわたり井堰と廻水路のシステムとして整備されていった。

矢部川本流には、日向神ダム下流において現在13ヶ所の井堰がある。そのうち上流から花巡堰、馬渡堰、黒木堰、惣河内堰、花宗堰の5ヶ所は右岸・久留米藩のものであり、その他の8ヶ所、三ヶ名堰、込野堰、唐ノ瀬堰、広瀬堰、松原堰、下名鶴堰、大和堰、瀬高堰は左岸・柳河藩のものである。廻水路は右岸・久留米藩では花巡廻水路、馬渡廻水路、黒木廻水路の3本、左岸・柳河藩では三ヶ名廻水路、込野廻水路、唐ノ瀬廻水路の3本が形成された。さらに、馬渡廻水路と黒木廻水路には助水路を設けて補強している。これらの廻水路は各々の領地を灌漑しながら、領地内の水を収集し、同時に本流の水を自堰に廻水するという役目を持っている。そのため、自堰で取水された水は他堰の直下で吐

出する構造となっており、最終的には各々元堰へ、久留米藩では花宗堰、柳河藩では松原堰へ、廻水する仕組みになっている。図3-2、表3-1は史料により判明した井堰と廻水路のデータを整理したものである(加藤仁美『水の造形』九州大学出版会、1994から転載)。これによると井堰の築造は必ずしも下流から上流へと朔行していないが、幾度か改修・強化が進められ、全体として井堰と廻水路の体系が成立したものと考えられる。

ところで、黒木堰は笠原川合流点下の矢部川本流にあり、その築造は、町史によると寛文4年(1664)(正徳4年(1714)、寛政4年(1794)の記述もある)、花宗用水組合の資料では正徳4年(1714)となっている。先の元文5年の絵図では正徳4年と付記され、黒木廻水路は「三ヶ村井手」の名称で描かれている。三ヶ村とは、豆生野、中籠、本分のことであろう。上井手の建造時期との関連でみれば、寛文4年(1664)にまず用水路として開削され、花宗堰、込野堰、惣河内堰などの下流の井堰建造との関係で正徳4年、寛政4年に補強・改修されつつ、全体の廻水路システムに組み込まれていったのではないだろうか。黒木廻水路は約4km、黒木堰で取水され、最初は田本天満宮下で川落しをしていたが、込野堰が築造された時(貞享3年/1686年)、廻水工事を延長し、込野堰直下で矢部川に吐水するようになったと町史に記されている。つまり、この時期に廻水路の機能を持つようになったと解釈される。

黒木廻水路は廻水路の補助機能を持つものである。桑原の川端で黒木廻水路から分水し、本分を経由して田本で黒木廻水路に合流する。明和年間、本分組大庄屋となった松浦嘉右衛門が開削した清牟田廻水路と同一とされる。

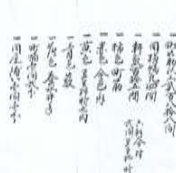


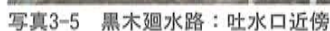
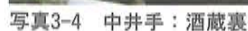
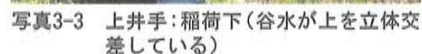
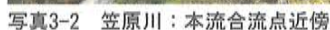
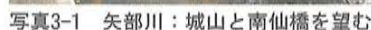
図3-1 元文5年「上妻郡黒木町絵図」〔写〕（黒木町教育委員会蔵）



表3-1 矢部川の主要井堰の築造年と灌漑面積

(計 15.513ha)

※「柳川市外」は「柳川市外三ヶ町土木組合」の略。(作表 坂本紘二)



3-3 水路網の構造と水秩序

個別の水路が相互に関係を持ちつつ、ネットワークとしてどのように形成されたのか、その過程を追跡し、その結果として現状の水秩序を全体像として把握しておきたい。そのため、歴史資料や地籍図による知見と併せて、各用水路の始点から終点まで、地図上で流路の追跡をした上で、現地踏査で主な分水点、異なる水系の結節点、交差点などに留意して水路網の構造的な把握を行った。参照した史料は元禄13年「上妻郡黒木町絵図」[写]、元文5年「上妻郡黒木町絵図」[写]、明治20年地籍図（福岡法務局八女支局蔵）、大正3年地籍図（黒木町教育委員会蔵）、大正2年～6年福島町外12ヶ町村土木組合「灌漑反別本田調書」（花宗用水組合蔵）、黒木町史などである。さらに、近年の変遷については、ヒアリング調査を実施した。

■水路網の形成過程

仮説ではあるが、水路網の形成過程を6つのステージで捉えてみた。

□第1ステージ：自然溪流に依存した集落の立地

人々の定住に水は不可欠である。初源的な集落は容易に水が得られる湧水や小溪流に近く、しかも水害を回避できる微高地に立地した。今村は谷川沿いに、桑原集落は矢部川の伏流水による湧水に依存して形成されたと考えられる。往時の谷川の流路は現在と異なり、北から南へ流下してきた谷川は末端で矢部川の自然堤防の微高地に阻まれて緩やかに流路を西に変え、現在栄町となっている低湿地を貫通して西方へ流れていたと推測される。現在の等高線の追跡などによる地形、地勢の検証から、谷川の河道変更は中井手の建設と同時に、またはそれ以後に行われたと考えられる。

□第2ステージ：水路開削による農地開発と定住

溪流は掛樋や簡単な溝で利水し易いものの、洪水や渇水の影響を受けやすく不安定である。戦国時代に終止符が打たれ、藩政期に入ると、諸藩では農地の開発に伴って水源の開発が盛んに行われた。河川を水源として、縦方向の溪流を横切り、或いは連携して、横方向に適度の勾配で人工的に掘削された長距離の用水路

が大規模な農地の灌漑を可能にしたのである。

中井手用水はこのような背景から、田中吉政の治世に黒木の町立てと同時に建造されたという。田中吉政の城下柳川市の市街地の形成には、表に通り、裏に掘割が交互に織り成し、住民の生活用水として計画されたクリーク地域の独特な風情のある町並みが継承されている。町家の背後には石段で水面まで下りて水を汲む「くみず」と呼ばれる水汲み場が設けられている点も類似している。武家屋敷の庭園にはクリークの水を引いて泉水に用いている。先に述べた幾つかの仮説とともに、水路の利用と構造的側面からも中井手建設の経緯と時期を特定する有力な手がかりになるであろう。

□第3ステージ：井堰と廻水路システムと流域概念の形成

寛文4年に黒木堰が建造され、その後、約200年に及ぶ矢部川の利水を巡る久留米藩と柳河藩との競争の過程で、井堰と廻水路のシステムが次第に形成されていったが、そのことは「流域」という考え方が形成されていった過程でもあるといえる。下流域における水田を中心とした農業の振興には、水系を基盤とした流域という大きな地域全体を視野に入れて、利水と治水の施策を講じなければならなかった。柳河藩が自領の下流の肥沃な農地と久留米藩の上流の山林とを交換したことは山林が水源涵養に重要な機能を果たすことを熟知していたばかりでなく、上流と下流の関係性や水系が結ぶ地域間の関係が了解されていたからに他ならない。

□第4ステージ：水路と並木がある町並みの景観形成

明治41年に黒木町を訪れた民俗学者・柳田國男は「並木の話」として黒木の町並みの印象深い体験を書き残している。軒を連ねる商家建築の特異な様式と梅・柘榴の並木とともに、路傍の小溝の清らかな水の流れが印象深かったという。実際、明治20年と大正3年の地籍図には中町の往還の両脇に水路があったことが認められる。黒木町では明治13年に大火が起こり、120戸余りを焼失するという不幸に見舞われた。明治の後半には町は復興し、並木は明治22年に植えられたとのこと

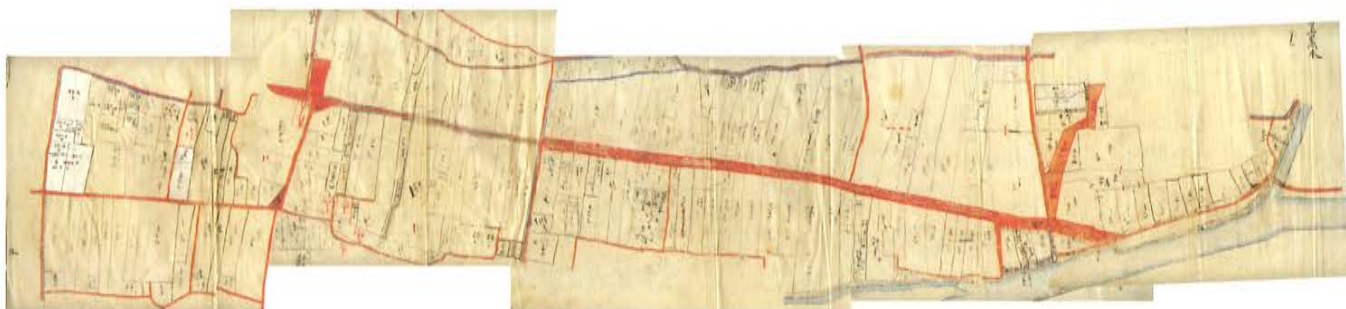


図3-3 大正3年の黒木町の地籍図：中町の通りの両脇に水路が見られる（黒木町教育委員会蔵）

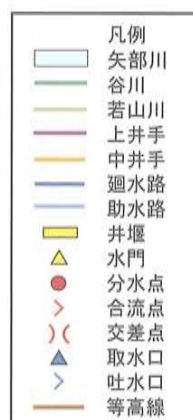
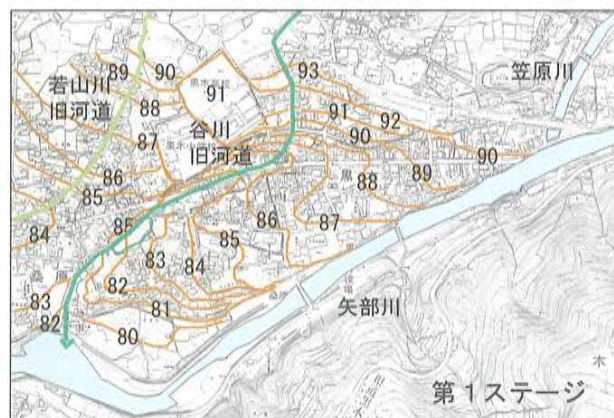


図3-4 水路網の形成過程

* 第1ステージの数字は標高を表す

でもあり、通りの両脇の水路は防火用水の役割も担っていたと思われる。柳田國男が遭遇した黒木の町の景観は最も美しい時期だったのではないかと想像される。

□第5ステージ：陸上交通の発達と水路の消失過程

大正元年に町の入口と中町の四辻を結ぶ大通りが貫通し、湿地帯の開発が進み、商店が建ち並ぶようになった。元来溪口集落が発達する位置にあり、人と物が集散する土地柄である。道路交通の発達に伴って、水路は少しずつ消失し、水秩序が不明瞭になっていた。大正元年の栄町通りの開通を皮切りに、その傾向は今日まで続いている。とりわけ、近代化が生活の細部まで浸透していった昭和40年頃から全国的な傾向として水環境の悪化が進行した。農業のウェイトが相対的に低下して、それまで農林業のような生業を営むことで同時に水環境の維持管理を狙っていた主体が弱体化した上に、産業や生活から起因する水環境汚染も進行した。

ダム建設、河川堤防の強化など、水の管理対象は利水から治水へとシフトしてきた。矢部川において昭和28年の水害の経験を経て、昭和44年に日向神ダムが完成し、利水と治水の問題は緩和されるに至った。町内においては、自然溪流の谷川が昭和58年に、若山川が平成4年に放水路の建設が完了して、栄町、谷運輸、馬場地区などでは水害の危険から解放された。

□第6ステージ：環境保全と景観の重視

水環境の重要性が認識され、水空間の回復と創造が図られるこれからの時期である。河川行政においても利水と治水に加えて、親水というキーワードが加えられ、人々が水に親しむ施策を試みている。河川や水路に住民がより関心を持ち、水環境の面からも、歴史性と地域性に依拠した風土や景観を守り育てていく時代を迎えている。



写真3-7 上井手堰



写真3-8 上井手: 取水口近傍と水門



写真3-9 上井手: 宗真寺横



写真3-10 上井手: 築山公園下の暗渠



写真3-11 上井手: 道路の拡幅



写真3-12 上井手: 今集落



写真3-13 上井手: 塩ビ製の樋管



写真3-14 上井手: 谷川との立体交差点 (U-C)



写真3-15 上井手の末端: 黒木廻水路との合流点

■水路網の構造と水秩序

水路網の構造は河川・溪流と各用水路との関係性として表わされる。具体的には、それぞれの取水口から排出口までの流路と、用水相互の位置関係と結節点のあり方に反映されている。結節点のあり方は①交差(立体交差)、②分流(分水)、③合流があり、これらの結節点には水を制御するために、堰埭、樋管、水門などが設けられている。堰埭は水位を堰き上げるものであり、樋管は堰堤を貫通して導水する管であり、水門は開閉することによって流量を調整する。こうして、水路網の構造と、結節点に設置された水門などの人為的な操作・運用によって、全体の水秩序が保持されるのである。

ここでは、特に、各用水路の流路の確認と結節点のあり方に着目して水路網の構造にアプローチする(図3-6 黒木町水路網構造図)。

□上井手

上井手は椿原集落近傍の笠原川の南原堰(U-A、椿原堰、写真3-7)で取水され、黒木町の用水路の中で最も高い位置を東から西に横断し、本分の豊岡グラウンド

脇で黒木廻水路と合流する。この間、自然溪流の谷川(U-C)と若山川(U-D)とでクロスするが、これらの地点では溪流の川底が低く、勾配もきついため、溪流からの取水が困難なことから、いずれも溪流を跨いで立体交差している。かつては石材や木材を用いていたと想像されるが、現在はコンクリート製の凹型水路橋となっている。用水に途中流入する大きな水源は無く、もっぱら灌漑のため分水する機能が主で、従って、上井手は独立性が強い用水路といえる。

用水路の左岸には蓋付樋管が要所に設置され、支水路(または枝水路、派生水路)の網目が形成されている。支水路の主要なもの1つは今の地藏堂下(U-B)で、分水して他の幾つかの支水路を集め、専勝寺東脇を通り、N-C地点で中井手と交差し、栄町を縦断し下町を西下して廻水路に合流する。



写真3-16 中井手：中井手井堰と水路



写真3-17 中井手：新道との交差点



写真3-18 中井手：東上町裏手



写真3-19 中井手：中町裏



写真3-20 専勝寺横水門



写真3-21 中井手：専勝寺前の暗渠



写真3-22 中井手：小学校前の谷川放水門

□中井手

中井手については開削年が不明であるばかりでなく、水路の経路の原形も定かでない。中井手については謎が多い。前節の仮説に準じて、最も古く、黒木の町立と同時期またはそれ以前に成立したとすると、現在黒木廻水路に合流している中井手の、その先の経路について何らかの線を想定しなければならない。

現在の中井手は黒木中学校裏の笠原川中井手堰塘(N-A)で取水し、国鉄矢部線跡の新道を縦にクロスし、上町、中町、栄町の裏手を経由して、下町入口で黒木廻水路に合流する。中井手と並行してその北側を流れる谷川は、津江神社前にて縦樋管で落された後、国道442号をクロスし、東馬場の旧道北沿いに西下し、黒木廻水路が北方向へ屈曲する地点K-Eで分流する大野原水路(黒木廻水路の支水路)に合流する。分流点から約100mの地点までが上井手・谷川水系の終末となる。しかし明治期・大正期の地籍図では、K-E地点で南北に分岐していたことが確認されるため、近年の道路の拡幅時に暗渠化され、現状のように改修されたものと考えられる。

中井手の主な支水路は2つある。第一は東上町裏手N-B地点で分水し、小路に沿って南側を西へ流下し、途中で宅地内を横断して、西上町と中町を隔てる縦方向の通りに沿って南下し黒木廻水路に至る。途中さらに数箇所分水され、伏ノ木等の旧今村の田地を灌漑していた。現在は縦の道路が拡幅され暗渠となっているが、かつては開渠で通りと並行していた。明治期、中町の往還の両脇の水路はこの支流から分水していたと思われる。第二は専勝寺角N-C地点で南に分岐し、中町四角で往還南沿いに西へ曲がり、栄町と下町の間



図3-5 大正3年町裏の地籍図に見る水路網
(黒木町教育委員会蔵)

を縫い、下町旧上之丁と旧下之丁を隔てる縦の通り沿いに南下し、桑原字久保で再度西へ屈曲し、途中二手に分かれて廻水路に至る。ところがこれらの支水路はここが終着点ではない。大正期の花宗用水組合の水路図では、この2地点に各々掛樋のマークがプロットされ、廻水路左岸に中井手掛りの田圃が確認される。当時、中井手の支水路は廻水路を越えて左岸北屋敷の一部まで及んでいたことが分かる。現在は昭和58年に完成した谷川放水路が谷川本流となり、旧谷川水系と中井手を合わせて中井手と称している。N-Cでは中井手は立体交差の暗渠となってバイパスし、上井手支水路とN-Eで分水された谷川の水がK-Dで合流し、市街地内の支水路の主要水源となっている。つまり、中井手は今日利水の面で十分な機能を果たしていない。

谷川には2箇所の放水門がある。T-Aは地下埋設の谷川放水路の分岐点で、専勝寺前から県道田主丸黒木線を南下し旧役場下で矢部川に放水されている。小学校前のT-C地点では谷川の調整水門が中井手側に設置されている。



写真3-23 黒木堰と三ヶ名廻水路吐水口



写真3-24 黒木廻水路：取水口



写真3-25 黒木廻水路：西上町南



写真3-26 廻水路：桑原川端集落裏



写真3-27 廻水路：東馬場の放水門



写真3-28 助水路取入口

□黒木廻水路と黒木助水路

黒木廻水路は笠原川合流点から約100m下流、大藤で有名な素盞鳴神社下の矢部川本流にある黒木堰で取水される。取水口には三連の巻上げ式水門が設置され、許可水量は最大6.74t/s、灌漑面積3,240haという大規模なものである。現在の経路は、まず矢部川に沿って西へ下り、桑原字川端で直角に北へ向きを変え、さらに下町の通りに突き当たって西に曲がる。旧豊後別路沿いの東馬場集落の南端に沿って西へ流下、集落西端K-E地点に至ってまた北へ屈曲し、国道442号を越えて概ね西方向へ本分を流下する。途中若山川、上井手を右岸で合流し、最後に田本において左岸で黒木助水路を合流して、旧柳河藩込野堰の下で矢部川に吐水する。屈曲地点K-Eの橋には転倒式と角落し式の二つの堰が並んでおり、大野原水路の暗渠になっている分水口にも水門が設置されている。また、K-E地点の少し手前に廻水路の放水門が設けられ、暗渠になって矢部川に吐水される。

黒木堰の建造年については三説あり確定できないが、前述したようにここでは寛文4年としておく。元禄13年の絵図では廻水路の描画はないが、元文5年の絵図には「三ヶ村井手」の名称で取水口付近が描かれている。この三ヶ村というのは、豆生野村、中籠村、本分村を指していると思われる。また、井堰の位置が現在より下流にあったとする説があるが、廻水路が矢部川に並行している区間で検討してみたものの、廻水路と矢部川の河床の落差が大きすぎるため、その信憑性は疑わしい。

黒木廻水路の最初の分水は助水路である。桑原字川端K-B地点で分岐し、用水路の中では最も南の位置を西方に流下し、田本で県道をクロスして廻水路に合流する。合流する手前で余水は矢部川に放流される。主

な支水路の一つは東桑原公民館手前K-C地点で分水し、字北屋敷と南屋敷の間の道路沿いに流れて助水路に合流する短い水路である。この両脇には集落が線形に密集し、宅地の接点に水汲み場や湧水が連なっている。第二は同じく字北屋敷のうちの北の位置で、中井手の合流地点の対岸K-D地点から分水し、中洲を囲むように弓形に流下し、さらに雁行して放水路に合流する支水路である。この水路沿いにも水汲み場が並ぶ線形集落の立地が見られる。廻水路最大の支水路は大野原・畑田水路である。大野原水路はK-E地点で水門を経由して旧豊後別路、次いで国道を暗渠で西へ直進し、廻水路へ合流する。畑田水路はK-Fで分岐、本分で集落を避けるように南西へ雁行しながら、田本で助水路と合流する。いずれも建設年は不明である。

さて、最初の命題にもどって、黒木廻水路開削前の中井手の原形を想定すると、上井手吐水口対岸のK-C地点からK-D近傍まで現廻水路の流路またはその南沿いの支水路を経て、放水路の流路を経由して矢部川に至るものか、或いはK-C地点で分水した支水路の流路を経て矢部川に至るものか、大略の見当をつけることはできそうである。

■水秩序の形成

以上のように、水系の自立性と水利の既得権を保持しながらも、各々の結節点で利水と治水の秩序を保つように調整されつつネットワーク化され、全体の秩序を形成しているのである。個別の水源で取水された用水は、灌漑や生活の用に供された後、最終的に余水は全て黒木廻水路に回収され、矢部川に戻されて、元堰の花宗堰に送り込まれる仕組みになっている。

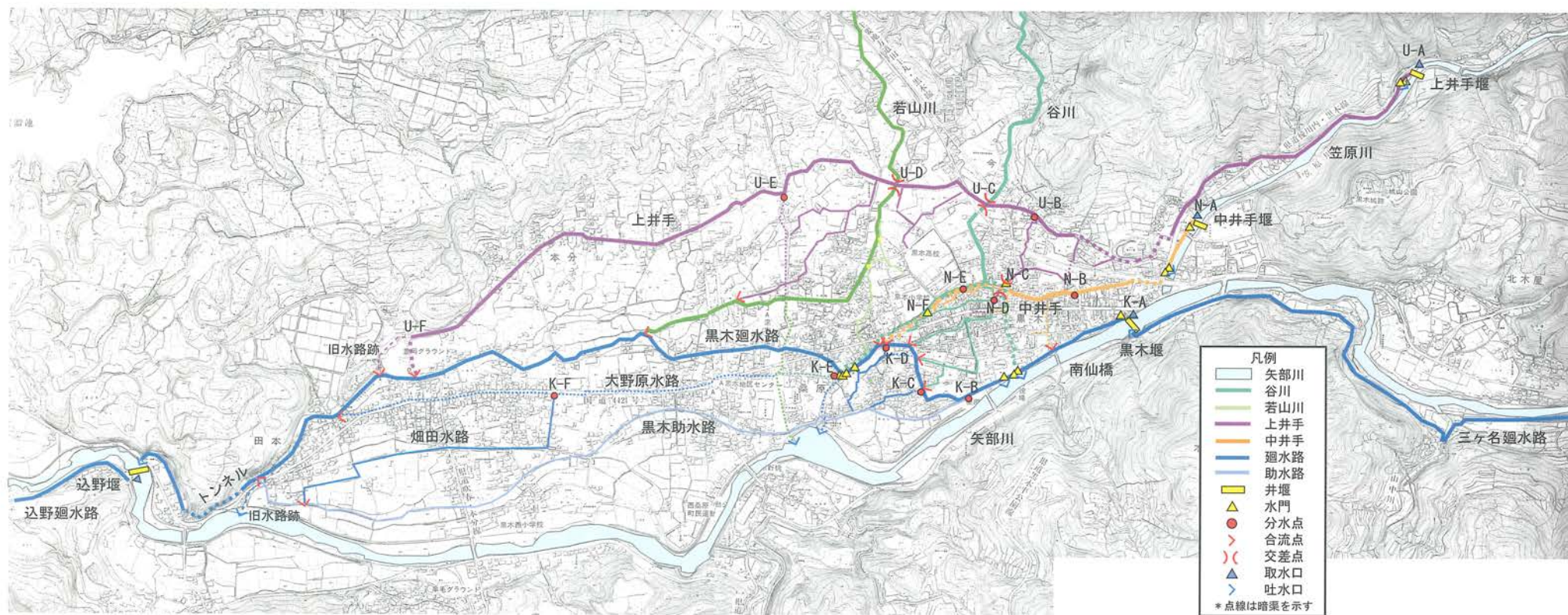


図3-6 黒木町水路網構造図

3-4 町並みの水環境

■町並みの水環境

水路には灌漑用水を配分し、洪水を調整する様々な水制御のための装置が設置されている。井堰(堰埧)、水門、樋管などである。また、かつては農業用水だけでなく、生活用水や醸造業のような産業用水にも使われていたため、水路のそばに屋敷が立地しているところが多く、住居と水路の結節点としての水汲み場(洗い場)、住居と道路をつなぐ橋などが点在している。湧水が保存利用されているところもあり、これらの点的な装置は本来の役割の他に、ランドマークやサインの役割を果たす。水路自体は目的地に水を運ぶという本来の機能に加えて、線形の連続した流水や護岸はばらばらな空間要素を繋ぎ、まとめる力がある。黒木町の水路の際立った特徴は、護岸に川原の丸い自然石を用い、野面積みを基本にしていることである。玉石積の護岸が連続して織り成す水空間は景観としてもユニークで心地よいもので、水環境の観点からも水循環や生物の生息環境として優れ、景観の観点からも周辺の土地利用という面的な要素との関係が不可欠である。もちろん、水が無かったり、汚れていては台無しであるから、水そのものの状況も重要である。

そこで、次の観点で各水路を調査し計測可能な要所で水路断面図を作成した(図3-7黒木町水路断面図)。なお、計測時期は水量の少ない非灌漑期である。併せて、黒木地区に限り現地調査による各用水路の水環境マップを作成した(図3-8黒木町水環境図)。

- ①点的要素：堰、水門、樋管、その他の分水施設、石橋、水汲み場、湧水、分岐・合流点、交差点など。
- ②線的要素：水路の護岸・路床の素材(土は玉石積(大・小)、割石積(大・小)、ブロック、コンクリート(混合)、護岸の傾斜、水路の幅員、暗渠など。

③面的要素：隣接地の土地利用(道、田畑、住宅、倉庫、蔵、庭、生垣、塀、大木、池、祠堂など)との関係。

④水自体の状況：水量と水質、水深、流速などの計測及び目視調査。

□上井手周辺

取入口の椿原堰(堰埧)は、昔は川石積で、堰上げにも石を用いていたと思われるが、井堰も用水路の護岸も現在は鉄筋コンクリート製に変わっている。右岸取水口側は角落しの固定堰で、灌漑期に板で堰き上げる。左岸側は野越となってオーバーフローしている。笠原川全般に草が生い茂って水面が見えにくく、堰にも草が生えている。水路は崖になった道路の側壁沿いに下り、稲荷神社参道入口付近で道路を横断し、山麓を縫うように堂籠集落を通して今集落に至る。この間水路は主に道路の拡幅により、暗渠になっているところ数箇所、道路側左岸の護岸の全面コンクリート化、水路幅員の狭小化が全般的に進んでいる。しかし、右岸には玉石積の護岸が残っており、稲荷下の草原の明るい水路、堂籠の山林の薄暗い木陰、今集落の連なりと南に開けた町の俯瞰など、土地利用が織り成す景観や、稲荷神社、宗真寺、地藏堂、小祠堂、歌碑苑、築山公園など、水路沿いにはスポットも多く、線形の屈曲による景観の変化も楽しめる。集落には水汲み場が連なり、生活水の役割も果たしていることが窺える。旧隈本邸(学びの館)には、庭園の池に引水して泉水に利用している風雅な光景に出会える。

県道田主丸黒木線以降は田園地帯に入り、水路は三面コンクリートとなり、専ら灌漑用水として機能している。谷川、若山川とは立体交差し、別段、水利施設はない。支水路の樋管の蓋は手軽な塩ビ製に変わり、水環境の上でも景観としても見るべきところは少ない。



写真3-29 上井手：堂籠集落



写真3-30 宗真寺の石橋の欄干



写真3-31 宗真寺参道



写真3-32 上井手：歌碑苑



写真3-33 上井手：柿木畑



写真3-34 W氏邸裏庭の洗い場



写真3-35 旧隈本邸の石垣



写真3-36 上井手利用の旧隈本邸の池



写真3-37 中井手：石積の堤防



写真3-38 素盞鳴神社の八字池



写真3-39 K酒造裏



写真3-40 M酒造裏



写真3-41 中井手に連なる洗い場



写真3-42 東上町裏手で泳ぐ鯉の群れ



写真3-43 西上町裏手の石橋群



写真3-44 中井手支水路：西上町と中町境の暗渠



写真3-45 中町と栄町境の縦支水路



写真3-46 下町の縦支水路



写真3-47 下町南側支水路

□中井手周辺

中井手堰は、取水口右岸側は鉄筋コンクリート造固定堰、左岸側は野越しの堰埭である。中井手水路の内側はコンクリートでライニングされているが、堤防はモルタルで目詰めが施されているものの、昔の石積の遺構が現存している。取水口から笠原川沿いに下り、旧矢部線の鉄道跡地の新道を暗渠で横断して、後藤酒造の裏手に姿を現わす。ここから専勝寺脇までは開渠のまま町と一体となって裏の小路沿いに昔の佇まいのまま流れていく。水路の両側とも護岸は玉石野面積のまま残り規模も大きくない。水路幅は1.2m前後、水路深は0.5m～1.5m程度で水面が近く、いわば親水空間となっている。最近東上町の小路を4mに拡幅した際、住民の要望もあって水路を保存したとのことである。

周辺の土地利用からみると、東上町では酒造業2軒、醤油醸造業2軒が並び、水路沿いには煙突のある大きな蔵が連なる。生業にも利用した洗い場が所々に設けられている。西上町では北側は高台で高い擁壁や石垣で遮られるが、南側には水路沿いに民家の敷地に接し、民家と小路を結ぶ小さな石橋が並んでいる。中町の裏は宅地内を通り抜けるような私的な生活感が溢れる佇まいに変わり、幅80cm程の小路に水汲み場も並ぶ。専

勝寺前から黒木高等学校・輝翔館中等教育学校正門までは暗渠化され、そこから谷川の排水水門までは開渠に変わるが、かつて湿地であった栄町裏手の敷地が低く、道路下方に流水が見え隠れする。並行して流れる谷川はT-A地点で直角に屈曲し、排水水門まで開渠、その後暗渠となって津江神社前に至る。北側の右岸には高台に黒木小学校、黒木高等学校・輝翔館中等教育学校が立地し通学路として児童・生徒の往来が多い。中井手と谷川のいずれかを暗渠にして道路を拡げ、カラー舗装をしてフェンスを巡らせる。この区間の谷川は黒木町の中で水質、器の両面ともワーストと言えるほど汚い。学校等の敷地の擁壁は玉石積のままであるが、水路部分は三面コンクリートに改修されているため、水の浄化作用が落ちていることもある。

中井手の支水路の内、西上町と東上町の間を南へ縦に流れる水路はすでに暗渠化されて水路は見えない。専勝寺脇から分岐する支水路は上井手の水路とN-D地点で合流し、下町、栄町、桑原まで町中を巡って廻水路に落ちる。N-D地点では水がきれいでも沢蟹がいる。栄町では宅地や建物の下を水路が通っているところもあり、下水代わりになって汚いところもある。中井手は町並みと一体となって様々な姿を見せている。



写真3-48 ひっそりとした中町裏



写真3-49 私空間と共空間の重なり



写真3-50 庭の一部となった中井手と小路



写真3-51 石橋に続く石段



写真3-52 上井手支水路（左）と谷川支水路（右）が合流する中町と栄町の境界



写真3-53 石積護岸から沢蟹が出入りする



写真3-54 今も利用されている洗い場



写真3-55 三面コンクリート化された旧谷川



写真3-56 自浄作用が減じて汚れている



写真3-57 高校前の旧谷川とフェンス



写真3-58 小学校前の中井手



写真3-59 町の入口のシンボル、津江神社の大樟



写真3-60
廻水路：取水口付近



写真3-61 廻水路：東馬場集落裏手



写真3-62 東馬場集落の佇まい



写真3-63
廻水路末端のトンネル出口



写真3-64 桑原南屋敷の湧水



写真3-65 水路からU字形に引水する洗い場



写真3-66 桑原集落のお観音講

□廻水路と助水路周辺

廻水路は黒木堰で自然流入にて取水される。黒木堰は現在コンクリート固定堰で堰長61m、幅18m、堰高2.7mという大規模なものである。かつては石積であったが、昭和28年の大洪水で流失した。取水口周辺には大石による石積の遺構が見られる。廻水路の両護岸も大きな石で積まれており、底面も川石で敷き詰められていたが、現在底面のみコンクリート被覆されている。この界限は矢部川の護岸も民家の高い擁壁も玉石積になっており、独特の景観が見られる。取水口には新旧2機の水門がある。水路は2つの井手に比して極めて規模が大きく、水路幅は約6m、水路深は1.8m前後、水深は250cm～550cmである。矢部川と廻水路の間に小道があり、桑原まで歩いて行くことができる。

周辺の土地利用との関係でみると、まず、廻水路の左岸は間近に矢部川に接し、右岸は2m～3m高台に東上町、西上町の町家や民家が接している。この場所は矢部川が一望できる眺望に恵まれた領域であり、民家のほかに料亭などが立地している。取入口から南仙橋近くまでは、矢部川と廻水路の間にわずかな民有地があり、畑や庭園に利用されている。南仙橋から吐水口までは堤防上の幅2m足らずの小路のみとなり、両側にフェンスが設けられている。この間は格好の散策路であり、矢部川を取り巻く雄大な景観を觀賞でき、矢部川の水辺にアクセスすることもできる。大藤の素盞鳴神社、黒木堰、木造橋の南仙橋、対岸の桜の河原など、スケールが大きいスポットが連なっている。桑原に入ると左岸に桑原の集落と右岸に田圃が展開してくる。下町の入口まで北上して左折した後は、東馬場集落の南端を流下し、K-E地点で大野原水路を分流して国道へ向かう。K-E地点には水門が集中している。東馬場

集落の水路側は水路を意識した佇まいが見られる。K-C、K-Dから分岐する支水路沿いの集落には水汲み場が連なっており、支水路のレベルで生活との関わりをもっていたと思われる。北屋敷にはU字形の独特な洗い場が見られる。

□矢部川周辺

矢部川の魅力は、周辺の山並みとセットになった雄大な景観と、在るがままの自然体に宿っていると思われる。淵と瀬が織り成すダイナミックな川の相、川に沿って連続する石積の護岸や緑の帯、このような大景観があるからこそ、人工のスポット空間が活きてくる。素盞鳴神社（祇園さん）と大藤、黒木堰と廻水路水門、南仙橋、河川敷の花見の名所、矢部川と廻水路の間の遊歩道、毎年川祭をする川原、城山や町並みと一体になった眺望、川の景観や花火大会に興じる座敷、水遊びや魚釣りのスポットなど、矢部川に親しみ矢部川を楽しむ場所は多い。

日常から逃れてほっとする人、川面を眺めて考えごとをする人、散歩やジョギングを楽しむ人、魚影を觀察して仕掛けを練る人、いつも川には人影が絶えない。調和のとれた控えめな修景によって、矢部川と廻水路の周辺は一層住民から愛される場所になるであろう。

黒木堰と廻水路のスポットは少し空間を広げると、矢部川の廻水路システムを具体的に觀察し、検証できる場所としても注目される。笠原川の合流点のすぐ上流左岸に、矢部川右岸の廻水路である花巡廻水路と馬渡廻水路を経由した廻水の吐水口があり、他方、本川左岸の三ヶ名廻水路とその吐水口が対岸にある。黒木廻水路を合わせて、堰周辺で矢部川の水利システムの構造を実地に学習することができるのである。

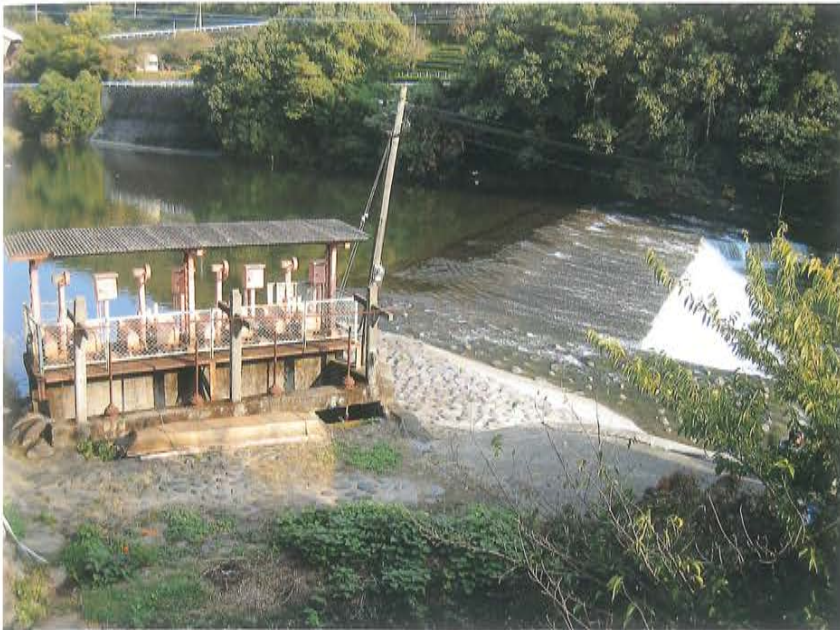


写真3-67 黒木堰と黒木廻水路の三連水門



写真3-68 大藤から黒木堰へ



写真3-69 樹齢600年の国天然記念物大藤



写真3-70 矢部川の石積護岸：大藤前



写真3-71 黒木堰と町並み（屋敷尻）



写真3-72 矢部川の河床



写真3-73 木造の南仙橋

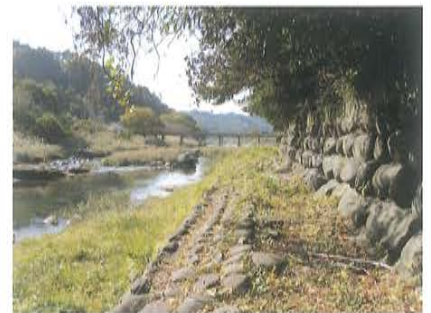


写真3-74 矢部川の石積護岸：廻水路右岸私有地



写真3-75 対岸から旧役場南の吐水口を望む

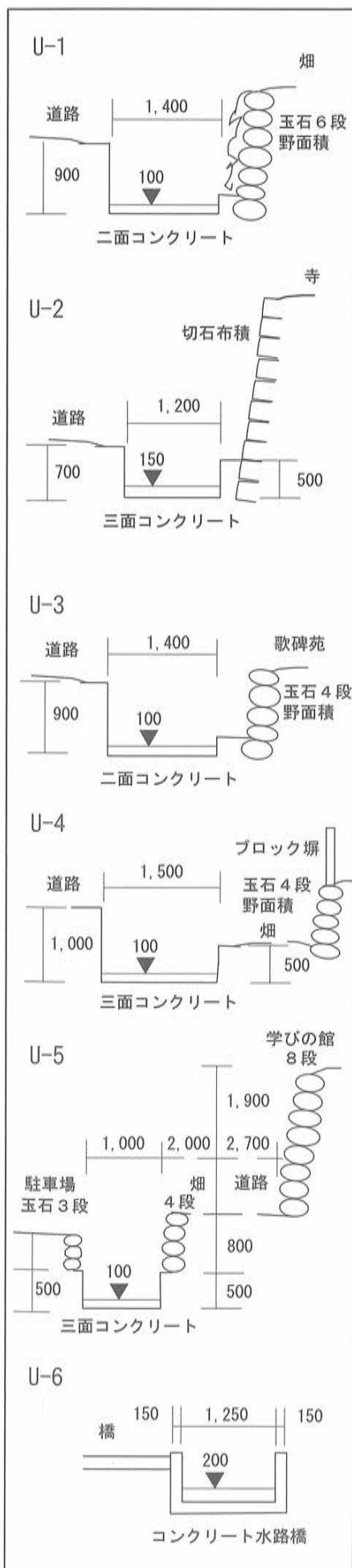


写真3-76 対岸から桑原集落を望む

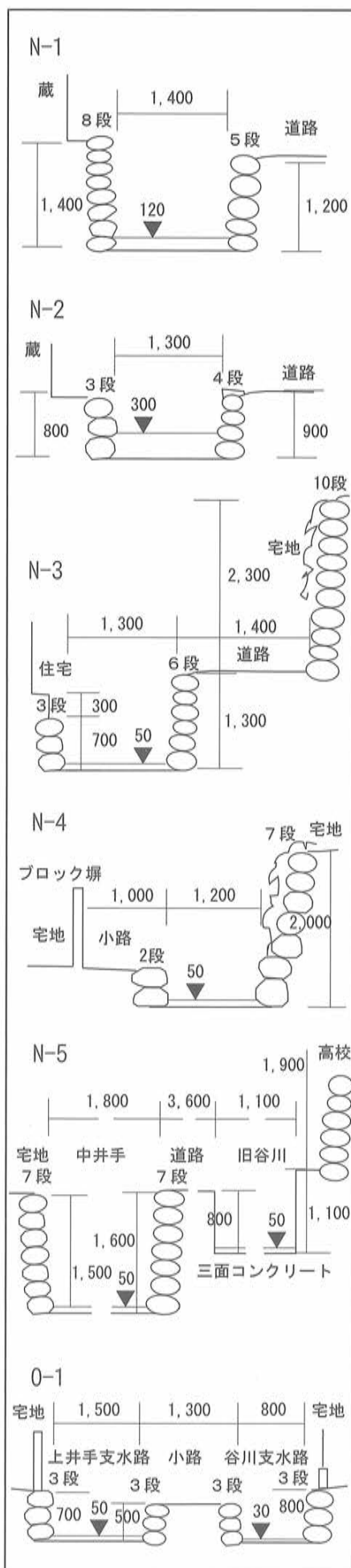


写真3-77 川祭に立てられた竹飾り

上井手



中井手



廻水路

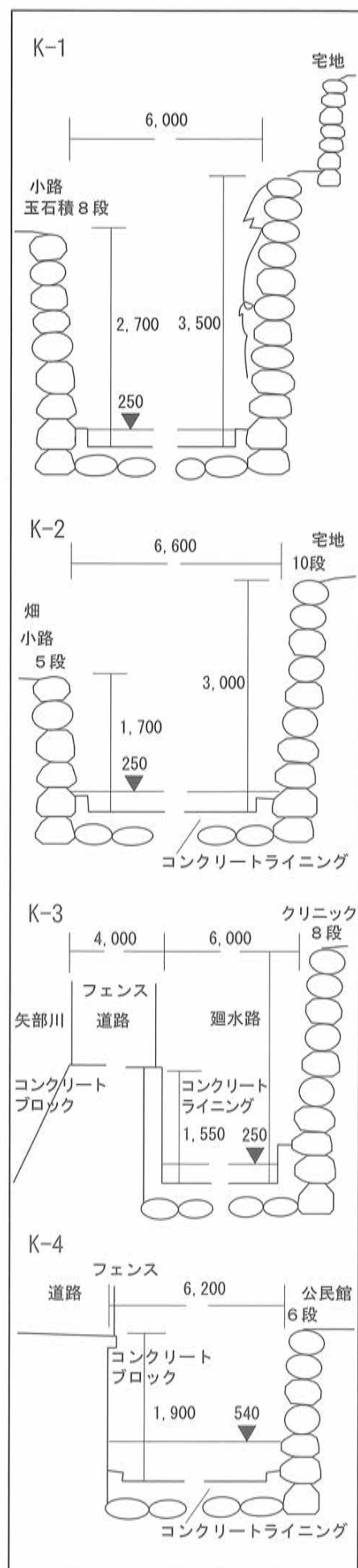


図3-8 水路断面図 (単位: mm)

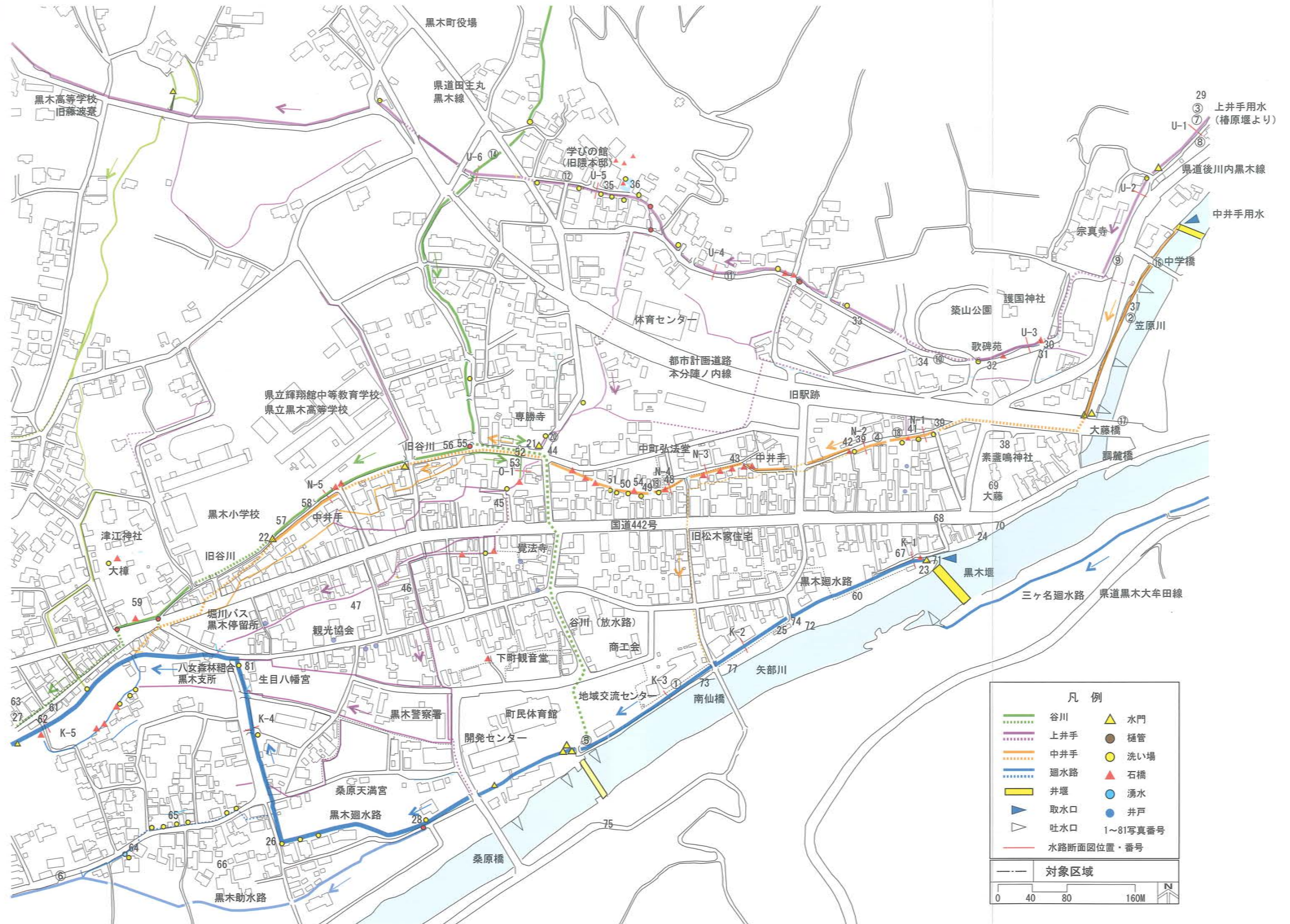


図3-8 黒木町水環境図

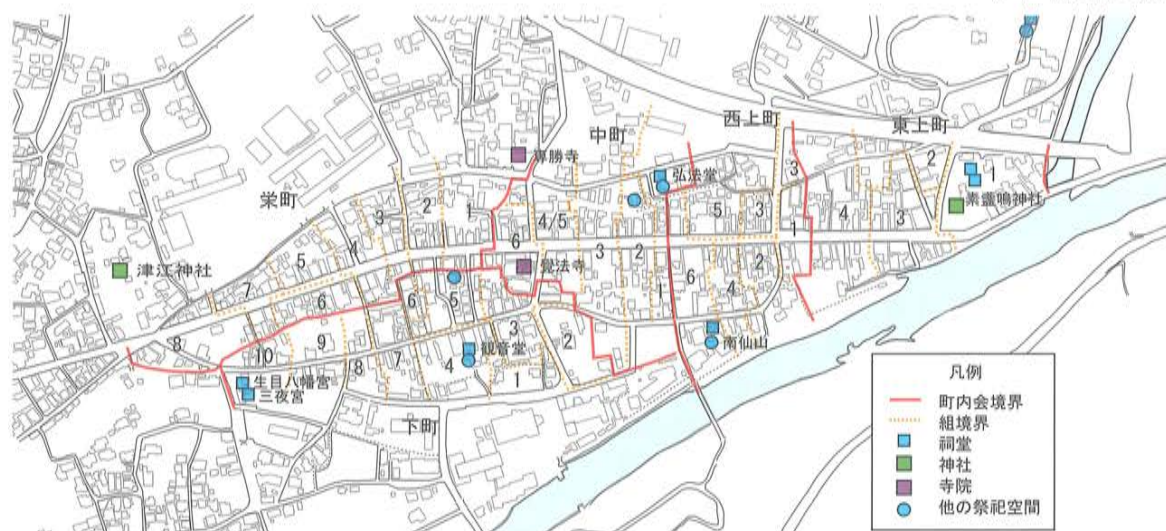


図3-9 町及び組の範域と祭祀空間

■水環境の管理

水環境の管理保全は主に二つの管理主体があり、灌漑用水管理は水利組合が、水環境については行政と地域社会が担っている。前者はある目的を持って組織された機能集団であり、後者は属地的な地域集団である。

黒木廻水路は藩政期の水利施設と水利慣行を引き継ぎ、花宗用水組合の管理下にある。花宗用水組合は明治29年に「八女郡福島町外十四町村土木組合」として発足し、町村合併の度に改称し、昭和29年の市町村合併に伴い「花宗用水組合」に改称されたものである。昭和34年に日向神ダムが竣工し、旧来の水利慣行は渇水時にのみ機能することとなった。

中井手と上井手、その他の用水路の管理は昭和29年の町村合併時に水利組合である「黒木町豊岡村土木組合」から黒木町に移管され、黒木町用水管理委員会が条例に基づいて行っている。上井手には区間ごとに取水時間割があり、渇水時には番水となることがある。近年は渇水が続いており、毎年のように7、8月に番水が行われているとのことである。

他方、水環境の維持保全は行政と地域コミュニティによって行われる。町の行事として5月と9月の年2回河川清掃が行われ、水路の清掃、草切りなどを行っている。町内や組の共同作業として行うため、出不足金が課せられるところがある。

■水の信仰とコミュニティ

旧黒木町には水にまつわる信仰として各組に「川祭」と呼ばれる祭礼行事が継承されており、その帳簿が保存されている。最も古いのは上町中ノ丁のもので、江戸期の天明3年(1783)のものが町教育委員会に保管されている。把握できた範囲では概ね明治、大正以降の帳簿が現存し、今日、当番の世帯が持ち回りで保管している。これらの帳簿とヒアリング調査により、川祭の歴史と現状、祭の主催者である組の範域とコミュニティのあり方を把握した。町内と組の範域を図3-9に示した。

組で行われる祭には、戦前まで次の4つがあった。

- ①帳祝い(蛭子祭)：旧暦1月11日
- ②春の川祭：旧暦4月5日
- ③秋の川祭：旧暦9月5日
- ④誓文払い(晴)：旧暦10月20日

川祭は春秋2回行っていたが、戦後春の川祭だけになった。川祭は川の神様に水の恵みを祈願し感謝する祭である。当番の主催者を座元と呼び、座元の家で行われる。まず、男性たちが孟宗竹を切ってきて御幣やお神酒を下げて竹飾りを作る。その間女性たちがご馳走を作る。次いで男性たちが竹飾りとお供えのご馳走を持って矢部川の河原に行き、竹を立ててお祈りをする。春は祈願、秋は御礼であるという。それから皆で飲食を共にする。昔は子供たちも含め家族ぐるみで参加していたが、現在は夫婦で参加している。下流のクリーク地域で行われている川祭もよく似ており、子供を水難事故から守る意味合いもあった。帳簿には出欠者の名簿と、経費(竹や酒、食材費)と一戸当たりの負担額などが記録されている。献立もおおよそ決まっている。しかし、祭の形態は次第に変わってきており、昭和40年代には当番の家でなく公民館で行うようになり、手作りの料理から弁当や仕出しに変わり、料亭やグリーンピア八女に出かけるところもあるとのことである。

組の祭のほか、幾つかの組を束ねた範域(昭和15年頃まで上ノ丁、下ノ丁などと言われていた範域)、町内、旧黒木町を主体とするお祭などが重層的にあり、また女性だけの観音講も盛んである。これらは各所に点在する寺社、祠堂を拠り所として継承されている。このように共同で頻繁にお祭を行うことでコミュニティの結束を強めてきたと解釈できる。

コミュニティの紐帯が強いところは、環境保全の活動が良好だと言われている。祠堂、里道、水空間、浜、共有林などの共同空間は歴史的に地域コミュニティの共同作業によって保全されてきた。従って、黒木町の伝統的な祭礼や行事の継承は、地域コミュニティのあり方を窺わせるものであり、環境保全の有力な主体としてのコミュニティの一面を表明している。

□東上町（ヒアリング：M氏、Mさん、Mさん）

東上町は名のとおり町の東端最上手にあり、4組から構成されている。かつての上町上之丁であり、1組（4戸）を川端組、2組（10戸）を稲荷組、3組（11戸）を中組、4組（10戸）を下組と称していた。3組と4組の聞き取りでは、3組では4月5日に最近グリーンピア八女で、4組では4月第1又は第2日曜日に座元の家や料理屋で行っている。竹飾りは堰に立て、御神酒、いりこ、塩などを上げる。共食の献立は、刺身、がめ煮（おちゅういり）、ぬた、酢の物、煮豆、吸物、漬物などである。

組の範囲では他に帳祝（4組では数年前まで）と観音講（3組では毎月17日、4組では隔月）を行っている。町内では8月3日夕刻に素盞鳴神社境内の淡島さんという女性の神様のお祭を行っている。また、6月30日夕刻に西上町を含めて千人参りをやっている。

□西上町（ヒアリング：Y氏）

西上町は6組からなり、1組～3組は旧上町中之丁に、4組～6組は旧下之丁にあたる。また、4組を南組、5組を北組、6組を西組と呼んでいた。聞き取りをした6組では、川祭は4月第1日曜日に行っている。下之丁でまとめて1本の竹を南仙橋の袂に立て、竹筒2本に御神酒、いりこ、塩を入れる。場所は座元の家、公民館、グリーンピア八女と移っている。秋の川祭は川に御神酒だけ上げる。帳祝は組で、誓文払いは組回しで行っている。注連縄をない、南仙さんの恵比須さんに鯛と御神酒を上げる。なお、下之丁には明治26年以降の覚帳が保存されている。

□中町（ヒアリング：Hさん、S氏、Sさん）

中町は6組からなり、4組と5組は合併している。2組と3組（9戸）の聞き取りによると、川祭は組ごとに4月から5月中旬までの日曜日に行う。南仙橋の下に竹を立て、御神酒や重箱のご馳走を供えて川の神に祈願する。かつては各家の持ち回りであったが、平成5年に中町公民館の新築後は公民館で行うようになった。伝統料理が世代間に伝承されており、祭や葬式に大勢の料理を作る。2組には恵比須さんが祀られている。また別に、組ごとに女性だけの観音講が行われている。町内全体

では弘法さんを祀っており、当番組で供花や掃除など維持管理をしている。最近まで春秋の彼岸に巡礼者の接待もしていたという。

□下町（ヒアリング：Mさん、H氏、T氏）

下町は10組からなり、1組～6組は旧上之丁、7組～10組は旧下之丁にあたる。縦の支水路がその境界である。3組（6戸）には明治15年以来の上之丁上組の祭礼記録が残っており、組長宅で持ち回り保管されている。3組の聞き取りでは、川祭は昭和50年頃まで伝統的な形で行われていたが、手料理から鉢盛に変わるなど次第に簡素化されている。観音堂の信仰、観音講も継承されている。下之丁では5月初旬と9月初旬に川祭を行う。三夜宮（生目八幡宮、水天宮、宮地嶽の三社）の角の廻水路に竹飾りを立て、夜、境内の公民館でお籠りをする。昭和60年頃から、二組合同のグループで行うようになった。1月11日帳祝、5月5日水天宮祭、年3回のお籠りも行っている。

□栄町（ヒアリング：Y氏）

栄町は新道が大正元年に開通して、町内外からの移住者で形成された新興地である。8組からなるが、川祭は一部で行われている。4組（7戸）では5月第1日曜日に、南仙橋の河原に御幣と竹筒を付けた竹を立てて祈願し、公民館で昼の祝宴を行う。その他の祭祀はない。

□神社の祭り

素盞鳴神社と津江神社は旧町の出入口に位置し、ランドマークとなっている。それぞれ祇園さん、牛の宮と呼ばれて親しまれ、祭礼は旧町の範囲で行われる。津江神社の祭礼は、3月14日牛祭、7月31日～8月1日夏越祭が行われる。素盞鳴神社の祭礼は、5月に大藤祭、7月21日～22日に祇園祭が行われ、21日の神輿のお下り、22日のお上りの後、同日晩方にかけての花火大会で締めくくられる。また、12月27日の黒木大市には大勢の歳末の買い物客で賑わったという。



写真3-78 下町下之丁の祭礼簿：表紙



写真3-79 同右裏表紙



写真3-80 下町祭礼控帳



写真3-81 下町廻水路側の川祭お供え

3-5 水環境保全の課題と方向

中世から藩政期前半にかけて完成した水路と水路網が今日までよく保存されている事実は驚くべきことである。

本調査では不明な点が多々あったにも拘わらず、水路の表層的な変化とは別に、構造的な側面は殆ど変わっていないということが確認された。黒木町の水秩序は一言で言えば、廻水路システムにあるといえる。藩政期に矢部川流域という大きな領域で共存していく体系として完成した廻水路システムに組み込まれ、逆にそれ故に水路網の構造が守られてきた側面も否めない。このシステムの是非は別に議論の余地があるが、水源に近く上流にあるという優位性のお陰で、このシステムは下流域に比してさほど厳格なものではない。水源の確保や公平な配分に多大の労苦と工夫を伴ったに違いないが、それらはネットワークの結節点のあり方に集約的に表れている。結節点に設けられた水制御装置は利水と治水の双方を解決し、関係者の利害をも調整しなければならない。

ところで、表層的な変化は、例えば水路の漏水防止とメンテナンスフリーのためのコンクリートライニングやコンクリート化、道路の幅員確保のための水路の暗渠化、安全性のためのフェンスの設置といった形で現れている。これらの変化がやがて構造的なものの変化に影響を及ぼすという可能性は充分にある。現にその兆しは表れている。流路が見えない、結節点のあり方や変化が読み取れないといった面で、構造が不明瞭で読み難くなっている。また、表層の変化が人々の意識に与える影響も軽視できない。視界から遠ざかれば関心が薄れ、水が汚濁して不愉快なものになれば避けようとする。水利用が希薄になっている今日、人々の水離れが加速することになりかねない。

以上のような基本的な視座を踏まえて、本章のテーマである町並みの水環境や景観について以下に個別に検討してまとめる。

□上井手沿いの水環境

上井手は灌漑水としての機能が一義的であり、水量の確保が課題となっている。コンクリート護岸化が最も進んでいるのもこの水路である。しかし、稻荷下から県道田主丸黒木線までの間は、山際の右岸沿いには玉石積護岸が残存し、心地よい水辺空間が展開している。稻荷神社、宗真寺、祠堂、歌碑苑、公園、旧隈本邸などのスポットと併せて、山・畑・住家の庭園などの緑地帯、水路沿いの集落の佇まいなどの環境要素が豊かである。屈曲した水路沿いの景観のシーケンス、俯瞰される町並みや山並みの眺望も魅力的なトレイルの景観要素となっている。

□中井手の水環境

中井手は黒木の町並みと最も関わりが深い、町並みと一体となった水路である。耕作地が激減して今日では灌漑用の利用はほとんどないが、治水と生活用・排水路として機能している。県道田主丸黒木線までは町家の裏手を流れ、水面が近く、背後には洗い場や小さな石橋が数多く残っていて、生活感が滲む隠れ水路である。それ以降は暗渠が多いが、開渠部分や、旧谷川右岸の学校敷地の擁壁には玉石積が残っている。通学路であるため児童生徒の往来が多い。町家地区、文教地区のそれぞれの雰囲気大切に継承した修景が望まれる。街中をめぐる支水路は生活廃水で汚れており、排水処理施設の必要性を物語っている。

□黒木廻水路の水環境

黒木廻水路は矢部川水系の廻水路システムの一翼を担い、ローカルな灌漑だけでなく、下流のクリーク地域へ配水するという使命を負っている。また、他の水路の余水がすべて廻水路に回収され、最終的に矢部川右岸に吐水されるという水秩序の構造がみられる。廻水路の規模は大きく、大きな川石で堅固に三面を組み立てた形跡が見られる。黒木堰の雄大な景観を始め、廻水路と矢部川に挟まれた小路沿いの眺望は見る人の心を和ませる。桑原の支水路沿いの集落には洗い場が点在している。

□水環境維持改善の留意点

- ①黒木町の水環境の源は矢部川にある。矢部川の恩恵に感謝し、自然を守るとともに、豊かな矢部川の再生には上流の山林・山村の保護育成と矢部川流域の広域景観の保全が急務である。
- ②中世から近世初期に形成された水路の歴史的価値を認識し、再評価する。
- ③水路網の構造（流路と結節点）を保持し、暗渠化、コンクリート化はできるだけ避ける。改変にあたっては、工事前後の記録を保存しておく。
- ④水路の特徴である玉石積護岸を維持・復元する。景観のみならず、地下水涵養、水循環、浄化、生態系保全に優れている。
- ⑤洗い場のある生活感がしみ出た水辺空間を大切にする。
- ⑥伝統行事「川祭」の継承と、主催するコミュニティの育成を図る。
- ⑦川掃除など水環境の管理保全に努める。行政、水利組合、住民、ボランティアなど、各主体の役割分担と連携を強める。
- ⑧水路への廃水の排出基準とデザインコードを設ける。集住地区には排水処理施設が必要で、水循環の観点からは小規模分散型処理方式がよいと考えられる。

第4章 町並みの景観構成

4-1 歴史的景観資源の分布

■町並みの景観構成

黒木地区は東を笠原川に、南を矢部川とそこから黒木堰により取水した黒木廻水路に、北を丘陵に、西は水田に囲まれた平地に町が形成されている。黒木の歴史的景観は、東西に走る旧豊後別路と大正期に道路が建設された現国道442号（中町より東側は旧豊後別路と重なる）と、それらと並行して北側と南側を走る2本の通り、及び町家の裏側を東西に流れる中井手用水と黒木廻水路の2本の水路が骨格をなしている。地区の東端には国指定天然記念物の大藤を擁する素盞鳴神社が、西端には県指定天然記念物の大樟を擁する津江神社があり緑豊かな空間を造っている。景観を構成する要素としては、旧豊後別路沿いの町家の伝統家屋や寺社、裏通りから見える離れや土蔵及び樹木、水路とそれに沿って存在する玉石積みや割石積みの護岸及び石橋、洗い場などの工作物、敷地裏の小径に沿って置かれている石祠や地蔵、石碑などの石造物、裏通りの

生垣や庭園など多彩なものが挙げられる。それらの要素をまとめたものが景観資源分布図である。建築物以外で調査対象としたのは、基本的には通りから望見できる大木や庭園、樹林地、水面、及び主に戦前に造られた工作物である。公開されている施設については中庭もその対象とした。黒木地区以外の今地区や桑原地区の一部も黒木に関係する重要な景観として調査を行った。また、町並みの背景をなす山々の樹木や緑豊かな矢部川の対岸も、調査の範囲外ではあるが町並みの個性を際立たせる重要な景観要素である。

近世以来、八女東部の商業の中心地であった黒木は、旧豊後別路沿いに商家の町家が軒を接して並び歴史的景観を形成している。かつては酒造業や醤油製造業などの大型の商家が多くあったが、現在では東上町にその名残があるのみである。その町家の敷地の裏手の中井手用水や黒木廻水路が走り、それに沿って小径が走り黒木の特徴的な景観を造り出している。近傍の歴史



↑城山と黒木堰



↑黒木堰と樹木が繁る矢部川左岸



↑緑豊かな矢部川の景観



↑素盞鳴神社の大藤と鳥居



↑矢部川と石積みと町家が構成する景観



↑裏通りから見た煙突がある東上町



↑木橋の南仙橋



↑裏通りから見た下町の畑と土蔵



↑水田の中に神社がある桑原の景観

的町並み地区である筑後吉井や八女福島では水路は屋敷尻を走り、水路を跨ぐ橋からしか水路景観を目にすることはできないが、黒木地区では水路に沿って小径があることから、水路沿いに展開する景観を楽しむことができる。町家が隙間なく建ち並ぶ黒木では、中庭に植栽がされ灯籠や手水鉢など配置されていても、通りからは見ることができない。しかし、一歩裏通りに入れば水路と緑が織りなす豊かな空間が存在し、さらに町並みの周囲を矢部川や水田、畑、樹林地などの文化的景観が取り巻いている。旧豊後別路沿いの景観の特徴は次節で記述することとし、ここでは先ず黒木の特徴的な水路景観と裏通りの景観、及び建築物以外の景観要素の分布について述べる。

■中井手用水に沿った景観

近世に笠原川から取水して造られた中井手用水は旧豊後別路に並行して北側の敷地の裏を走っている。コンクリート護岸に変わっている部分もあるが玉石積み

が多く残っている。水路に沿って小径が走り、それから裏庭や土蔵にアプローチすることができる。そのため、水の流れとともに水路の玉石積みの護岸や石橋、洗い場などの伝統的な工作物や、裏庭の樹木が織りなす特徴的な景観が展開している。特に東上町には2軒の酒造業と2軒の醤油製造所があり、水路周辺の工作物と土蔵が並ぶ景観は伝統産業を感じさせる空間となっている。水路には鯉が放流されている。かつては旧豊後別路から水路までが一筆の敷地であったのが、現在は分筆され水路に沿った小径から出入りする敷地もある。そのため東上町と西上町の一部には車が通れる広さに小径が拡幅されている。西上町の西側半分と中町では水路に沿う小径は人が一人通れる幅しかなく、小径の北側は敷地が約2mほど高くなっており石垣が築かれている。石垣の上には緑豊かな樹木が繁り、それらと水路及び石橋や洗い場がつくりだす細い空間ながらも、変化に富む特徴的な景観を見ることができる。



↑ 玉石護岸の黒木廻水路の取水口



↑ 樹木が石垣を覆った黒木廻水路



↑ 矢部川と黒木廻水路に挟まれた堤防



↑ 緑豊かな黒木廻水路



↑ 玉石の石垣とモミジ



↑ 津江神社のオガタマノキとナギノキ



↑ 中井手用水の石橋と小径



↑ 生目八幡宮の鳥居



↑ 下町の里道に面した石像

中井手用水からは南へ下る水路が数本あるが、現在は暗渠化されている部分が多い。さらに黒木地区北隣の今集落を流れる上井手用水からも黒木地区へ下る数本の水路がある。

■黒木廻水路に沿った景観

東上町の南辺部分は黒木堰まで直接矢部川と接し、それより西部分は黒木堰より取水した黒木廻水路に接している。その後黒木廻水路は東桑原を流れ、水田を潤しながら馬場地区へと流れていく。一部は桑原橋の近くで分流して桑原集落の南を流れる。矢部川や黒木廻水路に面する部分は、町家の裏側になるが、水路と玉石積みの石垣や樹木がつくる黒木らしい景観となっている。石垣の玉石は矢部川の転石を利用したものであり、上流に位置する黒木では、玉石の大きさが中流域の八女市などと比較して大きいことが特徴である。この石積みが矢部川と接する部分は高く積まれた玉石護岸の上に土蔵や離れが建てられ、川面と河原と石垣及び伝統家屋が構成する独特の景観となっている。

黒木廻水路に面する敷地では廻水路側が南になることから、廻水路に向けて庭園と開放的な開口部を設けた離れが造られる明るい空間となっており、旧豊後別路の町家空間とは異なる景観が展開している。廻水路に接する部分は水路沿いに樹木が繁り、廻水路と矢部川で挟まれた堤防部分は畑地や樹林地になっており、そこを通り抜ける小径がある。一部はかつて庭園があったことを窺わせる灯籠が残っている。水路護岸の玉石の間からヤマグワやムクノキが大きく育って水面を覆っている。廻水路は桑原の水田地帯に入ると樹木は姿を消すが、屋敷に接する所では洗い場が設けられ、樹木も繁っている。

■裏通りの景観

西上町や中町の旧豊後別路の南側には、人しか通れない小径（里道）があり、それに沿って土蔵や祠、大樹など表通りでは見ることができない景観が展開している。下町の裏側には土蔵と樹木、畑、石垣、石祠など多様な景観要素が並ぶ黒木らしい空間が存在する。下町では里道に面して畑がつくられ、野菜やカキが植えられている。

国道と並行する2本の通りに面しては生垣を巡らした庭園が多く存在し、町家の建ち並ぶ表通りとは異なる緑の多い通り景観になっている。生垣はブロック塀に変わっている敷地も多いが、塀越しに樹木を見ることができる。庭園には様々な樹木が植えられているが、マキやクロガネモチ、キンモクセイが多い。またカキも多いことが黒木の特徴である。生垣には、マキ、マサキ、モッコクなどが用いられている。

■樹木と石造物が豊かな寺社の境内

町家が並ぶ旧豊後別路沿いでは、表通りから見える樹木は少ないが、それは石造物についても言える。ているが、黒木では通りには見当たらない。恵比須像や石祠、庚申石などは、まとめて観音堂の境内に置かれている。道路拡幅に伴い観音堂に移設されたとも考えられるが、地元へのヒアリングからはそのことは聞かれなかった。観音堂等の祠堂は各地区にあり、昭和3年に新四国日向神八十八ヶ所巡りが始められた際に弘法大師の像が置かれ札所になっている。町の東西の入口に存在する素盞鳴神社や津江神社には、石の鳥居や狛犬、手水鉢、石段、石灯籠、玉垣などの石造物が数多くある。これらの神社や祠堂は緑も豊かで、貴重なオープンスペースである。津江神社の境内にはクスだけではなく、オガタマノキやシラガシ、ナギノキ、イチヨウ、ツバキなどの大木が社殿を囲み、杜となっている。祇園祭の際に御輿が下る下町の生目八幡宮の2基の石造鳥居の内の1基は、かつて素盞鳴神社前の旧豊後別路を跨いでいたものであるが、車の増加による道路拡幅に伴い現在地に移設された。

■その他の工作物

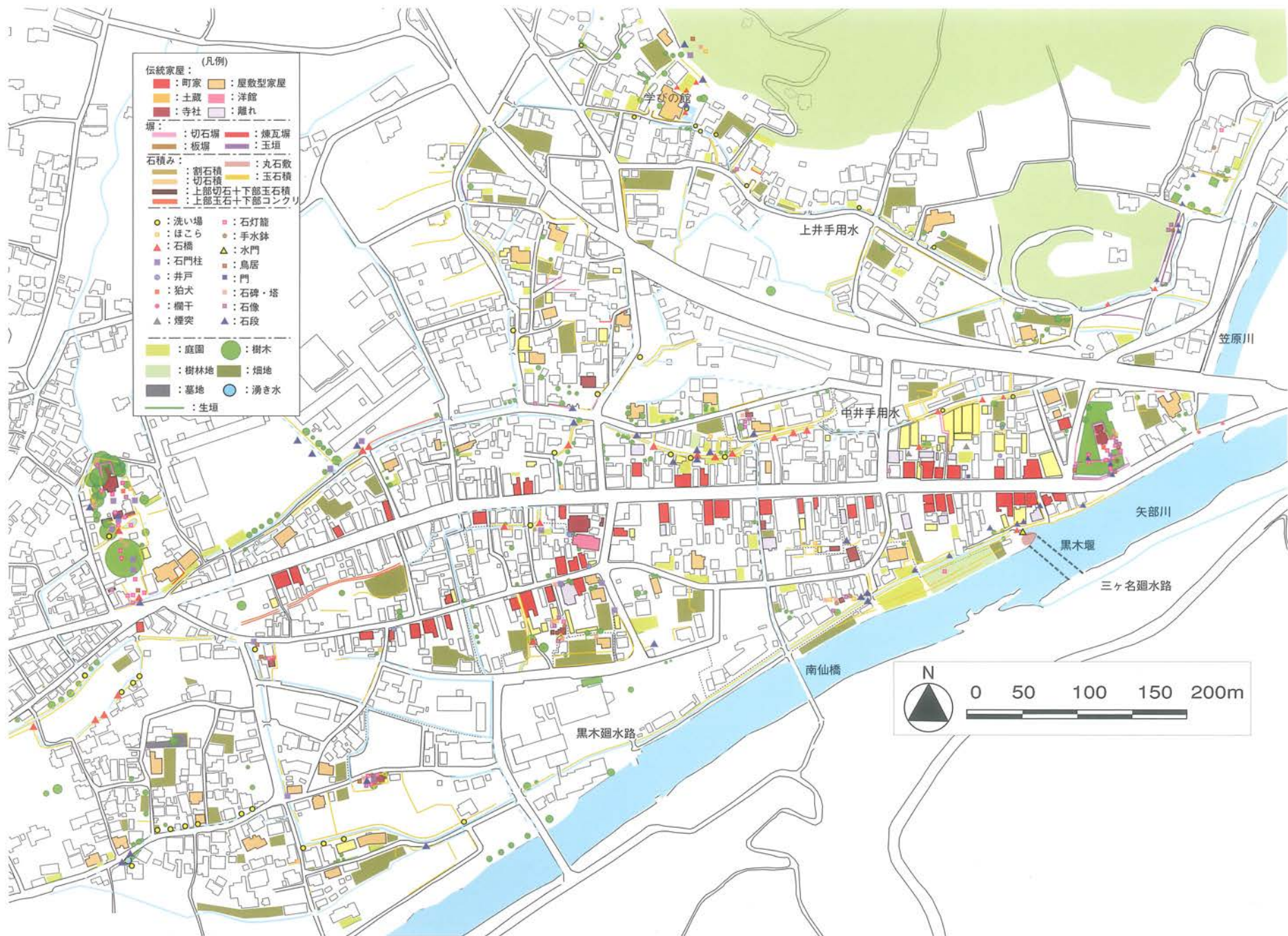
町家である旧豊後別路沿いには塀はないが、裏通りでは板塀が見られ、地区外の今にはレンガ塀もある。東上町では酒や醤油の醸造所の煙突が2本ある。戦後のコンクリート製の煙突ではあるが、町のランドマークとなっている。矢部川に架かる町指定文化財の木造の南仙橋や黒木廻水路の取水のための黒木堰は、対岸に位置する三ヶ名廻水路の吐水口周辺の緑とともに黒木らしい風情を醸成している。

■樹木

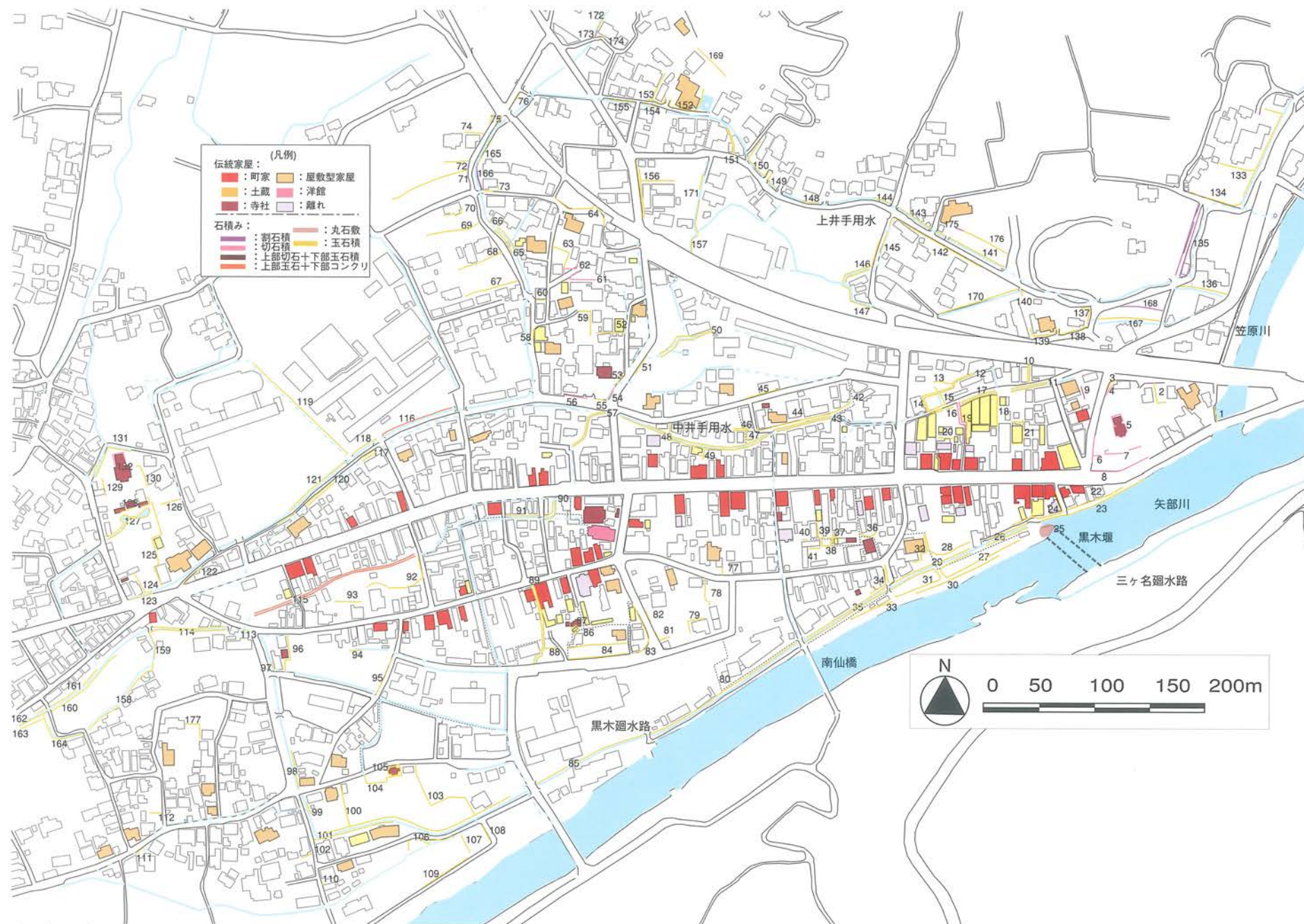
前述したように、黒木の庭園には多くの種類の樹木が植栽されており、また一般に言われる庭園樹以外に山間部に自生していた樹木を移植していることも特徴である。特に、黒木小学校校庭のフェンス外の石垣部分に植えられているムクロジや今地区の庭にあるヤマナシは貴重な日本の自生種である。

■周囲の文化的景観

黒木の町並みを取り囲む文化的景観も黒木にとっては重要である。東側の笠原川と城山、南側の矢部川と緑の多い護岸、及びそこから山の峰まで続く緑地、西側の桑原の農村集落と水田、北側の今の農村集落と後背の山々などが黒木らしい景観を強調している。桑原地区は黒木助水路に沿って、今地区は上井手用水に沿って農家住宅が建ち並び、緑豊かな庭とともに落ち着いた雰囲気醸し出している。



↑景観資源分布図



↑ 石積み分布図

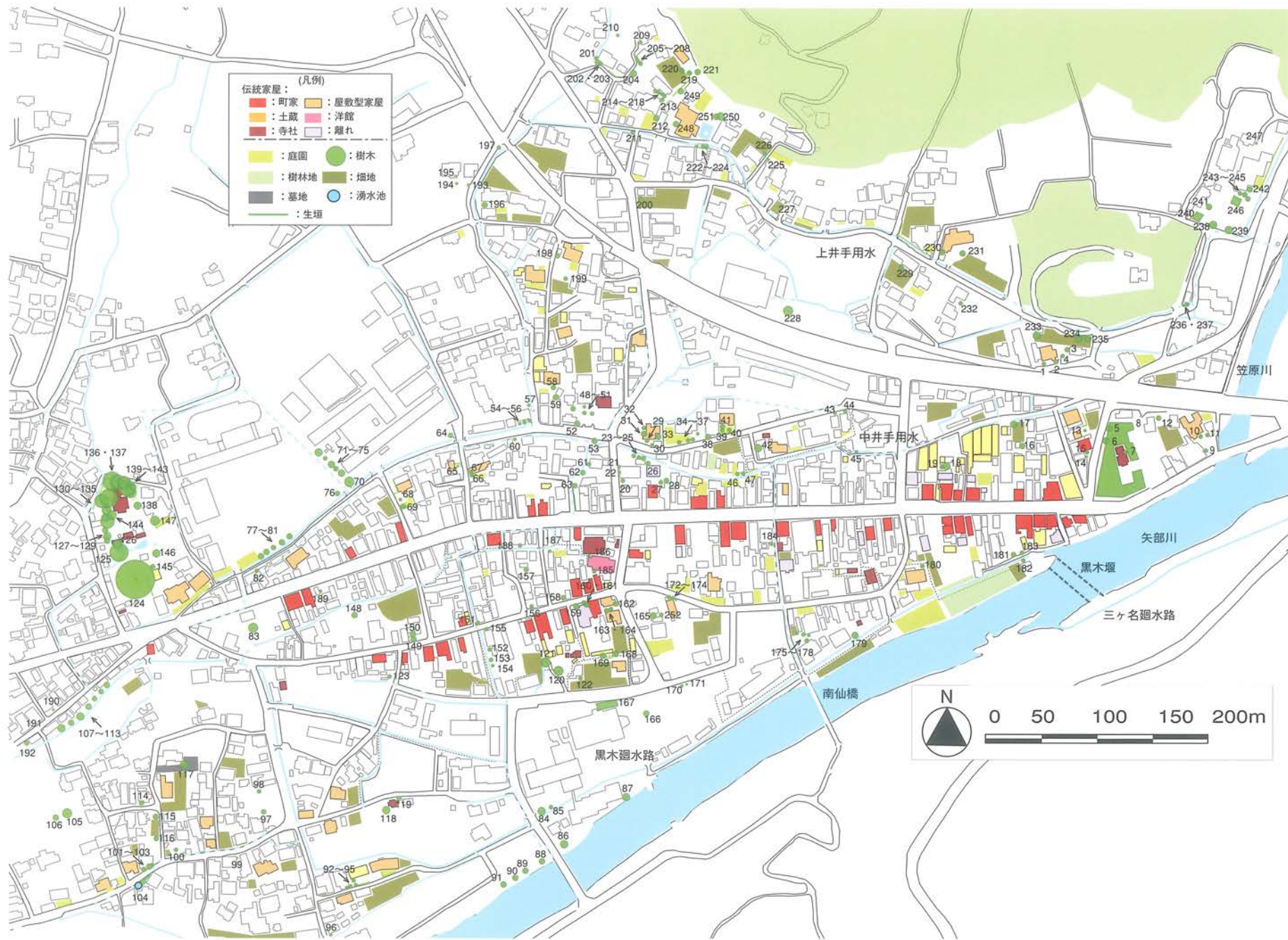
↓石積みリスト (番号は石積み分布図の番号を示す)

番号	種類	材料	備考	番号	種類	材料	備考	番号	種類	材料	備考
1	水路護岸	玉石積		60	石垣	玉石積		119	石垣	玉石積	
2	石垣	玉石積 (垣)		61	石垣	切石積		120	水路護岸	両側玉石	
3	石垣	玉石積		62	石垣	切石積		121	水路護岸	玉石積	
4	石垣	切石積		63	石垣	玉石積		122	石垣	玉石積	
5	石垣	切石積		64	石垣	玉石積	3ヶ所	123	水路護岸	玉石積	
6	石垣	切石積		65	水路護岸	両側玉石		124	石垣	玉石積	
7	石垣	切石積	2ヶ所	66	水路護岸	玉石積		125	石垣	玉石積	
8	石垣	切石積		67	石垣	玉石積		126	石垣	玉石積	池周辺
9	石垣	割石積		68	石垣	玉石積		127	水路護岸	玉石積	
10	水路護岸	両側玉石		69	石垣	玉石積		128	石垣	玉石積	
11	水路護岸	両側玉石		70	石垣	玉石積		129	石垣	玉石積	
12	水路護岸	両側玉石		71	石垣	玉石積		130	石垣	玉石積	
13	石垣	玉石垣		72	石垣	玉石積		131	水路護岸	玉石積	
14	石垣	両側玉石		73	石垣	玉石積		132	石垣	切石積	
15	石垣	玉石積		74	石垣	玉石積		133	石垣	玉石積	
16	水路護岸	両側玉石		75	水路護岸	玉石積	2ヶ所	134	石垣	玉石積	
17	水路護岸	両側玉石		76	水路護岸	玉石積		135	石垣	割石積	
18	石垣	玉石積		77	石垣	玉石積		136	石垣	玉石積	
19	水路護岸	切石積		78	石垣	玉石積		137	石垣	玉石積	
20	石垣	玉石積		79	石垣	玉石積		138	石垣	玉石積	
21	石垣	玉石積		80	水路護岸	玉石積		139	石垣	玉石積	
22	石垣	玉石積		81	石垣	玉石積		140	石垣	玉石積	
23	水路護岸	玉石積		82	石垣	玉石積		141	水路護岸	玉石積	
24	石垣	玉石積		83	石垣	玉石積		142	石垣	玉石積	
25	水路護岸	丸石敷		84	石垣	切石積	2ヶ所	143	水路護岸	玉石積	
26	水路護岸	玉石積	2ヶ所	85	水路護岸	玉石積	2ヶ所	144	水路護岸	玉石積	
27	石垣	玉石積	2ヶ所	86	石垣	玉石積		145	水路護岸	玉石積	
28	石垣	玉石積	2ヶ所	87	石垣	玉石積		146	水路護岸	玉石積	
29	水路護岸	玉石積	2ヶ所	88	水路護岸	玉石垣		147	水路護岸	玉石積	
30	石垣	玉石積		89	水路護岸	両側玉石		148	水路護岸	玉石積	
31	石垣	玉石積		90	水路護岸	両側玉石		149	水路護岸	玉石積	
32	水路護岸	玉石積	2ヶ所	91	水路護岸	玉石積		150	水路護岸	玉石積	
33	石垣	玉石積		92	石垣	玉石積		151	水路護岸	玉石積	
34	石垣	玉石積		93	石垣	玉石積		152	石垣	玉石積	
35	水路護岸	両側玉石		94	水路護岸	玉石積		153	石垣	玉石積	
36	石垣	玉石積		95	石垣	玉石垣		154	水路護岸	玉石積	
37	石垣	玉石積		96	石垣	玉石積		155	水路護岸	玉石積	
38	石垣	玉石積		97	水路護岸	玉石積		156	石垣	玉石積	
39	石垣	玉石積		98	水路護岸	玉石積	2ヶ所	157	水路護岸	玉石積	
40	石垣	玉石積		99	水路護岸	玉石積		158	水路護岸	両側玉石積	2ヶ所
41	石垣	玉石積		100	石垣	玉石積		159	水路護岸	玉石積	
42	石垣	玉石積		101	水路護岸	両側玉石		160	水路護岸	玉石積	
43	水路護岸	両側玉石		102	石垣	玉石積		161	水路護岸	玉石積	3ヶ所
44	石垣	割石積		103	石垣	玉石積		162	水路護岸	玉石積	
45	石垣	玉石積		104	石垣	玉石積		163	水路護岸	両側玉石積	
46	石垣	両側玉石		105	石垣	玉石積+玉石垣		164	水路護岸	玉石積	
47	石垣	玉石積		106	石垣	玉石積	3ヶ所	165	水路護岸	玉石積	
48	水路護岸	両側玉石		107	石垣	玉石積		166	水路護岸	割石間知積	
49	石垣	玉石積		108	石垣	玉石積		167	水路護岸	玉石積	
50	石垣	両側玉石		109	石垣	玉石積		168	石垣	割石積	
51	石垣	玉石積		110	石垣	玉石積		169	石垣	玉石積	8段
52	石垣	玉石積		111	水路護岸	玉石積		170	水路護岸	玉石積	
53	水路護岸	玉石積		112	石垣	玉石積		171	水路護岸	玉石積	2ヶ所
54	水路護岸	切石積		113	水路護岸	玉石積		172	水路護岸	玉石積	
55	石垣	玉石積		114	水路護岸	両側玉石		173	水路護岸	割石積	
56	石垣	両側玉石	水路2本	115	水路護岸	両側玉石積+コンクリート	2ヶ所	174	石垣	玉石積	
57	水路護岸	玉石積		116	水路護岸	両側玉石積+コンクリート		175	石垣	割石積	
58	石垣	玉石積		117	水路護岸	両側玉石		176	石垣	玉石垣	
59	石垣	玉石積		118	水路護岸	玉石積		177	石垣	玉石垣	

↑ 石積み以外の工作物分布図

↓石積み以外の工作物リスト（番号は石積み以外の工作物分布図の番号を示す）

番号	種類	材料	築造年	備考	番号	種類	材料	築造年	備考	番号	種類	材料	築造年	備考
1	欄干	石	昭和14		88	洗い場	石			174	石祠	石	昭和10	
2	石碑	石			89	石段	石			175	石碑	石		
3	石祠	石			90	洗い場	石			176	石段	石		
4	石灯籠	石			91	洗い場	石			177	石灯籠	石	宝暦6	2基
5	石像	石		木祠の中に恵比須像	92	石段	石			178	石段	石		
6	石像	石		木祠の中に石仏	93	洗い場	石			179	石灯籠	石		2基
7	石灯籠	石			94	石橋	石			180	石柱	石	明治38	2本
8	手水鉢	石			95	石祠	石		水神	181	石灯籠	石	享保15	2基
9	石灯籠	石			96	石橋	石			182	石橋	石		
10	狛犬	石		2体	97	石門柱	石		2本	183	石柱	石		
11	石灯籠	石		2基	98	洗い場	石			184	洗い場	石		
12	石柱	石		旗立て石	99	石祠	石		2基	185	石灯籠	石		
13	石門柱	石			100	石橋	石			186	石碑	石	昭和8	境内地寄附芳名録
14	石灯籠	石			101	井戸	石			187	石碑	石	昭和12	天然記念物碑
15	石灯籠	石		玉垣状に14基	102	井戸	石			188	石灯籠	石	明和7	2基
16	石段	石			103	石碑	石			189	石灯籠	石	昭和17	3基
17	石段	石			104	石柱	石		2本	190	石柱	石	昭和22	旗立て石2基
18	手水鉢	石			105	門柱	石		2本	191	石柱	石	明治21	旗立て石3基
19	石灯籠	石			106	門柱	レンガ			192	石灯籠	石	昭和4	2基
20	石灯籠	石			107	石橋	石			193	石像	石		3体
21	石柱	石			108	石碑	石			194	鳥居	石	明治28	
22	鳥居	石			109	石灯籠	石		2基	195	石橋	石		
23	石灯籠	石			110	石碑	石		庚申	196	石灯籠	石		
24	石段	石			111	手水鉢	石			197	石灯籠	石	明治21	
25	鳥居	石			112	石祠	石		石仏2体	198	石灯籠	石	昭和4	
26	道標	石			113	石像	石	天保5	地蔵 観音像13体+ 弘法大師像1体	199	石灯籠	石	天保11	
27	洗い場	石			114	石像	石			200	石段	石		
28	石橋	石			115	石碑	石			201	石段	石		
29	石橋	石			116	石像	石		弘法大師像2体+ 金剛力士像2体	202	石段	石		
30	井戸	石			117	石橋	石			203	石段	石		
31	井戸	石			118	石橋	石			204	石段	石		
32	煙突	コンクリート		旭松酒造	119	石橋	石			205	石像	石		堂の中に3体
33	石門柱	石		2体	120	石柱	石		2本	206	石像	石		13仏+2体
34	石橋	石		2ヶ所	121	石段	石			207	手水鉢	石		
35	石橋	石			122	石柱	石		2本	208	石段	石		
36	煙突	コンクリート	昭和30頃	まるまさ醤油	123	石段	石			209	石橋	石		
37	洗い場	石			124	石段	石			210	石橋	石		
38	石像	石			125	井戸	石			211	洗い場	コンクリート		
39	石段	石			126	石祠	石			212	石祠	コンクリート	明治19	
40	石段	石			127	石門柱	石	明治36	生目八幡宮	213	洗い場	コンクリート		
41	石段	石			128	鳥居	石	明治5	生目八幡宮	214	洗い場	石		石仏4体
42	石段	石			129	洗い場	石			215	石像	石		
43	石段	石		2ヶ所	130	手水鉢	石	明治41	生目八幡宮	216	手水鉢	石	大正7	
44	石橋	石			131	手水鉢	石			217	洗い場	石		
45	水門	石			132	石灯籠	石	明治41	2基 生目八幡宮	218	洗い場	石		
46	石灯籠	石			133	狛犬	石	明治42	2体 生目八幡宮	219	洗い場	石		
47	石段	石			134	鳥居	石	明治42	生目八幡宮	220	洗い場	石		
48	石段	石			135	石柱	石	明治25	2本	221	石橋	石		
49	石祠	石		明治15	136	狛犬	石	明治42	2体	222	石橋	石		
50	石段	石			137	石灯籠	石	安政3		223	石橋	石		
51	石祠	石			138	手水鉢	石	明治41		224	石橋	石		
52	石段	石			139	石灯籠	石	明治28		225	洗い場	石		
53	石段	石			140	石門柱	石	大正4		226	洗い場	石		
54	石段	石			141	鳥居	石	明治6		227	洗い場	石		
55	石祠	石		中に2体 (恵比須+石像)	142	石碑	石	大正12	大洪水記念	228	洗い場	石+モルタル		
56	手水鉢	石			143	石碑	石	大正15	境内拡張記念	229	石柱	石		旗立て石2基
57	石像	石		不動明王像 2体	144	石碑	石	明治42	玉垣寄附名碑	230	石段	石		
58	手水鉢	石			145	石段	石			231	鳥居	石		
59	石像	石			146	石灯籠	石			232	石祠	石		2基
60	石碑	石		2基	147	洗い場	石			233	石碑	石		2基
61	石祠	石		石仏1体	148	石段	石			234	石橋	石		
62	石像	石		15体	149	洗い場	石			235	洗い場	石		
63	石橋	石			150	洗い場	石			236	石段	石		
64	石橋	石			151	洗い場	石			237	石橋	石		
65	石橋	石			152	石祠	石			238	石橋	石		
66	手水鉢	石			153	洗い場	石			239	石橋	石		
67	石碑	石			154	洗い場	石			240	石段	石		
68	石像	石	昭和2	15体	155	洗い場	石			241	手水鉢	石		2基
69	石像	石	昭和5	金剛力士像	156	洗い場	石			242	石灯籠	石		
70	石像	石	昭和6	毘沙門天像	157	洗い場	石			243	洗い場	石		
71	石像	石	昭和7	弘法大師像	158	洗い場	石			244	レンガ塀	レンガ		
72	石像	木+石		木祠の中に石像	159	石の塊	石			245	玉垣	石		
73	石段	石			160	石段	石			246	玉垣	石		2ヶ所
74	石橋	石		2ヶ所	161	洗い場	石			247	玉垣	石		
75	洗い場	石		2ヶ所	162	石段	石			248	玉垣	石		
76	石橋	石			163	欠番				249	切石塀	石		石のアーチ
77	石段	石		2ヶ所	164	石碑	石	明治		250	レンガ塀	レンガ		
78	石祠	石		内部に石像2体	165	石灯籠	石	明治	庚寅會	251	レンガ塀	レンガ		
79	石橋	石			166	灯籠	石	昭和12	2基	252	レンガ塀	レンガ		
80	石段	石			167	石灯籠	石			253	玉垣	石		
81	石段	石			168	石祠	石	昭和癸丑卯月初		254	玉垣	石		
82	洗い場	石			169	石柱	石		2本	255	玉垣	石		
83	洗い場	石			170	狛犬	石	天保14	2体	256	レンガ塀	レンガ		
84	石段	石			171	石像	石	明治39	牛の像	257	玉垣	石		
85	石橋	石			172	石柱	石	昭和12	2本	258	板塀	木		腰は板張り、上部
86	石段	石			173	石灯籠	石			259	レンガ塀	レンガ		瓦葺漆喰塗り
87	石像	木+石		木祠の中に石像										



↑ 樹木分布図

↓樹木リスト (番号は樹木分布図の番号を示す)

番号	種類	高さ×樹環 (m)	備考	番号	種類	高さ×樹環 (m)	備考	番号	種類	高さ×樹環 (m)	備考
1	モミジ	5×4	3本	85	ヤマモモ	8×4		169	カキ	6×6	
2	ザクロ	5×5		86	サクラ	9×8		170	キンモクセイ	3×3	2本
3	カキ	6×5		87	サクラ	11×8		171	ヒイラギ	2×2	2本
4	キンモクセイ	5×4		88	サクラ	8×6		172	クロガネモチ	7×4	
5	サクラ	8×7		89	ケヤキ	10×6		173	サザンカ	3.5×2	
6	サクラ	8×7		90	サクラ	6×6		174	カキ	5×4	
7	サカキ	8×4		91	イチョウ	10×6		175	ホルトノキ	9×4	
8	フジ			92	クロガネモチ	6×4		176	マツ	7×3	
9	クロガネモチ	6×4		93	マキ	5×3		177	モミジ	4.5×4.5	
10	タイザンボク	6×4		94	クロガネモチ	6×4		178	アラガシ	5×3	
11	マキ	8×4		95	マキ	5×3		179	モミジ	13×7	
12	スモモ	8×5		96	クロガネモチ	5×3	3本	180	マキ	9×4	
13	クロガネモチ	5×2.5		97	カキ	6×5		181	ヤマグワ	7×5	
14	クロガネモチ	6×2		98	クロガネモチ	6×4		182	ムクノキ	7×5	
15	ケヤキ	6×4		99	サンゴジュ	4×2		183	ムクノキ	7×5	
16	カキ	8×6		100	ウメ	4×4		184	マツ	3×5	
17	カキ	7×7		101	カキ	6×4		185	カキ	8×5	
18	マツ	9×8		102	モミジ	5×6		186	ウメ	3×3	
19	イチョウ	8×4		103	クロガネモチ	6×5		187	ウメ	4×3	
20	ウメ	5×4		104	フジ			188	クロガネモチ	6×4	
21	ザクロ	6×3		105	イチョウ	15×10		189	クロガネモチ	5×3	
22	サザンカ	6×3		106	イチョウ	12×6		190	クロガネモチ	4×2	
23	サカキ	6×5		107	カキ	10×8		191	アラガシ	5×2	
24	マサキ	5×4		108	ビワ	8×6		192	カキ	7×5	
25	マサキ	5×4		109	カキ	10×8		193	キンモクセイ	3×3	
26	ヤマモモ	8×5		110	センダン	10×6		194	クロガネモチ	6×2.5	
27	マキ	6×4		111	クロガネモチ	9×5		195	アラガシ	6×2	
28	クロガネモチ	7×5		112	クロガネモチ	9×5		196	カキ	3×6	
29	クロガネモチ	6×4		113	ナンキンハゼ	10×6		197	イチョウ	6×4	
30	カイヅカイブキ	6×3		114	クロガネモチ	7×5		198	マツ	5×5	
31	クロガネモチ	8×6		115	カキ	6×6		199	マツ	4×4	
32	アラガシ	7×4		116	クロガネモチ	6×5		200	モミジ	5×4	
33	マキ	10×6		117	イチョウ	13×10		201	キンモクセイ	4×4	
34	クロガネモチ	8×4		118	モミジ	12×8		202	ウメ	5×6	
35	クロガネモチ	7×4		119	ウメ	6×5		203	マキ	7×4	
36	アラガシ	6×4		120	カキ	13×10		204	カキ	8×7	
37	マツ		4本	121	カキ	12×10		205	キンモクセイ	5×4	
38	アラガシ	10×6		122	キョウチクトウ	6×4		206	アラガシ	5×3	
39	アラガシ	6×4		123	カキ	3×4		207	マツ	3.5×3.5	
40	モミジ	5×4		124	クス	40×43		208	クロガネモチ	6×3	
41	タイザンボク	7×5		125	クス	25×20		209	マキ	5×4	
42	サクラ	8×8		126	イチョウ	20×10		210	クロガネモチ	7×3	
43	ヒマラヤスギ	6×3		127	キンモクセイ	10×8		211	ビワ	5×4	
44	クロガネモチ	6×4		128	ヒノキ	15×6		212	カキ	11×6	
45	カキ	3×3		129	スギ	12×6		213	ビワ	6×4	
46	モミジ	6×4		130	オガタマノキ	20×15		214	サルスベリ	7×4	
47	サザンカ	5×4	2本	131	ヒイラギ	10×8		215	ツバキ	5×3	
48	マキ	5×4		132	ヒノキ	20×10	2本	216	マキ	6×3	
49	クロガネモチ	9×4		133	カシ	15×6	4本	217	アラガシ	7×4	
50	マツ	4×3		134	カシ	25×15		218	マツ	7×4	
51	マキ	8×5		135	ケヤキ	25×20		219	カキ	9×5	
52	シダレザクラ	6×6		136	クス	25×20		220	クリ	5×5	
53	カキ	5×6		137	カシ	22×15		221	アラガシ	10×6	
54	マツ	6×4		138	ナギ	11×8		222	ビワ	4.5×3	
55	クロガネモチ	7×4		139	スギ	30×12		223	カキ	6×4	
56	マキ	5×3		140	クス	22×18		224	マキ	3×4	
57	ザクロ	3×3		141	カシ	13×13		225	クワ	6×2	
58	ヤマモモ	7×5		142	ツバキ	8×4		226	イチョウ	7×4	
59	ヒノキ	12×6		143	ツバキ	10×6		227	シュロ	7×2	
60	クス	5×3		144	キンモクセイ	12×10		228	ケヤキ	15×10	
61	キョウチクトウ	5×4		145	カキ	9×5		229	クロガネモチ	7×5	
62	クロガネモチ	6×5		146	カキ	10×8		230	ハゼ	8×6	
63	アキニレ	9×5		147	カキ	13×10		231	ヤマナシ	8×6	
64	キョウチクトウ	4×5		148	クリ	6×6		232	カシ	5×4	
65	アラガシ	5×2		149	ヒノキ	13×6		233	カキ	10×8	
66	カイヅカイブキ	6×4		150	マキ	11×6		234	カキ	10×8	
67	ヒイラギ	5×3		151	マツ	8×4		235	クリ	7×7	
68	マキ	3.5×3		152	クロガネモチ	6×4	2本	236	クロガネモチ	7×2	
69	ウメ	5.5×3		153	ツバキ	5×4		237	マツ	4×4	
70	イチョウ	16×10		154	マキ	6×3		238	サクラ	7×8	
71	フウ	16×7		155	クロガネモチ	6×4		239	アメリカフウ	10×8	
72	フウ	16×7		156	マツ	3×4		240	フジ		
73	センダン	10×8		157	カキ	9×5		241	カキ	8×6	
74	クロガネモチ	7×4		158	タイザンボク	10×5		242	モミ	11×6	
75	ナンキンハゼ	12×5		159	モッコク	8×6		243	ツバキ	6×4	
76	サクラ	6×5		160	マツ	5×5		244	マキ	10×5	
77	ムクロジ	8×6		161	マキ	7×5		245	イチョウ	10×5	
78	サクラ	6×6		162	マツ	8×5		246	フジ		
79	ホルトノキ	5×5		163	ヒノキ	9×5		247	キンモクセイ	3×2.5	
80	カイヅカイブキ	6×6		164	キンモクセイ	5×4		248	カキ	9×6	
81	サクラ	6×6		165	ユズリハ	7×7		249	ウルシ	8×6	
82	サルスベリ	5×4		166	サクラ	6×6	4本	250	サザンカ	9×8	
83	イチョウ	12×10		167	フジ			251	ツバキ	6×6	
84	イチョウ	12×8		168	カキ	6×6		252	クロガネモチ	6×4	

第5章 町並みの諸特質

5-1 総論

■歴史的特質

黒木の町並みは鎌倉期以来この地を治めた黒木氏、黒木氏にかわって天正15年(1587)にこの地を領した筑紫広門、さらに慶長6年に入部した田中吉政、これら領主と深い結びつきをもって成立した。黒木氏が創建した黒木の産土神である津江神社前から東へ延びる往還沿いに、天正15年に筑紫氏によって下町が町立てされ、次いで慶長7年(1602)頃に中町と上町が田中吉政によって町立てされたと考えられ、猫尾城を背にした下町の東正面には素盞鳴神社が勧請され、後に上町の東正面に移転されたと考えられる。

元和期の猫尾城廃城後、久留米藩上妻郡の商業中心機能を果たした在方町として発展を遂げ、寛文5年(1665)には町並みの北側に椿原堰から取水した上井手用水が通され、正徳4年(1714)には黒木堰から取水した黒木廻水路が南側に通され、町立てと相前後して通されたと見られる中井手用水とともに町並みの骨格を形成した。明治13年(1878)の大火前後から町通りの両側に居蔵造町家が建ち並び、屋敷尻には酒蔵や醤油蔵、土蔵や納屋、廻水路沿いにも土蔵や離屋が建ち並び、豊かな町並みが形成された。

歴史的に先行して成立した津江神社の社家町、谷川の自然水系や湧水に依拠しつつ成立した今集落や豆生野集落は、黒木町と歴史的な結びつきを有するだけでなく、これらの水路を介して空間的に結びつきを有し、景観的にも深い連続性を保っていることが、町並みを俯瞰した古写真から窺うことができる。

■空間的特質

二段階の町立てを経て成立した経緯を投影したとみられる矩折れを介した特異な街路を基盤として、近世初頭に計画的に形成された上町・中町・下町の町並みには、奥行がほぼ揃った整然とした短冊型の宅地が広がる町並み空間が成立した。当初広場であった矩折れ部のみ、町家が進出して奥行の浅い宅地が形成され、向かいには覺法寺の境内が広がり、結節点としての町並み空間が成立した。

この町並み空間のうち、中町・上町の北側を限るように、町立てと同時に成立した中井手用水が通され、途中で派生した水路が町並み空間の中を縦横に貫流し、下町の北側を限って西へ流れ、途中で下町を横切って南方へ流れる。町並みの南側には遅れて開削された黒木廻水路が通され、津江神社前で町通りと接して西へ流れ、周辺に広がる農地を潤す。

町並みの東端は素盞鳴神社境内で限られ、西端は



↑南方より望む黒木の町並み全景

津江神社で限られ、町通りは門前にて矩折れをなし、町並み空間の出入口としての結界を形成し、町並みの裏側には藪と路地網が形成されていた。明治期以降の道路貫通によって、これらの奥行ある空間は失われたが、その名残は今でも一部に残されている。

■景観的特質

明治13年(1880)大火前後の建築になる上質の居蔵造町家が下町・中町・上町の表通りに建ち並び、明治後期から大正期にかけてクライマックスを迎えた。いずれも屋根は妻入り入母屋造棧瓦葺、両袖に下屋を設け、外壁は軒裏まで塗り込めた大壁造とし、中塗仕上げながら腰に青石を張る場合もあった。妻入り入母屋造棧瓦葺、外壁を真壁造とした町家や大正期以降、普及する平入り入母屋造棧瓦葺、外壁を真壁造とした町家とともに、黒木独特の町並み景観が形成された。

町並みの北側を限る上町の中井手用水沿いには、明治13年大火前後から大正期にかけて建設された酒蔵や醤油蔵が建ち並び、上町南側の黒木廻水路沿いにも明治期建築の蔵や川に臨む座敷を備えた離屋や主屋が建ち並び、中町北側の中井手用水沿いにも明治期建築の蔵や大正期建築の離屋が建ち並び、下町南側の屋敷尻にも明治期建築の土蔵や納屋が建ち並

び、水路の清流、護岸の玉石積、畑地や小堂と相俟って独特の町並み景観が形成された。

町並みの東端に鎮座する素盞鳴神社には、樹齢600年を数える大藤が花房を垂下させ、西端を限る津江神社には樹齢800年を超える大樟が巨大な樹冠を広げ、明治後期や昭和前期の建築になる屋敷建築とともに町並みの出入口を象徴する景観を形成する。

■連続平面図と町並み各論

以上の歴史的・空間的・景観的特質を備えた黒木の町並みは上町・中町・下町と津江神社の門前の本分に分けて把握できる。

このうち、伝統的建造物が集中する上町・中町・下町については、各町を構成する伝統的建造物の復原平面図を並べた連続復原平面図を作成した。建築年代の異なる復原平面図を並べた連続平面図は、学術情報としては無意味かもしれないが、町並みの空間的特性を把握する上では利用価値が高い。

以下、これら町ごとに歴史的・空間的・景観的特質、さらに景観整備上の課題について各論を述べるが、自分の津江神社門前集落についても、同様の各論をまとめておきたい。



5-2 上町

■歴史

上町は田中吉政が柳河城主としてこの地を領有した慶長期に西側に続く中町と同時に「新町」として成立したと考えられ、町並み北側を流れる中井手用水とそこから分流して町の西端を流れる水路も一体的に成立し、元禄13年(1700)までには祇園社が町通りの東端を限る路上に移転されたと考えられ、西上町には高札場が置かれた。

正徳4年(1716)に町並みの南側を流れる黒木堰が設置され、同時に黒木廻水路が開削されたと考えられる。明和期には路上に鎮座した祇園社を東側に境内地を確保して移転されが、文政4年(1821)の大火で焼失、同6年に東側へ境内を拡張移転し、南を正面として社殿が新築された。この大火後、東上町北側では土蔵造の酒蔵や居蔵造の町家も建設され始めた。

明治13年(1880)の大火では、東上町北側の酒蔵や町家、祇園社社殿も焼け残ったが、火元であった西上町は灰燼に帰したとみられ、大火後に居蔵造町家の建設が進み、東上町南側には大正期から昭和前期にかけて平入りの真壁造町家が建ち並んだ。

明治20年に至って境内を笠原へ向かう道路が貫通したため、祇園社＝素盞鳴神社境内はさらに東方へ

拡張され、境内南側にも矢部村へ向かう道路が明治22年に貫通し、社殿が明治38年に移転新築され、今日に伝えられる素盞鳴神社の境内が成立した。

明治23年に梅の木と柘榴の木の並木が町通りの両側に植えられたが、大正13年には伐採された。

昭和20年の国鉄矢部線開通に伴い、上町北側に設けられた駅へ向かう道路が西上町を横切り、西上町南側を東西に通る裏通りが開通し、西上町北側を東西に通る裏通りも開通し、鳥居前から笠原へ向かう道路の嵩上げも実施された。

昭和47年から同50年にかけて実施された町通りの道路拡張に伴い、上町北側に建ち並んだ町家が二間から二間半軒切りされ、町通りの東端に鎮座した素盞鳴神社の鳥居も境内に移転され、町並み景観が大きく変貌を遂げた。

■空間

東上町の東端は笠原川によって限られ、北側は笠原川から引かれた中井手用水、南側は矢部川と矢部川から引かれた黒木廻水路によって限られ、西上町は西側を中井手用水から分流した水路と脇道、南側を裏通り、北側を中井手用水にて限られる。

笠原川に架かる調麓橋が矢部方面からの入口で、矢部川沿いを走る道路に面して数筆の宅地と素盞鳴



↑ 黒木堰と東上町南側水辺の景観



↑ 酒蔵が建ち並ぶ東上町北側中井手沿いの景観



↑ 東上町南側表通りの景観：三谷家・中山家・野崎家



↑ 西上町南側表通りの景観：旧松木家



↑ 素盞鳴神社境内と大藤の景観



↑ 矢部川越しに望む東上町の景観



↑ 西上町裏通り中井手沿いの玉石積



↑ 東上町北側脇通りの景観



↑ 西上町南側の黒木廻水路沿いの景観

神社境内が広がり、鳥居前にて笠原方面からの新旧の道路と合し、かつては矩折れが形成され、黒木町への東方からの関門をなしていた。

鳥居前から西へ走る町通りの北側に奥行の深い大規模宅地が広がり、南側には奥行の浅い東上町の宅地と奥行の深い西上町の宅地が並ぶ。

東上町北側の宅地尻を流れる中井手用水と南側の宅地尻を流れる黒木廻水路沿いに裏通りが通されるが、西上町北側の宅地尻を流れる中井手用水と裏通りとの間、かつて藪が広がっていた斜面には、奥行浅い宅地が形成され、西上町南側の宅地尻と裏通りとの間にも、奥行浅い宅地が形成されている。

■景観

東上町の町通り沿いには、北側に軒切りされた妻入り居蔵造町家として、江戸期建築の後藤家、明治大火前建築の松木家、明治大火後建築の穴見家が建ち並び、角地には軒切りされた大正期建築の後藤家酒蔵が建ち、南側に平入りの真壁造町家、大正期建築の三谷家、昭和前期建築の中山家と野崎家、昭和前期建築の中山家が建ち並び、対照的な景観が形成され、町通り正面には大藤と明治期の社殿を残す素盞鳴神社境内の緑豊かな景観が広がる。

東上町北側の中井手用水沿いには、明治期から大正期にかけて建設された松木家の酒蔵が4棟、柴尾家の醤油蔵が1棟、栗原家の土蔵が1棟残され、切妻屋根の土蔵造が水路沿いに建ち並び独特の景観が形成される。東上町南側の矢部川と黒木廻水路沿い

には、水辺に臨む二階座敷を備えた町家、昭和期建築の中山家、太平産業、二階に座敷を配した大正期建築の原口家離屋、明治大火後建築の中山家土蔵、三谷家蔵が建ち並び、独特の水辺景観が形成される。

西上町の町通り沿いには、南側に明治大火後に建設された妻入り居蔵造町家、川口家と旧松木家、平入りの居蔵造町家古賀家、旧警察分署であった宗家など、多彩な建築が建ち並ぶが、北側には伝統的町家は残されていない。

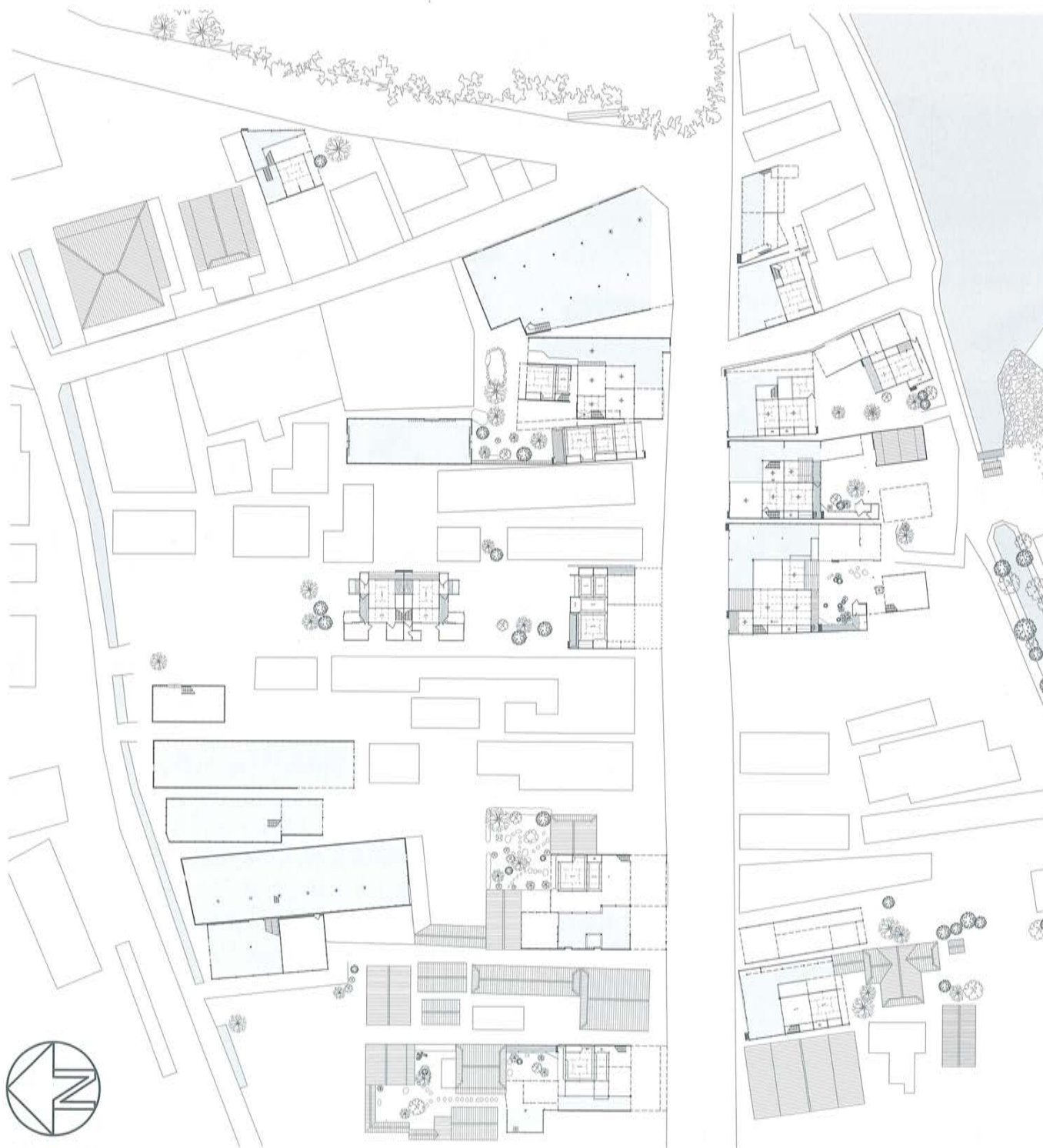
西上町南側の黒木廻水路沿いの離座敷の龍家、南側の路地沿いには、昭和期建築の松本家、見野・片山家、明治大火後建築の宇佐原家など、多様な形式を呈した貸家建築も残され、奥行の深い町並み景観が形成される。

■課題

良好な景観を維持している町並み北側の中井手用水沿いの酒蔵や醤油蔵、護岸を構成する石積などを伝統的建造物として特定し、保存修理工事や修景工事を施すことによって、本来の水辺景観の保存整備を進める必要がある。

同様に町並み南側の黒木廻水路沿いの土蔵や倉庫、離屋や町家建築、護岸や基礎を構成する石積などを伝統的建造物として特定し、保存修理工事や修景工事を施すことによって、本来の水辺景観の整備を進める必要がある。

修景基準を設定するに際しては、水辺景観の特性に応じてきめ細かく基準を設定することも求められ



↑ 東上町連続復原平面図 (1:800)

よう。

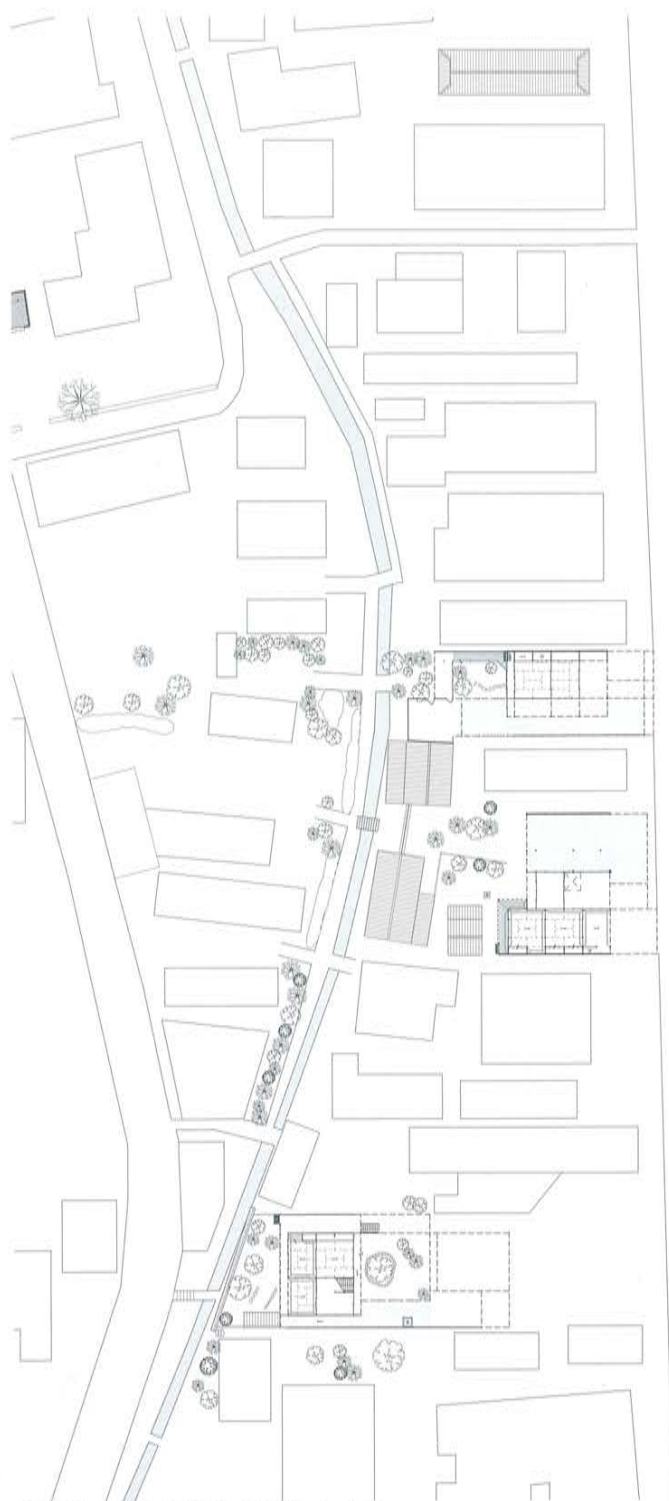
これに対して、道路拡幅に伴う景観破壊が著しい町通り沿いについては、残された居蔵造町家や酒蔵や醤油蔵などを伝統的建造物として特定し、保存修理工事や修景工事を施すことによって、南側を中心として町並み景観の整備を進める必要がある。

特に景観破壊が著しい北側については、当面は表構えの修景的整備を進めることになるが、国道を迂回させた後、歴史的景観の回復に向けた長期的な方策を検討する必要がある。幸いなことに軒切り前の写真が多数残されるので、これらに基づいて軒切りされた町家建築や酒蔵の表構えを復元することは十分に可能である。

なお、暗渠と化した水路については、その存在を顕在化するための整備が求められよう。



↑ 軒切り前の東上町北側松木家
(松木道氏蔵)



↑ 西上町・中町連続復原平面図 (1:800)



↑ 古写真に見る中町北側の町並み
(秀徳龍彦氏蔵)



↑ 古写真に見る西上町松木家
(龍壽一氏蔵)



↑ 古写真に見る中町南側の町並み
(秀徳龍彦氏蔵)

5-3 中町

■歴史

中町は田中吉政が柳川城主としてこの地を領有した慶長期に東側に続く上町とともに「新町」として成立したと考えられ、町並み北側を貫流する中井手用水、そこから分流して町の東端を流れる水路も同時期に成立したと考えられる。

下町との境に位置する矩折れは町立て当初は幅9間を測ったと考えられるが、元禄13年までには東側に西面して奥行6間の宅地が開発され、町家が建ち並ぶ町並みが成立した。西側には木屋村から覺法寺が寛永元年(1620)に移転され、東面して境内を構えた。

明治13年(1880)4月に西上町から出火した大火によって、覺法寺を始めとして町並みが灰燼に帰したとみられ、大火後に居蔵造町家の建設が進み、とくに大型の居蔵造町家が建設されたのが中町であった。覺法寺はいち早く明治14年に本堂を再建し、同27年に山門の再建を果たしている。

明治23年に梅の木と柘榴の木の並木が町通りの両側に植えられたが、大正13年には伐採された。地籍図と柳田國男の著作から中町の町通りの両側には、中井手用水から引かれた水路が流れていたことが知られる。明治40年には紅茶試験場が西上町南側に設置されたが、大正2年に廃止された。

大正元年(1912)には中町から西へ福島方面へ新道＝大正町が貫通し、同13年には栄町と称されるようになった。昭和20年の国鉄矢部線開業に伴い、町並みの北側には黒木駅へ向かう裏通りが開通し、南側にも西上町を横切って黒木駅へ至る裏通りが東西に開通し、同時に下町との境をなす矩折れも拡張された。

昭和47年から50年にかけて実施された表通りの道路拡張に伴い、中町北側に建ち並ぶ町家の表構えが二間から二間半軒切りされ、町並み景観が大きく変容を遂げるに至った。

■空間

町並みの東側は中井で用水から分流した水路と水路沿いの脇道で限られ、西側は下町との境をなす矩折れで限られ、北側は裏通り、南側も裏通りで限られる。

東西に通る町通りの北側と南側に奥行の深い宅地が広がり、北側の宅地を中井手用水が貫流し、水路沿いに路地が東西に走る。水路北側は一段高くなり、屋敷尻は裏通りまで至る場合もある。下町との境をなす矩折れに面した宅地は奥行が浅い。

栄町との境をなす道路は東側へ大きく拡張される

予定である。

■景観

中町の町通り沿いには、南側に妻入り居蔵造町家として、明治大火後建築の柴尾家、富田家、秀徳家北側にも軒切りされた妻入り居蔵造町家として、明治大火後建築の川島家、大正期建築の橋本家が建ち並ぶ。

南側の裏通り沿いには昭和前期建築の川島家の離座敷が残され、北側の裏通り沿いには昭和前期建築の中町弘法堂と昭和中期建築の旧松尾家が屋敷を構える。

北側の中井手用水沿いには、大正期建築の秀徳家離屋、明治大火後建築の川島家土蔵が残され、玉石積の用水護岸や用水へ降りる石段と相まって独特の景観を形成している。

下町との境をなす矩折れ西側には明治大火後建築の覺法寺本堂、山門、大正期建築の鐘楼、昭和中期建築の洋風庫裏が残され、景観に変化を与えている。

■課題

良好な景観を維持している町並み北側の中井手用水沿いについては、残された土蔵や離屋、護岸を構成する石積や石橋を伝統的建造物として特定し、保存修理工事や修景工事を施すことによって、本来の水辺景観の保存整備を進める必要がある。

これに対して、道路拡張に伴う景観破壊が著しい町通り沿いについては、残された居蔵造町家や酒蔵や醤油蔵などを伝統的建造物として特定し、保存修理工事や修景工事を施すことによって、南側を中心として町並み景観の保存整備を進める必要がある。

特に景観破壊が著しい北側については、当面は表構えの修景的整備を進めることになるが、国道を迂回させた後、歴史的景観の回復に向けた長期的な方策を検討する必要がある。軒切り前の写真が残されない場合は、本来の壁面を回復した上で修景的な整備となろう。

南側や北側の裏通り沿いでは、残された屋敷型建築を伝統的建造物に特定し、庭園や生垣を環境物件に特定し、保存修理工事や修景工事を施すことによって、歴史的風致と調和した景観形成を進める必要がある。

なお、裏通りや水路に面した地において修景基準を設定するには、屋敷尻景観の特性に応じてきめ細かく基準を設定することが求められよう。

また、暗渠と化した水路については、その存在を顕在化するための整備が求められよう。



↑ 中町覺法寺の景観



↑ 栄町北側の水路越しに専勝寺の景観



↑ 中町南側表通りの景観：柴尾家と富田家



↑ 中町北側中井手沿いの景観：川島家



↑ 中町北側中井手沿いの玉石積



↑ 中町北側中井手沿いの景観：秀徳家

5-4 下町

■歴史

下町は上町と中町に先立って、筑紫広門が福島城主としてこの地を領した天正15年(1587)に町立てされたと考えられ、「黒木古町」として慶長13年(1608)の史料に見える。祇園社を核として町立てされたと考えられ、その境内は津江神社の御旅所であった地で、町通りの東正面に広がっていたと推定される。

上町・中町の町建て後、火災が頻発したため、祇園社は上町の町通り東正面の路上に移転されたと推定され、境内の名残は元文5年(1740)絵図に見ることができる。中町との境をなす矩折れは、この絵図に幅9間と記され、当初は広場であったが、東側に西面して町家が建ち並び、幅3間へ狭まったと考えられ、西側には東面して覺法寺が寛永元年(1620)に木屋村より移転して境内を構えた。

明治13年(1880)の大火以前から居蔵造町家が建ち始めていたが、大火後から明治後期にかけて居蔵造町家の建設が進み、とくに下町北側には黒木を代表する大型の居蔵造町家である高橋家や松木家が軒を並べた。

下町には明治23年に梅の木と柘榴の木の並木が町通りの両側に植えられたが、大正13年には伐採された。大正3年には緑茶伝習所が下町北側に設置されたが、3年後に廃止された。この間、町並みは黒木町の西側を画する水路を越えて桑原村へも広がり、乾繭場も設置されたが、昭和4年に大野原へ移転し、跡地に八女区裁判所黒木出張所が移転した。下町北側を画する水路を介して、大正元年に開通した新道沿いに栄町の町並みが広がっていった。

昭和20年(1945)の国鉄矢部線開業に伴い、下町の町通りから東へ向かう道路が拡幅され、矩折れから南方へ向かう道路が拡幅された。昭和30年代には、下町北側に建ち並んだ大型の居蔵造町家が相次いで取り壊された。

■空間

町並みの東側は中町との境をなす矩折れで限られ、西側は黒木町の東端を限る水路を越えて桑原村へ広がり、北側は栄町との間を画する水路で限られ、南側は旧黒木町役場との間を通る裏通りで限られ、西方では南側に黒木廻水路と町通りが接する。

東西に通る町通りは旧状の道路幅員を留め、北側と南側に短冊型の宅地が広がり、栄町との境をなす北側の宅地尻を水路が流れ、下町を横切って南方へ流れ、水路際には脇道が通される。この脇道を含めて北側の栄町との間には脇道が4本通され、南側の裏通りとの間には2本通される。

矩折れ西側に東面して覺法寺が境内を構え、町並みの南側には下町観音堂が境内を構え、表通りに向かって参道を開く。観音堂近くの南側の屋敷尻と裏通りとの間には畑地が広がる。

■景観

下町の町通り沿いには、南側に居蔵造町家として、明治大火以前建築の大淵家、大火後建築の横溝千恵子家、渡辺家、明治後期建築の横溝繁樹家、樋口家、昭和中期建築の横溝彌太郎家、大正期建築の洋風建築として宮園家、明治後期建築の茅葺町家として仁田原・加藤家が残される。

北側には明治大火後建築の吉村家、明治後期建築の宗家、真壁造町家として明治大火後建築の富田家、明治大火後建築の茅葺町家として三谷家が残される。

高橋家と松木家は取り壊されたものの、これら旧黒木町から旧桑原村に至るまで、残された居蔵造町家を始めとして多様な形式を呈した建築群が、古写真に撮された黒木町の町並み景観を今に伝えている。

南側の屋敷尻には、明治後期建築の横溝繁樹家倉庫、大正期建築の横溝繁樹家長倉、明治大火後建築の大淵家土蔵、横溝千恵子家土蔵及び納屋、昭和中期建築の横溝彌太郎家土蔵が残され、さらに大火以



↑下町南側表通りの景観：横溝繁樹家



↑下町南側表通りの景観：横溝千恵子家

前に建った下町観音堂も残され、古写真に撮された通りの屋敷尻景観を今に伝えている。

■課題

良好な景観を維持している町通りの南側と北側については、残された居蔵造町家や洋風建築を伝統的建造物として特定し、保存修理工事や修景工事を施すことによって、町並み景観の保存整備を進める必要がある。

同様に良好な景観を維持している町並み南側の屋敷尻については、残された土蔵や納屋、観音堂や樹木を伝統的建造物や環境物件として特定し、保存修理工事や修景工事を施すことによって、歴史的景観の保存整備を進める必要がある。

津江神社近くの町並みは、南側に接する黒木廻水路護岸を構成する石積を除き、伝統的建造物として特定すべき要素が残らないが、歴史的根拠に基づく適切な修景基準を設定して、歴史的風致と調和した景観形成を進める必要がある。

なお、裏通りや水路に面した地において修景基準を設定するには、屋敷尻景観の特性に応じてきめ細かく基準を設定することが求められよう。また、町

通り北側に建っていた大型の居蔵造町家については、残された古写真に基づいて復元的な景観整備も検討されるべきであろう。



↑下町南側表通りの景観：樋口家



↑下町南側角地の景観：宮園家



↑下町南側屋敷尻の景観：横溝千恵子家

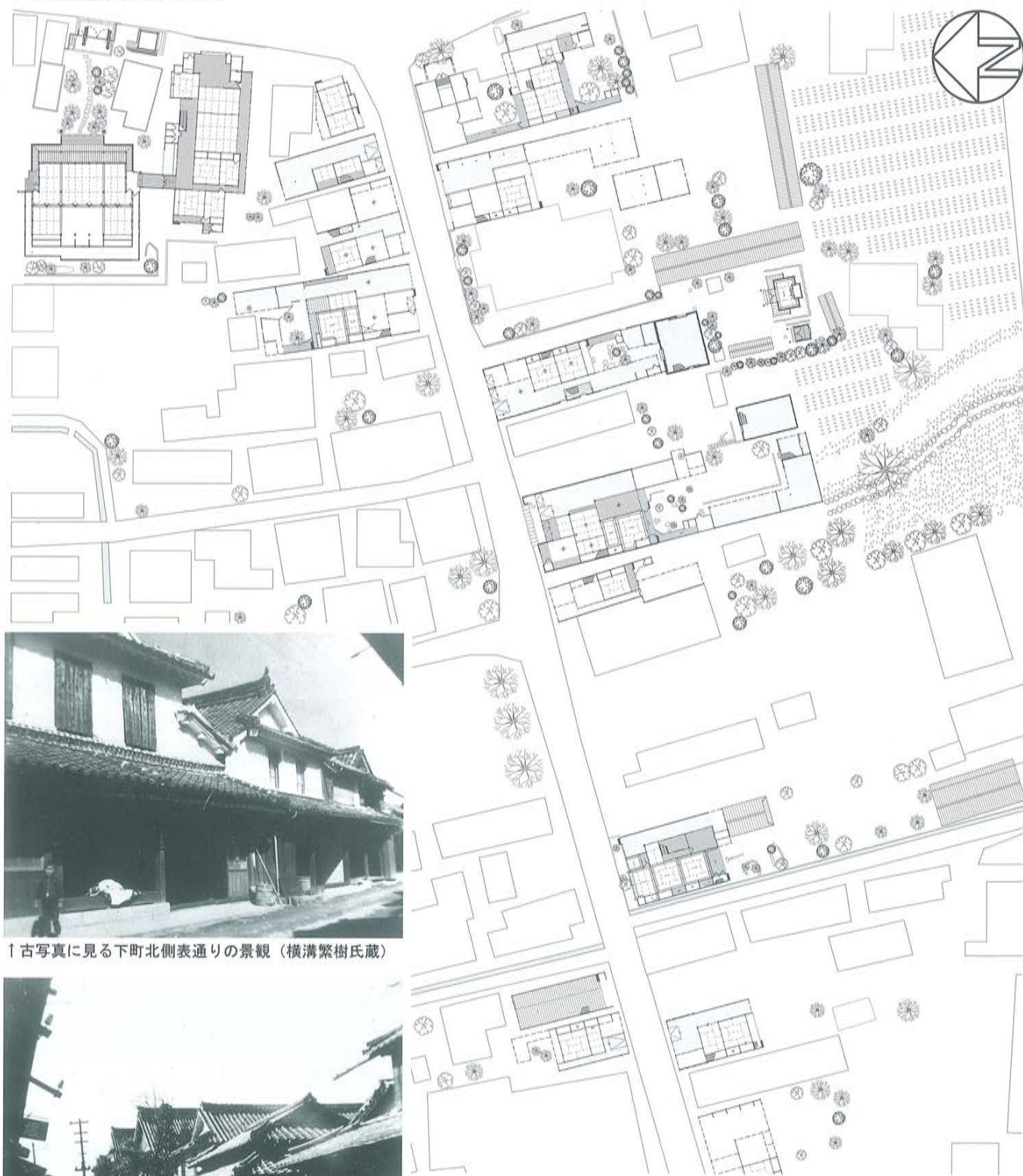


↑下町南側表通りの景観：大淵家



↑下町観音堂境内の景観

↓ 下町連続復原平面図 (1:800)



↑ 古写真に見る下町北側表通りの景観 (横溝繁樹氏蔵)



↑ 古写真に見る下町北側表通りの景観 (横溝繁樹氏蔵)

5-5 本分

■歴史

津江神社は黒木助能が嘉応元年（1169）に豊後国津江郷の鎮守津江大権現の分霊を勧請し、黒木村の産土神としたことに始まる。その境内西側に広がる屋敷地は津江神社の社家屋敷で、津江神社創立とさほど隔たらない時期に起源が遡ると考えられる。

境内と社家屋敷の南側を流れる谷川と中井手用水は、上町と下町が町立てされた慶長期に開削されたと考えられ、さらに南側を流れる黒木廻水路は正徳4年に開削されたと考えられ、両者は旧道を挟むように並行して西方へ流れる。

大正元年（1912）に下町から福島方面へ向かう旧道の北側に、中町から福島方面へ直結する新道が開通し、大正5年にはこの新道を利用して黒木軌道が敷設され、大正12年には羽犬塚まで延伸され、津江神社前の栄町に停車場が設置された。昭和15年（1940）の軌道廃止後もバスセンターが置かれ、黒木町の玄関口として今日まで機能している。

■空間

津江神社は南面して境内を構え、周囲を境内林で囲まれた中に、南を正面として社殿を配し、東側に西面して社務所を配し、その東側に2軒の社家屋敷が配され、周囲を生垣で囲まれた中に主屋と土蔵を配する。

下町から津江神社へ向かう通りと福島方面から津江神社へ向かう旧道が、境内の前で合して矩折れを形成し、西方から黒木町への関門となっている。そこに東方から流れる谷川と中井手用水、南方から流れる黒木廻水路が流れ込み、福島方面へ向かう旧道を挟んで並行して西方へ流れる。

これらを貫通するように境内前を栄町から福島への新道が通され、現在は国道となっているが、黒木町の玄関口としての位置づけは現在も変わらない。

■景観

津江神社境内には昭和前期建築の神殿と拝殿、江戸前期建築の楼門が残され、楼門前には石橋や灯籠など各種石造物が残される。中でも目を惹くのは平安期植樹とされる大樟で樹冠は境内全域を覆い尽くすほどの規模で、黒木町のランドマークとなっている。

東側の社家屋敷には明治後期建築の真壁造屋敷建築である梅野家主屋、徳永家主屋や徳永家土蔵が残され、周囲を取り巻く生垣とともに独自の屋敷地景観を形成している。

社家屋敷前を流れる谷川水系の玉石積護岸や黒木廻水路の玉石積護岸も残されている。

■課題

津江神社境内に残された社殿と楼門、各種石造物、社家屋敷の主屋と土蔵を伝統的建造物として特定し、境内に残された樹木や屋敷を取り巻く生垣を環境物件として特定し、保存修理工事や修景工事を施すことによって、境内景観と屋敷地景観の保存整備を進める必要がある。

谷川水系や中井手用水、黒木廻水路については、護岸を構成する石積を伝統的建造物として特定し、保存修理工事や修景工事を施すことによって、水辺景観の保存整備を進める必要がある。暗渠と化した水路については、その存在を顕在化するための整備が求められよう。

津江神社門前の旧道沿いには、伝統的建造物として特定すべき建築が残らないが、歴史的根拠に基づいた適正な修景基準を設定し、町並み景観の修景整備を進める必要がある。



↑ 本分津江神社境内の景観



↑ 本分津江神社門前の景観

5-6 今

■歴史

今村の名は元弘3年(1333)の「日念譲状」(市来政香蔵文書)に見え、谷川水系を軸として早くから集落が成立していたと考えられる。城山と笠原川を挟んだ地には黒木氏の菩提寺であった善能禅寺が建立され、慶長10年(1605)浄土宗善応寺として再興され、後に宗真寺と名を改めたとされる。

この宗真寺境内を取り巻くように、上井手用水が寛文4年(1664)に開削され、取水口たる椿原堰が笠原川に設置された。この用水路沿いにも、屋敷地が形成され、とくに明治期以降、隈本家を始めとして大型の屋敷建築が建ち並び、独特の屋敷地景観が形成された。昭和20年には集落を横切って国鉄矢部線が開通したが、昭和60年に廃止され、跡地が道路となっている。

■空間

今村の集落は谷川水系沿いに南北に広がる宅地と上井手用水沿いに東西に延びる宅地から成る。後者は上井手用水北側の一段高い地に主として屋敷を構え、町並みとは旧矢部線跡道路と田地を挟んで対する。前者は西側を谷川で限られた範囲に広がり、

南側にて町並みと連担し、町並み北側を画する中井手用水沿いには専勝寺が南面して境内を構える。

上井手用水は今村から谷川水系を横断して本分を貫流し、黒木廻水路を合流して矢部川へ環流する。この上井手用水に囲繞された宗真寺は城山と相対する高台上に境内を構え、参道は上井手用水沿いに延び、石橋を渡って黒木の町並みへ向かう。

■景観

女郎岳から黒木盆地を撮影した昭和33年の写真を見ると、茅葺屋根を戴く民家の中に瓦葺屋根の民家が点在する景観が読み取れる。建造物調査の結果によると、これら瓦葺民家は建築当初から瓦葺で、明治期の建築になるものが多い。

とくに上井手用水沿いには、明治16年建築の隈本家、同17年建築の東恒毅家、大正10年建築の東重樹家など角屋を備えた大型民家が建ち並び、玉石積みの石垣で囲われた屋敷構えとともに、見応えある重厚な景観が形成されている。谷川沿いにも明治33年建築の原家、同34年建築の原家、大正12年建築の中釜家など、上質の瓦葺民家が残り、黒木の町並みと連担した集落景観が形成されている。



↑ 今上井手に架かる宗真寺参道石橋



↑ 今上井手沿いの景観：堤家



↑ 今上井手沿いの景観：東恒毅家



↑ 今上井手沿いの景観：旧隈本家

5-7 桑原

■歴史

桑原は明治9年に豆生野村と中籠村が合併して誕生したが、このうち豆生野村は正保4年(1647)の「大小道之帳」に名が見え、二箇所に残される湧水に依拠しつつ成立したとみられる。

集落の北側を慶長期の黒木町立てとともに開削された中井手用水が流れ、東側から北側を正徳4年(1714)に開削された黒木廻水路は集落を取り巻くように流れ、東方では明治期以降、廻水路沿いに民家も建ち並んだ。

■空間

集落は二箇所の湧水を結んで東西に走る道路沿い、主として北側に宅地が広がり、北へ向かう脇道沿いにも宅地が派生する。東側の湧水は道路から下がった位置にあり、湧水を取り巻いて南側に宅地が広がる。この湧水を起点として西へ水路が流れるが、これとは別に黒木廻水路から派生した水路が集落の中心を西へ貫流する。

黒木廻水路は集落の東方にて鍵の手に折れて北へ流れ、さらに東北方にて鍵の手に折れて西へ流れ、あたかも集落を迂回するように流れる。集落の南側

には黒木廻水路から分流した黒木助水路が西へ流れる。黒木廻水路を越えて東西道路を東方へ向かうと、田地の中に桑原天満宮が集落を正面として境内を構える。この道路から黒木下町へ向かう道路沿いにも宅地が広がり、黒木廻水路沿いにも宅地が広がる。

■景観

女郎岳から黒木盆地を撮影した昭和33年の写真を見ると、水田の中に茅葺屋根を戴く民家が建ち並ぶ景観が読み取れる。建造物調査の結果によると、多くの民家が戦後に屋根を瓦葺に架け替えたことが知られ、茅葺民家はほとんど現存しない。

湧水は道路脇に玉石を積み上げて汲み場と洗い場を設け、東側の湧水は藤棚を設けて木陰を造り出し、周囲にはかつて豆腐屋や茶店も立地した。現在も水源は涸れることなく利用され、優れた水辺景観を伝えている。

集落の東方に境内を構える桑原天満宮も玉石積みで石垣上に玉垣を築き、周囲を取り巻く田園景観と相俟って優れた景観を形成する。黒木廻水路沿い立地した民家も、水路と一体をなす優れた景観を形成している。



↑ 桑原天満宮境内



↑ 東桑原黒木廻水路沿いの景観



↑ 桑原湧水を取り巻く玉石積



↑ 桑原茅葺農家の景観

第6章 町並みと地域社会

6-1 地域の建物ストックの現状

調査地区内には伝統家屋以外にも、現在まで連続と建設されてきた建物が存在する。それら伝統家屋以外の建物も含め、調査地区内にどれだけの量の建築ストックがあるのか、それらはどのような特徴があるのかを把握するために、地区内に現存する建物のプロフィールを、土地家屋台帳と現地踏査及び関係者へのヒアリングにより調査した。地図へのプロットは現地踏査及び関係者へのヒアリングから得られたデータを基に、主に伝統家屋が残る黒木地区と桑原及び今地区の一部で行い、量的把握のための集計には家屋台帳のデータを基に行った。なお集計には、今回現地踏査した今地区の一部は地区全体の僅かな部分であるため、今地区のデータを用いず、黒木地区と桑原地区のデータを用いて集計した。データ総数は黒木地区259物件、

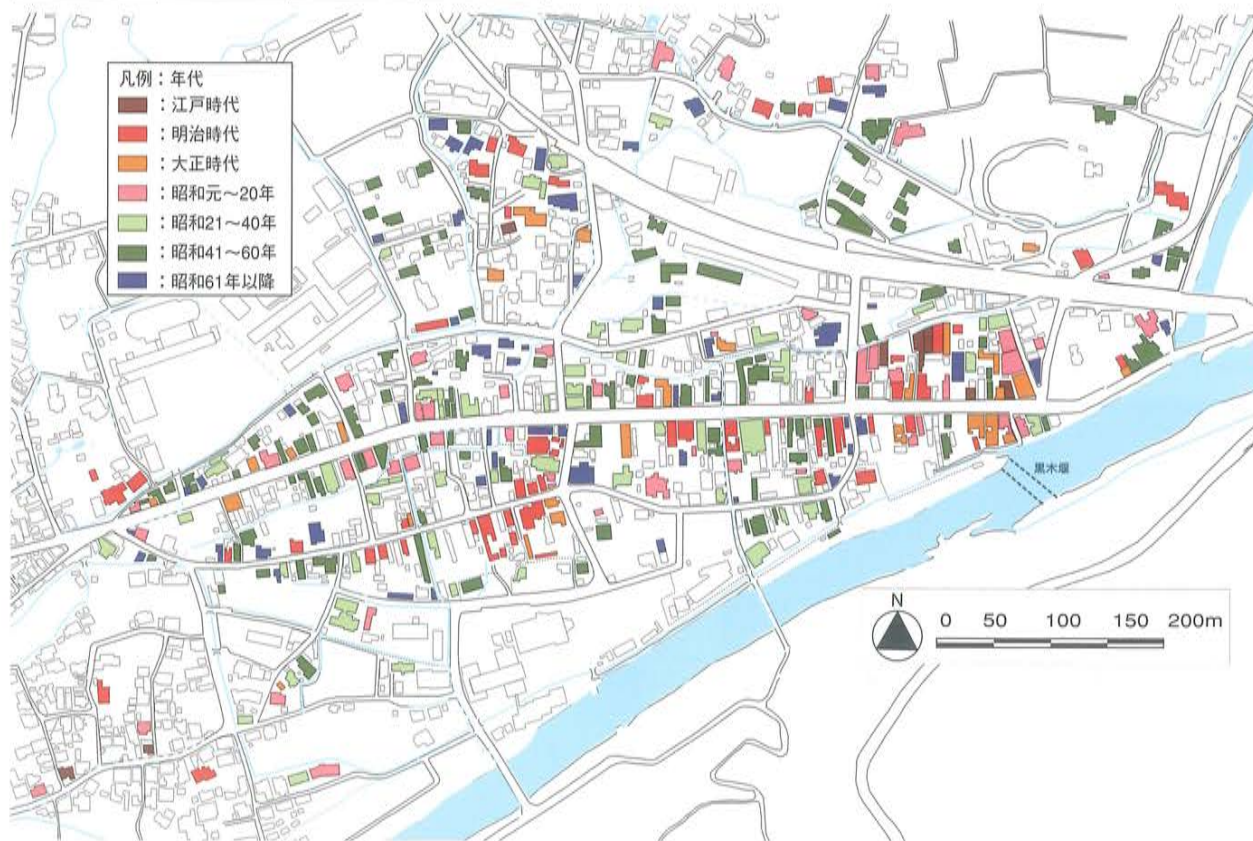
桑原地区646物件、計905物件（増築の場合は1棟でも2物件と数えている）であった。建物の建設年代、構造、用途、階数、屋根種類、駐車場の種類を調査した。なお、床面積10坪（約33.06m²）以下の建物は、仮設的なものが多いため調査の対象から除いた。調査地区内の都市計画区域の用途指定は、大部分が商業地域で一部第1種住居地域、東上町の国道より北の地域が準工業地域となっている。更に、商業地域は準防火地域となっており、木造の伝統家屋の並ぶ町並みと異質の指定になっている。

■建設年代と構造

歴史的町並みを形成している戦前に建てられた建物は調査地区全体では21%を占めており、他の歴史的町並み地区と同様の割合で戦前家屋が残っているが、黒木地区は町の成立が早く大型の商家が多かっただけに、36%と高い割合であり、伝統家屋の集積度が高い。建設年代別建物分布図を見ても分かるように、旧豊後別路に面して伝統家屋が密度高く並んでいるが、特に東上町で残存率が高い。西上町と中町は道路改良事業に伴い、旧豊後別路の北側に道路幅員が拡幅されたため、北側には殆ど伝統家屋が残っていない。黒木地区は明治13年の大火後に白壁土蔵造の町家が建設されたこともあり、明治期の建物が全体の15%を占めている。戦

↓ 建物の建設年代

建設年代	黒木		桑原		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
江戸	5	1.9%	0	0.0%	5	0.6%
明治	38	14.7%	24	3.7%	62	6.9%
大正	21	8.1%	29	4.5%	50	5.5%
昭和元～20	29	11.2%	51	7.9%	80	8.8%
昭和21～40	44	17.0%	102	15.8%	146	16.1%
昭和41～60	98	37.8%	299	46.3%	397	43.9%
昭和61～	24	9.3%	141	21.8%	165	18.2%
計	259	100%	646	100%	905	100%



↑ 建設年代別建物分布図

前建設の建物の構造は、昭和6年建設のRC造（鉄筋コンクリート造）住宅1件を除き他は全て木造である。現存する建物の中では、一般的に高度経済成長期を含む昭和41～60年に建設されたものが最も多いが、調査地区でも44%を占めている。この時期に戦前の伝統家屋の建て替えが多く行われ、町並みを変容していったと考えられる。数年後には、高度経済成長期に建てられた大量の建物が一斉に更新期を迎えることも考えられ、町並み景観の維持・継承を目指す場合は、それらを伝統家屋とどのように調和させて景観を形成していくか修景の基準も重要となる。

建物の構造については、戦後は鉄筋コンクリート（RC）造や鉄骨造などの木造以外の構造が用いられ始めてはいるが、全体でみればわずかであり木造が8割

強と圧倒的に多い。

■建物の用途

国道442号と下町の旧豊後別路に沿って、店舗や事務所などの事業所、及びそれらとの併用住宅が並び、その裏側に戸建てや共同の専用住宅が立地している。黒木地区は付属屋や共同住宅を含めた専用住宅が約4割、併用住宅が3割を占め、桑原地区に比較して、併用住宅の占める割合が高く、商家の町としての性格を継承している。しかし、かつては店舗や作業場などを持つ併用住宅が殆どであったのが、現在は、事業所を廃業し専用住宅になっている建物や、逆に事業所専用になっている建物も増えつつある。

■屋根仕上げと階数

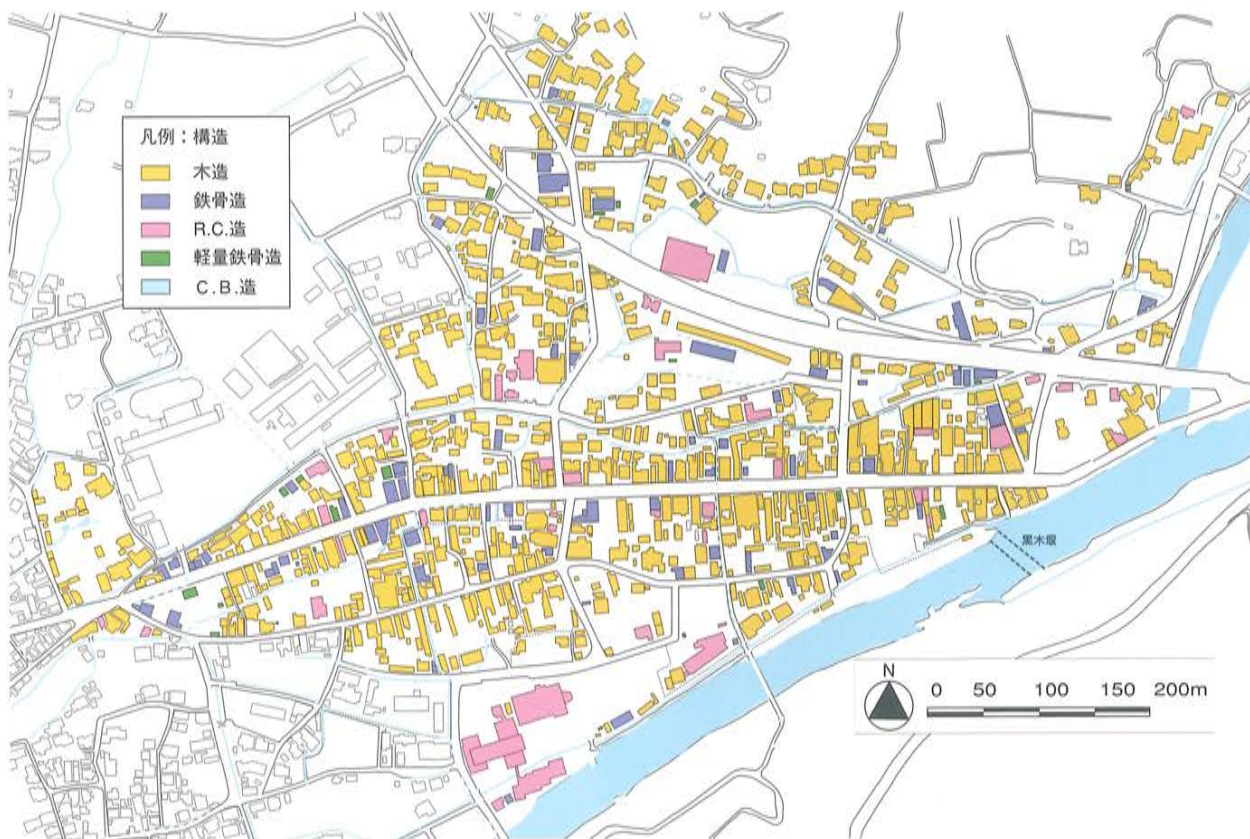
伝統的町並み景観に影響を与える屋根仕上げは、伝統的な瓦葺が多くセメント瓦も含めると約8割を占めている。貴重な草屋根の建物も桑原地区には残っているが現在は金属板で覆われている。伝統家屋とは異質な陸屋根やスレート葺の建物は鉄骨造やRC造に多く規模も大きい。黒木では伝統家屋は2階建であるが、現在でも97%の建物が2階以下であり、伝統的な高さが維持されている。

■駐車場

塀や庭を設けず道路に面して主屋が建つ町家の町並

↓建物の構造

構造	黒木		桑原		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
木造	221	85.3%	537	83.1%	758	83.8%
鉄骨造	14	5.4%	69	10.7%	83	9.2%
軽量鉄骨造	5	1.9%	21	3.3%	26	2.9%
RC造	16	6.2%	10	1.5%	26	2.9%
CB造	3	1.2%	8	1.2%	11	1.2%
SRC造	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%
計	259	100%	646	100%	905	100%



↑構造別建物分布図

↓ 建物の用途

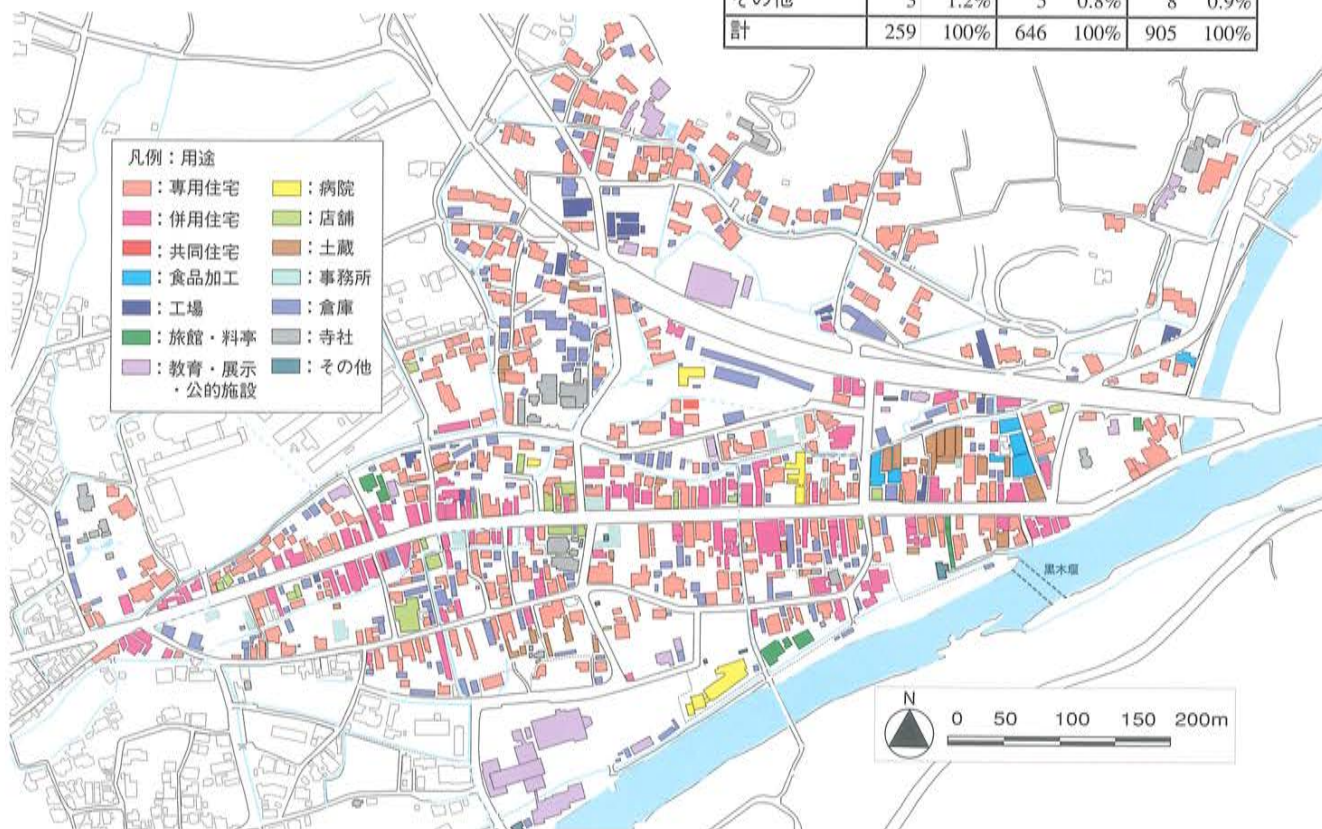
用途	黒木		桑原		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
専用住宅	106	40.9%	408	63.7%	514	57.1%
併用住宅	79	30.5%	116	18.1%	195	21.7%
倉庫・車庫	15	5.8%	58	9.0%	73	8.1%
工場・倉庫	8	3.1%	16	2.5%	24	2.7%
事務所	4	1.5%	13	2.0%	17	1.9%
店舗	3	1.2%	10	1.6%	13	1.4%
共同住宅	0	0.0%	10	1.6%	10	1.1%
病院	5	1.9%	1	0.2%	6	0.7%
寺社	6	2.3%	1	0.2%	7	0.8%
土蔵	31	12.0%	3	0.5%	34	3.8%
旅館・料亭	1	0.4%	0	0.0%	1	0.1%
その他	1	0.4%	5	0.8%	6	0.7%
計	259	100%	641	100%	900	100%

↓ 駐車場の種類

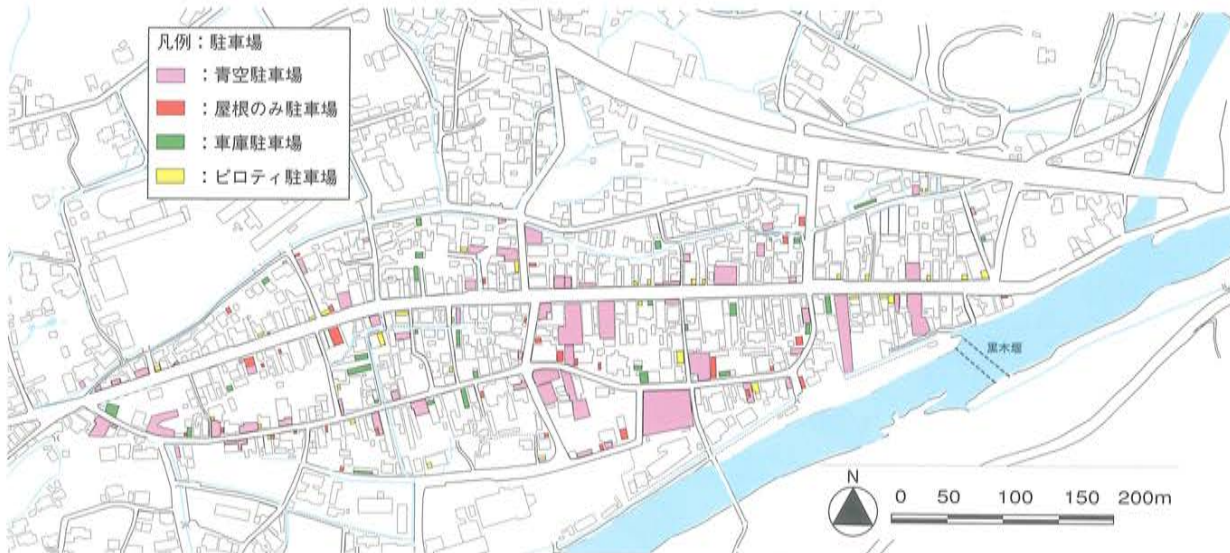
駐車場	件数	割合
青空駐車場	63	40.6%
ビロティ駐車場	30	19.4%
屋根のみの駐車場	28	18.1%
車庫	34	21.9%
計	155	100%

↓ 建物の屋根種類

屋根	黒木		桑原		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
瓦葺	205	79.2%	491	76.0%	696	76.9%
陸屋根	23	8.9%	45	7.0%	68	7.5%
スレート葺	12	4.6%	54	8.4%	66	7.3%
その他の瓦葺	4	1.5%	29	4.5%	33	3.6%
金属葺	12	4.6%	18	2.8%	30	3.3%
金属覆草葺	0	0.0%	4	0.6%	4	0.4%
その他	3	1.2%	5	0.8%	8	0.9%
計	259	100%	646	100%	905	100%



↑ 用途別建物分布図

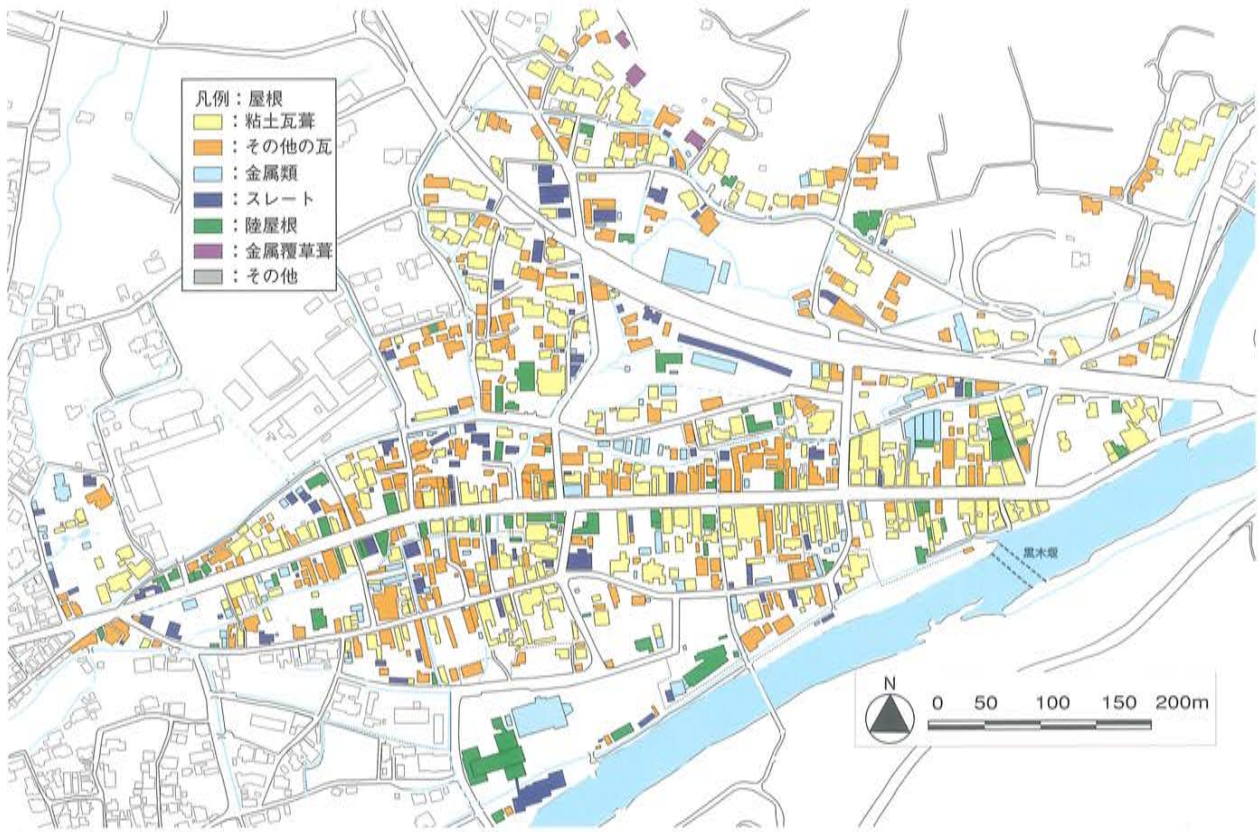


↑ 駐車場分布図

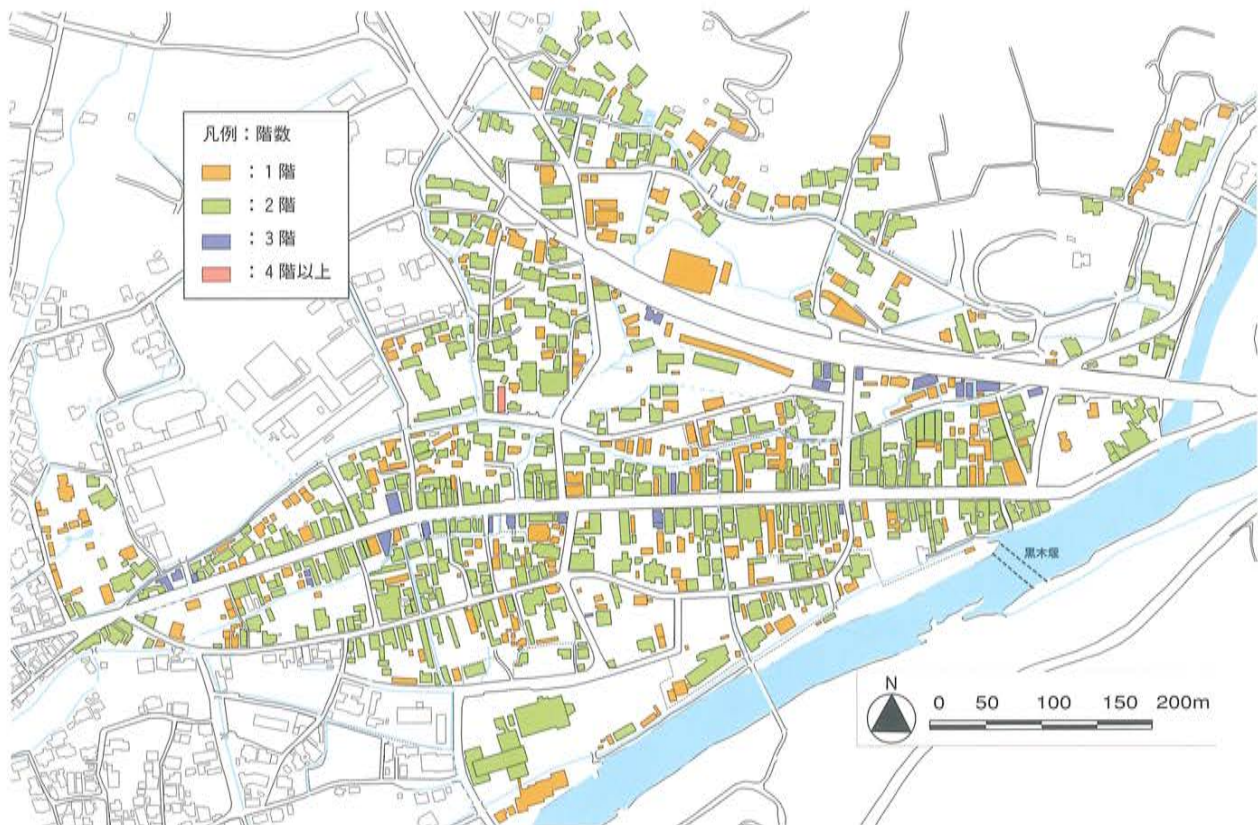
みで一般的に問題となるのが、駐車スペースの確保である。国道沿いには伝統家屋撤去後に屋根のない集合駐車場となっている敷地があり、軒の連続を断ち切っている。最も多い駐車場の形式がこの青空駐車場で4割を占め、面積も大きい。銀行や医院、大型の商業施設は建物の規模が町家のスケールでないことに加え、通りに面して駐車場が設けられている場合が多く、景観に与える影響は大きい。

↓ 建物の階数

階数	件数	割合
1階	323	38.6%
2階	488	58.4%
3階	25	3.0%
4階	1	0.1%
計	836	100%



↑ 屋根種別建物分布図



↑ 階数別建物分布図

6-2 町並み保存とまちづくりの経緯

町並みを保存するまちづくりは、地域が主体となった運営組織により活動が進められる必要がある。今後の保存組織の在り方を検討するための資料となるこれまでのまちづくりの経緯をこの節では整理した。

■観光への取組と行政の活動

観光客が15万人近くも訪れる黒木町最大のイベントである「黒木大藤まつり」は、毎年素盞鳴神社の大藤（樹齢600年、国指定天然記念物）の花房が垂下する4月中旬から5月上旬にかけて開催される。境内には出店が並び、舞台ではアトラクションなどが催される。昭和60年に国鉄矢部線が廃止された後は客が減少し、舞台での催しもなくなり境内の出店も1～2軒になるまで衰退したが、素盞鳴神社から旧黒木駅に至る通り沿いに地元の有志により物産展を開くなどして客を取り戻し、最近では旅行会社によるバスツアーも企画され賑わっている。都市計画道路本分陣ノ内線が部分供用された後は、物産展は旧黒木駅近くの駐車場に場所を移して継続されている。平成12年からは素盞鳴神社に近い2軒の造り酒屋も協賛し、酒蔵内部の見学ができるようになった。

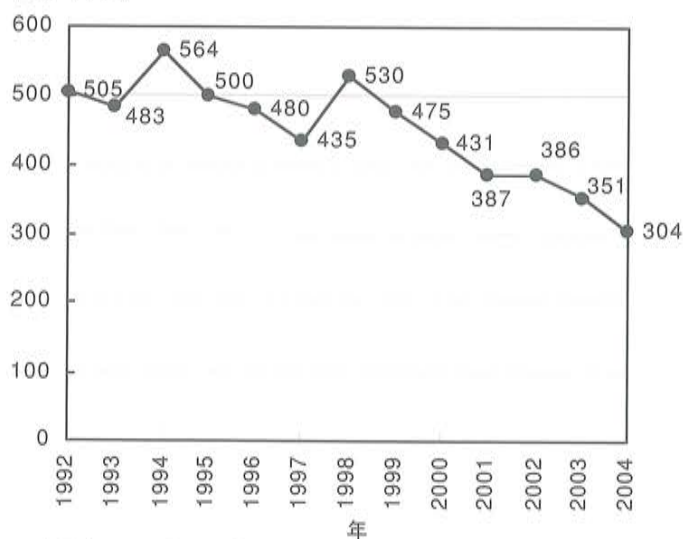
観光の拠点となる施設は黒木地区には立地しないが、北隣の農村集落が広がる今地区に旧隈本邸がある。大型民家の隈本家住宅を黒木町が譲り受け、郷土資料館として整備したもので平成4年に「学びの館」として開館している。さらにその敷地に、黒木町湯辺田にあった明治の文芸評論家石橋忍月の蘆葦の生家を移築し、文献資料を展示した石橋忍月文学資料館として開館している。庭園には上井手用水から水を引き込んだ池が設けられ、北側の8段からなる玉石積みの擁壁と樹林地を借景に、緑豊かな歴史的環境が展開している。

平成5年には素盞鳴神社境内に公衆トイレが設置されたが、他には大きな動きはない。町全体への観光客の入込み数は平成10年から減少傾向にあり、新たな観光資源の発掘と整備が望まれている。行政は平成13年頃から旧豊後別路の伝統家屋の減少に危機感を抱き、15年に空き家となっている西上町の明治時代建設の松木家の調査と街なみ環境整備事業導入のための調査を開始している。16年には伝統的建造物群保存地区と景観形成地区を内包した文化的景観条例を制定した。平成17年度には街なみ環境整備事業の一環として行政は上記の松木家を買収した。今後住民と観光客の交流施設として整備する予定である。これが完成すれば、旧豊後別路沿いに観光客が立ち寄れる伝統家屋の拠点施設が立地することになり、町並みを見学に来る観光客が増加することが見込まれる。

↓まちづくり活動年表

年	●住民の活動 ◆行政による空間整備 ★行政の施策等 ■その他
昭和50	◆中町～上町の県道八女小国線拡幅工事完成
57	■県道八女小国線国道442号に昇格
58	★専勝寺山門が町指定の文化財に
60	★都市計画決定告示
60	■国鉄矢部線廃止
61	■年金保養施設グリーンピア八女オープン
	◆さらに上町～中町の国道拡幅
平成4	◆郷土資料館として学びの館（旧隈本邸）開館
5	★旧隈本邸が町指定の文化財に
	◆黒木大藤公衆トイレ完成
14	★木橋、南仙橋が町指定の文化財に
15	★伝統町家松木家の学術調査実施 ★街なみ環境整備事業整備方針策定
16	◆黒木町役場が今に移転 ★黒木町文化的景観条例制定 ★黒木地区の伝統的建造物群保存対策調査開始（17年度まで）
17	●「黒木地区町並み保存協議会」発足 ●城山の草刈り・清掃のための「猫尾城の会」発足 ●町興し団体「起源会」発足

客数（千人）



↑黒木町への入込み客数の推移



↑郷土資料館「学びの館」

■まちづくり団体

黒木町全体の商工会はあるが、この地区だけの商店会やまちづくり団体は存在しない。平成17年には町並み保存を進めるべく区長を中心にして「黒木地区町並み保存協議会」が街なみ環境整備事業の補助で立ち上げられたが、まだ、活発な活動は行われていない。町並み保存には、地域の住民の理解と協力だけではなく、まちづくりを主体的に運営していく住民組織が必要である。町並みに興味を持ち、地域活性化に意欲のある人材を内外から募り、同協議会をこれからのまちづくり団体に育てていく必要がある。

以上のように町並みを意識したまちづくりの活動はないが、町並みの背景にシンボルとして控えている城山（県指定史跡・猫尾城跡）を資源として地域を活性化しようとするまちづくり団体は存在する。3年前から、黒木の町の発祥にもなった猫尾城がかつてあった歴史的に重要な城山に桜を植樹し、花が咲く時期にイ

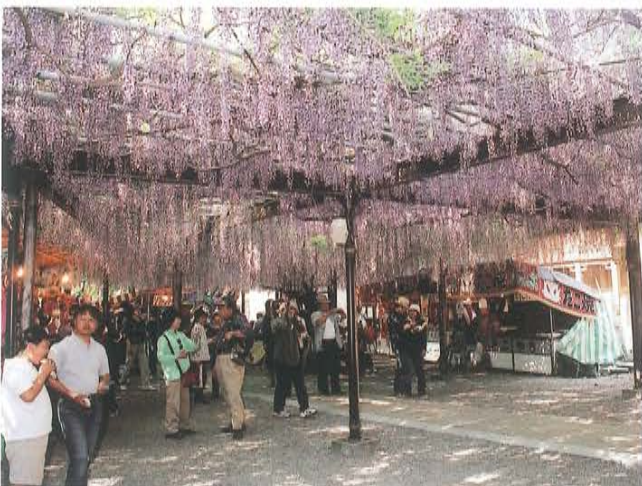
ベントを開催し町を活性化しようという目的で、植樹のための署名活動が行われてきた。平成17年3月には、海の環境を守るためには先ず山の環境を整備しようという柳川市の有明漁業組合の応援を受け、998本の桜が植樹された。これまでは個人の活動として行われてきたが、平成17年9月にこの主旨に賛同する会員約50名で「起源会」が設立された。その一月前の8月にはほぼ同じ会員で城山の草刈りや清掃活動を行う「猫尾城の会」が設立され、その都度ボランティアも募りながら2ヶ月に1度の活動が行われている。平成18年の成人式には、新成人の寄付による記念植樹も行われ、春には第1回の「くろぎ桜まつり」が開催される予定である。「起源会」はまだ設立されたばかりで、城山への桜の植樹とそこでのイベント開催が主ではあるが、町の活性化が視野にあり、住民主体の町興し団体として、前述の「黒木地区町並み保存協議会」との協働によるまちづくりが待ち望まれる。



↑大藤まつりの素盞鳴神社



↑大藤まつり時の物産市



↑大藤まつりの素盞鳴神社境内



↑大藤まつり時に開放された旭松酒造

6-3 町並みを支える居住者

■アンケート調査の概要

地域社会の町並みに関する意識と生活の現状を知るために、調査地区の全世帯主と、事業主を対象とした留め置き式のアンケート調査を行った。世帯主アンケートは平成17年3月に各行政区長を通して配布・回収を行い、事業主アンケートは4月に黒木町商工会を通して配布・回収を行った。回収率は表に示すとおり、世帯主アンケートは79.1%、事業主アンケートは40.3%になった。世帯主アンケートは無記名で、事業主アンケートは事業所名を自由記入で回答を求めた。この節では、居住している家屋が戦前建設（昭和20年以前）の家屋であれば伝統家屋として分析を行った。

■地域住民の家族構成と就業構造

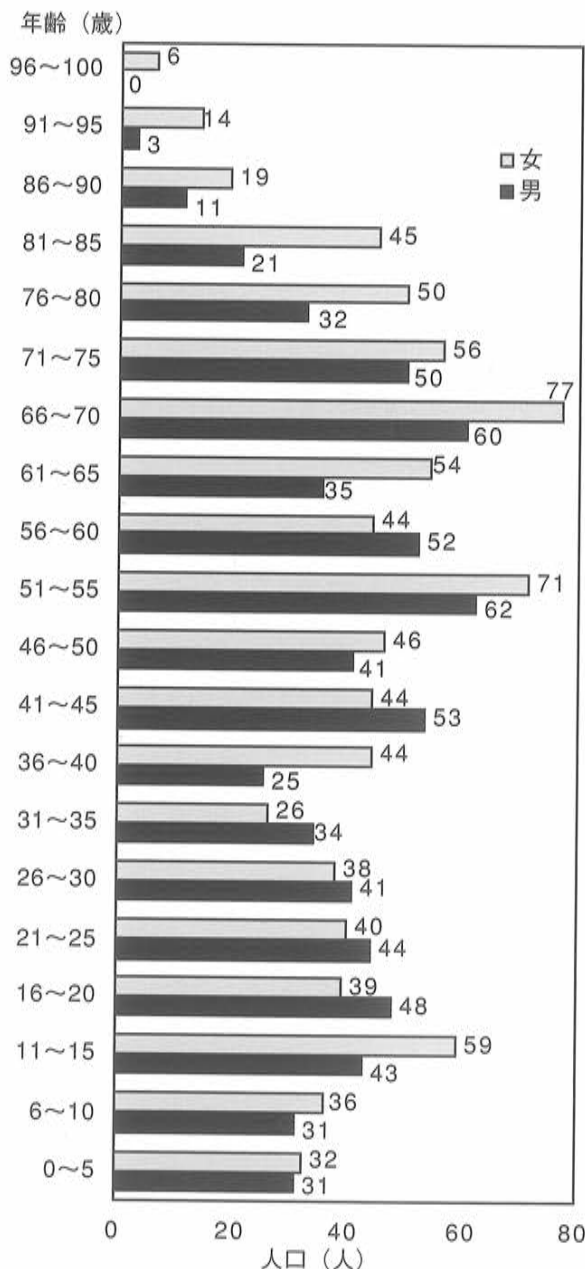
黒木町の人口は13,907人（平成18年3月31日現在）で、世帯数は3,947戸である。人口は昭和30年代の終

↓世帯主アンケート調査の概要

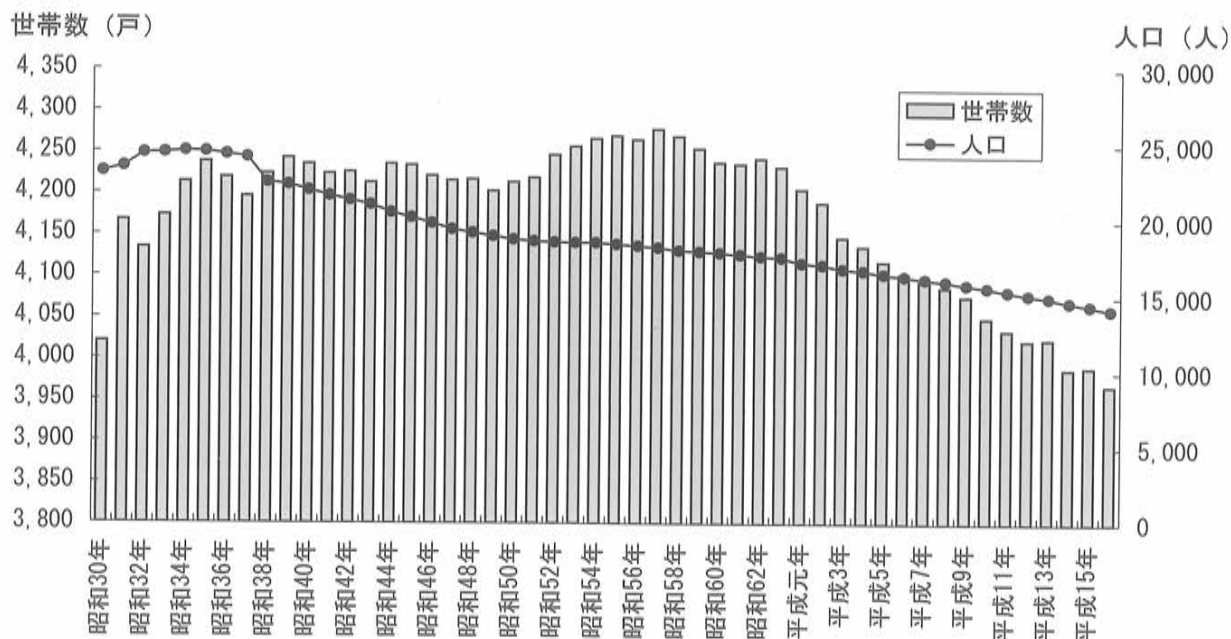
地区名	配布数	回収数	回収率	空白票	有効数	有効率
東上町	36	26	72.2%	0	26	72.2%
西上町	46	37	80.4%	0	37	80.4%
中町	55	47	85.5%	2	45	81.8%
下町	53	35	66.0%	0	35	66.0%
栄町	74	58	78.4%	0	58	78.4%
馬場	182	150	82.4%	0	150	82.4%
計	446	353	79.1%	2	351	78.7%

↓事業主アンケート調査の概要

配布数	回収数	回収率	空白票	有効数	有効率
154	62	40.3%	4	58	37.7%



↑黒木地区の年齢別人口構成



↑黒木町の人口と世帯数の推移

わりから減少が続いているが、世帯数は昭和50年代に一時増加し平成になってから減少が続いている。調査地区の人口は1,557人で、人口構成は少子化の傾向がみられるが、極端な少子高齢化の現象はみられない。しかし10代後半から30代にかけては就学と就業の機会を求めての流出で人口が減少し、特に30代が少なくなっている。そして40代から徐々に増加し、70代からまた減少する人口構成になっている。

アンケートから明らかになった世帯主の平均年齢は、戦前家屋居住者が68.1歳、戦後家屋居住者が61.1歳と約7歳の違いがあり、戦前家屋居住者の方が年齢が高くなっている。家族構成を見ると、全世帯の27%が65歳以上の老人独居世帯或いは老人二人世帯となっており、特に戦前家屋はその割合が42.7%と高くなっている。戦前家屋は約半数がこの老人独居世帯または老人二人世帯により維持されていることになり、町並み保存には家を住み継ぐ次世代の確保が課題となる。

また世帯主の職業は、退職した世帯主が多いこともあり無職がどの地区も多いが、無職を除けば、馬場地区以外では商家の町として栄えた性格を継承し、小売りの自営が最も多く約2割を占め、特に栄町では約4割を占めている。製造やその他の自営も含めると地区全体でも約3割、栄町では約5割、東上町では約4割と自営業が高い割合になっている。馬場は小売の自営は少ないが製造業の自営の割合が2割と高くなっている。また、他地区に比較して会社員や公務員等のいわゆるサラリーマンが約3割と高い割合を占めている。勤務地は、自営業の多い黒木地区は自宅が最も多く、栄町が約8割、西上町が約6割、中町と東上町が約5割、下町も約4割と高い割合を占めている。東上町、西上町、中町、栄町は自宅を含め町内に約8割が勤務しているが、旧豊後別路が国道から外れてしまった下町や、会社員が多い馬場では約4割が町外に勤務している。

この地域での居住開始は、馬場地区が自分の代から約6割と親の代（または祖先）からより多くなっているが、東上町は5割、他の地区は7割から8割が親の代から居住しており、代々この地で暮らし続けている世帯が多い。敷地の所有に関しては、栄町が約7割、他は8割から9割と高い所有率になっている。同様に家屋に関してもどの地区も8割以上の高い所有率になっており、借地・借家は少ない。

家屋は、木造が84%と圧倒的に多く、住宅メーカーのプレファブ工法の家屋は3.2%と少なく、現在も木造在来工法で家屋が建設されている。

■戦前家屋居住者の住意識

住居としての戦前家屋の住み心地やその維持継承に

↓家屋の建設年代別家族構成

家屋種別	独居 老人 世帯	老人 二人 世帯	一人 世帯	二人 世帯	三 から 四人 世帯	五 から 七人 世帯	八 人 以上 世帯	計
伝統家屋 居住	9 14.8%	17 27.9%	2 3.3%	0 0.0%	14 23.0%	19 31.1%	0 0.0%	61 100%
非伝統家屋 居住	13 6.8%	29 15.2%	4 2.1%	8 4.2%	73 38.2%	59 30.9%	5 2.6%	191 100%
計	22 8.7%	46 18.3%	6 2.4%	8 3.2%	87 34.5%	78 31.0%	5 2.0%	252 100%

↓世帯主の職業

内容	東上町 人 割合	西上町 人 割合	中町 人 割合	下町 人 割合	栄町 人 割合	馬場 人 割合	計 人 割合
無職	8 42.1%	12 35.3%	11 29.7%	6 20.0%	13 28.3%	36 28.8%	86 29.6%
会社員	3 15.8%	5 14.7%	5 13.5%	4 13.3%	2 4.3%	27 21.6%	46 15.8%
小売業の自営又はその従業者	3 15.8%	5 14.7%	7 18.9%	5 16.7%	17 37.0%	5 4.0%	42 14.4%
製造・卸売以外の自営又はその従業者	2 10.5%	3 8.8%	3 8.1%	4 13.3%	5 10.9%	24 19.2%	41 14.1%
公務員、公共企業体、公社の職員	0%	2 5.9%	1 2.7%	2 6.7%	2 4.3%	11 8.8%	18 6.2%
農林畜産業	0%	0%	3 8.1%	4 13.3%	0%	7 5.6%	14 4.8%
日雇、臨時、パート	1 5.3%	0%	2 5.4%	1 3.3%	2 4.3%	4 3.2%	10 3.4%
製造業の自営又はその従業者	2 10.5%	3 8.8%	1 2.7%	1 3.3%	2 4.3%	1 1%	10 3.4%
教員・医師・弁護士等の専門的職業	0%	1 2.9%	2 5.4%	2 6.7%	1 2.2%	3 2.4%	9 3.1%
卸売業の自営又はその従業者	0%	2 5.9%	1 2.7%	0%	0%	0%	3 1.0%
その他	0%	1 2.9%	1 2.7%	1 3.3%	2 4.3%	7 5.6%	12 4.1%
計	19 100%	34 100%	37 100%	30 100%	46 100%	125 100%	291 100%

↓世帯主の勤務地

内容	東上町 人 割合	西上町 人 割合	中町 人 割合	下町 人 割合	栄町 人 割合	馬場 人 割合	計 人 割合
自宅	5 45.5%	12 57.1%	13 50.0%	8 36.4%	26 76.5%	23 26.4%	87 43.3%
自宅以外の黒木町内	4 36.4%	7 33.3%	6 23.1%	5 22.7%	6 17.6%	27 31.0%	55 27.4%
黒木町以外の八女郡・八女市内	1 9.1%	1 4.8%	2 7.7%	4 18.2%	0.0%	17 19.5%	25 12.4%
八女郡・八女市以外	1 9.1%	1 4.8%	5 19.2%	5 22.7%	2 5.9%	20 23.0%	34 16.9%

↓現在地での居住開始時期

内容	東上町 人 割合	西上町 人 割合	中町 人 割合	下町 人 割合	栄町 人 割合	馬場 人 割合	計 人 割合
親の代、またはその前から住んでいる	12 50.0%	24 68.6%	33 75.0%	18 62.1%	41 74.5%	52 38.0%	180 55.6%
自分の代に引っ越してきた	12 50.0%	11 31.4%	11 25.0%	11 37.9%	14 25.5%	85 62.0%	144 44.4%
計	24 100%	35 100%	44 100%	29 100%	55 100%	137 100%	324 100%

↓敷地の所有関係

内容	東上町 人 割合	西上町 人 割合	中町 人 割合	下町 人 割合	栄町 人 割合	馬場 人 割合	計 人 割合
すべて持地	23 88.5%	31 83.8%	40 90.9%	27 81.8%	42 73.7%	118 85.5%	281 83.9%
すべて借地	3 11.5%	6 16.2%	4 9.1%	5 15.2%	9 15.8%	18 13.0%	45 13.4%
一部借地	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%	6 10.5%	2 1.4%	9 2.7%
計	26 100%	37 100%	44 100%	33 100%	57 100%	138 100%	335 100%

↓家屋の所有関係

内容	東上町 人 割合	西上町 人 割合	中町 人 割合	下町 人 割合	栄町 人 割合	馬場 人 割合	計 人 割合
すべて持家	22 88.0%	31 83.8%	43 95.6%	29 87.9%	54 100%	122 89.7%	301 91.2%
すべて借家	3 12.0%	6 16.2%	2 4.4%	4 12.1%	0 0.0%	14 10.3%	29 8.8%
一部借家	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
計	25 100%	37 100%	45 100%	33 100%	54 100%	136 100%	330 100%

[illegible]

回りの改修や間取りの変更をしながらも外観は維持されていくと考えられる。逆に建物の外観を伝統的な様式に復原したいと積極的な修理工事を望む居住者も僅かではあるが5%いる。町家が並ぶ伝統的町並みで一般に問題になる自家用車の駐車スペースに対しては、下町の約4割、西上町と中町の25%の世帯が不満を持っているが、改装して駐車スペースを設けたいという世帯はそれぞれ1割程度しかいない。駐車スペースをどこに設けているかという質問に対して、馬場地区以外は敷地外の共同駐車場や月極駐車場という答えが約3割あり、できれば敷地内に設けたいが、現状では無理なので敷地外の駐車場に置いているという状況が窺える。6-1の駐車場分布図からも分かるように、通りに沿った空き地が共同駐車場になっているところも数ヶ所あり、軒を接して町家が並ぶという連続した空間を乱している。町家の歴史的町並みでの駐車スペースの設け方が課題となる。

一方、後継者に関しては、当面必要ない人を含めると約半数は悩みを持っていないが、保存の意志があっても後継者がいない、或いは維持は自分の代までとあきらめている居住者が約2割おり、高齢化とも相俟って戦前家屋の今後の維持に課題が残る。

↓伝統家屋居住者の駐車スペースの位置（複数回答）

内容	東上町 9人回答 割合	西上町 12人回答 割合	中町 15人回答 割合	下町 15人回答 割合	栄町 12人回答 割合	馬場 29人回答 割合	計 92人回答 割合
住居の建物とは別棟の車庫	5 26.3%	8 33.3%	20 48.8%	10 32.3%	20 40.0%	46 35.4%	109 36.9%
住居の建物の内部または一部の車庫	7 36.8%	5 20.8%	10 24.4%	9 29.0%	12 24.0%	31 23.8%	74 25.1%
敷地内に青空駐車	4 21.1%	3 12.5%	4 9.8%	5 16.1%	10 20.0%	44 33.8%	70 23.7%
共同駐車場や月極駐車場	7 36.8%	7 29.2%	12 29.3%	6 19.4%	18 36.0%	6 4.6%	56 19.0%
敷地内にある屋根だけの簡易車庫	1 5.3%	2 8.3%	4 9.8%	3 9.7%	4 8.0%	30 23.1%	44 14.9%
その他	2 10.5%	1 4.2%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%	5 1.7%

↓伝統家屋居住者の後継者確保状況

内容	東上町 9人回答 割合	西上町 12人回答 割合	中町 15人回答 割合	下町 15人回答 割合	栄町 12人回答 割合	馬場 29人回答 割合	計 92人回答 割合
決まってい一緒に住んでいる候補が町外にいるが未定	2 20.0%	3 23.1%	5 29.4%	4 20.0%	5 35.7%	12 33.3%	31 28.2%
自分の代でこの家屋は終わりになる考えがない当面、必要ない候補が町内に住んでいるが未定	1 10.0%	5 38.5%	3 17.6%	1 5.0%	2 14.3%	5 13.9%	17 15.5%
維持する後継者が決まってい町外にUターンする予定	2 20.0%	2 15.4%	1 5.9%	5 25.0%	2 14.3%	5 13.9%	17 15.5%
決まってい町内に住んでいるがまだ一緒に住んでいない	3 30.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 15.0%	2 14.3%	6 16.7%	14 12.7%
その他	0 0.0%	0 0.0%	2 11.8%	2 10.0%	2 14.3%	4 11.1%	10 9.1%
計	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 15.0%	0 0.0%	3 8.3%	6 5.5%
計	0 0.0%	1 7.7%	2 11.8%	2 10.0%	0 0.0%	1 2.8%	6 5.5%
計	1 10.0%	0 0.0%	3 17.6%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%	5 4.5%
計	1 10.0%	2 15.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 2.7%
計	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%
計	10 100%	13 100%	17 100%	20 100%	14 100%	36 100%	110 100%

↓伝統家屋維持のために行政に望む施策（複数回答）

内容	東上町 9人回答 割合	西上町 12人回答 割合	中町 15人回答 割合	下町 15人回答 割合	栄町 12人回答 割合	馬場 29人回答 割合	計 92人回答 割合
固定資産税などの税制面での優遇	4 44.4%	5 41.7%	9 60.0%	7 46.7%	6 50.0%	14 48.3%	45 48.9%
家屋の修理・修繕に対しての補助金の助成	5 55.6%	5 41.7%	8 53.3%	7 46.7%	6 50.0%	14 48.3%	45 48.9%
家屋の簡単な修理・修繕を気軽に頼める大工や職人の育成・確保	2 22.2%	2 16.7%	4 26.7%	0 0.0%	3 25.0%	5 17.2%	16 17.4%
行政に望むことは特にない	1 11.1%	2 16.7%	3 20.0%	5 33.3%	1 8.3%	4 13.8%	16 17.4%
行政は介入せずこれまで通り住民それぞれの意志に任せた方がよい	2 22.2%	2 16.7%	1 6.7%	6 40.0%	1 8.3%	3 10.3%	15 16.3%
庭木等の剪定に対しての補助金の助成	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	1 8.3%	6 20.7%	8 8.7%
家屋の修理や改築のできる伝統技術を持つ大工や職人の育成・確保	0 0.0%	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 16.7%	3 10.3%	7 7.6%
家屋の修理・修繕方法に対する行政からの的確なアドバイス	1 11.1%	0 0.0%	2 13.3%	1 6.7%	1 8.3%	2 6.9%	7 7.6%
家屋の修理・修繕を行う際の建築材料の確保	1 11.1%	1 8.3%	1 6.7%	1 6.7%	2 16.7%	0 0.0%	6 6.5%
伝統家屋の空き家の行政による買い上げ	1 11.1%	2 16.7%	0 0.0%	1 6.7%	1 8.3%	1 3.4%	6 6.5%
空き家の賃貸の仲介	0 0.0%	1 8.3%	1 6.7%	1 6.7%	0 0.0%	3 10.3%	6 6.5%
その他の対策	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.2%

↓伝統家屋居住者の伝統家屋の改装要求（複数回答）

内容	東上町 9人回答 割合	西上町 11人回答 割合	中町 17人回答 割合	下町 15人回答 割合	栄町 14人回答 割合	馬場 29人回答 割合	計 95人回答 割合
今のままで十分なので改善する所はない	2 22.2%	3 27.3%	5 29.4%	6 40.0%	4 28.6%	9 31.0%	29 30.5%
住居部分の間取りや内装を改善したい	3 33.3%	6 54.5%	3 17.6%	1 6.7%	4 28.6%	8 27.6%	25 26.3%
風呂・便所・台所などの水廻りを新しい物にしたい	1 11.1%	3 27.3%	3 17.6%	3 20.0%	3 21.4%	11 37.9%	24 25.3%
すでに改装は終了したので今のところ改善する所はない	2 22.2%	1 9.1%	5 29.4%	3 20.0%	3 21.4%	2 6.9%	16 16.8%
店舗・作業場の間取りや内装を改善したい	1 11.1%	0 0.0%	2 11.8%	3 20.0%	1 7.1%	3 10.3%	10 10.5%
その他の改装の考えがある	2 22.2%	0 0.0%	3 17.6%	2 13.3%	0 0.0%	1 3.4%	8 8.4%
建物正面の壁や建具を伝統的な様式に造り替える	1 11.1%	1 9.1%	2 11.8%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	5 5.3%
土間を部屋につくり替える	0 0.0%	0 0.0%	2 11.8%	1 6.7%	0 0.0%	1 3.4%	4 4.2%
一階部分を改装して車庫をつくりたい	0 0.0%	0 0.0%	2 11.8%	1 6.7%	1 7.1%	0 0.0%	4 4.2%
建具をアルミサッシに取り替える	0 0.0%	1 9.1%	1 5.9%	0 0.0%	1 7.1%	1 3.4%	4 4.2%
看板やひよけ、ひさしなどをつくり直して伝統的な様式にしたい	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	1 3.4%	3 3.2%

↓伝統家屋の維持に関する意向

内容	東上町 9人回答 割合	西上町 12人回答 割合	中町 15人回答 割合	下町 15人回答 割合	栄町 12人回答 割合	馬場 29人回答 割合	計 92人回答 割合
建て替えをせずに今のまま修理しつつ維持していきたい	6 54.5%	6 60.0%	9 56.3%	10 66.7%	8 57.1%	13 44.8%	52 54.7%
建て替えや修理はせずに今のまま住めなくなるまで使用していきたい	1 9.1%	2 20.0%	2 12.5%	5 33.3%	2 14.3%	7 24.1%	19 20.0%
可能であれば伝統家屋に似せたデザインにこだわらず建て替える	0 0.0%	2 20.0%	1 6.3%	0 0.0%	3 21.4%	5 17.2%	11 11.6%
建て替えはしないが、外観を修理しつつ内部は現代風につくり替える	3 27.3%	0 0.0%	2 12.5%	0 0.0%	1 7.1%	2 6.9%	8 8.4%
できるだけ外観が伝統家屋に似ている新たな家屋に建て替える	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	1 1.1%
その他	1 9.1%	0 0.0%	2 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	4 4.2%
計	11 100%	10 100%	16 100%	15 100%	14 100%	29 100%	95 100%

■戦後家屋居住者の戦前家屋に関する意識

現在は戦前家屋に居住していない世帯主を対象に、戦前家屋に関する考えを質問した。回答者の内、戦前家屋の居住経験者は全体では約4割だが、東上町は約6割、西上町は半数と高くなっている。居住経験者は、戦前家屋を建て替えて同じ敷地に住んでいる世帯主が西上町と中町、下町は半数以上いるが、東上町、栄町、馬場では、逆に伝統家屋から引っ越ししてきた人の割合が高い。居住経験者は、戦前家屋の居住経験がない、或いは戦前家屋かどうか分からない人に比較して、戦前家屋に愛着を持つ割合は若干大きい、全体的傾向としては大差はない。戦前家屋に住もうとは思わないが愛着を持っている人は65%おり、是非、或いは機会があれば戦前家屋に住みたいと言う積極的な人も11%いる。このことは戦前家屋の価値を認める非戦前家屋居住者が増えてきていると言える。また、建て替えるなら伝統様式に従った外観にしたいと希望している割合が西上町で約4割、東上町と中町、下町で約2割あり、このことから伝統家屋の価値の再評価が、伝統家屋に住まない人からもなされていると考えられる。

■黒木らしい景観

黒木らしさを感じる景観としては、地区ごとの差はなく、国指定天然記念物の大藤（約8割）、その大藤が広がる素盞鳴神社（約8割）、県指定天然記念物の津江神社の大樟（約8割）、津江神社（約6割）など、伝統家屋よりも天然記念物という文化財としての位置づけがなされ観光パンフレットにも黒木の象徴として掲載されている大藤や大樟とそれらが存在する境内が多く、の住民に認識されている。次いで多いのが約半数の住

↓非伝統家屋居住者の伝統家屋への思い

内容	東上町 人 割合	西上町 人 割合	中町 人 割合	下町 人 割合	栄町 人 割合	馬場 人 割合	計 人 割合
住もうとは思わないが大事なものである	9 69.2%	13 72.2%	12 57.1%	13 61.9%	21 53.8%	68 70.1%	136 65.1%
住みたいとは思わないが、愛着や特別な思いがあれば住んでみたい	1 7.7%	3 16.7%	3 14.3%	7 33.3%	12 30.8%	19 19.6%	45 21.5%
ぜひ伝統家屋に住みたい	2 15.4%	0 0.0%	5 23.8%	1 4.8%	2 5.1%	8 8.2%	18 8.6%
その他	1 7.7%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	3 7.7%	1 1.0%	6 2.9%
計	13 100%	18 100%	21 100%	21 100%	39 100%	97 100%	209 100%

↓非伝統家屋居住者が建て替える際の外観デザイン

内容	東上町 人 割合	西上町 人 割合	中町 人 割合	下町 人 割合	栄町 人 割合	馬場 人 割合	計 人 割合
現代的なデザインにしたい	1 7.7%	6 37.5%	4 19.0%	3 16.7%	14 36.8%	32 34.0%	60 30.0%
デザインに関してあまり関心がない業者や行政と相談しながら決めたい	2 15.4%	3 18.8%	2 9.5%	9 50.0%	9 23.7%	28 29.8%	53 26.5%
伝統家屋に似せたデザインにしたい	6 46.2%	1 6.3%	10 47.6%	1 5.6%	8 21.1%	19 20.2%	45 22.5%
その他	3 23.1%	6 37.5%	4 19.0%	4 22.2%	3 7.9%	14 14.9%	34 17.0%
計	13 100%	16 100%	21 100%	18 100%	38 100%	94 100%	200 100%

↓黒木らしさを感じる景観（複数回答）

内容	東上町 22人回答 人 割合	西上町 30人回答 人 割合	中町 38人回答 人 割合	下町 31人回答 人 割合	栄町 50人回答 人 割合	馬場 133人回答 人 割合	計 304人回答 人 割合
天然記念物の大藤	17 77.3%	29 96.7%	30 78.9%	23 74.2%	43 86.0%	109 82.0%	251 82.6%
大藤が広がる素盞鳴神社の境内	17 77.3%	28 93.3%	31 81.6%	26 83.9%	41 82.0%	92 69.2%	235 77.3%
津江神社の大樟	16 72.7%	21 70.0%	26 68.4%	23 74.2%	43 86.0%	104 78.2%	233 76.6%
緑豊かな津江神社	12 54.5%	20 66.7%	25 65.8%	18 58.1%	32 64.0%	85 63.9%	192 63.2%
矢部川にかかる木造の南仙橋の風情	11 50.0%	22 73.3%	24 63.2%	22 71.0%	26 52.0%	61 45.9%	166 54.6%
緑豊かな矢部川の景観	15 68.2%	19 63.3%	27 71.1%	15 48.4%	29 58.0%	51 38.3%	156 51.3%
町並みから見える城山（猫尾城跡）	13 59.1%	16 53.3%	20 52.6%	18 58.1%	25 50.0%	59 44.4%	151 49.7%
町あげての大藤まつり	8 36.4%	14 46.7%	14 36.8%	15 48.4%	19 38.0%	44 33.1%	114 37.5%
醤油製造や酒造業の店や蔵	12 54.5%	12 40.0%	8 21.1%	13 41.9%	15 30.0%	36 27.1%	96 31.6%
町を囲む周囲の山々	8 36.4%	12 40.0%	18 47.4%	7 22.6%	15 30.0%	27 20.3%	87 28.6%
昔ながらの伝統家屋が並ぶ上町や中町の町並み	7 31.8%	9 30.0%	15 39.5%	11 35.5%	15 30.0%	26 19.5%	83 27.3%
祇園祭や川祭などの伝統行事	12 54.5%	12 40.0%	13 34.2%	13 41.9%	10 20.0%	21 15.8%	81 26.6%
伝統家屋が点在する下町の町並み	6 27.3%	9 30.0%	12 31.6%	16 51.6%	11 22.0%	22 16.5%	76 25.0%
醤油製造や酒造業の煙突	7 31.8%	13 43.3%	7 18.4%	7 22.6%	11 22.0%	26 19.5%	71 23.4%
土蔵造の重厚な町家水路や水田も広がる馬場の景観	3 13.6%	8 26.7%	11 28.9%	13 41.9%	11 22.0%	22 16.5%	68 22.4%
水路の自然石積み護岸	1 4.5%	2 6.7%	3 7.9%	5 16.1%	2 4.0%	32 24.1%	45 14.8%
家並みの裏手の細い路地	3 13.6%	7 23.3%	5 13.2%	4 12.9%	7 14.0%	18 13.5%	44 14.5%
家の裏手を流れる水路	4 18.2%	7 23.3%	6 15.8%	6 19.4%	5 10.0%	16 12.0%	44 14.5%
真壁造の町家	3 13.6%	7 23.3%	4 10.5%	4 12.9%	7 14.0%	15 11.3%	40 13.2%
伝統家屋の腰壁に張られた青石	2 9.1%	3 10.0%	6 15.8%	7 22.6%	5 10.0%	16 12.0%	39 12.8%
町中に点在する祠、恵比須や石仏などの石像	1 4.5%	5 16.7%	7 18.4%	9 29.0%	5 10.0%	10 7.5%	37 12.2%
水路にかかる石橋	0 0%	5 16.7%	6 15.8%	7 22.6%	5 10.0%	13 9.8%	36 11.8%
新しい家屋も増えきた栄町の町並み	0 0%	5 16.7%	3 7.9%	4 12.9%	4 8.0%	11 8.3%	27 8.9%
特に思いあたるようなものはない	1 4.5%	1 3.3%	0 0%	2 6.5%	4 8.0%	4 3.0%	12 3.9%
計	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	3 6.0%	5 3.8%	8 2.6%

↓黒木らしさを喪失させた要因（複数回答）

内容	東上町 22人回答 人 割合	西上町 31人回答 人 割合	中町 35人回答 人 割合	下町 31人回答 人 割合	栄町 50人回答 人 割合	馬場 130人回答 人 割合	計 299人回答 人 割合
河川や水路の護岸が石積みからコンクリート護岸に変わった	13 59.1%	23 74.2%	18 51.4%	16 51.6%	29 58.0%	60 46.2%	159 53.2%
河川や水路の水が汚くなった	13 59.1%	22 71.0%	9 25.7%	14 45.2%	25 50.0%	69 53.1%	152 50.8%
昔ながらの小売店舗が減った	15 68.2%	16 51.6%	19 54.3%	19 61.3%	31 62.0%	51 39.2%	151 50.5%
空き地や駐車場・車庫が増えた	14 63.6%	21 67.7%	21 60.0%	21 67.7%	22 44.0%	44 33.8%	143 47.8%
空き家が増えた	12 54.5%	17 54.8%	20 57.1%	17 54.8%	25 50.0%	50 38.5%	141 47.2%
年末の黒木大市がなくなった	12 54.5%	18 58.1%	16 45.7%	17 54.8%	28 56.0%	48 36.9%	139 46.5%
車が増えたこと	12 54.5%	17 54.8%	12 34.3%	10 32.3%	24 48.0%	51 39.2%	126 42.1%
伝統家屋が少なくなった	12 54.5%	12 38.7%	12 34.3%	11 35.5%	16 32.0%	24 18.5%	87 29.1%
道路がアスファルト舗装された	8 36.4%	11 35.5%	4 11.4%	8 25.8%	11 22.0%	27 20.8%	69 23.1%
伝統家屋の建具がアルミサッシ等の新建材に替えられた	6 27.3%	12 38.7%	8 22.9%	6 19.4%	13 26.0%	20 15.4%	65 21.7%
近代的な建物に建て替えられた	6 27.3%	7 22.6%	7 20.0%	6 19.4%	13 26.0%	17 13.1%	56 18.7%
傷みが激しく壊れかけている伝統家屋が増えた	9 40.9%	10 32.3%	6 17.1%	8 25.8%	5 10.0%	17 13.1%	55 18.4%
伝統家屋の外壁が板壁や土壁以外の新素材に替えられた	6 27.3%	9 29.0%	6 17.1%	7 22.6%	10 20.0%	11 8.5%	49 16.4%
庭木や川沿いの緑が少なくなった	3 13.6%	8 25.8%	6 17.1%	4 12.9%	7 14.0%	20 15.4%	48 16.1%
伝統家屋の正面を看板などで覆ってしまった家屋が増えた	3 13.6%	6 19.4%	4 11.4%	3 9.7%	8 16.0%	11 8.5%	35 11.7%
派手なデザインの看板や標識が増えた	2 9.1%	2 6.5%	6 17.1%	1 3.2%	5 10.0%	10 7.7%	26 8.7%
特に思いあたるようなものはない	0 0%	1 3.2%	1 2.9%	5 16.1%	1 2.0%	11 8.5%	19 6.4%

民に認識されている町指定文化財である木橋の南仙橋や、その橋が架かる緑豊かな矢部川の景観、及び町並みのアイストップとなっている城山（猫尾城跡）であり、町並みよりもその周辺の自然景観が黒木らしいと認識されている。醤油や酒の製造のための伝統的な蔵や店舗は、それが存在する東上町では約半数の人に認識されているが、他地区では4割から3割になっている。町家の町並みなども約3割認識されているが、前述の自然景観に比較すると黒木らしいと認識されている割合は低い。町家の裏手を流れる水路や石積み護岸も重要な景観要素であるが、認識している住民は2割弱と低くなっている。黒木は町並みとそれを取り巻く豊かな自然景観が魅力であるが、住民は、町並みの価値をまだ十分に認識しているとは言い難く、文化財として位置づけがなされているものや周囲の自然景観を黒木らしいと認識している。伝統祭事の祇園祭や川祭及び黒木大藤まつりは企画・運営などで参加している地区では黒木らしいと約4割認識されている。

反対に黒木らしさが喪失した要因として、河川や水路の水が汚くなったことや護岸の石積みがコンクリートに変わったことなど水路の変化に関することを半数が認識している。特に西上町は約7割と高い値になっている。また、馬場地区以外は最盛期には商家が並んでいたことから、小売店舗の減少や空き家・空き地・駐車場の増加が喪失要因として約5割から6割と多くの人に認識されている。その他にも伝統祭事で商家の象徴的行事であった年末の「黒木大市」が無くなったことも約半数認識されている。伝統家屋が少なくなったことも東上町では約5割、他の地区でも約3割の住民に認識されている。黒木らしさの回復には町家が並ぶ通り景観だけではなく、水路護岸の復旧も必要である。

以上のように、伝統家屋が残る町並みよりも既に文化財として位置づけされている樹木や自然景観が黒木らしいとより意識されているが、町並みを維持することに関しては、肯定的な意見が多い。町並みは黒木の特徴であり維持していくことは重要だ（45%）という意見が、町並みに興味がない（12%）或いは行政が買い取って建物を保存するだけで十分だ（8%）という意見よりも多い。ただ、町並みを維持するのに制約を増やすべきでないという意見も2割あり、どのように町並み整備を進めていくか官民で十分に協議を行い、保存計画が策定されていく必要がある。

■町並みを維持する伝統作法と居住環境

地域では、町並みを維持するために、屋根や庇の雨水が隣へ落ちないように、或いは排水及び水回りの配

置が隣へ迷惑をかけないように配慮するなど、主に隣地へ迷惑をかけないための伝統作法が現在でも約6割の住民により継承されていることがわかった。その他にも前面道路の日々の清掃などが継承されている。これまで育んできた気配りが現在も生きている。このような長年にわたるソフト面での伝統作法が、町並みの物的な空間秩序を規定し継承させていくことにつながる。

町並みの生活環境の問題としては、町家が並ぶ町並みであることから駐車スペースの不足が地区により5割から3割と最も多く認識されている。また、旧豊後別路の裏には、車が進入できない細い路地にしか面していない敷地もあり、いずれの場合も、駐車スペースは外部の敷地を借りることになる。公共交通の便数が少なく、自家用車に頼らざるを得ない黒木では、1世帯の自家用車の保有率が92%と高く、7割は2台以上保有している。駐車スペースをどこに確保するかは課

↓伝統家屋が多く残る町並みを維持することへの考え（複数回答）

内容	東上町 29人回答 割合	西上町 31人回答 割合	中町 35人回答 割合	下町 29人回答 割合	栄町 49人回答 割合	馬場 117人回答 割合	計 290人回答 割合
町並みが整うことはよいことだと思う	12 41.4%	12 38.7%	18 51.4%	13 44.8%	23 46.9%	58 49.6%	136 46.9%
維持していくことはいいことだが、金銭面や後継者問題等に不安が残る	11 37.9%	11 35.5%	18 51.4%	12 41.4%	22 44.9%	55 47.0%	129 44.5%
町並みは黒木の特徴的な要素の1つだと思うので、維持していくことは大切なことだと思う	7 24.1%	13 41.9%	14 40.0%	12 41.4%	17 34.7%	50 42.7%	113 39.0%
観光資源としてなら町並みを保存してもよい	5 17.2%	13 41.9%	7 20.0%	6 20.7%	15 30.6%	23 19.7%	69 23.8%
町並みを維持するために制約を増やすことは好ましくない	6 20.7%	7 22.6%	11 31.4%	8 27.6%	9 18.4%	18 15.4%	59 20.3%
町並み自体にはあまり興味がない	0 0.0%	2 6.5%	0 0.0%	7 24.1%	9 18.4%	18 15.4%	36 12.4%
住んで維持していくのではなく、行政等が買い取って建物だけを保存すれば十分だと思う	1 3.4%	1 3.2%	2 5.7%	3 10.3%	9 18.4%	7 6.0%	23 7.9%
その他	2 7%	1 3%	0 0.0%	2 6.9%	3 6.1%	2 1.7%	10 3.4%

↓継承されている伝統作法（複数回答）

回答内容	東上町 18人回答 割合	西上町 26人回答 割合	中町 30人回答 割合	下町 22人回答 割合	栄町 40人回答 割合	馬場 106人回答 割合	計 242人回答 割合
隣に屋根や庇の雨水が落ちないように配慮して家屋を建てる	13 72.2%	16 61.5%	20 66.7%	13 59.1%	24 60.0%	61 57.5%	147 60.7%
便所や水回りの配置が隣に迷惑にならないように配慮して家屋を建てる	10 55.6%	15 57.7%	18 60.0%	9 40.9%	27 67.5%	64 60.4%	143 59.1%
隣地へ排水の迷惑がかからないように配慮して家屋を建てる	11 61.1%	14 53.8%	20 66.7%	11 50.0%	25 62.5%	61 57.5%	142 58.7%
家屋の前の道の掃除をする	7 38.9%	15 57.7%	12 40.0%	11 50.0%	20 50.0%	47 44.3%	112 46.3%
隣地の日当たりを遮らないように配慮して家屋を建てる	6 33.3%	12 46.2%	14 46.7%	8 36.4%	17 42.5%	54 50.9%	111 45.9%
時と場合に応じて、部屋が多用途使い分けをする	2 11.1%	4 15.4%	6 20.0%	8 36.4%	15 37.5%	23 21.7%	58 24.0%
火災に対する昔ながらの日常的な備えをする	1 5.6%	4 15.4%	4 13.3%	5 22.7%	6 15.0%	15 14.2%	35 14.5%
その他の作法がある	0 0%	0 0%	1 3.3%	1 4.5%	2 5.0%	2 1.9%	6 2.5%

題である。夜間の照明不足を指摘する意見も下町や馬場では約5割出されている。他の歴史的町並みでは、従来存在しなかった公園の要望が高いが、黒木町でも約3割の住民が要望しており、西上町と中町では5割から4割と特に要望が強い。一般に神社仏閣の境内が公園の役割を果たしている場合が多く、東上町では素盞鳴神社が、栄町や馬場では津江神社がその役目を果たしているが、西上町や中町は近くに寺社が無く公園の要望が高いと考えられる。

■祭礼と地域社会

地域コミュニティの活力度を知る目安の一つに祭への参加状況が挙げられる。地域の伝統的な祭としては江戸時代から続く素盞鳴神社の祇園祭と川祭がある。祇園祭は素盞鳴神社の氏子である上町、中町、下町で江戸時代から行われているが、大正時代に行政区が誕生した栄町も昭和20年代から参加して、毎年輪番制で当番地区を決めて開催されている。昔は7月11日に下町にある仮宮に素盞鳴神社から御神体を乗せた御輿が下り、13日に帰る巡幸が行われた。かつては御輿には雅楽もつき、通りの両側には同社に奉納された提灯が立てられていた。最終日の14日には花火が神社の前の矢部川で打ち上げられていた。現在は7月20日～22日に開催されている。花火大会は黒木町全体の祭として知名度が高いこともあり、その花火大会を含む祇園祭は、素盞鳴神社の氏子ではない馬場地区を除けば、どの地区も当番として参加したり毎年出かけたりと参加の割合が高く、祭自体を知らない人や行ったことのない人は僅かしかいない。馬場地区でも毎年は出かけなくても、行ったことのない人や祭を知らない人は1割程度である。川祭は馬場以外の調査地区で、町内会単位で行われている行事で現在は休止している地区もある。明治頃までは矢部川には鵜飼いの漁師がいたり、材木を運ぶ筏が川を下るなど川の恩恵を受けていた黒木では、春は川の安全と豊漁を願い、秋にはその年の恩恵に感謝し、矢部川の流れの中にお供え物をした笹竹を立てていた。休止されている地区もあり、祇園祭に比較すると参加度は落ちるが、当番として或いは毎年出かけている人が東上町と西上町では約8割、中町では約7割と高い参加度になっている。祭を行っていない馬場地区では祭を知らない人及び行ったことのない人が4割と多く、地域外に知れ渡っている祭というわけではない。川祭は休止している町内会も増え昔ほどの賑わいはないが、祇園祭と共に大切にされている伝統祭事であり、それを維持しているコミュニティが存在しており、今後のまちづくりの活性化につながる潜在能力を持っている。

↓生活環境上の問題点（複数回答）

内容	東上町 20人回答 割合	西上町 30人回答 割合	中町 36人回答 割合	下町 26人回答 割合	栄町 50人回答 割合	馬場 118人回答 割合	計 280人回答 割合
町のなかに車を停めるところが無くて不便である	11 55.0%	11 36.7%	11 30.6%	14 53.8%	27 54.0%	37 31.4%	111 39.6%
照明が無いあるいは暗いため歩きにくい道がある	4 20.0%	12 40.0%	14 38.9%	15 57.7%	10 20.0%	55 46.6%	110 39.3%
小中学生がボール遊びなどの活動的な遊びができる公園が少ない	5 25.0%	15 50.0%	15 41.7%	5 19.2%	17 34.0%	39 33.1%	96 34.3%
小さな子どもを気軽に連れて行ける公園が少ない	2 10.0%	11 36.7%	13 36.1%	4 15.4%	14 28.0%	43 36.4%	87 31.1%
気持ちよく散歩できる道やゆとりくつろげる場所が少ない	3 15.0%	11 36.7%	8 22.2%	12 46.2%	10 20.0%	40 33.9%	84 30.0%
ひとけが少なく防犯上の不安がある道がある	2 10.0%	9 30.0%	2 5.6%	8 30.8%	10 20.0%	40 33.9%	71 25.4%
観光客用の駐車場・トイレ・休憩所などの施設がない	4 20.0%	9 30.0%	5 13.9%	5 19.2%	14 28.0%	25 21.2%	62 22.1%
自分の家へ来た客が車を停めるところが無くて不便である	7 35.0%	10 33.3%	17 47.2%	6 23.1%	9 18.0%	12 10.2%	61 21.8%
交通量が多く、危険で歩きにくい道がある	7 35.0%	9 30.0%	7 19.4%	4 15.4%	10 20.0%	23 19.5%	60 21.4%
木造家屋が密集しているため、火事の際に延焼するのではないかと不安である	1 5.0%	6 20.0%	19 52.8%	5 19.2%	12 24.0%	13 11.0%	56 20.0%
町の中に緑が少ない	2 10.0%	6 20.0%	5 13.9%	7 26.9%	10 20.0%	20 16.9%	50 17.9%
道が狭く車を運転しにくい	2 10.0%	1 3.3%	13 36.1%	6 23.1%	4 8.0%	17 14.4%	43 15.4%
老朽化した家屋の瓦が落ちてきそうで危険である	5 25.0%	4 13.3%	11 30.6%	7 26.9%	7 14.0%	7 5.9%	41 14.6%
話し合いや習い事のために住民が集まる場所が不足している	0 0.0%	5 16.7%	6 16.7%	4 15.4%	3 6.0%	8 6.8%	26 9.3%
その他	2 10.0%	2 6.7%	3 8.3%	0 0.0%	4 8.0%	4 3.4%	15 5.4%

↓祇園祭への参加度

内容	東上町 人 割合	西上町 人 割合	中町 人 割合	下町 人 割合	栄町 人 割合	馬場 人 割合	計 人 割合
主催者側として参加している	4 18.2%	2 6.9%	8 23.5%	2 6.9%	3 6.0%	3 2.4%	22 7.6%
当番程度の参加をしている	10 45.5%	10 34.5%	11 32.4%	17 58.6%	20 40.0%	7 5.6%	75 25.9%
毎年出かけている	6 27.3%	10 34.5%	8 23.5%	7 24.1%	14 28.0%	19 15.1%	64 22.1%
年によって行った行かなかったり	1 4.5%	7 24.1%	5 14.7%	2 6.9%	8 16.0%	78 61.9%	101 34.8%
行ったことは無い	1 4.5%	0 0%	2 5.9%	1 3.4%	5 10.0%	16 12.7%	25 8.6%
祭自体を知らない	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	3 2.4%	3 1.0%
計	22 100%	29 100%	34 100%	29 100%	50 100%	126 100%	290 100%

↓川祭への参加度

内容	東上町 人 割合	西上町 人 割合	中町 人 割合	下町 人 割合	栄町 人 割合	馬場 人 割合	計 人 割合
主催者側として参加している	6 31.6%	3 11.5%	9 26.5%	1 4.5%	5 13.2%	1 0.9%	25 9.9%
当番程度の参加をしている	7 36.8%	11 42.3%	8 23.5%	9 40.9%	4 10.5%	7 6.2%	46 18.3%
毎年出かけている	3 15.8%	8 30.8%	5 14.7%	2 9.1%	3 7.9%	13 11.5%	34 13.5%
年によって行った行かなかったり	2 10.5%	2 7.7%	1 2.9%	2 9.1%	16 42.1%	15 13.3%	38 15.1%
行ったことは無い	1 5.3%	2 7.7%	6 17.6%	5 22.7%	8 21.1%	43 38.1%	65 25.8%
祭自体を知らない	0 0.0%	0 0.0%	4 11.8%	2 9.1%	2 5.3%	34 30.1%	42 16.7%
現在は中止	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	1 4.5%	0 0%	0 0%	2 0.8%
計	19 100%	26 100%	34 100%	22 100%	38 100%	113 100%	252 100%

↓日頃から意識しておこなっていること（複数回答）

内容	東上町 22人回答 割合	西上町 31人回答 割合	中町 46人回答 割合	下町 30人回答 割合	栄町 51人回答 割合	馬場 127人回答 割合	計 307人回答 割合
道ばたでのあいさつや近所への声掛けをよくする	21 95.5%	28 90.3%	33 71.7%	27 90.0%	40 78.4%	104 81.9%	253 82.4%
地域の集い等があれば出掛けていく	10 45.5%	14 45.2%	19 41.3%	18 60.0%	26 51.0%	51 40.2%	138 45.0%
地域で開催される祭やイベントにはできるだけ参加する	13 59.1%	14 45.2%	17 37.0%	19 63.3%	22 43.1%	51 40.2%	136 44.3%
意識的に近所の商店をよく利用する	3 13.6%	11 35.5%	15 32.6%	11 36.7%	27 52.9%	24 18.9%	91 29.6%
街路に面する庭木の剪定をしたり花を植えている	3 13.6%	8 25.8%	11 23.9%	8 26.7%	11 21.6%	31 24.4%	72 23.5%
道路や川べり、公園等のゴミ拾いや掃除をする	5 22.7%	6 19.4%	4 8.7%	5 16.7%	9 17.6%	17 13.4%	46 15.0%
日頃からおこなっていることは特にない	0 0%	1 3.2%	3 6.5%	1 3.3%	4 7.8%	15 11.8%	24 7.8%
その他	0 0%	1 3.2%	0 0%	0 0%	0 0%	1 0.8%	2 0.7%

また地区によってはほぼ全員が、少ないところでも7割の人が、挨拶や近所への声かけなどを行っている
と答えており、良好なコミュニティは保たれている。
さらに約2割の人は、街路に面する庭木の剪定や花を
植えていると答えており、積極的に景観づくりに貢献
している。

■観光

行政も住民も黒木の町並みを観光資源として認識し
ていない現在は、町並みを訪れる観光客はごく少数で
あるが、春には素盞鳴神社の大藤まつりに町外からも
客が訪れている。また、黒木地区は町内に散在する自
然景観や年金保養施設として建設されたグリーンピア
八女を訪れる客が通過する地点となることから、地元
特産の八女茶や菓子などを買い求める拠点になってい
る。このことから、世帯主或いは家族が観光に関係す
る職業に就いている割合は地区全体では低いが、素盞
鳴神社に近く観光客が集まりやすい東上町では割合が
高い。このように町並みを観光資源とした活動はまだ
行われていないが、観光客が来ることに限っては、地
区ごとに大差はなく、歓迎するが約8割、歓迎はしな
いが良いことだと思うを含めると好意的な意見が約9
割になる。良いことと思わない割合は僅か3%と低い。
その理由としては住民が黒木らしいと最も認識してい
る大藤や大樟が評価されることの喜びが8割と圧倒的
に多く、次いでまちづくりの活性化や経済的な期待4
割、黒木の文化や祭を評価してもらうことへの期待が
3割となっている。経済的な効果よりも地域が今まで
大切に育ててきた固有のものを評価してもらえること
に誇りを感じていることが、観光業に関わっていない
住民も観光客を迎えることに賛成の意見につながって
いる。しかし、地域においては町並みは大事なもので
はあるが地域固有の文化財としても観光資源としても
まだ認識されておらず、町並みが観光客に評価される
ことの期待は、西上町と中町の2割を除けば他は1割
前後と少ない。現在の観光の問題点としては、行政が
リーダーシップをとれていないことや魅力的な観光ス
ポットが知られていないこと、夜間に魅力的なスポッ
トがないことが約4割指摘されている。潜在している
観光資源の整備とパンフレットなどによる外部への宣
伝及び観光施設整備など戦略的な観光政策が行政へ期
待されている。観光客には知られていない魅力的な場
所として、素盞鳴神社から南仙橋までの矢部川沿いの
景観、及び南仙橋から眺める城山方面の景観が複数の
住民から挙げられ、遊歩道の整備が望まれている。そ
の際には矢部川沿いの自然景観を壊すことなく自然石
積み護岸で復旧すべきという意見も複数の住民から出

↓観光関連の業種への就職度（複数回答）

内容	東上町 14人回答 人 割合	西上町 24人回答 人 割合	中町 33人回答 人 割合	下町 19人回答 人 割合	栄町 41人回答 人 割合	馬場 94人回答 人 割合	計 225人回答 人 割合
世帯主が関わっている	5 35.7%	4 16.7%	6 18.2%	3 15.8%	7 17.1%	5 5.3%	30 13.3%
世帯主以外の家族が 関わっている。	4 28.6%	3 12.5%	4 12.1%	0 0%	3 7.3%	7 7.4%	21 9.3%
家族の誰も関わって いない	8 57.1%	18 75.0%	25 75.8%	16 84.2%	32 78.0%	83 88.3%	182 80.9%

↓黒木を訪れる観光客の歓迎度

内容	東上町 人 割合	西上町 人 割合	中町 人 割合	下町 人 割合	栄町 人 割合	馬場 人 割合	計 人 割合
歓迎する	14 70.0%	25 71.4%	29 78.4%	22 75.9%	41 82.0%	97 74.6%	228 75.7%
歓迎はしないが良い ことだと思う	4 20.0%	6 17.1%	4 10.8%	5 17.2%	6 12.0%	20 15.4%	45 15.0%
どちらともいえない 良いことだと思わな い	1 5.0%	2 5.7%	3 8.1%	1 3.4%	2 4.0%	10 7.7%	19 6.3%
計	20 100%	35 100%	37 100%	29 100%	50 100%	130 100%	301 100%

↓観光客を歓迎する或いは歓迎しない理由（複数回答）

内容	東上町 19人回答 人 割合	西上町 31人回答 人 割合	中町 35人回答 人 割合	下町 31人回答 人 割合	栄町 45人回答 人 割合	馬場 124人回答 人 割合	計 285人回答 人 割合
大藤や大樟など天然 記念物が評価され嬉 しい	17 89.5%	22 71.0%	29 82.9%	27 87.1%	39 86.7%	93 75.0%	227 79.6%
まちづくりの活性化 につながる	7 36.8%	14 45.2%	16 45.7%	11 35.5%	21 46.7%	60 48.4%	129 45.3%
経済的にうおうこ と	9 47.4%	16 51.6%	14 40.0%	10 32.3%	19 42.2%	47 37.9%	115 40.4%
黒木の文化や祭を多 くの人に知ってもら える	8 42.1%	14 45.2%	9 25.7%	8 25.8%	10 22.2%	33 26.6%	82 28.8%
観光客との交流で人 の輪が広がる	5 26.3%	6 19.4%	9 25.7%	7 22.6%	10 22.2%	24 19.4%	61 21.4%
伝統家屋が並ぶ町並 みが評価され嬉しい	2 10.5%	7 22.6%	5 14.3%	7 22.6%	4 8.9%	8 6.5%	33 11.6%
観光客と交流ができ 文化的な刺激になる	3 15.8%	3 9.7%	6 17.1%	8 25.8%	1 2.2%	10 8.1%	31 10.9%
その他	0 0%	3 9.7%	0 0%	0 0%	1 2.2%	1 0.8%	5 1.8%

↓観光の問題点（複数回答）

内容	東上町 19人回答 人 割合	西上町 30人回答 人 割合	中町 33人回答 人 割合	下町 28人回答 人 割合	栄町 42人回答 人 割合	馬場 105人回答 人 割合	計 257人回答 人 割合
行政が観光について のリーダーシップを とれていない	8 42.1%	15 50.0%	17 51.5%	11 39.3%	16 38.1%	41 39.0%	108 42.0%
魅力的な観光スポッ トが色々とあるのに あまり観光客に知ら れていない	9 47.4%	11 36.7%	11 33.3%	12 42.9%	17 40.5%	46 43.8%	106 41.2%
夜間に観光客をひき つけるスポットがな い	5 26.3%	13 43.3%	13 39.4%	12 42.9%	20 47.6%	35 33.3%	98 38.1%
マナーの悪い観光客 がゴミを残していく 特定の店に観光客が 集中する観光形態	15 78.9%	12 40.0%	12 36.4%	5 17.9%	13 31.0%	35 33.3%	92 35.8%
夕方に商店の大半が 閉まるので観光客に 不便	4 21.1%	8 26.7%	12 36.4%	7 25.0%	18 42.9%	18 17.1%	67 26.1%
騒がしく生活が落ち 着かなくなる	3 15.8%	10 33.3%	9 27.3%	9 32.1%	7 16.7%	21 20.0%	59 23.0%
子供の教育環境がよ くない	1 5.3%	4 13.3%	5 15.2%	2 7.1%	1 2.4%	3 2.9%	16 6.2%
プライバシーを侵害 される	0 0.0%	1 3.3%	1 3.0%	1 3.6%	0 0.0%	3 2.9%	6 2.3%
その他	1 5.3%	0 0.0%	3 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.0%	5 1.9%

↓建築に関わる出入りの技術者の所在（複数回答）

職種	黒木町在住	八女市在住	計
建設業	5社	0	5社
大工	22人	1人	23人
左官	11人	1人	12人
建具	6人	0	6人
庭師	5人	0	5人

されている。また、大藤まつりが開催される素盞鳴神社に近い東上町では8割の住民が観光客が残すゴミを問題にするなど観光公害が指摘されている。反面、騒音やプライバシーの侵害などは殆ど指摘されていない。

■町並みに関わる伝統技術者

黒木町は山林が多く杉の生産地であることから、木造の建設活動が盛んで、大工や左官などの建築に関わる伝統技術者が多く存在する地域である。その恵まれた環境のため、地域内の住宅の殆どが木造在来構法でありハウスメーカーによるプレファブ住宅やツーバイフォー住宅は僅かしかない。修理を気軽に頼める出入りの職人の中には、23人の大工と12人の左官、6人の建具職人、5人の庭師、5社の建設業が挙げられており、技術者はほぼ確保されている。技術者の所在地も大工と左官の一人を除いて黒木町在住である。しかし黒木町でも最近では、技術者が高齢化し後継者の確保が困難になってきている。また、戦前家屋の修理を行う際には、仕口の加工などの伝統工法の技術が必要であるが、これらの技術を持つ大工や、漆喰を塗る左官が少なくなってきている。伝統技術者の不足は他の重伝建地区でも問題となっており、伝統を継承する建築技術者の育成も、町並みを保存していく上では重要となる。

■住民が望む町の将来像

町の将来像としては、地区に大差はなく「観光客や買い物客が外から訪れる賑やかな町」や「商店と住宅が混在する町」など最盛期の賑わっていた商家町の性格が求められている。「伝統的な町並みの保存を進める歴史のかおる町」も次に多く望まれている。現状と同質の店舗と住宅が混在する町が望まれており、閑静な住宅地となることは望まれていない。この傾向は年齢や職業が異なっても同じである。地域の活性化が望まれているが、伝統的な町並みの保存をしながら、来訪者で賑わう町が指向されている。

住み替えについては、約8割は今後も黒木に住み続けたいと居住継続の意志を示している。年代別に見ると80代と90代は黒木に住み続けたくないと答えた人はおらず、どちらでもないと答えた人は1人ずつ、他は住み続けたいという結果となっており、居住継続を望む割合が大きい。他の年代に関しては年代による違いは見られず約8割が居住継続を望んでいる。地域に愛着を持ちこのままここで暮らしたいという住民が多い。

■黒木の事業所と伝統産業

在方町として繁栄した黒木は、かつては酒造、醤油製造、農産物の加工が盛んで、それらの作業場や店舗

↓望む町の将来像（複数回答）

内容	東上町 18人回答 割合	西上町 32人回答 割合	中町 36人回答 割合	下町 29人回答 割合	栄町 44人回答 割合	馬場 107人回答 割合	計 266人回答 割合
観光客や買い物客が外から訪れる賑やかな町	14 77.8%	19 59.4%	17 47.2%	17 58.6%	27 61.4%	61 57.0%	155 58.3%
商店と住宅が混在する町	10 55.6%	18 56.3%	21 58.3%	11 37.9%	18 40.9%	45 42.1%	123 46.2%
伝統的な町並みの保存を進める歴史のかおる町	7 38.9%	11 34.4%	14 38.9%	11 37.9%	11 25.0%	36 33.6%	90 33.8%
現代的な建物が建ち並ぶハイカラな町	0 0%	2 6.3%	1 2.8%	0 0%	6 13.6%	2 1.9%	11 4.1%
外部の人があまり立ち入らない静かな町	0 0%	2 6.3%	2 5.6%	0 0%	1 2.3%	5 4.7%	10 3.8%
工場や商店のない閑静な住宅街	0 0%	0 0%	2 5.6%	3 10.3%	0 0%	4 3.7%	9 3.4%
その他	0 0%	1 3.1%	4 11.1%	2 6.9%	4 9.1%	9 8.4%	20 7.5%

↓年代別望む町の将来像（242人回答）

望む将来像	観光客や買い物客が外から訪れる賑やかな町	商店と住宅が混在する町	伝統的な町並みの保存を進める歴史のかおる町	現代的な建物が建ち並ぶハイカラな町	外部の人があまり立ち入らない静かな町	工場や商店のない閑静な住宅街	その他	計	割合
世帯主年代									
20代	0	1	0	0	0	0	0	1	0.4%
30代	3	2	1	0	0	0	1	7	2.9%
40代	21	10	11	1	1	1	2	47	19.4%
50代	28	31	21	5	2	3	4	94	38.8%
60代	40	29	23	3	1	0	5	101	41.7%
70代	34	29	18	0	1	2	4	88	36.4%
80代	15	11	10	0	2	0	0	38	15.7%
90代	2	1	1	0	0	0	0	4	1.7%
計	143	114	85	9	7	6	16		
割合	59.1%	47.1%	35.1%	3.7%	2.9%	2.5%	6.6%		

↓黒木での居住継続意志

内容	東上町 15人回答 割合	西上町 27人回答 割合	中町 34人回答 割合	下町 21人回答 割合	栄町 40人回答 割合	馬場 105人回答 割合	計 242人回答 割合
住み続けたい	15 68.2%	27 75.0%	34 91.9%	21 67.7%	40 78.4%	105 77.8%	242 77.6%
住み続けたくない	1 4.5%	3 8.3%	1 2.7%	3 9.7%	1 2.0%	4 3.0%	13 4.2%
どちらでもない	6 27.3%	6 16.7%	2 5.4%	7 22.6%	10 19.6%	26 19.3%	57 18.3%
計	22 100%	36 100%	37 100%	31 100%	51 100%	135 100%	312 100%

↓事業所の業種（複数回答）

職種（58人回答）	軒	割合
小売業	20	34.5%
サービス業	14	24.1%
製造業	12	20.7%
飲食店	10	17.2%
卸売業	5	8.6%
その他	9	15.5%

↓黒木での事業開始年代

開始年代	軒	割合
明治	1	2.1%
大正	6	12.5%
昭和元～20	4	8.3%
昭和21～40	9	18.8%
昭和41～60	16	33.3%
昭和61～	12	25.0%
計	48	100%

も並んでいたが、現在では酒や醤油の醸造業が4軒東上町にあるのみである。

地域内の事業所アンケートに回答があったのは、58軒で戦前家屋での事業所が6軒、戦後家屋の事業所が41軒、不明が11軒であった。回収率が40.3%、有効票率が37.7%と低いので、回答の結果が必ずしも事業所全体の実体を示しているとは言えないが、傾向を窺うことはできる。事業所の業種は小売業が20軒と最も多く、次いでサービス業14軒、製造業12軒、飲食店10軒、卸売業5軒、その他9軒となっている。この中でも製造・卸・小売を行っている事業所が4軒あるが、それらは地場産の酒や醤油、蒟蒻となっている。小売業の内訳は日用品から食料品、衣料品など様々ある。全事業所の内、観光に全く関係していない事業所は36軒(63%)で、少しは観光に関係している事業所が21軒(37%)、主に観光客向けの事業所は0軒と、観光が意識されていない地元客向けの営業形態となっている。この地で戦前から事業所を構えているのは11軒(23%)と、歴史的町並み地区ではあるが、古くから代々続く事業所が多いわけではなく戦後に開業した事業所が多い。高度経済成長期の昭和41～60年の開業が33%と最も多い。事業所の規模は個人経営が81%を占めている。また、昔の商家の形態である住宅併用の事業所は現在も39軒(7割)と多く、従業員数も事業主を含めて1人～3人が約7割を占め家族経営の小規模な事業所が多い。土地と建物の所有については、8割の事業主が土地を、9割の事業主が建物を所有しており、所有率の高い地域である。

ここで事業を営む理由としては、「代々ここで事業を営んできたから」が4割、「特に考えたことがない」が3割と多く、「町並みの雰囲気と事業所が合っているから」は7%と少なく、町並みの魅力を理解しそれを積極的に活かした事業を展開しているわけではない。町並みを観光資源として意識していない黒木では、観光客による売り上げ増加を期待しているのは僅か1軒のみである。今後の事業展開については、約6割は現在の事業の規模と業種を維持したいと考え、拡大していきたいという積極的な事業主も2割いる。反面廃業を考えている事業主は7軒(1割強)と少なく、黒木の事業所はほぼこの状態が維持されていくと考えられる。しかし、今の事業を維持していきたいと考えている事業主の内、後継者がいないと3人が答えており、将来廃業する可能性もある。他はほぼ後継者が確保されている。アンケートの結果からは、廃業を考えている7軒は後継者がいないから廃業するわけではないことが分かった。

↓事業所の観光への関わり度

内容	軒	割合
全く観光には関係ない事業所	36	63.2%
少しは観光に関係している事業所	21	36.8%
主に観光客向けの事業所	0	0%
計	57	100%

↓事業家屋の建設年代

建設年代	軒	割合
戦後	41	87.2%
戦前	6	12.8%
計	47	100%

↓事業所の経営形態

内容	軒	割合
個人経営	47	81.0%
株式会社	6	10.3%
有限会社	5	8.6%
その他	0	0%
計	58	100%

↓事業主も含めた従業員

規模	軒	割合
1人	3	5.6%
2人	16	29.6%
3人	18	33.3%
4人～6人	8	14.8%
7人～9人	2	3.7%
10人～19人	3	5.6%
20人～29人	1	1.9%
30人～39人	2	3.7%
計	54	100%

↓事業家屋の形態

内容	軒	割合
住宅と事業所の併用住宅	39	69.6%
事業所専用	17	30.4%
計	56	100%

↓敷地の所有関係

内容	軒	割合
すべて持地	45	80.4%
すべて借地	8	14.3%
一部借地	3	5.4%
その他	0	0%
計	56	100%

↓家屋の所有関係

内容	軒	割合
すべて持家	49	89.1%
すべて借家	5	9.1%
一部借家	1	1.8%
その他	0	0%
計	55	100%

↓事業を営んでいる理由(複数回答)

内容(56人回答)	軒	割合
先祖代々ここで事業を営んできたから	23	41.1%
特に考えたことはない	19	33.9%
地域の活性化やまちづくりに貢献できるから	6	10.7%
町並みの雰囲気と自分の事業所があるから	4	7.1%
観光客が多く売り上げを伸ばせるから	1	1.8%
その他	7	12.5%

↓事業所の今後の展開

内容	軒	割合
今の業種・規模のまま維持したい	32	56.1%
今より業種または規模を拡大していきたい	11	19.3%
自分の代でまたは近い将来廃業したいと考えている	8	14.0%
今より業種または規模を縮小して維持していきたい	4	7.0%
その他	2	3.5%
計	57	100%

戦前家屋で事業を営むことの利点や不満について回答があった6事業所は、「伝統家屋の外観が事業所によくあっている」「誇りを感じる」などの積極的な評価よりも、駐車場の不足や冷暖房効率の悪さ及び事業所としての間取りの不便さなどに不満を感じている事業主が多い。日田市豆田町などの多くの観光客が訪れる町並み地区では、業種と建物のイメージが合っているなど伝統家屋の外観が商売上プラスになり、伝統家屋の持つ付加価値を積極的に活かした店舗などが増えて経済的効果を上げているが、黒木では伝統家屋の持つ付加価値が評価されていない。しかし建て替え希望は2軒、外観保存を含めた戦前家屋の維持希望が2軒と半数ずつになっている。今後、伝統家屋を生かした事業所が展開され経済的効果が上がれば、現在は空き家や店舗をたたんでいる事業所も利活用が活発に行われるものと考えられる。

■町並みの維持状況

これまでのアンケートの分析から、戦前家屋居住者は、居住環境に少々不満はあっても維持する意向が強いことが分かった。しかし、他の歴史的町並み地区と同様に維持したくても経済的負担が大きく、個人で伝統家屋を維持していくことの困難さが窺える。今後伝統家屋が維持されていくためには何らかの公的補助による修理が必要である。また高齢者の核家族世帯で維持されている伝統家屋が多く、日々の掃除や雨戸の開け閉めなどの日常的な管理も困難になってきている世帯もある。今後、空き家になる可能性もあり、それらの維持管理の方法も検討される必要がある。伝統家屋の維持に必要な大工や左官、庭師などの技術者は存在しており、町並みを保存していく上での技術的な問題は少ないと考えられるが、その後継者については不安の声もある。

土蔵や伝統町家が身近にある地区では伝統家屋の並ぶ町並みが黒木らしいとある程度は認識されているが、調査地区全体で見ると町並みへの関心度は高いとは言えない。既に文化財として位置付けされているものは黒木の象徴としてほぼ全ての住民に認識されており、周囲の自然環境への認識も高い。水路やそれに伴う石橋や洗い場なども黒木の特徴的な景観ではあるが、そういった工作物への関心は相対的に低い。だが、矢部川や水路の護岸がコンクリートになり風情が無くなったことや水質が悪化したことを惜しむ意見が多く、水質や川辺空間の回復が強く望まれている。町並み景観や川辺景観などはあまりにも身近にある日常の景観であり、失ってみて初めてその価値に気付くことが多い。そのことが、失われた玉石積の水路護岸を懐かし

む声が多く、日常の生活空間である町家及び石橋や洗い場等の工作物への関心が低いことの理由と考えられる。

以上のように自然景観に比較して町並みへの関心は薄い、今後の町並みの維持に関しては「町並みは黒木の特徴であり維持していくことは重要だ」という意見が約半数を占めている。今回の伝統的建造物群保存対策調査により町並みの学術的価値が明確になり、それが住民に周知されれば、町並みの価値が認識され町並み保存のコンセンサスが形成されていくものと考えられる。

町並みが観光資源として意識されていない現在では、事業所も観光を意識した営業活動が行われていない。また、伝統家屋の持つ付加価値を利用した展開もなされておらず、伝統家屋の不便さが多く認識されている。このままでは伝統家屋の事業所は維持が困難となるが、町並みを観光資源としたまちづくりが展開されれば、今後、伝統家屋の利活用も積極的に行われ、伝統家屋は維持されていくと考えられる。

↓後継者の確保状況

内容	軒	割合
決まっています一緒に働いている	16	29.1%
当面、必要ない	15	27.3%
考えたことがない	10	18.2%
候補が町外にいるが未定	5	9.1%
決まっています町内にいるがまだ一緒に働いていない	3	5.5%
ほしいがいらない	3	5.5%
候補が町内に住んでいるが未定	2	3.6%
町外にいてUターンする予定	1	1.8%
計	55	100%

↓伝統家屋事業所の利点と欠点（複数回答）

内容（6人回答）	軒	割合
間取りや部屋の使い勝手が事業所としては不便である	3	50.0%
駐車場、ガレージが足りない	3	50.0%
戦前家屋の外観やイメージが自分の職種にぴったりである	2	33.3%
戦前家屋の古臭さが自分の職種のイメージと合わない	2	33.3%
事業所として使うには冷暖房などの設備機械の効率が悪い	2	33.3%
事業所として使うには火災に対する危険性が高い	2	33.3%
戦前家屋で事業を営むことに文化を継承する誇りを感じる	1	16.7%
事業所としては狭すぎる	1	16.7%
事業所としては広すぎる	0	0.0%

↓伝統家屋事業所の維持志向

内容	軒	割合
戦前家屋のデザインにこだわらず現代感覚の質の高い建築に建て替えたい	2	40.0%
建て替えをせずに今の戦前家屋のまま修理しながら維持していく	1	20.0%
建て替えはしないが戦前家屋の外観を修理しつつ内部はモダンにつくりかえたい	1	20.0%
その他	1	20.0%
計	5	100%

第7章 町並みの保存構想

7-1 町並み保存の考え方

■町並み保存によるまちづくり

かつては高札の立った西上町に位置する旧松木家住宅は黒木の町並みを代表する伝統的な居蔵造の町家建築である。ここ数年空き家として利用されていなかった松木家住宅について、その維持管理の困難さから生じた所有者の建て替え意向を察知した黒木町は、今後の町にとって、重要なまちづくりの資源として公有化の決断を下すこととなり、このことが今日の町並み保存の具体的行動の第一歩となる。平成15年度、旧松木家住宅は、建築史学の立場からの学術調査と今後の保存活用の基本条件の設定を目的とした報告がなされた。その中で高く評価されたこの町家建築について、黒木町は町民共有の財産として文化財指定を前提とした保存活用を目指すこととなる。このことは、町の中心市街地に位置する伝統的な町家建築を地域の顔として再生する、すなわち伝統的な町並みを今後のまちづくりの基盤とする行政の明確な意思表示となった。

前章から町並み保存の主体である住民の意識については、来訪者の賑わいを受容しつつ商業と生活がバランス良く共存するまちを町並み保存の中に求める将来像が描かれる。町並み保存によって観光地として活性化に成功した例も多く、まちづくりの目標が活性化であることは当然である。しかしながらここで重要なのは、観光を目的とした町並み保存ではなく、町並みの本質的な価値を整理し、末永く理解されるべく保存と活用を図り、結果として地域活力となって様々な文化活動が持続していくという流れであり、住民生活と深く関係してこそはじめて町並み保存によるまちづくりが成立すると考える。意識調査からも個人での維持は困難としつつも戦前家屋の維持意向は高く、今なお相隣への気配りといった伝統作法が生きていることから明らかであろう。

町並み保存によるまちづくりに如何なる将来像を描くかは、本調査により明らかとなった伝統的な町家をはじめとした建築物や工作物及び樹木などによって構成される町並みに、豊かな山緑に囲まれ、水路によって周辺の農村環境と結びつく黒木固有の景観特性の維持と形成を基本に今後さらに検討されることとなる。多くの市町村が個性あるまちづくりに苦勞する今日、黒木町は、旧松木家住宅をはじめ多くの文化遺産を有し地域固有の歴史文化を物語る伝統的な町並みを継承しており、有効な手法として町並み保存を選択可能な極めて恵まれたまちづくりが展開可能なのである。今後は伝統的な町並みの個性を形成する要素を堅実に守り育み、地域の価値を一

層高め町全体の住民生活や社会活動へ寄与する質の高いまちづくりが求められる。

■文化財としての町並み

前々章よって、歴史的、空間的及び景観的観点から、守り、回復し、次世代へ継承すべき町並みの特質は明らかとなった。今後はこうした特質を地域全体で理解することが町並み保存によるまちづくりの第一歩となる。伝統的な家屋が次第に減少していることもあり、町並みの価値がまだ十分に認識されているとは言い難いが、近年では、「起源会」「猫尾城の会」など主体的なまちづくり団体へと成長すべき住民の自発的な活動も徐々に具体化しつつある。今後のまちづくりの基盤となる町並みは、そこでの個性の発掘と共有、維持や育成を目的とした地域に根付く主体的な活動と協調してこそ、永続的に保存し活用されるべき文化財となる。

■町並みを核とした文化的景観

今後は文化財として町並みの価値の周知を図ることとなるが、黒木らしさは、猫尾城跡、津江神社と大樟、素盞鳴神社と大藤、矢部川と南仙橋、黒木堰と黒木廻水路、谷川や用水など町並みを取り巻く個性ある歴史的景観資源によって形成されていることは間違いない。特に、自然資源としての谷川や湧水、計画的に開削され、町立てと都市空間形成に深い関わりのある中井手用水や上井手用水、黒木廻水路といった水系は、そこに依拠する集落と町並みを結びつけ一体的な歴史的風致を維持形成していると同時に、伝統祭事や川祭といった信仰によって地域コミュニティを支える精神的にも重要な文化遺産である。こうした用水や廻水路を骨格として、田園を介して町並みと農村集落が連続する特徴的な地域景観を一体的に維持形成していく必要がある。さらに、町方文化と村方文化が連担する地域の歴史的風致を際立たせ、より黒木らしさを認識させる要素に自然景観がある。矢部川の水流や田園、遠景となる山緑などは山間部の中継都市として発展した黒木らしい風景であり、潤いのある田園や緑豊かな山林を育成し、自然と歴史と生業のバランスのとれた文化的景観の保全が望まれる。

町並みとその周辺環境を黒木の歴史文化を物語り継承していくために必要な一体的な範囲として捉え、その地域特性を活かしたまちづくりの核となり先導役となる町並みについて、黒木の個性を成す本質的な価値の理解と共有を図り、将来のまちづくりに活かすべき貴重な財産として、計画的かつ堅実に保存と活用を推進する必要がある。

7-2 町並み保存の方針

本調査により、筑後黒木の町並みには人々との長い関わりを経て形成された個性が備わっていることが認められた。この個性は文化財として保存すべき固有の価値であり、今後はこの価値を損なうことなく広く理解されることが求められる。こうした価値ある町並みを保存するために今日最も有効な手法として伝統的建造物群保存地区制度がある。1975年の文化財保護法の一部改正により誕生したこの制度は、個々の伝統的建造物が纏まって群をなす地区へと、すなわち点から面へと文化財の対象が広がったこと、市町村が決定する地区の中から重要なものについて国が選定するという地元の主体性を尊重するといった特徴を持つ。単なる文化財の保護に留まらず住民生活の上に成り立つ町並み保存の支援制度として、創設32年を経過した現在、全国で80地区の重要伝統的建造物群保存地区が選定されていることから、町並み保存を軸としたまちづくりに大きく貢献してきたことが理解できる。以下、筑後黒木への伝統的建造物群保存地区制度の運用を前提として、制度の性格、保存地区の選定までの流れを整理した上で、筑後黒木における保存地区の設定と保存地区のルールとなる保存計画の考え方を提言する。

■伝統的建造物群保存地区制度

筑後黒木の町並みは、予定される重要伝統的建造物群保存地区の選定直後より効果的な町並み保存を実現するため、既に、景観形成を主題としたまちづくりに有効な補助事業である街なみ環境整備事業（国土交通省）を導入しており一定の整備方針が示されている。黒木の町並みに限らず重要伝統的建造物群保存地区に選定されることは同時にまちづくりの方向性が明確に定まるため、以後様々な事業導入の具体性が高まることとなる。こうした各種の補助事業の殆どが期間限定で早期に効果を求められがちな性格であることに對して、伝建制度は将来にわたって継続的に保存事業が推進されることが大きな特徴である。伝建制度により、町並みの文化財としての価値が損なわれることなく、またその価値を継承しようとする地元住民の強い意志がある限り、地域の将来像を実現するための具体的なまちづくりを末永く展開することが可能となる。将来にわたって永く生活の中で保護していくためには、地元住民と行政が町並みの文化財としての価値を十分に認識する必要があり、本報告書はそうした町並みの理解を正しく深め、お互いが確認しあうための基礎資料となる。続いて本報告を基に、住民と行政の協働によって将来にわたって守る、守り続けることが可能な対象を定

めることとなる。纏まりとしての範囲を「保存地区」として設定し、また、守っていくことが可能な価値をなす対象を保存すべき物件として特定し、それらから構成される町並みをどのようにして守っていくかを具体的に示す「保存計画」を取り決めることとなる。この保存計画こそが、50年後、100年後の町並みの将来像の実現を図る保存地区及び地域のまちづくりの基本計画となり、これを指針に各種事業が展開されることで、町並み保存による地域の特性を生かしたまちが実現する。

伝建制度では、町並みについて、「文化財としての価値」「地域住民による保存の意思」「保存の仕組み」が明確に示されることで重要伝統的建造物群保存地区として国に選定されるため、選定までの、①専門家の町並みの調査とそれによる地元意識の啓発、②調査成果の周知と住民の町並みの価値の認識、③町並み保存を軸としたまちづくり方針の共有、④住民合意に基づく保存地区の設定、保存計画の策定、⑤町並み保存を継続する運営体制の確立、という手続を確実に踏むことによって堅実な制度の運用と人々が生活し続ける持続的なまちづくりを可能とする。

■保存地区の設定

保存地区においては、歴史的風致の維持及び形成に関する現状変更のすべてが許可制となる。伝統的な建物だけでなくその他の建築物についても、新築や増改築について一定のルールを設定することで将来にわたり町並みとしての価値を保護しようとするものである。保存地区の設定にあたっては、新たな制限を受容することとなる住民との十分な協議の上で、保存し、継承し、回復すべき町並みの特性を、前々章で整理した3つの観点から考察して、最も相応しく、かつ実際の保存が現実的な範囲を設定することが望まれる。

まず第一の観点は歴史的特質である。中世以降、歴代領主と結びつき変遷を辿る町並みは、在地領主による市立てにより成立するなか下町に境内を構えた可能性の高い祇園社を市神としてその門前に黒木古町が、筑紫氏時代には、既に勧請されている津江神社へと続く町並みとして町立てあるいは再建された現在の下町が、その後近世を迎え猫尾城廃城後、新町として現在の中町と上町が成立したと考えられた上妻郡の中心的な商業機能を果たす方町として発展する。新町建設と同時に中井手用水も開削され、正徳4年(1716)には、黒木廻水路が建設され水路を介して、今、本分、桑原といった周辺集落と結びつきの強い町並みが形成され今日に至る。

第二の観点は空間的特質である。町並み空間は、矩折れをもつ旧豊後別路が特徴で前述の祇園社の移転による町並みの成立経緯を投影し、東西に素盞鳴神社と津江神社が両極を成す空間構造をもつ。旧豊後別路に沿って上町、中町、下町が連続し短冊型の地割を基盤として計画的に形成された町並みは、元文5年(1740)「上妻郡黒木町絵図」に見ることができ、そこに記される各敷地の規模から、また現在も生きている中井手用水等から近世期の町並みの範囲を比定でき、町並みの基盤は大きく変化することはないと継承されていることがわかる。一方で、津江神社から中町を繋ぐ栄町道路の開通、町家建築の軒切りを余儀なくされた上町、中町での旧豊後別路北側への道路拡幅、中井手用水、宗真寺と町並みを分断する都市計画道路整備など、近代以降は都市構造に関わる骨格的空間変容がみられる。

第三の観点は景観的特質であり、現存する伝統的な建造物の分布状況の調査結果に基づき、町並みの歴史的風致を維持あるいは形成可能な範囲を想定する具体的な条件となる。町並みは、旧松木家住宅をはじめ明治13年大火前後の建築になる居蔵造町家が連続する下町と上町・中町の南側の豊後別路沿いの表側と、蔵と水路、土蔵と畑地、屋敷と小祠が織りなす裏側によって構成される。上町では、中井手用水沿いに醸造蔵が、黒木廻水路沿いには矢部川を望む座敷や土蔵が連続し、江戸期の建築も残るなど水と関わる特徴的な景観を見せる。豊後別路を骨格とした町並みは西側の桑原へと連続し、町並みの両極には大藤の素盞鳴神社と大樟の津江神社が緑豊かな境内を構え町並みに彩りを与えている。

以上から設定すべき保存地区は旧豊後別路を軸とした旧黒木町が基本となる。津江神社の境内と門前に延びる旧豊後別路に沿って生目八幡宮を含めた下町については、北側は西へ流れる中井手用水、南側は旧町役場前の裏道を境界として横溝家の倉庫や長倉、土蔵が連続し畑地の残る屋敷の景観を取り込む。中町については、北側は専勝寺門前から中井手用水と並行する小径を西の境界として今集落の屋敷建築を取り込みつつ西上町まで裏道と矩形角地の一部を取り込んだ南側の裏道に挟まれる範囲とする。上町北側は、西上町では中町から連続する裏道を境として東は中井手用水沿いの小径から都市計画道路南側として酒蔵を取り込んで笠原川右岸で限る。上町南側は、南端を裏道に留めず、西上町南側の屋敷建築から町指定有形文化財の南仙橋を含め、東上町では伝統的な建造物の二階座敷から望まれる黒木堰

と矢部川及び対岸の県道黒木大牟田線北側に連続する緑地の一部を対象として黒木らしい水辺の歴史的風致の保存を図ることとする。

さらに保存地区と連坦し用水や廻水路によって町並みと深く結びつく集落環境についても、町並みの諸特性を生かすため連続した景観形成を図るべき対象と考える。その範囲は、宗真寺境内から旧隈本邸(学びの館)周辺を経て谷川水系の東側に専勝寺へと連坦する上井手用水に結びつけられる今集落の一部と、それら村方景観と一体となって町並みに潤いをもたらしている背景の山林と農地、谷川と上井手によって北側を限り南を下町の保存地区と連坦する大正期以降の町並みである栄町地区、湧水に依拠し農地の中に伝統的な農家建築が点在する桑原集落を対象とすべきと考える。地域の空間的広がり昭和33年の写真に窺うことができ、かつての都市的土地利用の範囲に従うことが根拠となろう。

こうした景観資源の集積する範囲は「黒木町文化的景観条例」に定められる「景観形成地区」として指定し、保存地区と一体的に保存することが望まれる。特に注意したいのが、ここで検討した範囲は保存地区のバッファとしてではなく保存地区と一体となって価値をなし保存地区に準じたきめ細かな規制誘導が必要な範囲であることである。実際、黒木町はこの景観形成地区の指定を想定し、先んじて街なみ環境整備事業を導入しており、保存計画の策定と併せて「景観形成基準」を作成することで別途助成事業も実現し、保存地区と一体となった歴史的景観の維持と形成を実現する。

以上の範囲の検討とともに、伝統的建造物群としての特性を維持可能な範囲であるのか検討が必要となる。保存地区指定後に町並みを支える地域のコミュニティへの配慮である。長い年月によって築いている地元のコミュニティを町並み保存の主体とすることで自立した実質的な活動主体となり得るのであって、今回地域にとっては新たな枠組みとなる保存地区についても、詳細レベルの地区境界の設定に関してはコミュニティ境界への不用意な出入りは避けるべきであろう。

■保存計画の目的と役割

保存地区における保存事業の担保となるのが、黒木町が制定した「黒木町文化的景観条例」である。この条例に基づき保存地区の状況に応じて具体的に策定される「保存計画」が根拠となり、各種の保存事業が実現される。この「保存計画」には計画の対象である保存地区について、保存すべきと特定する伝統的

建築物や環境物件、個々の建築物の修理・修景に関する基準、公共空間の環境整備の方針や計画的な防災事業の必要性などが示され、町並みの特性を維持しようとする行政と助成を受けることで保存事業の主体となる住民が共有する保存地区のまちづくりの方針であり、保存地区の範囲とともに十分な検討の上で行政と住民との間で合意に至った計画でなければならない。この「保存計画」は、いわば保存地区を核とする地域の景観まちづくりの基本計画である。保存事業を推進するなかで生じる問題点や計画課題についてはその都度検討し、状況に応じた有効な方針の維持に努めることで持続的な町並み保存を実現するマスタープランとなることが望まれる。

以下、個々の建設活動等による現状変更への規制誘導に関する「保存整備」、町並みの管理施設や防災施設及び道路や公園といった社会資本整備に関する「環境整備」及びこれらの具体的なマネジメントに関する「管理運用」について、それぞれの考え方を整理する。

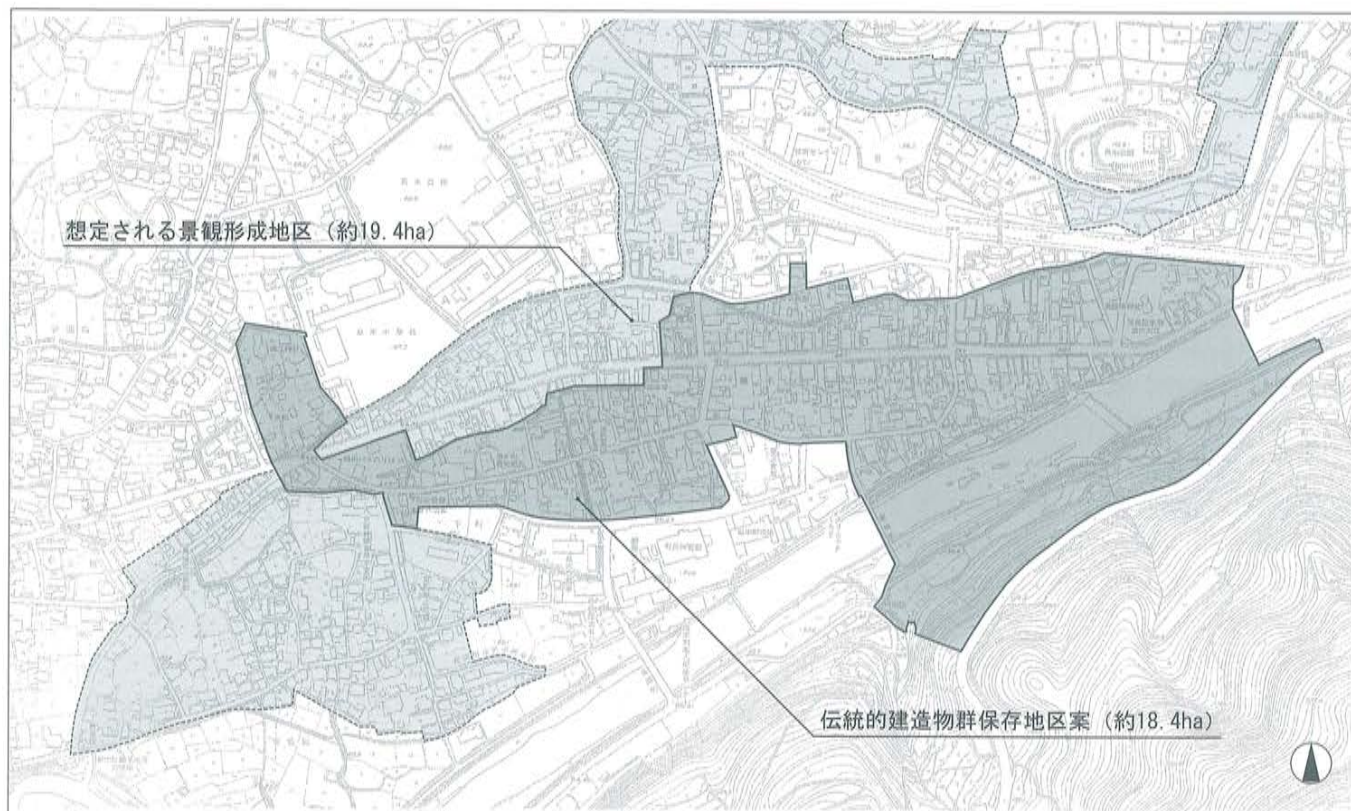
■保存整備の考え方

保存整備の内容として、保存地区の空間形成に関わるもののうち、個人や事業所等の主に民有地における建設活動をコントロールするための計画が必要であり、以下のような内容もつ。

まずは「保存物件」の特定である。町並みを構成す

る黒木固有の町家建築の主屋と離屋、長屋、屋敷建築、寺社建築等の「建築物」、それらと一体となって保存地区の環境を形成する門、塀、石積、石段、石造物等の「工作物」から成る「伝統的建造物」、樹木、庭園、生垣及び土地の形質等の「環境物件」を保存すべき物件として特定することである。建築物と工作物及び環境物件によって構成される町並みを一つの纏まった文化財として「伝統的建造物群」と呼ぶ。保存地区内にはこれら伝統的建造物以外の伝統的ではない物件や環境要素も含まれるため、それらの規制誘導も図りつつ、景観特性に応じた保存整備が求められる。

次に、「修理基準」・「修景基準」の設定である。保存物件として特定された伝統的建造物と環境物件については、個々に履歴に基づく修理と復旧が原則となるが、軒切りを受けた上町・中町の旧豊後別路北側に位置する伝統的建造物をはじめとして痕跡解明が困難な場合を想定し、主にその外観を維持するため、伝統的建造物についての「修理基準」、環境物件についての「復旧基準」を設定する必要がある。また、伝統的建造物以外の物件の新築・増築・改築・移転等については、「修景基準」を設定する。「修景基準」については、施主が伝統的様式に則った修景を希望する場合に適用する「補助基準」と、町並みの歴史的風致を損なわないために最低限満たすべき内容を定めた「許可基準」で構成し、地区の建設活動に柔



↑ 伝統的建造物群保存地区案の範囲 (S = 1/12,500)

軟に対応する。したがって「修理基準」を含めた3段階の基準を適切に運用することで保存地区の町並みを保存整備することとなる。このうち「修理基準」「補助基準」の運用については独自の助成制度が設けられる必要がある。伝統的な建築物が連続する旧豊後別路沿道の「表」と伝統的な建築物とともに多種多様な工作物や環境要素が集積する屋敷尻の「裏」ごとに相応しい基準内容とするなど、町並みの景観的特質に応じたきめ細かい保存整備が望まれる。

■環境整備の考え方

環境整備については、行政が計画的に取り組むべき事業を明確化するとともにその他の公共事業を適切に誘導することにより、地域に相応しい公共空間を整備し住民の生活環境の質の向上を図ることを目的として、次のように内容を整理する。

まず第一に、町並みの管理施設に関する計画である。これまでに住民を主体としたまちづくり活動の拠点や交流の場は特に設けられていなかったが、今後は旧松木家住宅がその役割を担うことになる。前述の学術報告からも保存地区を代表する町家建築として文化財の指定を目指した修理事業が予定され、重要伝統的建造物群保存地区の選前に整備を完了している。このため町並み保存の活動拠点であると同時に、増加するであろう来訪者への町並み文化の情報提供と黒木固有の代表的な伝統的建造物そのものの見学を可能とする交流スペースとして複合的な施設整備が望まれる。また同時に、今後の修理・修景事業の手本として一般公開を図るなど、効果的な施設運営を検討しておく必要がある。なお、旧松木家住宅に限らず個人の保存物件についても、極力公開を図ることで内部に関しても必要な修理事業を行い多くの人々が黒木の歴史文化に触れる機会を増やすと同時に、住民の生活空間に対する価値意識の向上を図るべきであろう。

第二に防災事業の実現である。明治13年の大火を契機として重厚な居蔵造の町家建築へと変化を遂げた町並みは、伝統的な防災の工夫を重ねることによって、個々に基礎的な防火性能は備えているが、現代の多様な生活様式にあって過信はできない。町家建築の連続する黒木では火災の延焼の危険性は高く、今後は、火災の早期発見、初期消火設備の配置や避難計画、日常からの防災意識の啓発など町並みと地域コミュニティの特性に応じた防災事業の実現に向けた早期の防災計画の策定が望まれる。

第三は、道路や水路といった公共空間に関する計画である。黒木では既に街なみ環境整備事業による

整備方針が具体的に示されており、景観事業が進行中である。このため保存計画には十分な検討の上、町並みに調和可能な公共空間の整備指針を早急に位置づける必要がある。特に、道路については幾重にも重ねられた舗装により上昇している路面を当初レベルまで嵩下げし、水路や雨水側溝の自然石護岸整備による開渠化を図るべきと考えるが、住民との十分な協議により町並み景観と生活環境が折り合う公共施設整備を図っていく必要がある。同時に、町並みの中心を貫く国道442号については電線類の地中化や道路照明、街灯、案内板及び看板サインなどの統一感のあるデザインが検討される必要がある。

■管理運用の考え方

以上の保存整備と環境整備の方針を定めると同時にこれらを実施計画として町並み保存を推進するまちづくりの管理運用の仕組みづくりが必要となる。具体的には、町並み保存の主体となる保存地区の住民による保存団体、専門家等との連携、保存整備を進める上での修理修景への技術支援や経費補助のあり方、まちづくり保存団体や専門家集団の養成、地域産業との連携などが保存計画に示される。

多くの人々や団体及び行政が関わることで始動する伝建事業の緒にあってまずは体制づくりが必要となる。一つは審議会である。町並み保存の根拠である黒木町文化的景観条例が既に施行されていることから、今後は本調査に基づき保存地区が設定されることとなるが、保存地区の範囲設定以後も保存計画策定と将来にわたって行われる修理・修景など伝建事業を審議する機関が必要となり、黒木町では条例に基づき「黒木町文化的景観審議会」として設置される。次に、町並み保存の主体となる住民組織の結成である。現在は「黒木地区町並み保存協議会」がこの役割を担っているが、平成17年1月発足と組織後の月日も浅い。今後は住民による自立した保存団体への移行や別途組織化も視野に入れ、意志ある住民団体として保存計画策定の段階から行政や審議会との有益な関係を構築していくことが期待される。

町並みをマネジメントする上で、課題となるのが保存計画の周知とその内容の理解度である。特に、現状変更に関する規制や建築に際しての助成のための基準の主旨の理解である。施主候補である地元住民への周知は地元保存団体の役割と考えるが、建築工事に関わる技術者への周知も重要となる。特に技術者については、制度の理解よりは黒木固有の伝統的な意匠や造作の理解とそれを継承する技術の保存と育成が重要となる。地元の建築士会や大工、左官

7-3 町並みとまちづくりの将来

などの技術者集団との連携を図り先進地区の事例見学や技術者間交流などを重ねるなかで伝統的な技術を習得し、技術の向上とともに価値ある技術を地元に応用し、町並みの特性を理解できる人材を現場から育成していくべきであろう。また、遠景の山緑や周辺に広がる田園環境の保全を目的として、地産地消に取り組むことも黒木で可能な町並み保存のスタイルである。地場産木材による修理・修景事業の奨励など、町並みの需要に対して周辺の農林業が供給することで、地域の産業と連携して持続する町並み保存と周辺の山緑景観の保全と育成を同時に達成する独自の町並み保存方式を確立するなど、黒木だからこそ可能なまちづくりを思考する必要がある。

住民の疑問や技術者との関係構築に対応すべく、行政は現状変更の審議や助成措置に対する明解な運用方針を備えることも考えられる。保存地区とともに景観形成地区を定め、広い範囲での歴史的な環境形成を目指す黒木町にあっては、届出制となる景観形成基準を修理基準、修景基準と同じ体系で設定し同じ体制で運用することが求められる。景観形成地区については、伝建事業以外での助成事業という目的から街なみ環境整備事業の運用が適当と考えられるため、景観形成地区指定に際しては、本調査に基づいて既定の促進区域を見直すなど今後の速やかな対応が求められる。

■町並み保存の推進課題

今後の町並み保存によるまちづくりを推進する上で想定される課題に触れておく。

まずは景観回復の問題である。道路拡幅により伝統的な建築物の主要構造部の一部や軒が取り壊された上町・中町の旧豊後別路北側沿道については、従前の古写真などから往時の町並み景観を窺うこともできるため、長期的にはあるが、国道442号の北側に通る都市計画道路本分陣ノ内線への国道機能のバイパス化移転を視野に入れ、現道の格下げとそれに伴って道路用地の沿道権利者側による再取得（買い上げ）を道路管理者と粘り強く協議するなど、地割の再生と伝統的建造物の復元的修理による町並み景観の回復を目指すべきであろう。

旧豊後別路を骨格とした景観回復にあっては、早期の課題も顕在化する。特に黒木の町並みは、居蔵造町家の表情をなす正面の庇等が道路内の建築制限に抵触するため、保存計画で意図する保存整備の目標が建築基準法の制限内容と乖離することとなる。一方で、旧豊後別路を中心とした町並みの大部分は、都市計画の商業地域に指定されているため併せて準防火地域が指定されている。このことから、建築物の一部について、外壁と軒裏は防火構造、開口部を防火戸等とする規定など建築基準法との整合が必要になる。したがって、今後の修理・修景事業に先行した運用方策の検討整備が必要である。このため新たに条例を制定して、それに基づいて建築基準法の制限の一部について緩和の措置を講じていくことも町並み保存推進上の課題として視野に入れておく、必要であれば、前述の防災事業と連携した対処方策の共有が急がれる。特に、先述の旧松木家住宅については、公有化により町並みの核施設として公開活用が求められることもあり、建築基準法や消防法が確保しようとする安全性や防火性及び衛生性について、法的齟齬への対処を明確にした上での責任ある社会資本整備として、後発の保存整備事業の手本となることが期待される。

■景観まちづくりの展開

町並みと農村集落が近接し身近に交流可能な黒木の文化的景観の特徴を活かして、旧松木家住宅については町場が生んだ町家建築として、既設の旧隈本邸「学びの館」については農村が生んだ屋敷建築として、双方、同時代の代表的な建築文化遺産を保存するとともに、それぞれ都市文化と農山村文化に関わる内容の展示公開を検討する。また、旧豊後別路に連続する町並みを骨格としつつも、これら公開

施設を核として水路、石積、生垣や樹木といった資源豊かな小径を活用したトレイルの形成などが今後の景観まちづくりの方向となろう。折しも平成17年(2005)、良好な景観の形成を図ることを目的として景観法が施行され、市町村は「景観計画区域」を指定し、その範囲については建築物等に届出制による緩やかな規制誘導を行い、景観重要建造物や景観重要樹木や景観重要公共施設を指定できるようになった。このため、都市と農村が調和した黒木の文化遺産を景観重要建造物等に指定することで、必要である地域景観の多様性も確保することが可能となる。さらに都市計画区域では「景観地区」の決定により、別途定める基準により建築物等の現状変更の許可制による規制誘導も可能となる。このため、「保存地区」・「景観形成地区」が連坦し歴史的風致を維持形成しようとする黒木にあっては、この2つの地区を内包し、かつそのバッファゾーンともなる「景観計画区域」の設定は検討されるべきである。特に、黒木の町並みに点在する多種多様な景観資源はこうしたゾーニングに限定されることなく中井手用水、上井手用水や黒木廻水路及び同助水路によって有機的に結ばれているため、水利システムとしての価値の保存が必要であり、対象を具体化する枠組みとして「景観計画区域」の地域への適用は妥当な手法と考える。また同時に、水系とともに遠景を限る山々で囲まれた地域全体を対象とするなど風景を取り込んだ景観まちづくりが検討されるべきであり、新たに文化財保護法に創設された「文化的景観制度」の運用による事業化も視野に入れたい。

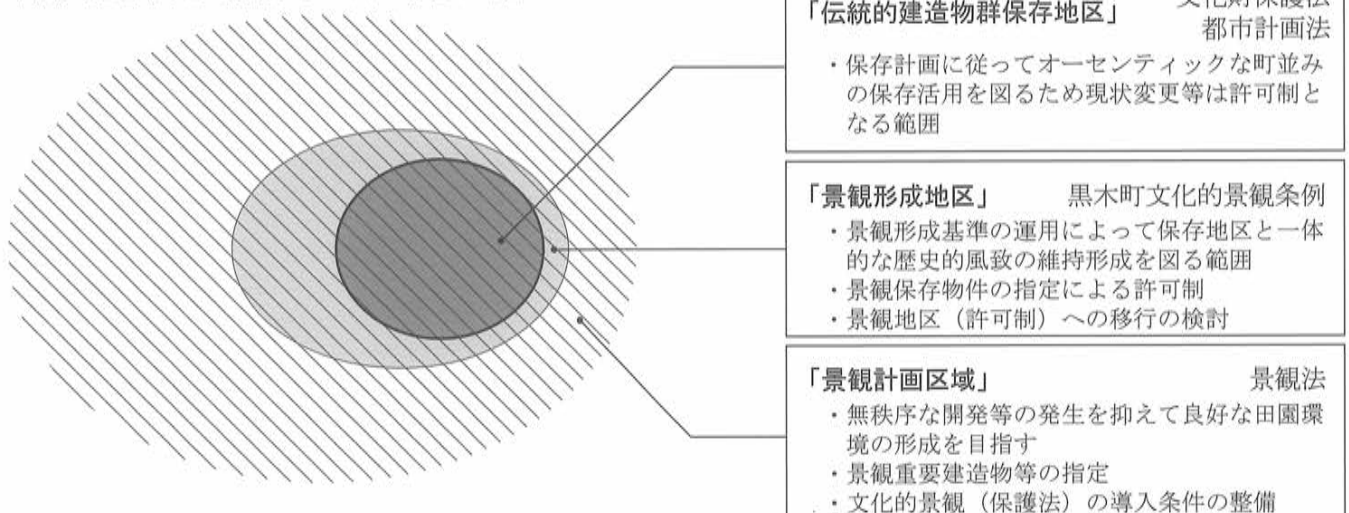
一方で、「景観形成地区」については、伝統的な建造物にあっては黒木町文化的景観条例に基づく「景

観保存物件」に指定しない限り基準に従う規制誘導が許可制とならず、このため助成もできないなど運用の困難さも指摘できるため、住民との十分な検討の上で「景観地区」への移行も方策の一つとなる。この場合は、許可制となる「景観地区」における制限内容を、景観法の定める形態意匠に関わる内容に止めることなく、積極的に壁面位置や高さ及び屋根形状にまで項目を広げることで保存地区に準じた制限内容の設定を図り、保存計画の基調に従ったオーセンティックな景観まちづくりを制度の枠組みからも推進すべきであろう。

しかしながら、景観法の適用は黒木町が景観行政団体となることが条件であるため、早期の実現は困難であろう。このため、用水や廻水路といった骨格的な景観資源を守るため、有形文化財の登録制度を活用するなど「保存地区」等のゾーニングに左右されない横断的な保存方策の検討が必要となる。

黒木町文化的景観条例に基づき町並み保存によるまちづくりを推進する上では同一体制での制度運用が可能ではあるが、文化財保護法と景観法あるいは都市計画法といった異なる法制度の運用から生じる担当部局の二分化などによって事業推進が難航している他の先進保存地区の事例も多い。黒木町においても、街なみ環境整備事業については、現在、文化財部局の方針に最大限配慮しつつも他部局が所管しているため、本保存対策調査の評価及び今後作成される保存計画に基づいた方針の見直しとともに運営体制の強化も必要であろう。従来の所管業務の相乗りではなく、それぞれの町並みや場所によって結ばれる一元的な推進体制の確立は、今日の景観まちづくりの重要な課題である。

↓保存地区を取り巻く景観まちづくりの枠組み(案)



本書の理解を助けるため、基本的用語に解説を付けました。
適宜ご参照ください。

◆文化財

わたしたちの先人が残した普遍的な“もの”や“こと”で、
未来永劫に伝える文化的価値の高いものをいいます。

◆文化財保護法

昭和25年法律第214号。文化財を保存し、その活用を図って国民の文化的な資質の向上のために制定された法律で、文部科学省（文化庁）が所管します。優れた歴史的町並みの保存に関し「伝統的建造物群」の категория が設けられ、本町では、国の委任を受け「黒木町文化的景観条例」（平成16年3月制定）と「黒木町文化財保護条例」（平成19年3月全部改正）により、その保護措置を講じていくものです。

◆文化庁文化財部参事官（建造物担当）

昭和25年の「文化財保護法」の公布により、文化財保護委員会事務局に建造物課が設置されて以来、国宝・重要文化財建造物の事務を所管します。昭和43年に事務局を廃し文化庁が発足、平成17年には同庁参事官（建造物担当）への機構改革を経て、今日まで一貫して文化財建造物の保護管理と指導にあたっています。

昭和50年の法改正により「伝統的建造物群保存地区」が新設され、施行後30年を経過し国の選定を受けた「重要伝統的建造物群保存地区」は全国で80地区（H20.1.31現在）を数え、歴史的町並みを支援する有力な保護制度として定着しており、国内外から高い評価を受けています。

近年、地球規模での温暖化に伴う急速な環境の変化を受け、大規模災害に対応した危機管理体制の充実が社会的要請となっており、安心・安全な防災まちづくりを実現するため、耐震及び防火対策等への取組みも着実に進められています。文化財建造物を取り巻く社会環境は、多様かつ複雑化するなかで保護・活用の新たな局面を迎えています。

◆伝統的建造物群

「伝統的建造物群」とは、伝統的建造物（建築物+工作物）と環境物件から構成され、保存地区の歴史的風致を形成する要素を総称した名称です。

◆建築物、工作物、建造物、環境要素

「建築物」は、町家や屋敷、土蔵、寺社などを指し、「工作物」は、石垣（石積み）、塀、祠などを指します。これらの「建築物」と「工作物」を併せて「建造物」と総称します。同様に「伝統的建造物」は、昭和前期（戦前）頃までに建設された「建築物」と「工作物」の総称です。また、これらと一体となって保存地区の歴史的風致を形成している伝統的建造物以外の樹木や庭、生垣などを「環境要素」と呼び、保存対象となるものを「環境物件」といいます。



▲ 建築物



▲ 環境物件(木橋)



▲ 工作物(鳥居)・環境物件(樹木)



▲ 工作物(石垣)・環境物件(生垣)

◆伝統的建造物群保存地区制度 ◆重要伝統的建造物群保存地区

「伝統的建造物群保存地区制度」[略称「伝建(制度)」]は、文化財保護法の改正に伴い新設されたもので、伝統的建造物群と一体をなして価値を形成し、それらの良好な環境を保存するための制度です。市町村は条例により「伝統的建造物群保存地区」を指定し、国(文部科学省)は申し出を受け、文化審議会(文化財分科会[第二専門調査会])に諮り「重要伝統的建造物群保存地区」[略称「重伝建(地区)」]に選定します。黒木地区は「都市計画法」に基づき、矢部川右岸側を都市計画により、左岸側を町景観条例により保存地区を定めます。



▲ 白川村荻町(山村集落 岐阜県)



▲ 南木曾町妻籠宿(宿場町 長野県)

* 写真転載：全国伝統的建造物群保存地区協議会編「歴史の町並」（平成19年度版）
撮影者：小野吉彦

◆保存計画

「保存計画」は、先人が創り上げ現代に継承してきた文化や歴史的風致について、住民と行政との文化的共有財産として保存し、まちづくりの観点から積極的な活用を図ることで、未来永劫にわたり町民の生活環境の資質を向上させることを目的に策定する計画です。黒木地区の歴史的特性や建造物の履歴を踏まえ、保存地区の住民の意思を尊重した修理・修景・許可に係る基準などの指針を定めたものです。

◆在方町

農村地域における商工業の中心地をいいます。鎌倉時代から続いた黒木氏の城館・猫尾城が天正12年（1584）の落城後、天正期の福島城主・筑紫広門により下町、慶長期の筑後国主・田中吉政により中町・上町が町立てを受けました。また、江戸初期の初代久留米藩主・有馬豊氏による「豊後別路」の往還道整備に伴い、茶・楮・堅炭など豊富な山産物を扱い繁栄し、同藩領五ヶ町の1つに数えられました。

◆廻水路

元和6年（1620）に矢部川を国境とした久留米藩と柳河藩は、堰と廻水路を普請して自領水の確保に努めました。廻水路は、堰から取水した灌漑後の余水を、対岸の藩が設けた堰の下に落とし、再びこの下流に堰を設けて自領にとり込む構造を特徴とする水利慣行で、矢部川中流域(八女市)から上流域(黒木町)に発達した高度な技術をみせる近世の水利遺産として、我が国では類例を見ない重要なものです。

◆九州大学大学院芸術工学研究院歴史環境研究室

九州大学大学院に設置される研究室で、歴史環境部門を対象とした研究が進められています。指導は宮本雅明教授。場所に根ざした望ましい都市環境と人間社会のあり方を追究するため、日本の伝統的都市空間に関する近代化過程の諸相の解明をテーマ[日本都市史・建築史]として、地域の歴史的固有性の把握と育成、歴史環境遺産と文化財建造物の保存と活用にかかわる調査、計画、設計[歴史環境計画・設計]などの個別研究を通じ、新たな知見を提供しています。黒木町では、伝統的建造物群保存対策調査及び報告書監修、旧松木家住宅学術調査並びに総合監修業務等を研究委託し、都市史・建築史的見地からの指導・助言を得ています。

◆町家建築、屋敷型建築

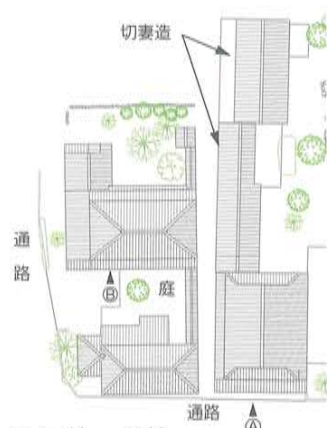
「町家」は、主家正面を前面の通りに面して建て、間口が狭く、奥行きが深い形式の建物で、「屋敷型」は、主屋を通りから引き込み独立して建ち、門や塀、中庭などを伴う建物です。

◆切妻造、入母屋造、寄棟造

屋根の大棟から両側に流れをもつ形式を「切妻造」、切妻れる屋根をもち大棟のある形式を「入母屋造」、四方に流れをもち切妻のない形式を「寄棟造」といいます。

◆妻入り、平入り

入口が建物の短手側（大棟と直角）にあるものを「妻入り」入口が建物の長手側（大棟と平行）にあるものを「平入り」といいます。



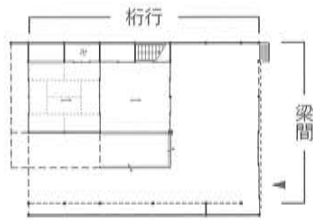
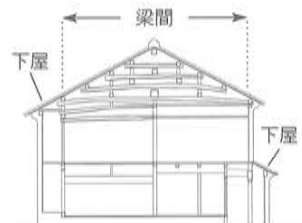
▲ 町家(入母屋造・妻入り)



▲ 屋敷型(寄棟造・平入り)

◆梁間(行)、桁行

建物の屋根構造を支える小屋組で妻側の柱間を「梁間(行)」、桁を支える柱間で小屋梁に対し直角方向を「桁行」といい、建物の規模を表わします。



◆大壁(造)、真壁(造)

建物の外壁（壁面、柱筋、破風、軒裏）を漆喰で覆い隠し、外観上、木質部が見えない構造を「大壁(造)」といいます。また、木質部を見せる構造を「真壁(造)」といいます。

◆居蔵造

妻入り 2 階建、入母屋造棧瓦葺の両袖に下屋を掛け降ろし、外壁は軒裏まで漆喰で塗り込めた大壁造とし、住居と蔵を兼ねた町家をいいます。黒木には腰壁に板状の緑泥片岩を張る町家や土蔵もあり、九州北部の商家に多く分布する建築様式のひとつです。



▲ 大壁(造)・居蔵造



▲ 真壁(造)

◆復原、修理と修景、復元と復旧

伝統的建造物について、履歴調査に基づき然るべき時代の旧状に戻すことを「復原」と呼び、そのための行為（工事）を「修理」といいます。伝統的建造物以外の建築物等を周囲の伝統的町並みに調和するよう新築、増築、改築する建築行為を「修景」といいます。

また、保存地区にかつて存在した建物や様式・形状を史資料（古文書、指図、古写真）に基づき、以前の姿（状態）に再現することを「復元」、環境物件を元の姿に戻すことは「復旧」といいます。

◆助成、補助、支援

民間（地区住民や事業者など）が行う修理・修景事業に対し、公共（国・県・市町村）が、その事業の一部を助けることを「助成」、また助成のうちで金銭を伴う経済的助成を「補助」といいます。また、技術的指導などの金銭面以外の助成行為を「支援」といいます。

◆現状変更(行為)

伝建制度において、保存地区にある建築物など外観の状態を変更する行為を現状変更といいます。この場合、事前に所定の様式を提出し、教育委員会の許可が必要となります。

◆街なみ環境整備事業

平成5年、街路景観の向上や地域文化の継承を目的に国土交通省住宅局が創設した事業で、後に、条例等により景観整備を図る地域を支援するため対象が拡大されました。黒木町では、平成15年に「街なみ環境整備方針策定調査」を実施、整備方針と年度別計画を策定し、平成16年に文化的景観条例を制定し担保しました。平成19年には旧松木家住宅保存修理工事が完了し、まちなみ交流館として新たに開館。今後、伝建地区における建造物の修景工事は、本事業の活用により計画的に実施される予定です。

◆景観法

平成16年法律第110号。美しく風格ある国土の形成と豊かな生活環境の創造を目指し、良好な景観の形成を促進するため新たに制定された法律で、国土交通省が所管します。黒木町は、「伝統的建造物群保存地区」（文化庁）に隣接する中心市街地の栄町地区や村方集落の東今・東桑原地区について、将来的に緩やかな規制による景観の形成を構想しています。

◆全国伝統的建造物群保存地区協議会

伝統的建造物群保存地区をもつ市町村が結集し、昭和54年に発足した文化庁の外郭団体です。歴史的町並みの保存・活用、地域文化と生活文化向上のため、情報を収集・蓄積し、会員相互で共有し全国に発信しています。

黒木町は、国選定申し出に先駆け平成18年5月に新規加盟し、全国の先進自治体との相互協力を積極的に進め、伝建制度を活用した「防災まちづくり」の基本構想を固めています。

◆NPO法人 全国町並み保存連盟

伝統的町並みの保存や歴史を活かしたまちづくりに取り組む全国の住民団体・及び町並み保存を支援する個人で構成する民間の特定非営利活動法人です。

昭和49年に 3 団体で「町並み保存連盟」を結成。昭和53年に諸課題解決のため「第1回全国町並みゼミ」を開催し、以後、加盟団体の持ち回りにより毎年実施されています。

黒木町は平成18年、第29回八女福島大会 - 第8研究会 - を担当、黒木の町並み保存と活用をテーマに活発な意見交換を図り、夜なべ談義を通じた交流により確かな手応えを得ました。

付録 文献・史資料

<文献>

- 黒木町は調査委員会編『福岡県八女郡黒木町是』(明治32年、黒木町)
- 福岡県八女郡役所編『福岡県八女郡是』(明治32年、八女郡役所)
- 福岡県八女郡役所編『稿本八女郡史』(大正6年、福岡県八女郡役所)
- 柳田國男『並木の話』『豆の葉と太陽』(昭和16年、創元社)
- 柳田國男『茶の話』『故郷七十年』(昭和34年、のじぎく文庫)
- 山中耕作「高良玉垂宮神秘書:研究篇」(荒木尚・他編『高良玉垂宮神秘書同紙背』昭和47年、高良大社)
- 上田篤・土屋敦夫編『町家:共同研究』(昭和50年、鹿島出版会)
- 西日本文化協会編『福岡県史民俗資料編:ムラの生活(下)』(昭和63年、福岡県)
- 黒木町史編さん実務委員会編『黒木町年表』(昭和63年、黒木町)
- 近本喜統『矢部川の歴史:水利編』(平成4年、私家版)
- 八女市史編さん専門委員会編『八女市史上巻』(平成4年、八女市)
- 黒木町史編さん実務委員会編『黒木町史』(平成5年、黒木町)
- 加藤仁美『水の造形:水の秩序の形成と水環境管理保全』(平成6年、九州大学出版会)
- 建築修復学会編『建築匠たちの神戸北野』(平成10年、中央公論美術出版)
- 筑後市史編さん委員会編『筑後市史三』(平成10年、筑後市)
- 鈴木敦子『日本中世社会の流通構造』(平成12年、校倉書房)
- 奈良国立文化財研究所編『地域文化財の保存修復 考え方と方法』(平成12年、奈良国立文化財研究所)
- 木島孝之『城郭の縄張り構造と大名権力』(平成13年、九州大学出版会)
- 柳川市史編集委員会別編部会編『新柳川明証図会』(平成14年、柳川市)
- 平凡社編『福岡県地名:日本歴史地名大系41』(平成16年、平凡社)
- 黒木町編「黒木地区街なみ環境整備事業 街なみ環境整備方針策定調査報告書」(平成16年、黒木町)
- 宮本雅明『都市空間の近世史研究』(平成17年、中央公論美術出版)
- 大森洋子『歴史的町並みを観光資源としたまちづくりの支援理論に関する研究』(平成17年、私家版)
- 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課 都市総合事業推進室編「黒木町黒木伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査報告書」(平成19年、国土交通省)

<史資料>

- 古賀寿・山中耕作校訂「高良玉垂宮神秘書」(荒木尚・他編『高良玉垂宮神秘書同紙背』昭和47年、高良大社)
- 「高良山文書(鏡山文書)」(久留米市史編さん委員会編『久留米市史七:資料編古代・中世』平成4年、久留米市)
- 「筑後歴世古文書」(久留米市史編さん委員会編『久留米市史七:資料編古代・中世』平成4年、久留米市)
- 「田中吉政触書」(稲員家文書)(広川町史編さん委員会編『広川町史資料編』平成17年、広川町)
- 「田中興廃記」(堤 秀人編『田中興廃記』昭和57年、柳川古文書勉強会)
- 高原正近「筑後封植録」(武藤直治・大庭陸太校訂『筑後地誌叢書』昭和4年、筑後遺籍刊行会、昭和54年復刻、文献出版)
- 北川藤左衛門尉編「黒木物語」(貞享5年、和田重雄編『貞享版改訂黒木物語』昭和61年、私家版)
- 「寛延記」(古賀幸雄編『寛延記:久留米藩庄屋書上』昭和51年、久留米郷土研究会)
- 「久留米藩社方開基」(古賀幸雄編・校訂『寛文十年久留米藩社方開基』昭和56年、久留米郷土研究会)
- 「啓忘録抜萃」(久留米市史編さん委員会編『久留米市史八:資料編 近世1』平成5年、久留米市)
- 「上妻郡黒木町絵図」(元禄13年、文政11年写、浦部守蔵)
- 「上妻郡黒木町絵図」(元文5年写、黒木町教育委員会蔵)
- 「明治20年地籍図」(福岡法務局八女支局蔵)
- 「大正3年地籍図」(黒木町教育委員会蔵)
- 「筑後国八女郡黒木村大字今郷社津江神社境内之図」(『大日本名所図録:福岡県之部』明治31年、大阪大成館、『福岡県名所図録図絵』昭和58年、大蔵出版会復刻)
- 「素盞鳴神社事蹟誌」(大正5年、素盞鳴神社蔵)
- 上妻郡下妻郡全町村組合役場「花巡堰回路其他改良工事出願留」(明治28年、花宗用水組合蔵)
- 福島町外十四町村土木組合役場「花巡黒木惣川内各回水並二助水路 水門橋梁水吐掛樋埋樋 台帳」(明治42年、花宗用水組合蔵)
- 福島町外十四町村土木組合役場「花巡以下各堰埭用水回水助水路及付属地実測図」(明治42年、花宗用水組合蔵)
- 福島町外十二ヶ村土木組合「灌漑反別本田調書」(大正2~6年、花宗用水組合蔵)
- 花宗用水役場組合「花巡用水組合土木ヶ所平面図」(年代不詳、花宗用水組合蔵)
- 文化庁文化財部建造物課編『建造物課資料集』(平成16年、文化庁文化財部建造物課)
- 黒木町教育委員会編『筑後黒木:甦るふるさと黒木の近現代1864-1988』(平成17年、黒木町)

◆個人情報保護方針

○黒木町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、個人情報保護に対する社会的要請を踏まえ、本書における個人情報の適切な取扱いについて次のとおり方針を定め、その保護及び管理に努めます。

○本方針は、教育委員会の全職員に周知徹底し、実践・遵守のため保護施策の継続的な改善を図ります。

1. 教育委員会は、個人情報保護に関する法令、及び本町が定めた条例等を遵守します。
2. 教育委員会は、個人情報を保護するための体制を確立するとともに、適切な個人情報の取得、利用及び管理に関し、これを遵守します。
3. 本書の調査業務により取得した個人情報は、教育委員会が別に定める利用目的に従って取り扱います。
4. 個人データは、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者へ情報提供はいたしません。
 - (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 統計的なデータ等、本人を識別することができない状態で開示・提供する場合
 - (3) 法令に基づき提供する場合
 - (4) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (5) 公衆衛生の向上、または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (6) 国または地方公共団体等が公的な事務を実施するうえで協力する必要がある場合、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
5. 個人データについて、不正アクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩などに対する予防措置を講ずるとともに、万一の事故等の発生時には、速やかな是正措置を講じます。
6. 本人から教育委員会に保有個人データの開示、削除並びに訂正等の請求があった場合、他の法令に違反しない限り、それについて適切に対応します。

◆教育委員会が取り扱う個人情報の利用目的について

○教育委員会が本調査により取得した個人情報について、保存地区決定・保存物件特定に係る同意説明の事務連絡及び課税台帳作成事務、並びに保存計画策定・伝建防災計画策定調査、建築基準法制限緩和条例検討調査または伝統的建造物群保存修理事業・街なみ環境整備事業に限り利用するものとします。

○業務を円滑に進めるため、一部を外部に委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供する場合がありますが、この場合、委託先に対して、教育委員会及び町は同等の基準で適切な情報管理を行うよう指導します。

◆本書の利用について

○本書の著作権は教育委員会にあります。本書より著書・論文等への引用・転載にあたっては、事前に教育委員会の許諾を得てください。

○本書の全部または一部を無断で複製・複製・転載、及び磁気記録媒体等への入力、著作権法上の例外を除き、その利用を禁じます。

○本書は、教育委員会及び町が上記目的に利用するほか、黒木地区町並み保存協議会、当該行政区、または全国伝統的建造物群保存地区協議会等の加盟団体、大学等研究機関が相互協力を目的として関連する業務に限り利用できるものとします。また、個人情報保護法上の例外を除き、一般個人及び組織が上記の目的以外に利用することを固く禁じます。

○本書は、視覚障害者のための点字翻訳・録音・拡大写本の複製は、事前に教育委員会への申請を条件に許諾します。但し、営利目的は除く。

◆地形図〔複製図〕転載・加筆一覧

○下記の図版は、測量法第29条に基づく複製承認を得て、国土地理院発行の五万分の1地形図を複製したもの（平成12年、九公第291号）の一部を転載・加筆したものです。（※図版キャプションでの注記分を除く。）

前付xii 下町連続現況屋根伏図（表紙とも）

前付xii 東上町連続現況屋根伏図

【第1章】

P. 12 建築年代別分布図

〃 建築類型別分布図

【第2章】

P. 21 調査建築物位置図

【第3章】

P. 38 水路網の形成過程

P. 42 黒木町水環境図

P. P. 49-50 黒木町水環境図

P. 51 町及び組の範域と祭祀空間

【第4章】

P. 57 景観資源分布図

P. 58 石積み分布図

P. 60 石積み以外の工作物分布図

P. 62 樹木分布図

【第5章】

P. 68 東上町連続復原平面図

P. 69 西上町・中町連続復原平面図

P. 74 下町連続平面復原図

【第6章】

P. 78 建設年代別建物分布図

P. 79 構造別建物分布図

P. 80 用途別建物分布図

〃 駐車場分布図

P. 81 屋根種別建物分布図

〃 階数別建物分布図

【第7章】

P. 98 伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区の範囲候補

□挿入写真・図面キャプション

表紙(上)	黒木の町並みと村並み[昭和33年6月] (東上町～西上町～中町・今方面)
〃(下)	下町連続現況屋根伏図(S=1/800)
裏表紙	黒木の町並みと村並み[同上] (中町～下町～東桑原・本分方面)
中表紙	黒木の町並み(東上町～下町)[同上]
例言	黒木廻水路取水口付近の水辺景観
目次	横溝千恵子家主屋(正面腰壁:青石張り)[明治14年]
xvi	中町通りの朝日影[昭和13年]
奥付	素盞鳴神社御神幸(中町四角付近)[明治38年4月]

□印刷・造本仕様

装幀	宮本雅明・大島真一郎・谷口 顕
判型	A4判(JIS規格P0138)
頁数	121頁(前付16頁+本文101頁+後付4頁)
組版	InDesign2.0/CS2 PageMaker7.0 Illustrator10.0/CS2 Photoshop6.0/CS2(Adobe) EP-X(RYOBI) Excel(Microsoft) VectorWorks10(A&A) Jww
製版	CTP AMスクリーン 210線
印刷	オフセット印刷(プロセス4C+特1)
用紙	表紙 OK特アートポスト菊判/Y目 153kg[マットPP貼り] 口絵 アート(SA金藤+)菊判/Y目 76.5kg 本文 アート(サテン金藤N)菊判/Y目 76.5kg 見返し パミス菊判/Y目 83.5kg
製本	並製本 無線綴じ
用紙協力	王子製紙(株)洋紙事業本部[OJI PAPER LIBRARY(東京・銀座)]

筑後黒木 黒木町黒木伝統的建造物群保存対策調査報告 — 町並み資料集成 I [建築土木遺産・構想篇] —

CHIKUGO-KUROGI

A Survey Report on the Group of Historic Buildings at Kurogi in Kurogi Town
— An Appendix of Preservation I [Architect Civil Heritage・Framework vol.] —

平成20年(2008)3月24日 初版第1刷 発行

[監 修]

九州大学大学院芸術工学研究院歴史環境研究室

☎815-8540 福岡市南区塩原4-9-1 TEL. 092-553-4479(教員室)
TEL. 092-553-4489(研究室)

[編集・発行]

黒木町教育委員会

☎834-1292 八女郡黒木町大字今1314-1 TEL. 0943-42-1111(代表)

[印刷・製本]

大同印刷株式会社

☎849-0902 佐賀市久保泉町大字上和泉1848-20 TEL. 0952-71-8520(代表)



'05-'06

筑後黒木

黒木町黒木伝統的建造物群保存対策調査報告
— 町並み資料集成 I [建築土木遺産・構想篇] —

福岡県 | 黒木町教育委員会
2008 | 3